

官報 号外

平成二十五年十二月四日

○第百八十五回 参議院會議録第十一号(その一)

平成二十五年十二月四日(水曜日)

午後一時二十二分開議

○議事日程 第十一号

平成二十五年十二月四日

正午開議

第一 社会保障に関する日本国とインド共和国との間の協定の締結について承認を求めるの件(衆議院送付)

第二 社会保障に関する日本国とハンガリーとの間の協定の締結について承認を求めるの件(衆議院送付)

(衆議院送付)

第三 障害者の権利に関する条約の締結について承認を求めるの件(衆議院送付)

第四 公職選挙法の一部を改正する法律案(衆議院提出)

第五 東日本大震災における原子力発電所の事故により生じた原子力損害に係る早期かつ確実な賠償を実現するための措置及び当該原子力損害に係る賠償請求権の消滅時効等の特例に関する法律案(衆議院提出)

第六 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律案(高階恵美子君外四名発議)

第七 がん登録等の推進に関する法律案(尾辻秀久君外七名発議)

第八 強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法案(衆議院提出)

第九 消費者の財産的被害の集団的な回復のための民事の裁判手続の特例に関する法律案(第百八十三回国会内閣提出、第百八十五回国会衆議院送付)

第一〇 産業競争力強化法案(内閣提出、衆議院送付)

第一一 民法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

第一二 戸籍法の一部を改正する法律案(小川敏夫君外七名発議)

○本日の会議に付した案件

一、日程第一より第四まで

一、暫時休憩することの動議(石井準一君提出)

一、日程第五より第一〇まで

○議長(山崎正昭君) これより会議を開きます。

日程第一 社会保障に関する日本国とインド共和国との間の協定の締結について承認を求めるの件

日程第二 社会保障に関する日本国とハンガリーとの間の協定の締結について承認を求めるの件

日程第三 障害者の権利に関する条約の締結について承認を求めるの件

(いずれも衆議院送付)

以上三件を一括して議題といたします。

まず、委員長長の報告を求めます。外交防衛委員 長末松信介君。

〔審査報告書及び議案は本号(その二)に掲載〕

〔末松信介君登壇、拍手〕

○末松信介君 ただいま議題となりました条約三件につきまして、外交防衛委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。

まず、社会保障協定二件は、年金制度等の適用の調整及び加入期間の通算による年金の受給権の確立等について定めるものであり、そのうち、インドとの協定は年金制度を、また、ハンガリーとの協定は、年金制度、医療保険制度等を対象としております。

次に、障害者権利条約は、障害者の人権及び基本的自由の享有を確保し、障害者の固有の尊厳の尊重を促進することを目的として、障害者の権利

の実現のための措置等について定めるものであります。

委員会におきましては、障害者権利条約について四名の参考人から意見を聴取した後、三件を一括して議題とし、岸田外務大臣等に対して質疑を行いました。

委員会における質疑の主な内容は、社会保障協定の意義と今後の締結方針、障害者権利条約の締結の意義と国内法制の課題、条約の国民への周知方法、条約実施を監視する国内機関の在り方等でありましたが、詳細は会議録によって御承知願います。

質疑を終え、順次採決の結果、三件はいずれも全会一致をもって承認すべきものと決定いたしました。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(山崎正昭君) しばらくお待ちください。

これより三件を一括して採決いたします。

足立信也君外五十七名より、表決は記名投票をもって行われたいとの要求が提出されております。

現在の出席議員の五分の一以上に達しているものと認めます。

よって、表決は記名投票をもって行います。三件に賛成の諸君は白色票を、反対の諸君は青色票を、御登壇の上、御投票をお願いします。

議場の閉鎖を命じます。氏名点呼を行います。

〔議場閉鎖〕

〔参事氏名を点呼〕

〔投票執行〕

○議長(山崎正昭君) 投票漏れはございませんか。――投票漏れはないと認めます。投票箱閉鎖。

〔投票箱閉鎖〕

○議長(山崎正昭君) これより開票いたします。投票を参事に計算させます。議場の開鎖を命じます。

〔議場開鎖〕

〔参事投票を計算〕

○議長(山崎正昭君) 投票の結果を報告いたします。

投票総数

二百三十六票

白色票

二百三十六票

青色票

〇票

よって、三件は承認することに決しました。

(拍手)

〔投票者氏名は本号末尾に掲載〕

○議長(山崎正昭君) 日程第四 公職選挙法の一部を改正する法律案(衆議院提出)を議題といたします。

まず、委員長の報告を求めます。政治倫理の確立及び選挙制度に関する特別委員長前田武志君。

〔審査報告書及び議案は本号(その二)に掲載〕

〔前田武志君登壇、拍手〕

○前田武志君 ただいま議題となりました法律案につきまして、政治倫理の確立及び選挙制度に関する特別委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。

○議長(山崎正昭君) ちよつと、前田さん、しばらくお待ちください。

○石井準一君 ……(議場騒然、聴取不能)動議を提出いたします。(賛成)と呼ぶ者あり、その他発言する者多く、議場騒然)

○議長(山崎正昭君) ただいまの動議に賛成の諸君は起立を願います。

〔賛成者起立〕

○議長(山崎正昭君) 多数と認めます。

これにて休憩いたします。

午後一時四十一分休憩

午後九時十一分開議

○議長(山崎正昭君) 休憩前に引き続き、会議を開きます。

先ほど、前田委員長の報告中に議事進行に関する動議の提出があり、これを取り上げることとなりました。

この結果、前田委員長には大変御迷惑をお掛けいたしました。

○議長(山崎正昭君) この際、休憩前に引き続き、委員長の報告を求めます。政治倫理の確立及び選挙制度に関する特別委員長前田武志君。

〔前田武志君登壇、拍手〕

○前田武志君 ただいま議題となりました法律案につきまして、政治倫理の確立及び選挙制度に関する特別委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。

本法律案は、都道府県の議会の議員の選挙区について、郡の存在意義が大きく変質している現状等に鑑み、一定の要件の下で、市町村を単位として条例で選挙区を定めることができるようにするとともに、指定都市の区域においては、二以上の区域に分けた区域を選挙区の単位としようとするものであります。

委員会におきましては、発議者を代表して衆議院議員小此木八郎君から趣旨説明を聴取した後、都道府県議員選挙の望ましい選挙区設定の在り方、公正な選挙区の区割り実現の必要性、選挙区改定に併せて議員定数削減が促進されることへの危惧、町村部の地域代表を選出できなくなることによる投票率低下の懸念等について質疑が行われました。

質疑を終局し、討論に入りましたところ、日本共産党を代表して吉良よし子委員より反対する旨の意見が述べられました。

討論を終局し、採決の結果、本法律案は多数をもつて原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(山崎正昭君) これより採決をいたします。

足立信也君外五十七名より、表決は記名投票をもつて行われたいとの要求が提出されており、現在の出席議員の五分の一以上に達しているものと認めます。

よって、表決は記名投票をもつて行います。本案に賛成の諸君は白色票を、反対の諸君は青色票を、御登壇の上、御投票を願います。

議場の閉鎖を命じます。氏名点呼を行います。

〔議場閉鎖〕

〔参事氏名を点呼〕

〔投票執行〕

○議長(山崎正昭君) 投票漏れはございませんか。――投票漏れはないと認めます。投票箱閉鎖。

〔投票箱閉鎖〕

○議長(山崎正昭君) これより開票いたします。投票を参事に計算させます。議場の開鎖を命じます。

〔議場開鎖〕

〔参事投票を計算〕

○議長(山崎正昭君) 投票の結果を報告いたします。

投票総数

二百三十六票

白色票

二百二十票

青色票

十六票

よって、本案は可決されました。(拍手)

〔投票者氏名は本号末尾に掲載〕

○議長(山崎正昭君) 日程第五 東日本大震災における原子力発電所の事故により生じた原子力損害に係る早期かつ確実な賠償を実現するための措置及び当該原子力損害に係る賠償請求権の消滅時効等の特例に関する法律案(衆議院提出)を議題といたします。

まず、委員長長の報告を求めます。文教科学委員長丸山和也君。

(審査報告書及び議案は本号(その二)に掲載)

(丸山和也君登壇、拍手)

○丸山和也君 た、だいま議題となりました法律案につきまして、文教科学委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。

本法律案は、衆議院文部科学委員長提出によるものであり、東日本大震災における原子力発電所の事故により生じた原子力損害の被害者が早期かつ確実に賠償を受けることができるようにするための体制を国が構築するために必要な措置について定めるとともに、当該原子力損害に係る賠償請求権の消滅時効等の特例について定めようとするものであります。

委員会におきましては、趣旨説明を聴取した後、採決の結果、本法律案は全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(山崎正昭君) これより採決をいたします。

本案の賛否について、投票ボタンをお押し願います。

(投票開始)

○議長(山崎正昭君) 間もなく投票を終了いたします。——これにて投票を終了いたします。

(投票終了)

○議長(山崎正昭君) 投票の結果を報告いたします。

投票総数

百七十七

賛成

百七十七

反対

〇

よつて、本案は全会一致をもって可決されました。(拍手)

(投票者氏名は本号末尾に掲載)

○議長(山崎正昭君) 日程第六 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律案(高階恵美子君外四名発議)

日程第七 がん登録等の推進に関する法律案(尾辻秀久君外七名発議)

以上両案を一括して議題といたします。

まず、委員長長の報告を求めます。厚生労働委員長長石井みどり君。

(審査報告書及び議案は本号(その二)に掲載)

(石井みどり君登壇、拍手)

○石井みどり君 た、だいま議題となりました両法律案につきまして、厚生労働委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。

まず、中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律案は、帰国した中国残留邦人等と共に来日し、長年にわたり労苦を共にしてきた中国残留邦人等の配偶者について、中国残留邦人等が亡くなった後の老後の生活の安定が切実な課題となつてゐる事情に鑑み、永住帰国する前からの配偶者について、その自立の支援を行うため、中国残留邦人等が亡くなった後、支援給付に加えて配偶者支援金を支給する等の措置を講じようとするものであります。

委員会におきましては、発議者高階恵美子君から趣旨説明を聴取し、次いで、本法律案は予算を伴うものであることから、国会法第五十七条の三の規定に基づいて内閣から意見を聴取しましたところ、田村厚生労働大臣より政府としては異議はない旨の意見が述べられました。

続いて、採決の結果、本法律案は全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、がん登録等の推進に関する法律案は、国民の疾病による死亡の最大の原因となつてゐるなど、がんが国民の生命及び健康にとって重大な問題となつてゐる現状に鑑み、がん対策基本法の趣旨にのっとり、全国がん登録の実施、全国がん登録情報等の利用、提供、保護等のほか、院内がん登録等の推進に関する事項を定め、あわせて、がん登録等により得られた情報の活用について定めることにより、がん対策の科学的知見に基づく実施を始め、がん対策の充実につなげようとするものであります。

委員会におきましては、発議者尾辻秀久君から趣旨説明を聴取し、次いで、本法律案は予算を伴うものであることから、国会法第五十七条の三の規定に基づいて内閣から意見を聴取しましたところ、田村厚生労働大臣より政府としては異議はない旨の意見が述べられました。

続いて、採決の結果、本法律案は全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(山崎正昭君) これより両案を一括して採決いたします。

両案の賛否について、投票ボタンをお押し願います。

(投票開始)

○議長(山崎正昭君) 間もなく投票を終了いたします。——これにて投票を終了いたします。

(投票終了)

○議長(山崎正昭君) 投票の結果を報告いたします。

投票総数

百七十七

賛成

百七十七

反対

〇

よつて、両案は全会一致をもって可決されました。(拍手)

(投票者氏名は本号末尾に掲載)

○議長(山崎正昭君) 日程第八 強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法案(衆議院提出)を議題といたします。

まず、委員長の報告を求めます。災害対策特別委員長竹谷とし子君。

〔審査報告書及び議案は本号(その二)に掲載〕

〔竹谷とし子君登壇、拍手〕

○竹谷とし子君 ただいま議題となりました法律案につきまして、災害対策特別委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。

本法律案は、強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、基本理念を定め、国等の責務を明らかにするとともに、人命の保護が最大限に図られること等を内容とする基本方針、基本計画その他施策の基本となる事項等について定めようとするものであります。

なお、衆議院において、法律の題名、基本方針等について修正が行われております。

委員会におきましては、本法律案の目的、大規模自然災害等に対する脆弱性評価の在り方、防災・減災のための施策の重点化等について質疑が行われましたが、その詳細は会議録によつて御承知願います。

強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法案 消費者的財産的被害の 四

採決により質疑の終局を決定した後、討論に入りましたところ、みんなの党を代表して柴田委員より反対、自由民主党及び公明党を代表して松下理事より賛成、日本共産党を代表して仁比委員より反対する旨の意見がそれぞれ述べられました。採決の結果、本法律案は多数をもつて原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、本法律案に対し附帯決議が付されております。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(山崎正昭君) これより採決をいたします。

本案の賛否について、投票ボタンをお押し願います。

〔投票開始〕

○議長(山崎正昭君) 間もなく投票を終了いたします。——これにて投票を終了いたします。

〔投票終了〕

○議長(山崎正昭君) 投票の結果を報告いたします。

投票総数 百七十六

賛成 百三十六

反対 四十

よつて、本案は可決されました。(拍手)

〔投票者氏名は本号末尾に掲載〕

○議長(山崎正昭君) 日程第九 消費者の財産的被害の集団的な回復のための民事の裁判手続の特例に関する法律案(第百八十三回国会内閣提出、第百八十五回国会衆議院送付)を議題といたします。

まず、委員長の報告を求めます。消費者問題に関する特別委員長寺田典城君。

〔審査報告書及び議案は本号(その二)に掲載〕

〔寺田典城君登壇、拍手〕

○寺田典城君 ただいま議題となりました法律案につきまして、消費者問題に関する特別委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。

本法律案は、消費者契約に関して相当多数の消費者に生じた財産的被害について、消費者と事業者との間の情報の質及び量並びに交渉力の格差により消費者が自らその回復を図ることには困難を伴う場合があることに鑑み、その財産的被害を集団的に回復するため、特定適格消費者団体が被害回復裁判手続を進行することができることとするものであります。

なお、衆議院におきまして、特定適格消費者団体が権限を濫用して事業活動に不当な影響を及ぼさないようにするための方策、特定適格消費者団体に対する支援の在り方並びに共通義務確認の訴えを提起することができる請求及び損害の範囲等の規定の検討、この法律が適用されない請求につ

いての裁判外紛争解決手続の利用促進並びに本法の周知に関する規定の附則への追加等を内容とする修正が行われております。

委員会におきましては、参考人から意見を聴取するとともに、本制度を二段階訴訟とする意義、対象消費者への通知・公告の在り方、本制度における乱訴の懸念、適格消費者団体に対する支援の必要性等について質疑が行われましたが、その詳細は会議録によつて御承知願います。

質疑を終了し、採決の結果、本法律案は全会一致をもつて原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(山崎正昭君) これより採決をいたします。

足立信也君外五十七名より、表決は記名投票をもつて行われたいとの要求が提出されております。

現在の出席議員の五分の一以上に達しているものと認めます。

よつて、表決は記名投票をもつて行います。本案に賛成の諸君は白色票を、反対の諸君は青色票を、御登壇の上、御投票を願います。

議場の閉鎖を命じます。氏名点呼を行います。

〔議場閉鎖〕

〔参事氏名を点呼〕

〔投票執行〕

○議長(山崎正昭君) 投票漏れはございませんか。——投票漏れはないと認めます。投票箱閉鎖。

〔投票箱閉鎖〕

○議長(山崎正昭君) これより開票いたします。投票を参事に計算させます。議場の開鎖を命じます。

〔議場開鎖〕

〔参事投票を計算〕

○議長(山崎正昭君) 投票の結果を報告いたします。

投票総数

二百三十四票

白色票

二百三十四票

青色票

○票

よつて、本案は全会一致をもつて可決されました。(拍手)

〔投票者氏名は本号末尾に掲載〕

○議長(山崎正昭君) 日程第一〇 産業競争力強化法案(内閣提出、衆議院送付)を議題といたします。

まず、委員長の報告を求めます。経済産業委員長大久保勉君。

〔審査報告書及び議案は本号(その二)に掲載〕

〔大久保勉君登壇、拍手〕

○大久保勉君 た、だいま議題となりました法律案につきまして、審査の経過と結果を御報告申し上げます。

本法律案は、我が国経済を再興するためには、経済社会情勢の変化に対応して、産業競争力を強化することが重要であることに鑑み、産業競争力の強化に関する実行計画等を定めることにより、産業競争力の強化に関する施策を総合的かつ一体的に推進するための態勢を整備するとともに、規制の特例措置の整備及びこれを通じた規制改革を推進し、併せて、産業活動における新陳代謝の活性化を促進するための措置、中小企業の活力の再生を円滑化するための措置等を講じようとするものであります。

なお、衆議院におきまして、政府は、実行計画に定める重点施策の進捗及び効果に関する評価を行ったときは、重点施策の進捗及び実施の状況並びに評価に関して、その結果を公表するとともに、各年度ごとに報告書を作成し、これを国会に提出しなければならないことを内容とする修正が行われております。

委員会におきましては、参考人からの意見を聴取するとともに、日本再興戦略と本法律案の関係、企業実証特例制度及びグレーゾーン解消制度の実効性、事業再編を進める上で雇用安定に十分な配慮を行う必要性、ベンチャー投資促進のための具体的方策、中小企業の創業・事業再生支援の在り方、産活法の実績と評価等について質疑が行われましたが、その詳細は会議録によって御承知

願います。

質疑を終了し、本法律案に対し、みんなの党を代表して行田委員より、国は、規制の見直しを行うに当たっては、産業競争力の強化を阻害することのないよう配慮すること、社外取締役の選任を義務付けることについて検討を加え、必要な法制上の措置を講ずること等を内容とする修正案が提出されました。

次いで、討論に入りましたところ、みんなの党を代表して行田委員、日本共産党を代表して倉林理事よりそれぞれ反対する旨の意見が述べられました。

討論を終わり、採決の結果、修正案は賛成少数をもつて否決され、本法律案は多数をもつて原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、本法律案に対し附帯決議を行いました。以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(山崎正昭君) 本案に対し、討論の通告がございします。発言を許します。倉林明子君。

〔倉林明子君登壇、拍手〕

○倉林明子君 私は、日本共産党を代表して、産業競争力強化法案に対し、反対討論を行います。

討論に先立ち、与党の乱暴極まりない議会運営に対し、厳しく抗議するものです。基本的人権と表現の自由を侵害する希代の悪法、秘密保護法案に反対し、廃案を求める声は、審議が進むにつれて広がり、強まっております。与党は、何が何でも今国会で成立させると強権的な委員会運営に終始し、本会議の開催時刻まで遅らせるということ

を行いました。こんな横暴な運営は絶対に許されるものではありません。

産業競争力強化法案は、日本再興戦略を具体化し、世界で一番企業が活躍しやすい国に日本を変え、世界で一番経済の三つのゆがみ、過剰規制、過小投資、過当競争を根本からは正すための中核となるものだとしています。この二十年間に及ぶ規制改革により、大企業に巨額の内部留保をため込ませる一方、国民には貧困と格差を広げ、雇用の質の悪化や地域経済の疲弊をもたらしてきました。

日本再興戦略では、行き過ぎた雇用維持から失業なき労働移動に転換するとし、本法案でも、雇用も特例制度の例外ではないとされております。これまでの事業再編でも、結果として雇用を確保してきたと強弁されましたが、実態はどうだったのでしょうか。

産業活力再生特別措置法の下で、電機産業を始めとした大手企業の工場閉鎖や事業縮小が事業再編として進められてきました。加えて、政府が大企業の海外進出を支援してきた結果、雇用が奪われ、国内産業が空洞化し、都市部と地方の格差が一層広がっています。

産活法と併せて労働者派遣法の改正が行われました。その後、製造業の派遣が原則自由化された下で、非正規の労働者が増え、今では一千九百万人と過去最高となり、全労働者に占める割合は三六%にも上っております。今でさえ雇用は維持されております。製造業の現場では、非正規の労働者を雇用の調整弁として使い、最後は物のよう

に切り捨ててきたことが日本の物づくりの底力まで奪ってしまったのではないでしようか。

大企業の競争力を強化するとして提案されている本法案は、国民の利益と一致しないばかりか、国民の雇用も安全も犠牲にし、日本経済の再生や国民生活の向上と逆行することは明らかです。

以下、反対の理由を述べます。

第一の理由は、大企業のリストラを支援してきた産活法を継承するものだからです。

産活法は、大企業のリストラ、人減らしに対し政府がお墨付きを与え、税金を使って支援する役割を果たしてきました。電機産業の大リストラは、昨年夏、十三万人規模と言われていたものに、更に新たなリストラ計画が加わり、その規模は十八万人と拡大しています。政府が九五%を出資している産業革新機構がその推進役を果たしているのですから、もつてのほかです。

第二に、新たに企業実証特例制度やグレーゾーン解消制度を導入し、規制緩和の突破口を開き、全国に広げる仕組みとなっていることです。

特例の対象は全ての分野が対象となるもので、その代替措置が十分かどうか、事業官庁と規制官庁の協議、調整の最終判断は内閣総理大臣に委ねられることとなります。

安倍総理は、十月に、規制改革こそ成長力を起爆させる突破口と発言し、もはや岩盤のように固まった規制を打ち破るには強力なドリルと強い刃が必要であり、自分がそのドリルの刃になると述べておられます。規制緩和を進める権限を総理が

握れば、その推進者となることは明らかです。

医療や労働、環境など様々な規制は、そもそも国民の生命や安全を守るためにつくられてきた大切な規制です。国民も国会も関与できない仕組みをつくり、企業ビジネスに障害となるものは岩盤規制として打ち破る対象とするなど、到底容認できません。

第三に、本法案とセットで用意されている法人税等の軽減措置が、大企業の内部留保を増やすだけで、下請や取引先の中小企業の収益向上や労働者の賃上げに結び付くものではないからです。

なお、国立大学法人がベンチャーファンドに出資や援助ができるという新たな規定が盛り込まれております。損失が出た場合、学生の授業料の値上げや大学の運営に支障を来す危険があり、実施すべきではありません。

今、日本が目指すべきは、多国籍企業のために世界で最も企業が活躍しやすい国をつくることではありません。大企業の内部留保を労働者の賃上げに回して内需を拡大すること、事業所の九九・七%、雇用の七割を支えるだけでなく、日本の物づくりの主役である全ての中小企業・小規模事業者を支援することが日本経済の真の再生につながるものであると指摘し、反対討論といたします。

(拍手)

○議長(山崎正昭君) これにて討論は終局いたしました。

○議長(山崎正昭君) これより採決をいたします。

足立信也君外五十七名より、表決は記名投票をもつて行われたいとの要求が提出されております。

現在の出席議員の五分の一以上に達しているものと認めます。

よつて、表決は記名投票をもつて行います。本案に賛成の諸君は白色票を、反対の諸君は青色票を、御登壇の上、御投票をお願いします。

議場の閉鎖を命じます。氏名点呼を行います。

〔議場閉鎖〕

〔参事氏名を点呼〕

〔投票執行〕

○議長(山崎正昭君) 投票漏れはございませんか。――投票漏れはないと認めます。投票箱閉鎖。

〔投票箱閉鎖〕

○議長(山崎正昭君) これより開票いたします。

投票を参事に計算させます。議場の閉鎖を命じます。

〔議場閉鎖〕

〔参事投票を計算〕

○議長(山崎正昭君) 投票の結果を報告いたします。

投票総数

二百三十六票

白色票

百九十五票

青色票

四十一票

よつて、本案は可決されました。(拍手)

〔投票者氏名は本号末尾に掲載〕

○議長(山崎正昭君) 本日はこれにて延会することとし、次会は明五日午前零時十分より開会いたします。

これにて延会いたします。

午後十時十八分延会

出席者は左のとおり。

議長 山崎 正昭君
副議長 興石 東君

吉良よし子君	又市 征治君
山本 博司君	横山 信一君
辰巳孝太郎君	吉田 忠智君
河野 義博君	佐々木さやか君
倉林 明子君	福島みずほ君
矢倉 克夫君	杉 久武君
堀井 巖君	田村 智子君
紙 智子君	石川 博崇君
新妻 秀規君	平木 大作君
若林 健太君	高階恵美子君
仁比 聡平君	大門実紀史君
秋野 公造君	竹谷とし子君
若松 謙維君	中西 祐介君
熊谷 大君	大家 敏志君
井上 哲士君	小池 晃君
浜田 昌良君	山本 香苗君
谷合 正明君	磯崎 陽輔君
愛知 治郎君	岡田 広君

市田 忠義君	山下 芳生君	脇 雅史君	牧野たかお君	大野 元裕君	西山まさみ君	真山 勇一君	東 徹君
荒木 清寛君	山口那津男君	福岡 資麿君	堀内 恒夫君	徳永 エリ君	高野光二郎君	芝 博一君	加藤 敏幸君
魚住裕一郎君	西田 実仁君	山本 太郎君	谷 亮子君	斎藤 嘉隆君	田城 郁君	柳澤 光美君	柴田 巧君
長沢 広明君	林 芳正君	吉川ゆうみ君	山田 修路君	難波 獎二君	江崎 孝君	中西 健治君	中野 正志君
山本 一太君	森 まさこ君	渡邊 美樹君	糸数 慶子君	有田 芳生君	島村 大君	室井 邦彦君	小見山幸治君
藤川 政人君	中原 八一君	主濱 了君	豊田 俊郎君	野田 国義君	金子 洋一君	小川 敏夫君	長浜 博行君
磯崎 仁彦君	赤石 清美君	堂故 茂君	柘植 芳文君	風間 直樹君	牧山ひろえ君	川田 龍平君	行田 邦子君
上野 通子君	舞立 昇治君	滝波 宏文君	滝沢 求君	大島九州男君	相原久美子君	寺田 典城君	中山 恭子君
三木 亨君	三宅 伸吾君	高橋 克法君	太田 房江君	林 久美子君	片山さつき君	前川 清成君	北澤 俊美君
宮本 周司君	森屋 宏君	大野 泰正君	北村 経夫君	尾立 源幸君	大久保 勉君	柳田 稔君	前田 武志君
山下 雄平君	馬場 成志君	大沼みずほ君	古賀友一郎君	白 眞勲君	足立 信也君	江田 五月君	水野 賢一君
羽生田 俊君	二之湯武史君	上月 良祐君	酒井 庸行君	藤本 祐司君	水岡 俊一君	小野 次郎君	江口 克彦君
長峯 誠君	中泉 松司君	島田 三郎君	古川 俊治君	津田弥太郎君	猪口 邦子君	松沢 成文君	片山虎之助君
長谷川 岳君	三原じゅん子君	西田 昌司君	塚田 一郎君	小林 正夫君	藤田 幸久君	国務大臣	
渡辺 猛之君	江島 潔君	石井みどり君	島尻安伊子君	大塚 耕平君	福山 哲郎君	総務大臣	新藤 義孝君
井原 巧君	石井 正弘君	佐藤 正久君	佐藤 信秋君	櫻井 充君	増子 輝彦君	法務大臣	谷垣 禎一君
石田 昌宏君	石井 準一君	佐藤ゆかり君	伊達 忠一君	那谷屋正義君	山東 昭子君	外務大臣	岸田 文雄君
宇都 隆史君	岩井 茂樹君	岡田 直樹君	宮沢 洋一君	小川 勝也君	直嶋 正行君	文部科学大臣	下村 博文君
石井 浩郎君	青木 一彦君	中川 雅治君	二之湯 智君	神本美恵子君	田中 直紀君	厚生労働大臣	田村 憲久君
丸川 珠代君	山田 俊男君	野村 哲郎君	松村 祥史君	羽田雄一郎君	郡司 彰君	経済産業大臣	茂木 敏充君
丸山 和也君	水落 敏榮君	松下 新平君	溝手 顕正君	榑葉賀津也君	浜田 和幸君	国務大臣	
関口 昌一君	野上浩太郎君	柳本 卓治君	武見 敬三君	和田 政宗君	渡辺美知太郎君	(内閣府特命担当大臣(消費者及び食品安全))	森 まさこ君
藤井 基之君	北川イツセイ君	山崎 力君	山谷えり子君	清水 貴之君	平野 達男君	国務大臣	古屋 圭司君
小泉 昭男君	末松 信介君	木村 義雄君	小坂 憲次君	井上 義行君	薬師寺みちよ君	議員派遣中の議員	
岩城 光英君	衛藤 晟一君	鴻池 祥肇君	尾辻 秀久君	藤巻 健史君	吉川 沙織君	赤池 誠章君	松田 公太君
世耕 弘成君	松山 政司君	中曽根弘文君	森本 真治君	荒井 広幸君	山田 太郎君		
金子原二郎君	鶴保 庸介君	磯崎 哲史君	石上 俊雄君	藤巻 幸夫君	儀間 光男君		
橋本 聖子君	岸 宏一君	浜野 喜史君	安井美沙子君	蓮 舫君	広田 一君		
山本 順三君	吉田 博美君	小西 洋之君	石橋 通宏君	藤末 健三君	山口 和之君		

議長の報告事項

去る十一月二十七日議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

総務委員

辞任

野上浩太郎君

補欠

島田 三郎君

石上 俊雄君

櫻井 充君

法務委員

辞任

宮沢 洋一君

補欠

古賀友一郎君

外交防衛委員

辞任

清水 貴之君

補欠

アントニオ猪木君

文科学委員

辞任

堀井 巖君

補欠

水落 敏栄君

櫻井 充君

石上 俊雄君

浜野 喜史君

斎藤 嘉隆君

農林水産委員

辞任

古賀友一郎君

補欠

宮沢 洋一君

水落 敏栄君

堀井 巖君

国土交通委員

辞任

島田 三郎君

補欠

野上浩太郎君

環境委員

辞任

斎藤 嘉隆君

補欠

浜野 喜史君

アントニオ猪木君

清水 貴之君

同日議長において、次のとおり特別委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

災害対策特別委員

辞任

仁比 聡平君

補欠

大門実紀史君

政治倫理の確立及び選挙制度に関する特別委員

辞任

磯崎 陽輔君

補欠

上月 良祐君

宮沢 洋一君

馬場 成志君

石橋 通宏君

難波 奨二君

河野 義博君

杉 久武君

消費者問題に関する特別委員

辞任

磯崎 哲史君

補欠

森本 真治君

国家安全保障に関する特別委員

辞任

岩井 茂樹君

補欠

島田 三郎君

江島 潔君

柘植 芳文君

北村 経夫君

堂故 茂君

佐藤ゆかり君

古賀友一郎君

西田 昌司君

舞立 昇治君

三宅 伸吾君

中泉 松司君

中山 恭子君

室井 邦彦君

同日議長において、次のとおり調査会委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

国の統治機構に関する調査会委員

辞任

大家 敏志君

補欠

高階恵美子君

石上 俊雄君

森本 真治君

同日委員会において選任した理事は次のとおりである。

行政監視委員会

理事 木村 義雄君

理事 山東 昭子君 (福岡資麿君の補欠)

理事 島尻安伊子君

理事 小林 正夫君 (藤本祐司君の補欠)

理事 斎藤 嘉隆君 (那谷屋正義君の補欠)

政治倫理の確立及び選挙制度に関する特別委員会

理事 安井美沙子君 (難波奨二君の補欠)

同日議員から次の議案が提出された。

犯罪被害者等給付金の支給等による犯罪被害者等の支援に関する法律の一部を改正する法律案 (小野次郎君外八名発議)(参第七号)

会社法の一部を改正する法律案(小川敏夫君外六名発議)(参第八号)

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律案(高階恵美子君外四名発議)(参第九号)

同日衆議院から予備審査のため次の議案が送付された。

国家安全保障上重要な土地等に係る取引等の規制等に関する法律案(中田宏君外一名提出(衆第二二号))

同日議長は、衆議院送付の次の内閣提出案を国家安全保障に関する特別委員会に付託した。

特定秘密の保護に関する法律案(閣法第九号)

同日本院は、衆議院送付の次の内閣提出案を可決した旨衆議院に通知した。

安全保障会議設置法等の一部を改正する法律案

裁判官の配偶者同行休業に関する法律案

公立高等学校に係る授業料の不徴収及び高等学校等就学支援金の支給に関する法律の一部を改正する法律案

交通政策基本法

同日本院は、衆議院送付の次の内閣提出案を承認することを議決した旨衆議院に通知した。

特定船舶の入港の禁止に関する特別措置法第五

条第一項の規定に基づき、特定船舶の入港禁止

の実施につき承認を求めるの件

同日委員長から次の報告書が提出された。

公職選挙法の一部を改正する法律案(第百八十三回国会衆第四一号)審査報告書

同日議員から次の質問主意書が提出された。

子ども連れ去り・引き離し問題に関する第三回質問主意書(浜田和幸君提出)(第七二二号)

同日次の質問主意書を内閣に転送した。

二〇一三年度における経常収支赤字化の可能性と財政への影響に関する再質問主意書(藤末健三君提出)(第六八号)

同日次の法律の公布を奏上し、その旨衆議院に通知した。

安全保障会議設置法等の一部を改正する法律

裁判官の配偶者同行休業に関する法律

公立高等学校に係る授業料の不徴収及び高等学校等就学支援金の支給に関する法律の一部を改正する法律

交通政策基本法

同日本院は、衆議院送付の次の内閣提出案を承認することを議決した旨衆議院に通知した。

特定船舶の入港の禁止に関する特別措置法第五

条第一項の規定に基づき、特定船舶の入港禁止

の実施につき承認を求めるの件

同日委員長から次の報告書が提出された。

公職選挙法の一部を改正する法律案(第百八十三回国会衆第四一号)審査報告書

同日議員から次の質問主意書が提出された。

子ども連れ去り・引き離し問題に関する第三回質問主意書(浜田和幸君提出)(第七二二号)

同日次の質問主意書を内閣に転送した。

二〇一三年度における経常収支赤字化の可能性と財政への影響に関する再質問主意書(藤末健三君提出)(第六八号)

同日次の法律の公布を奏上し、その旨衆議院に通知した。

安全保障会議設置法等の一部を改正する法律

裁判官の配偶者同行休業に関する法律

公立高等学校に係る授業料の不徴収及び高等学校等就学支援金の支給に関する法律の一部を改正する法律

交通政策基本法

同日国会において承認することを議決した次の件を内閣に送付し、その旨衆議院に通知した。

特定船舶の入港の禁止に関する特別措置法第五
条第一項の規定に基づき、特定船舶の入港禁止
の実施につき承認を求めるの件

去る十一月二十八日議長において、次のとおり常
任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

総務委員

辞任

櫻井 充君

補欠

大塚 耕平君

法務委員

辞任

古賀友一郎君

補欠

宮沢 洋一君

外交防衛委員

辞任

アントニオ猪木君

補欠

儀間 光男君

財政金融委員

辞任

大塚 耕平君

補欠

石上 俊雄君

文教科学委員

辞任

中山 恭子君

補欠

藤巻 健史君

農林水産委員

辞任

石上 俊雄君

補欠

櫻井 充君

宮沢 洋一君

紙 智子君

補欠

古賀友一郎君

儀間 光男君

アントニオ猪木君

国土交通委員

辞任

辰巳孝太郎君

補欠

紙 智子君

同日議長において、次のとおり特別委員の辞任を
許可し、その補欠を指名した。

災害対策特別委員

辞任

大門実紀史君

補欠

仁比 聡平君

政治倫理の確立及び選挙制度に関する特別委員

辞任

上月 良祐君

補欠

磯崎 陽輔君

消費者問題に関する特別委員

辞任

佐々木さやか君

補欠

新妻 秀規君

国家安全保障に関する特別委員

辞任

古賀友一郎君

補欠

岩井 茂樹君

島田 三郎君

柘植 芳文君

堂故 茂君

中泉 松司君

舞立 昇治君

矢倉 克夫君

室井 邦彦君

山田 修路君

江島 潔君

北村 経夫君

三宅 伸吾君

堀井 巖君

佐々木さやか君

東 徹君

同日議員から次の議案が提出された。

歳入庁の設置による内国税並びに労働保険料及
び年金保険料等の徴収に関する業務の効率化等
の推進に関する法律案(中西健治君外三名発議)
(参第一〇号)

がん登録等の推進に関する法律案(尾辻秀久君
外六名発議)(参第一一号)

同日衆議院から次の議案が提出された。

東日本大震災における原子力発電所の事故によ
り生じた原子力損害に係る早期かつ確実な賠償
を実現するための措置及び当該原子力損害に係
る賠償請求権の消滅時効等の特例に関する法律
案(衆第三三三号)

同日衆議院から次の内閣提出案を受領した。

薬事法及び薬剤師法の一部を改正する法律案
(閣法第二二二号)

同日衆議院から、同院において修正議決した次の
内閣提出案を受領した。

農地中間管理事業の推進に関する法律案(閣法
第四四号)

農業の構造改革を推進するための農業経営基盤
強化促進法等の一部を改正する等の法律案(閣
法第一五五号)

同日衆議院から予備審査のため次の議案が送付さ
れた。

研究開発システムの改革の推進等による研究開
発能力の強化及び研究開発等の効率的推進等に
関する法律及び大学の教員等の任期に関する法
律の一部を改正する法律案(塩谷立君外四名提
出)(衆第二二二号)

東日本大震災における原子力発電所の事故によ
り生じた原子力損害に係る早期かつ確実な賠償
を実現するための措置及び当該原子力損害に係
る賠償請求権の消滅時効等の特例に関する法律
案(文部科学委員長提出)(衆第二三三号)

同日議長は、次の議員提出案を予備審査のため衆
議院に送付した。

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰
国後の自立の支援に関する法律の一部を改正す
る法律案(高階恵美子君外四名発議)

同日議員から次の質問主意書が提出された。

二〇一三年度第二四半期の国内総生産の速報値
に関する質問主意書(藤末健三君提出)(第七三
号)

生活保護引下げに関する質問主意書(福島みず
ほ君提出)(第七四号)

生活扶助相当CPI算出の検証及び生活扶助基
準改定に関する質問主意書(福島みずほ君提出)
(第七五号)

去る十一月二十九日議長において、次のとおり常
任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

総務委員

辞任

大塚 耕平君

補欠

石上 俊雄君

外交防衛委員

辞任

儀間 光男君

補欠

アントニオ猪木君

財政金融委員

辞任

石上 俊雄君

補欠

大塚 耕平君

文教科学委員

辞任

中山 恭子君

補欠

藤巻 健史君

農林水産委員

辞任

補欠

辰巳孝太郎君
アントニオ猪木君

紙 智子君
儀間 光男君

国土交通委員

辞任

補欠

紙

智子君

辰巳孝太郎君

議院運営委員

辞任

補欠

大沼みずほ君
滝沢 求君

高野光二郎君
石田 昌宏君

同日議長において、次のとおり特別委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

沖縄及び北方問題に関する特別委員

辞任

補欠

尾立 源幸君
儀間 光男君

田城 郁君
清水 貴之君

消費者問題に関する特別委員

辞任

補欠

新妻 秀規君
和田 政宗君

佐々木さやか君
山田 太郎君

国家安全保障に関する特別委員

辞任

補欠

堀井 巖君
山田 修路君

西田 昌司君
佐藤ゆかり君

佐々木さやか君

荒木 清寛君

真山 勇一君

山田 太郎君

東 徹君

室井 邦彦君

同日委員会において選任した理事は次のとおりである。

国家安全保障に関する特別委員会

理事 西田 昌司君 (西田昌司君の補欠)

同日議員から次の議案が提出された。

児童の通学安全の確保に関する施策の推進に関する法律案(大島九州男君外八名発議(参第一二二号))

国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律の一部を改正する法律案(松田公太君発議(参第一三三号))

国家公務員の給与の減額措置等による国家公務員の人件費の総額の削減に関する法律案(小野次郎君発議(参第一四四号))

同日内閣から予備審査のため次の議案が送付された。

会社法の一部を改正する法律案(閣法第二二二号)
会社法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案(閣法第二三三号)

同日議長は、次の議員提出案を予備審査のため衆議院に送付した。

犯罪被害者等給付金の支給等による犯罪被害者等の支援に関する法律の一部を改正する法律案(小野次郎君外八名発議)

会社法の一部を改正する法律案(小川敏夫君外六名発議)

歳入庁の設置による内国税並びに労働保険料及び年金保険料等の徴収に関する業務の効率化等の推進に関する法律案(中西健治君外三名発議)
がん登録等の推進に関する法律案(尾辻秀久君外六名発議)

同日議員から次の質問主意書が提出された。

拉致問題等と特定秘密保護法案に関する質問主意書(有田芳生君提出)(第七六号)

同日内閣から次の答弁書を受領した。

参議院議員川田龍平君提出「石綿による健康被害の救済に関する法律第三十七条第一項の一般抛出金率の改定案」に関する再質問に対する答弁書(第六六号)

参議院議員藤末健三君提出原子力規制委員会による新規制基準適合性に係る審査に関する質問に対する答弁書(第六七号)

同日議長は、ラウル・セルバンテス・アンドラーデ・メキシコ合衆国上院議長より、同議長のメキシコ合衆国上院議長就任に際し発送した祝辞に対する礼状を受領した。

一昨二日議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

総務委員

辞任

補欠

石井 正弘君
若松 謙維君

宮沢 洋一君
浜田 昌良君

法務委員

辞任

補欠

宮沢 洋一君
森 まさこ君

石井 正弘君
宇都 隆史君

外交防衛委員

辞任

補欠

宇都 隆史君
牧山ひろえ君
河野 義博君

豊田 俊郎君
浜野 喜史君
新妻 秀規君

文教科学委員

辞任

補欠

新妻 秀規君

河野 義博君

厚生労働委員

辞任

補欠

浜田 昌良君

若松 謙維君

国土交通委員

辞任

補欠

豊田 俊郎君

森 まさこ君

環境委員

辞任

補欠

浜野 喜史君

牧山ひろえ君

議院運営委員

辞任

補欠

石田 昌宏君

滝沢 求君

同日議長において、次のとおり特別委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

災害対策特別委員

辞任

補欠

磯崎 仁彦君
高野光二郎君

石田 昌宏君
大野 泰正君

吉川ゆうみ君

森屋 宏君

仁比 聡平君

大門実紀史君

沖縄及び北方問題に関する特別委員

辞任

補欠

田城 郁君

尾立 源幸君

清水 貴之君

儀間 光男君

消費者問題に関する特別委員

辞任

補欠

石井みどり君

高橋 克法君

国家安全保障に関する特別委員

辞任

補欠

荒木 清寛君 新妻 秀規君
山田 太郎君 真山 勇一君
井上 哲士君 山下 芳生君
室井 邦彦君 清水 貴之君

同日議員から委員会審査省略要求書を付して次の議案が提出された。

議院運営委員長岩城光英君解任決議案(前川清成君外一名発議)

同日衆議院から予備審査のため次の議案が送付された。

地方公務員法等の一部を改正する法律案(原口一博君外三名提出)(衆第二四号)

地方公務員の労働関係に関する法律案(原口一博君外三名提出)(衆第二五号)

同日議長は、次の議員提出案を厚生労働委員会に付託した。

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律案(高階恵美子君外四名発議)(参第九号)

がん登録等の推進に関する法律案(尾辻秀久君外七名発議)(参第一号)

同日議長は、次の衆議院提出案を委員会に付託した。

アルコール健康障害対策基本法案(衆第一九号)

内閣委員会に付託

東日本大震災における原子力発電所の事故により生じた原子力損害に係る早期かつ確実な賠償を実現するための措置及び当該原子力損害に係る賠償請求権の消滅時効等の特例に関する法律案(衆第二三三号) 文教科学委員会に付託

強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法案(第八十三回国会衆第一八号)

災害対策特別委員会に付託

同日議長は、衆議院送付の次の内閣提出案を委員会に付託した。

業事法及び薬剤師法の一部を改正する法律案(閣法第二二号) 厚生労働委員会に付託

農地中間管理事業の推進に関する法律案(閣法第一四号)

農業の構造改革を推進するための農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する等の法律案(閣法第一五号)

農林水産委員会に付託

私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の一部を改正する法律案(第八十三回国会閣法第七二号) 経済産業委員会に付託

同日議員から次の質問主意書が提出された。

陸上幕僚監部運用支援・情報部別班なるものが在外で情報活動を行っていたとされる事実とその対処に関する質問主意書(大野元裕君提出)(第七七号)

特定秘密の保護に関する法律案に関する再質問主意書(山本太郎君提出)(第七八号)

放射線被ばく環境下における居住に関する質問主意書(山本太郎君提出)(第七九号)

郵便事業会社における高齢者の期間雇用社員の雇止めと要員不足対策に関する質問主意書(又市征治君提出)(第八〇号)

同日次の質問主意書を内閣に転送した。

料亭に対する風営法の規制の見直しに関する質問主意書(江口克彦君提出)(第六九号)

中国の防空識別圏設定に関する質問主意書(井上義行君提出)(第七〇号)

特定秘密保護法案に関する質問主意書(寺田典城君提出)(第七一号)

子どもの連れ去り・引き離し問題に関する第三回質問主意書(浜田和幸君提出)(第七二号)

二〇一三年度第二四半期の国内総生産の速報値に関する質問主意書(藤末健三君提出)(第七三号)

生活保護引下げに関する質問主意書(福島みずほ君提出)(第七四号)

生活扶助相当CPI算出の検証及び生活扶助基準改定に関する質問主意書(福島みずほ君提出)(第七五号)

昨日議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

内閣委員

辞任 補欠

神本美恵子君 北澤 俊美君

総務委員

辞任 補欠

宮沢 洋一君 石井 正弘君

浜田 昌良君 若松 謙維君

法務委員

辞任 補欠

石井 正弘君 宮沢 洋一君
宇都 隆史君 豊田 俊郎君

外交防衛委員

辞任

補欠

豊田 俊郎君 宇都 隆史君
北澤 俊美君 神本美恵子君
浜野 喜史君 磯崎 哲史君
新妻 秀規君 河野 義博君
井上 哲士君 田村 智子君
アントニオ猪木君 儀間 光男君

財政金融委員

辞任 補欠

磯崎 哲史君 牧山ひろえ君

文教科科学委員

辞任 補欠

河野 義博君 新妻 秀規君
田村 智子君 井上 哲士君
藤巻 健史君 中野 正志君

厚生労働委員

辞任 補欠

木村 義雄君 中西 祐介君
若松 謙維君 浜田 昌良君

農林水産委員

辞任 補欠

儀間 光男君 アントニオ猪木君

経済産業委員

辞任 補欠

中野 正志君 藤巻 健史君

環境委員

辞任 補欠

中西 祐介君 木村 義雄君
牧山ひろえ君 浜野 喜史君

同日議長において、次のとおり特別委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

災害対策特別委員

辞任

補欠

石田 昌宏君

磯崎 仁彦君

大野 泰正君

高野光二郎君

羽生田 俊君

三宅 伸吾君

舞立 昇治君

酒井 庸行君

森屋 宏君

吉川ゆうみ君

大門実紀史君

仁比 聡平君

消費者問題に関する特別委員

辞任

補欠

金子原二郎君

堀内 恒夫君

高橋 克法君

石井みどり君

山田 修路君

上月 良祐君

加藤 敏幸君

石上 俊雄君

国家安全保障に関する特別委員

辞任

補欠

牧山ひろえ君

田中 直紀君

新妻 秀規君

矢倉 克夫君

山本 香苗君

平木 大作君

山下 芳生君

井上 哲士君

清水 貴之君

中野 正志君

同日委員会において選任した理事は次のとおりである。

農林水産委員会

理事

紙 智子君 (紙智子君の補欠)

同日衆議院から次の議案が提出された。

研究開発システムの改革の推進等による研究開発能力の強化及び研究開発等の効率的推進等に関する法律及び大学の教員等の任期に関する法律の一部を改正する法律案(衆第二二二号)

消防団を中核とした地域防災力の充実強化に関する法律案(衆第二二六号)

同日衆議院から予備審査のため次の議案が送付された。

消防団を中核とした地域防災力の充実強化に関する法律案(衆第二二六号)

同日衆議院から予備審査のため次の議案が送付された。

消防団を中核とした地域防災力の充実強化に関する法律案(衆第二二六号)

同日議長は、次の議員提出案を予備審査のため衆議院に送付した。

児童の通学安全の確保に関する施策の推進に関する法律案(大島九州男君外八名発議)

国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律の一部を改正する法律案(松田公太君発議)

国家公務員の給与の減額措置等による国家公務員の人件費の総額の削減に関する法律案(小野次郎君発議)

同日衆議院から、本院の送付した次の内閣提出案は、同院においてこれを承認することを議決した旨の通知書を受領した。

万国郵便連合一般規則(二千十二年のドーハ大会議において改正され、及び採択されたもの)及び万国郵便条約の締結について承認を求めるの件

郵便送金業務に関する約定の締結について承認を求めるの件

政府調達に関する協定を改正する議定書の締結について承認を求めるの件

同日委員長から次の報告書が提出された。

東日本大震災における原子力発電所の事故により生じた原子力損害に係る早期かつ確実な賠償を実現するための措置及び当該原子力損害に係る賠償請求権の消滅時効等の特例に関する法律案(衆第二三三号) 審査報告書

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律案(参第九号) 審査報告書

がん登録等の推進に関する法律案(参第二二二号) 審査報告書

強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法案(第百八十三回国会衆第一八八号) 審査報告書

消費者の財産的被害の集団的な回復のための民事の裁判手続の特例に関する法律案(第百八十三回国会閣法第六〇号) 審査報告書

産業競争力強化法案(閣法第三三三号) 審査報告書

民法の一部を改正する法律案(閣法第二二〇号) 審査報告書

戸籍法の一部を改正する法律案(参第六六号) 審査報告書

社会保険に関する日本国とインド共和国との間の協定の締結について承認を求めるの件(閣条第六六号) 審査報告書

社会保険に関する日本国とハンガリーとの間の協定の締結について承認を求めるの件(閣条第七七号) 審査報告書

障害者の権利に関する条約の締結について承認を求めるの件(閣条第八八号) 審査報告書

同日議員から次の質問主意書が提出された。

原子力規制委員会による新規制基準適合性に係る審査に関する再質問主意書(藤末健三君提出)(第八二二号)

同日内閣から次の答弁書を受領した。

参議院議員藤末健三君提出二〇一三年度における経常収支赤字化の可能性と財政への影響に関する再質問に対する答弁書(第六八八号)

同日衆議院議長から、国会において承認すること

を議決した次の件を内閣に送付した旨の通知書を受領した。

万国郵便連合一般規則(二千十二年のドーハ大会議において改正され、及び採択されたもの)及び万国郵便条約の締結について承認を求めるの件

郵便送金業務に関する約定の締結について承認を求めるの件

政府調達に関する協定を改正する議定書の締結について承認を求めるの件

同日内閣から、財政法第四十六條第二項の規定による平成二十五年第二・四半期における予算使用の状況の報告を受領した。

同日内閣から、財政法第四十六條第二項の規定による平成二十五年第二・四半期における国庫の状況の報告を受領した。

投票者氏名

日程第一 社会保障に関する日本国とインド共和国との間の協定の締結について承認を求めるの件
(衆議院送付)

日程第二 社会保障に関する日本国とハンガリーとの間の協定の締結について承認を求めるの件
(衆議院送付)

日程第三 障害者の権利に関する条約の締結について承認を求めるの件(衆議院送付)

賛成者(白色票)氏名

二二六名

愛知 治郎君 青木 一彦君
赤石 清美君 井原 巧君
石井 準一君 石井 浩郎君
石井 正弘君 石井みどり君
石田 昌宏君 磯崎 仁彦君
磯崎 陽輔君 猪口 邦子君
岩井 茂樹君 岩城 光英君
宇都 隆史君 上野 通子君
江島 潔君 衛藤 晟一君
尾辻 秀久君 大家 敏志君
大沼みずほ君 大野 泰正君
太田 房江君 岡田 直樹君
岡田 広君 片山さつき君
金子原二郎君 木村 義雄君
岸 宏一君 北川イツセイ君
北村 経夫君 熊谷 大君
小泉 昭男君 小坂 憲次君
古賀友一郎君 上月 良祐君
鴻池 祥肇君 佐藤 信秋君
佐藤 正久君 佐藤ゆかり君

酒井 庸行君 島尻安伊子君
島田 三郎君 島村 大君
末松 信介君 世耕 弘成君
関口 昌一君 伊達 忠一君
高階恵美子君 高野光二郎君
高橋 克法君 滝沢 求君
滝波 宏文君 武見 敬三君
柘植 芳文君 塚田 一郎君
鶴保 庸介君 堂故 茂君
豊田 俊郎君 中泉 松司君
中川 雅治君 中曾根弘文君
中西 祐介君 中原 八一君
長峯 誠君 二之湯 智君
二之湯武史君 西田 昌司君
野上浩太郎君 野村 哲郎君
羽生田 俊君 長谷川 岳君
馬場 成志君 橋本 聖子君
林 芳正君 福岡 資麿君
藤井 基之君 藤川 政人君
古川 俊治君 堀井 巖君
堀内 恒夫君 舞立 昇治君
牧野たかお君 松下 新平君
松村 祥史君 松山 政司君
丸川 珠代君 丸山 和也君
三木 亨君 三原じゅん子君
三宅 伸吾君 水落 敏栄君
溝手 顕正君 宮沢 洋一君
宮本 周司君 森 まさこ君
森屋 宏君 柳本 卓治君
山崎 力君 山下 雄平君

山田 修路君 山田 俊男君
山谷えり子君 山本 一太君
山本 順三君 吉川ゆうみ君
吉田 博美君 若林 健太君
脇 雅史君 渡辺 猛之君
渡邊 美樹君 足立 信也君
相原久美子君 有田 芳生君
石上 俊雄君 石橋 通宏君
磯崎 哲史君 江崎 孝君
江田 五月君 小川 勝也君
小川 敏夫君 尾立 源幸君
大久保 勉君 大島九州男君
大塚 耕平君 大野 元裕君
加藤 敏幸君 風間 直樹君
金子 洋一君 神本美恵子君
北澤 俊美君 郡司 彰君
小西 洋之君 小林 正夫君
小見山幸治君 斎藤 嘉隆君
櫻井 充君 芝 博一君
榛葉賀津也君 田城 郁君
田中 直紀君 津田弥太郎君
徳永 エリ君 那谷屋正義君
直嶋 正行君 長浜 博行君
難波 奨二君 西村まさみ君
野田 国義君 羽田雄一郎君
白 眞勲君 浜野 喜史君
林 久美子君 広田 一君
福山 哲郎君 藤末 健三君
藤田 幸久君 藤本 祐司君
前川 清成君 前田 武志君

牧山ひろえ君 増子 輝彦君
水岡 俊一君 森本 真治君
安井美沙子君 柳澤 光美君
柳田 稔君 吉川 沙織君
蓮 舫君 秋野 公造君
荒木 清寛君 石川 博崇君
魚住裕一郎君 河野 義博君
佐々木さやか君 杉 久武君
竹谷とし子君 谷合 正明君
長沢 広明君 新妻 秀規君
西田 実仁君 浜田 昌良君
平木 大作君 矢倉 克夫君
山口那津男君 山本 香苗君
山本 博司君 横山 信一君
若松 謙維君 井上 義行君
江口 克彦君 小野 次郎君
川田 龍平君 行田 邦子君
柴田 巧君 寺田 典城君
中西 健治君 藤巻 幸夫君
真山 勇一君 松沢 成文君
水野 賢一君 薬師寺みちよ君
山口 和之君 山田 太郎君
和田 政宗君 渡辺美知太郎君
井上 哲士君 市田 忠義君
紙 智子君 吉良よし子君
倉林 明子君 小池 晃君
田村 智子君 大門実紀史君
辰巳孝太郎君 仁比 聡平君
山下 芳生君 東 徹君
片山虎之助君 儀間 光男君

日程第四 公職選挙法の一部を改正する法律案 (衆議院提出)				反対者(青色票)氏名			
賛成者(白色票)氏名				○名			
清水 貴之君	中野 正志君	北村 経夫君	熊谷 大君	三木 亨君	三原じゅん子君	難波 奨二君	西村まさみ君
中山 恭子君	藤巻 健史君	小泉 昭男君	小坂 憲次君	三宅 伸吾君	水落 敏栄君	野田 国義君	羽田雄一郎君
室井 邦彦君	福島みずほ君	古賀友一郎君	上月 良祐君	溝手 顕正君	宮沢 洋一君	白 眞勲君	浜野 喜史君
又市 征治君	吉田 忠智君	佐藤 信秋君	佐藤 正久君	宮本 周司君	森 まさこ君	林 久美子君	広田 一君
荒井 広幸君	浜田 和幸君	佐藤 ゆかり君	酒井 庸行君	森屋 宏君	柳本 卓治君	福山 哲郎君	藤末 健三君
平野 達男君	主濱 了君	山東 昭子君	島尻安伊子君	山崎 力君	山下 雄平君	藤田 幸久君	藤本 祐司君
谷 亮子君	糸数 慶子君	島田 三郎君	島村 大君	山田 修路君	山田 俊男君	前川 清成君	藤本 祐司君
興石 東君	山本 太郎君	末松 信介君	世耕 弘成君	山谷えり子君	山本 一太君	牧山ひろえ君	増子 輝彦君
		関口 昌一君	伊達 忠一君	山本 順三君	吉川ゆうみ君	水岡 俊一君	森本 真治君
		高階恵美子君	高野光二郎君	吉田 博美君	若林 健太君	安井美沙子君	柳澤 光美君
		高橋 克法君	滝沢 求君	脇 雅史君	渡辺 猛之君	柳田 稔君	吉川 沙織君
		滝波 宏文君	武見 敬三君	渡邊 美樹君	足立 信也君	蓮 舫君	秋野 公造君
		柘植 芳文君	塚田 一郎君	相原久美子君	有田 芳生君	荒木 清寛君	石川 博崇君
		鶴保 庸介君	堂故 茂君	石上 俊雄君	石橋 通宏君	魚住裕一郎君	河野 義博君
		豊田 俊郎君	中泉 松司君	磯崎 哲史君	江崎 孝君	佐々木さやか君	杉 久武君
		中川 雅治君	中曽根弘文君	江田 五月君	小川 勝也君	竹谷とし子君	谷合 正明君
		中西 祐介君	中原 八一君	小川 敏夫君	尾立 源幸君	長沢 広明君	新妻 秀規君
		長峯 誠君	二之湯 智君	大久保 勉君	大島九州男君	西田 実仁君	浜田 昌良君
		二之湯武史君	西田 昌司君	大塚 耕平君	大野 元裕君	平木 大作君	矢倉 克夫君
		野上浩太郎君	野村 哲郎君	加藤 敏幸君	風間 直樹君	山口那津男君	山本 香苗君
		羽生田 俊君	長谷川 岳君	金子 洋一君	神本美恵子君	山本 博司君	横山 信一君
		馬場 成志君	橋本 聖子君	北澤 俊美君	郡司 彰君	若松 謙維君	井上 義行君
		林 芳正君	福岡 資麿君	小西 洋之君	小林 正夫君	江口 克彦君	小野 次郎君
		藤井 基之君	藤川 政人君	小見山幸治君	斎藤 嘉隆君	川田 龍平君	行田 邦子君
		古川 俊治君	堀井 巖君	櫻井 充君	芝 博一君	柴田 巧君	寺田 典城君
		堀内 恒夫君	堀立 昇治君	榎葉賀津也君	田城 郁君	中西 健治君	藤巻 幸夫君
		牧野たかお君	松下 新平君	田中 直紀君	津田弥太郎君	真山 勇一君	松沢 成文君
		松村 祥史君	松山 政司君	徳永 エリ君	那谷屋正義君	水野 賢一君	薬師寺みちよ君
		丸川 珠代君	丸山 和也君	直嶋 正行君	長浜 博行君	山口 和之君	山田 太郎君
岸 宏一君	北川イツセイ君						
金子原二郎君	木村 義雄君						
岡田 広君	片山さつき君						
太田 房江君	岡田 直樹君						
大沼みずほ君	大野 泰正君						
尾辻 秀久君	大家 敏志君						
江島 潔君	衛藤 晟一君						
宇都 隆史君	上野 通子君						
岩井 茂樹君	岩城 光英君						
磯崎 陽輔君	猪口 邦子君						
石田 昌宏君	磯崎 仁彦君						
石井 正弘君	石井みどり君						
石井 準一君	石井 浩郎君						
赤石 清美君	井原 巧君						
愛知 治郎君	青木 一彦君						

和田 政宗君	渡辺美知太郎君	石田 昌宏君	磯崎 仁彦君	二之湯武史君	西田 昌司君	平木 大作君	矢倉 克夫君
東 徹君	片山虎之助君	磯崎 陽輔君	猪口 邦子君	野上浩太郎君	野村 哲郎君	山口那津男君	山本 香苗君
儀間 光男君	清水 貴之君	岩井 茂樹君	岩城 光英君	羽生田 俊君	長谷川 岳君	山本 博司君	横山 信一君
中野 正志君	中山 恭子君	宇都 隆史君	上野 通子君	馬場 成志君	橋本 聖子君	若松 謙維君	井上 義行君
藤巻 健史君	室井 邦彦君	江島 潔君	衛藤 晟一君	林 芳正君	福岡 資麿君	江口 克彦君	小野 次郎君
荒井 広幸君	浜田 和幸君	尾辻 秀久君	大家 敏志君	藤井 基之君	藤川 政人君	川田 龍平君	行田 邦子君
平野 達男君	主濱 了君	大沼みずほ君	大野 泰正君	古川 俊治君	堀井 巖君	堀内 恒夫君	柴田 巧君
谷 亮子君	興石 東君	岡田 房江君	岡田 直樹君	堀内 恒夫君	舞立 昇治君	古川 俊治君	中西 健治君
反対者(青色票)氏名	一六名	岡田 広君	片山さつき君	牧野たかお君	松下 新平君	真山 勇一君	柴田 巧君
井上 哲士君	市田 忠義君	金子原二郎君	木村 義雄君	松村 祥史君	松山 政司君	水野 賢一君	中西 健治君
紙 智子君	吉良よし子君	岸 宏一君	北川イッセイ君	丸川 珠代君	丸山 和也君	山口 和之君	和田 政宗君
倉林 明子君	小池 晃君	北村 経夫君	熊谷 大君	三木 亨君	三原じゅん子君	井上 哲士君	和田 政宗君
田村 智子君	大門実紀史君	小泉 昭男君	小坂 憲次君	三宅 伸吾君	水落 敏榮君	紙 智子君	井上 哲士君
辰巳孝太郎君	仁比 聡平君	古賀友一郎君	上月 良祐君	溝手 顕正君	宮沢 洋一君	倉林 明子君	小池 晃君
山下 芳生君	福島みずほ君	佐藤 信秋君	佐藤 正久君	宮本 周司君	森 まさこ君	田村 智子君	大門実紀史君
又市 征治君	吉田 忠智君	佐藤 ゆかり君	酒井 庸行君	森屋 宏君	山下 雄平君	辰巳孝太郎君	仁比 聡平君
糸数 慶子君	山本 太郎君	山東 昭子君	島尻安伊子君	山崎 力君	山田 俊男君	山下 芳生君	東 徹君
日程第五 東日本大震災における原子力発電所の		島田 三郎君	島村 大君	山田 修路君	山田 俊男君	片山虎之助君	儀間 光男君
事故により生じた原子力損害に係る早期かつ確実		末松 信介君	世耕 弘成君	山谷えり子君	山本 一太君	清水 貴之君	中野 正志君
な賠償を実現するための措置及び当該原子力損害		関口 昌一君	伊達 忠一君	山本 順三君	吉川ゆうみ君	中山 恭子君	藤巻 健史君
に係る賠償請求権の消滅時効等の特例に関する法		高階恵美子君	高野光二郎君	吉田 博美君	若林 健太君	室井 邦彦君	福島みずほ君
律案(衆議院提出)		高橋 克法君	滝沢 求君	脇 雅史君	渡辺 猛之君	又市 征治君	吉田 忠智君
賛成者氏名	一七七名	滝波 宏文君	武見 敬三君	脇 雅史君	秋野 公造君	荒井 広幸君	浜田 和幸君
愛知 治郎君	青木 一彦君	鶴保 庸介君	塚田 一郎君	荒木 清寛君	石川 博崇君	平野 達男君	主濱 了君
赤石 清美君	井原 巧君	豊田 俊郎君	堂故 茂君	魚住裕一郎君	河野 義博君	谷 亮子君	糸数 慶子君
石井 準一君	石井 浩郎君	中川 雅治君	中泉 松司君	佐々木さやか君	杉 久武君	山本 太郎君	
石井 正弘君	石井 みどり君	中西 祐介君	中曾根弘文君	竹谷とし子君	谷合 正明君		
		長峯 誠君	中原 八一君	長沢 広明君	新妻 秀規君		
			二之湯 智君	西田 実仁君	浜田 昌良君		
						反対者氏名	○名

日程第六 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律案(高階恵美子君外四名発議)
日程第七 がん登録等の推進に関する法律案(尾辻秀久君外七名発議)

賛成者氏名

一七七名

愛知 治郎君 青木 一彦君
赤石 清美君 井原 巧君
石井 準一君 石井 浩郎君
石井 正弘君 石井みどり君
石田 昌宏君 磯崎 仁彦君
磯崎 陽輔君 猪口 邦子君
岩井 茂樹君 岩城 光英君
宇都 隆史君 上野 通子君
江島 潔君 衛藤 晟一君
尾辻 秀久君 大家 敏志君
大沼みずほ君 大野 泰正君
太田 房江君 岡田 直樹君
岡田 広君 片山さつき君
金子原二郎君 木村 義雄君
岸 宏一君 北川イツセイ君
北村 経夫君 熊谷 大君
小泉 昭男君 小坂 憲次君
古賀友一郎君 上月 良祐君
佐藤 信秋君 佐藤 正久君
佐藤ゆかり君 酒井 庸行君
山東 昭子君 島尻安伊子君
島田 三郎君 島村 大君
末松 信介君 世耕 弘成君
関口 昌一君 伊達 忠一君

高階恵美子君 高橋 克法君
滝波 宏文君 柘植 芳文君
鶴保 庸介君 豊田 俊郎君
中川 雅治君 中西 祐介君
長峯 誠君 二之湯武史君
野上浩太郎君 羽生田 俊君
馬場 成志君 林 芳正君
藤井 基之君 古川 俊治君
堀内 恒夫君 堀内 俊治君
堀内 恒夫君 堀内 俊治君
松村 祥史君 丸川 珠代君
丸川 和也君 三木 亨君
三宅 伸吾君 溝手 顕正君
宮本 周司君 森屋 宏君
森崎 力君 山崎 修路君
山田 修路君 山田 俊男君
山本 一太君 吉川ゆみ君
吉田 博美君 若林 健太君

脇 雅史君 渡邊 美樹君
荒木 清寛君 魚住裕一郎君
佐々木さやか君 竹谷とし子君
長沢 広明君 西田 実仁君
平木 大作君 山口那津男君
山本 博司君 若松 謙維君
江口 克彦君 川田 龍平君
柴田 巧君 中西 健治君
真山 勇一君 水野 賢一君
山口 和之君 和田 政宗君
井上 哲士君 紙 智子君
倉林 明子君 田村 智子君
辰巳孝太郎君 山下 芳生君
片山虎之助君 清水 貴之君
中山 恭子君 室井 邦彦君

又市 征治君 吉田 忠智君
荒井 広幸君 浜田 和幸君
平野 達男君 主濱 了君
谷 亮子君 糸数 慶子君
山本 太郎君

反対者氏名

〇名

日程第八 強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法案(衆議院提出)

賛成者氏名

一三六名

愛知 治郎君 青木 一彦君
赤石 清美君 井原 巧君
石井 準一君 石井 浩郎君
石井 正弘君 石井みどり君
石田 昌宏君 磯崎 仁彦君
磯崎 陽輔君 猪口 邦子君
岩井 茂樹君 岩城 光英君
宇都 隆史君 上野 通子君
江島 潔君 衛藤 晟一君
尾辻 秀久君 大家 敏志君
大沼みずほ君 大野 泰正君
太田 房江君 岡田 直樹君
岡田 広君 片山さつき君
金子原二郎君 木村 義雄君
岸 宏一君 北川イツセイ君
北村 経夫君 熊谷 大君
小泉 昭男君 小坂 憲次君
古賀友一郎君 上月 良祐君

平成二十五年十二月四日 参議院會議録第十一号(その二) 投票者氏名

佐藤 信秋君	佐藤 正久君	森屋 宏君	柳本 卓治君	渡辺美知太郎君	井上 哲士君	岡田 広君	片山さつき君
佐藤ゆかり君	酒井 庸行君	山崎 力君	山下 雄平君	市田 忠義君	紙 智子君	金子原二郎君	木村 義雄君
山東 昭子君	島尻安伊子君	山田 修路君	山田 俊男君	吉良よし子君	倉林 明子君	岸 宏一君	北川イツセイ君
島田 三郎君	島村 大君	山谷えり子君	山本 一太君	小池 晃君	田村 智子君	北村 経夫君	熊谷 大君
末松 信介君	世耕 弘成君	山本 順三君	吉川ゆうみ君	大門実紀史君	辰巳孝太郎君	小泉 昭男君	小坂 憲次君
関口 昌一君	伊達 忠一君	吉田 博美君	若林 健太君	仁比 聡平君	山下 芳生君	古賀友一郎君	上月 良祐君
高階恵美子君	高野光二郎君	脇 雅史君	渡辺 猛之君	東 徹君	片山虎之助君	佐藤 信秋君	佐藤 正久君
高橋 克法君	滝沢 求君	渡邊 美樹君	秋野 公造君	清水 貴之君	中野 正志君	佐藤ゆかり君	酒井 庸行君
滝波 宏文君	武見 敬三君	荒木 清寛君	石川 博崇君	中山 恭子君	藤巻 健史君	山東 昭子君	島尻安伊子君
柘植 芳文君	塚田 一郎君	魚住裕一郎君	河野 義博君	室井 邦彦君	福島みずほ君	島田 三郎君	島村 大君
鶴保 庸介君	堂故 茂君	佐々木さやか君	杉 久武君	又市 征治君	吉田 忠智君	末松 信介君	世耕 弘成君
豊田 俊郎君	中泉 松司君	竹谷とし子君	谷合 正明君	糸数 慶子君	山本 太郎君	関口 昌一君	伊達 忠一君
中川 雅治君	中曾根弘文君	長沢 広明君	新妻 秀規君			高階恵美子君	高野光二郎君
中西 祐介君	中原 八一君	西田 実仁君	浜田 昌良君			高橋 克法君	滝沢 求君
長峯 誠君	二之湯 智君	平木 大作君	矢倉 克夫君			滝波 宏文君	武見 敬三君
二之湯武史君	西田 昌司君	山口那津男君	山本 香苗君			柘植 芳文君	塚田 一郎君
野上浩太郎君	野村 哲郎君	山本 博司君	横山 信一君			鶴保 庸介君	堂故 茂君
羽生田 俊君	長谷川 岳君	若松 謙維君	荒井 広幸君			豊田 俊郎君	中泉 松司君
馬場 成志君	橋本 聖子君	浜田 和幸君	平野 達男君			中川 雅治君	中曾根弘文君
林 芳正君	福岡 資麿君	主濱 了君	谷 亮子君			中西 祐介君	中原 八一君
藤井 基之君	藤川 政人君					長峯 誠君	二之湯 智君
古川 俊治君	堀井 巖君					二之湯武史君	西田 昌司君
堀内 恒夫君	舞立 昇治君					野上浩太郎君	野村 哲郎君
牧野たかお君	松下 新平君					羽生田 俊君	長谷川 岳君
松村 祥史君	松山 政司君					馬場 成志君	橋本 聖子君
丸川 珠代君	丸山 和也君					林 芳正君	福岡 資麿君
三木 亨君	三原じゅん子君					藤井 基之君	藤川 政人君
三宅 伸吾君	水落 敏栄君					古川 俊治君	堀井 巖君
溝手 顕正君	宮沢 洋一君					堀内 恒夫君	舞立 昇治君
宮本 周司君	森 まさこ君					牧野たかお君	松下 新平君

反対者氏名

四〇名

賛成者(白色票)氏名

愛知 治郎君

赤石 清美君

石井 準一君

石井 正弘君

石田 昌宏君

磯崎 陽輔君

岩井 茂樹君

宇都 隆史君

江島 潔君

尾辻 秀久君

大沼みずほ君

太田 房江君

青木 一彦君

井原 巧君

石井 浩郎君

石井みどり君

磯崎 仁彦君

猪口 邦子君

岩城 光英君

上野 通子君

衛藤 晟一君

大家 敏志君

大野 泰正君

岡田 直樹君

岡田 広君

金子原二郎君

岸 宏一君

北村 経夫君

小泉 昭男君

古賀友一郎君

佐藤 信秋君

佐藤ゆかり君

山東 昭子君

島田 三郎君

島村 大君

末松 信介君

関口 昌一君

高階恵美子君

片山さつき君

木村 義雄君

北川イツセイ君

熊谷 大君

小坂 憲次君

上月 良祐君

佐藤 正久君

酒井 庸行君

島尻安伊子君

島村 大君

世耕 弘成君

伊達 忠一君

高野光二郎君

滝沢 求君

武見 敬三君

塚田 一郎君

堂故 茂君

中泉 松司君

中曾根弘文君

中原 八一君

二之湯 智君

西田 昌司君

野村 哲郎君

長谷川 岳君

橋本 聖子君

福岡 資麿君

藤川 政人君

堀井 巖君

舞立 昇治君

松下 新平君

松村 祥史君	松山 政司君	直嶋 正行君	長浜 博行君	山口 和之君	山田 太郎君	岩井 茂樹君	岩城 光英君
丸川 珠代君	丸山 和也君	難波 奨二君	西村まさみ君	和田 政宗君	渡辺美知太郎君	宇都 隆史君	上野 通子君
三木 亨君	三原じゅん子君	野田 国義君	羽田雄一郎君	井上 哲士君	市田 忠義君	江島 潔君	衛藤 晟一君
三宅 伸吾君	溝手 顕正君	白 眞勲君	浜野 喜史君	紙 智子君	吉良よし子君	尾辻 秀久君	大家 敏志君
宮沢 洋一君	宮本 周司君	林 久美子君	広田 一君	倉林 明子君	小池 晃君	大沼みずほ君	大野 泰正君
森屋 宏君	柳本 卓治君	福山 哲郎君	藤末 健三君	田村 智子君	大門実紀史君	大田 房江君	岡田 直樹君
山崎 力君	山下 雄平君	藤田 幸久君	藤本 祐司君	辰巳孝太郎君	仁比 聡平君	岡田 広君	片山さつき君
山田 修路君	山田 俊男君	前川 清成君	前田 武志君	山下 芳生君	東 徹君	金子原二郎君	木村 義雄君
山谷えり子君	山本 一太君	牧山ひろえ君	増子 輝彦君	片山虎之助君	儀間 光男君	岸 宏一君	北川イツセイ君
山本 順三君	吉川ゆうみ君	水岡 俊一君	森本 真治君	清水 貴之君	中野 正志君	北村 経夫君	熊谷 大君
吉田 博美君	若林 健太君	安井美沙子君	柳澤 光美君	中山 恭子君	藤巻 健史君	小泉 昭男君	小坂 憲次君
脇 雅史君	渡辺 猛之君	柳田 稔君	吉川 沙織君	室井 邦彦君	福島みずほ君	古賀友一郎君	上月 良祐君
渡邊 美樹君	足立 信也君	蓮 舫君	秋野 公造君	又市 征治君	吉田 忠智君	佐藤 信秋君	佐藤 正久君
相原久美子君	有田 芳生君	荒木 清寛君	石川 博崇君	荒井 広幸君	浜田 和幸君	佐藤ゆかり君	酒井 庸行君
石上 俊雄君	石橋 通宏君	魚住裕一郎君	河野 義博君	平野 達男君	主濱 了君	山東 昭子君	島尻安伊子君
磯崎 哲史君	江崎 孝君	佐々木さやか君	杉 久武君	谷 亮子君	糸数 慶子君	島田 三郎君	島村 大君
江田 五月君	小川 勝也君	竹谷とし子君	谷合 正明君	興石 東君	山本 太郎君	末松 信介君	世耕 弘成君
小川 敏夫君	尾立 源幸君	長沢 広明君	新妻 秀規君	〇名		関口 昌一君	伊達 忠一君
大久保 勉君	大島九州男君	西田 実仁君	浜田 昌良君	反対者(青色票)氏名		高階恵美子君	高野光二郎君
大塚 耕平君	大野 元裕君	平木 大作君	矢倉 克夫君	日程第一〇 産業競争力強化法案(内閣提出、衆議院送付)		高橋 克法君	滝沢 求君
加藤 敏幸君	風間 直樹君	山口那津男君	山本 香苗君	賛成者(白色票)氏名		滝波 宏文君	武見 敏三君
金子 洋一君	神本美恵子君	山本 博司君	横山 信一君		一九五名	柘植 芳文君	塚田 一郎君
北澤 俊美君	郡司 彰君	若松 謙維君	井上 義行君			鶴保 庸介君	堂故 茂君
小西 洋之君	小林 正夫君	江口 克彦君	小野 次郎君			豊田 俊郎君	中泉 松司君
小見山幸治君	斎藤 嘉隆君	川田 龍平君	行田 邦子君			中川 雅治君	中曽根弘文君
櫻井 充君	芝 博一君	柴田 巧君	寺田 典城君			中西 祐介君	中原 八一君
榛葉賀津也君	田城 郁君	中西 健治君	藤巻 幸夫君			長峯 誠君	二之湯 智君
田中 直紀君	津田弥太郎君	真山 勇一君	松沢 成文君			二之湯武史君	西田 昌司君
徳永 エリ君	那谷屋正義君	水野 賢一君	薬師寺ちよ君			野上浩太郎君	野村 哲郎君

羽生田 俊君	長谷川 岳君	金子 洋一君	神本美恵子君
馬場 成志君	橋本 聖子君	北澤 俊美君	郡司 彰君
林 芳正君	福岡 資麿君	小西 洋之君	小林 正夫君
藤井 基之君	藤川 政人君	小見山幸治君	斎藤 嘉隆君
古川 俊治君	堀井 巖君	櫻井 充君	芝 博一君
堀内 恒夫君	舞立 昇治君	榎葉賀津也君	田城 郁君
牧野たかお君	松下 新平君	田中 直紀君	津田弥太郎君
松村 祥史君	松山 政司君	徳永 エリ君	那谷屋正義君
丸川 珠代君	丸山 和也君	直嶋 正行君	長浜 博行君
三木 亨君	三原じゅん子君	難波 奨二君	西村まさみ君
三宅 伸吾君	水落 敏栄君	野田 国義君	羽田雄一郎君
溝手 顕正君	宮沢 洋一君	白 眞敷君	浜野 喜史君
宮本 周司君	森 まさこ君	林 久美子君	広田 一君
森屋 宏君	柳本 卓治君	福山 哲郎君	藤末 健三君
山崎 力君	山下 雄平君	藤田 幸久君	藤本 祐司君
山田 修路君	山田 俊男君	前川 清成君	前田 武志君
山谷えり子君	山本 一太君	牧山ひろえ君	増子 輝彦君
山本 順三君	吉川ゆうみ君	水岡 俊一君	森本 真治君
吉田 博美君	若林 健太君	安井美沙子君	柳澤 光美君
脇 雅史君	渡辺 猛之君	柳田 稔君	吉川 沙織君
渡邊 美樹君	足立 信也君	蓮 舫君	秋野 公造君
相原久美子君	有田 芳生君	荒木 清寛君	石川 博崇君
石上 俊雄君	石橋 通宏君	魚住裕一郎君	河野 義博君
磯崎 哲史君	江崎 孝君	佐々木さやか君	杉 久武君
江田 五月君	小川 勝也君	竹谷とし子君	谷合 正明君
小川 敏夫君	尾立 源幸君	長沢 広明君	新妻 秀規君
大久保 勉君	大島九州男君	西田 実仁君	浜田 昌良君
大塚 耕平君	大野 元裕君	平木 大作君	矢倉 克夫君
加藤 敏幸君	風間 直樹君	山口那津男君	山本 香苗君

山本 博司君	横山 信一君
若松 謙維君	荒井 広幸君
浜田 和幸君	平野 達男君
主濱 了君	谷 亮子君
興石 東君	

山本 博司君	横山 信一君
若松 謙維君	荒井 広幸君
浜田 和幸君	平野 達男君
主濱 了君	谷 亮子君
興石 東君	

「石綿による健康被害の救済に関する法律第三十七条第一項の一般拠出金率の改定案」に関する再質問主意書

右の質問主意書を国会法第七十四条によつて提出する。

平成二十五年十一月十九日 川田 龍平

参議院議長 山崎 正昭殿

「石綿による健康被害の救済に関する法律第三十七条第一項の一般拠出金率の改定案」に関する質問主意書

私が二〇一三年十一月七日に提出した「石綿による健康被害の救済に関する法律第三十七条第一項の一般拠出金率の改定案」に関する質問主意書(第百八十五回国会質問第四六号)(以下「質問主意書」という。)に対する同月十五日付けの答弁書(内閣参質一八五第四六号)(以下「答弁書」という。)が提出された。答弁書に関連して、以下質問する。

一 質問主意書の質問一に対して、答弁書では「石綿による健康被害の救済に関する法律第三十七条第一項の一般拠出金率の改定」については、同法第三十七条第三項の規定において中央環境審議会に意見を聴かなければならないとされている事項に「該当しない」としているが、同条第二項には「一般拠出金率は、救済給付の支給に要する費用の予想額、第三十二条第一項の規定による交付金及び同条第二項の規定による拠出金があるときはそれらの額並びに指定疾病の発生状況その他の事情を考慮して、政令で

定めるところにより、環境大臣が厚生労働大臣及び事業所管大臣と協議して定める」とあり、また、同条第三項には「環境大臣は、前項の政令の制定又は改廃に当たつてその立案をするときは、中央環境審議会の意見を聴かなければならない」とある。

したがつて、本件は同条第三項の規定に該当し、中央環境審議会の意見を聴かなければならないと考えられるところ、該当しないとする理由を具体的に示されたい。

二 質問主意書の質問二に対して、答弁書では「当事者関係団体」の意味するところが必ずしも明らかではない」とあつたが、質問主意書で意味するところは、石綿健康被害救済基金に基づいて財源を徴収される者と石綿健康被害救済給付の支給を受ける者、あるいはそれらを代表する機関を指す。

具体的には、二〇〇五年十一月三十日に総務省、環境省及び自民党幹部に「石綿による健康被害の救済に係る費用負担に関する申し入れ」を提出した全国知事会、二〇〇六年七月二十四日に開催された「石綿による健康被害の救済に係る事業主負担に関する検討会」の委員として招致した日本小型船舶検査機構、社団法人日本経済団体連合会及び全国中小企業団体中央会、二〇一〇年五月二十一日に開催された中央環境審議会環境保健部会石綿健康被害救済小委員会(以下「小委員会」という。)でヒアリングのために招致した中皮腫・アスベスト疾患 患者と家族の会尼崎支部、全国建設労働組合総連合並びに尼崎市、あるいはこれらに付随・関連する団

体を指す。右に挙げた団体の中で、相談した団体があれば具体的な日時及び相手方を明らかにされたい。

三 前記二に関連して、答弁書には「平成二十五年六月二十八日に救済小委員会が廃止されたことに伴い、その職を免じられており、相談等は行っていない」とあるが、今般の一般拠出金率の改定は、小委員会の議論に全面的に拠っていることが明らかである。二〇一三年十月三十一日付けで環境省ホームページに掲載された本件パブリックコメントに至るまでに、どのような形であれ、小委員会あるいは小委員会委員へ個別に相談するのが適当であつたと考えられる。

小委員会委員を経験した者に個別に相談などではないのか。相談した者がいれば具体的な日時及び相手方を明らかにされたい。

四 石綿による健康被害の救済に関する法律(以下「救済法」という。)は二〇一一年八月二十三日の衆議院環境委員会における佐田玄一郎議員の発言内容からも明らかとなつており、自民党及び公明党が中心となり法律の制定及びその後の改正がなされてきた。前記三に関連して、救済法の制定及び改正に携つた現与党国會議員らに対しても本件について一切相談、あるいは説明をしたことがないとの理解でよいのか。相談、あるいは説明を行つていたのであれば具体的な日時及び相手方を明らかにされたい。

五 二〇一〇年五月二十一日の第七回小委員会で泉陽子室長(当時)は、「救済法の肺がんの申請数が少ないということであり、療養者につ

いて見ますと、中皮腫の申請が三千二百三件なのに対して、肺がんはその半分以下で、一千二百二十九件しか申請がないということでございます」との認識を示している。現在の中皮腫と肺がんの申請数及び比率を、泉室長の発言当時の件数及び比率と併せて示し、当時示された泉室長の認識について、現在も同様であるのか、政府の見解を示されたい。

六 前記五に関して、泉室長は救済法の制度設計当時の中皮腫患者数に対しての肺がん患者数の推計について、「石綿肺がんの患者数でございますが、これは当時、中皮腫の患者数の一・〇倍と仮定しております」と発言している。現在、肺がんの申請者数及び認定者数のいずれも、この仮定した比率に及んでいない。制度設計当時に仮定したこの比率について、政府の認識が変わつたのであれば、その理由を具体的に示されたい。その際、理由として小委員会の議論及び結論を持ち出す場合には、その根拠となる委員の発言及び内容を具体的に示されたい。

七 質問主意書の質問四で求めた現在の認定状況に係る件数及び割合については数値が示されたが、人口動態統計調査に基づく中皮腫による死亡者数及び当該死亡者数から推測できる大まかな肺がん死亡者数に対して、現在の救済状況は十分なものになつているのかということについて、再度具体的に政府の見解を明らかにされたい。

右質問する。

平成二十五年十一月二十九日
内閣総理大臣 安倍 晋三
参議院議長 山崎 正昭殿
参議院議員川田龍平君提出「石綿による健康被害の救済に関する法律第三十七条第一項の一般拠出金率の改定案」に関する再質問に対し、別紙答弁書を送付する。

参議院議員川田龍平君提出「石綿による健康被害の救済に関する法律第三十七条第一項の一般拠出金率の改定案」に関する再質問に対する答弁書
一 について
石綿による健康被害の救済に関する法律(平成十八年法律第四号。以下「救済法」という。)第三十七条第一項の一般拠出金率(以下「一般拠出金率」という。)については、同条第二項の規定に基づき、石綿による健康被害の救済に関する法律施行令(平成十八年政令第三十七号)第十一条の規定に従い、環境大臣が定めることとされておられ、救済法第三十七条第三項に規定する「前項の政令の制定又は改廃」には当たらないことから、中央環境審議会の意見を聴かなければならない事項には該当しない。

二 四から四までについて
今般のパブリックコメントの開始に先立つて、一般拠出金率の改定案について情報提供及び説明を行った団体等はあるが、お尋ねの具体的な日時及び相手方については、相手方との信頼関係を損なうおそれがあり、また、これを公

表することについて相手方の了解を得ていないことから、お答えすることは差し控えたい。なお、今般の一般拠出金率の改定に当たっては、その案について、現在、パブリックコメントを実施しているところであり、御指摘の団体等を含め、広く国民から意見を募集しているところである。

五について

救済法第四条第二項の規定に基づく申請の件数(以下「申請件数」という。)は、石綿健康被害救済制度(以下「救済制度」という。)が創設されてから平成二十四年度末までの累計で、中皮腫が四千九百六十九件、肺がんが千七百二十件であり、中皮腫に対する肺がんの比率は約〇・三五となる。御指摘の発言当時の申請件数は、中皮腫が三千二百三件、肺がんが千二百二十九件であり、中皮腫に対する肺がんの比率は約〇・三八となる。政府としては、現在においても、当時と同様に、肺がんに係る申請件数は中皮腫に係る申請件数の半分以上であると認識している。

六について

御指摘の「一・〇倍」という比率は、救済制度が創設される前の情報が限られていた時期に、救済給付(救済法第三条の救済給付をいう。以下同じ。)の支給に要する費用を推計するために設定された仮定の数字であり、その後、この仮定の数字について見直しは行っていない。

お尋ねの「当該死亡者数から推測できる大ま

かな肺がん死亡者数」の意味するところが必ずしも明らかではないことから、お答えすることは困難であるが、政府としては、救済給付の支給に係る申請があつた者については、独立行政法人環境再生保全機構において、適切に認定を行い、救済給付の支給を行っているものと認識している。

原子力規制委員会による新規制基準適合性に係る審査に関する質問主意書

右の質問主意書を国会法第七十四条によつて提出する。

平成二十五年十一月二十一日

藤末 健三

参議院議長 山崎 正昭殿

原子力規制委員会による新規制基準適合性に係る審査に関する質問主意書

原子力規制委員会は、二〇一三年六月十九日に東京電力福島第一原子力発電所事故(以下「原発事故」という。)の教訓を反映した新たな実用発電用原子炉に係る規制基準(以下「新規制基準」という。)を決定し、翌月施行した。この新規制基準は、原子力規制委員会が科学技術的見地から旧規制基準を抜本的に見直しして制定したものであり、自然現象等による重大事故の発生防止対策の強化、重大事故発生時の影響緩和対策の導入を原子力事業者に要求している。なお、「核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律」の改

正により、最新の技術知見を基準に反映するバックフィットが制度化されたことを受けて、既に設置許可等を得た施設に対しても新規制基準への適合を義務付けられることとなる。

新規制基準が施行されてから四か月が過ぎ、申請のあつた原子力発電所について、順次、新規制基準適合性に係る審査が行われているところ、以下質問する。

一 原子力規制委員会が新規制基準適合性に係る審査及び敷地内破砕帯調査を実施するに当たっては、公正に審査等を実施していることについて、当該原発立地地域住民を中心として広く国民の理解を求め、規制当局としての信頼を得ることが肝要である。そのためには、審査等に関する会合の議事録や配付資料を随時公開するだけでは足らず、それぞれの会合における議論の概要等について、その都度分かりやすく情報発信することが必要と考えるが、政府の見解如何。

二 原子力規制委員会は、日本原子力発電株式会社(以下「日本原電」という。)敦賀発電所の敷地内破砕帯調査に関し、日本原電より提出された公開質問状に対して十分に回答をしないことに見られるように、被規制者に対する十分な説明責任を果たしていないと考えられる。原子力規制委員会には、規制当局としての国民の信頼を得るため、不断の説明と透明性の確保が求められており、被規制側である原子力事業者からの質問に対しては誠実に回答し、その内容は公開されるべきだと考えるが、政府の見解如何。

三 新規制基準の内容や適合性審査の方法は、今後の原子力規制に係る国際的な協力の必要性を考えれば、国際的に孤立したものとならないように、国際機関や諸外国の定める規制基準等と整合性を有するものでなければならぬ。このため、今後、規制基準の見直しの検討や、適合性審査を実施する際には、関連する分野に関して高い知見を有する外国人を招へいし意見を聴取するなどして、審査結果等に反映すべきではないかと考えるが、政府の見解如何。

四 適合性審査は、そのスケジュールの全体像が示されない中で進められており、原子力規制委員会では、事業者からの資料の提出が遅れていることをもって、審査の遅れの理由と説明しているようであるが、提出すべき資料の内容について事業者に対して説明がなされていないためとも考えられるのではないかと。

また、資料が全て提出された後、審査にどの程度の期間を要すると想定しているのか示されたい。さらに、適切な審査のために現在の審査に関わる人員は十分であると考えているのか、政府の見解を明らかにされたい。

五 原子力規制委員会は、原発事故の反省を踏まえて、原子力規制組織について、専門的知見に基づき中立公正な立場で独立して職権を行使することが可能な組織とすることを目的として設置された。このような設置目的は、現時点において、達成されていると評価しているか、政府の見解を明らかにされたい。

右質問する。

平成二十五年十一月二十九日

内閣総理大臣 安倍 晋三

参議院議長 山崎 正昭殿

参議院議員藤末健三君提出原子力規制委員会による新規制基準適合性に係る審査に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

参議院議員藤末健三君提出原子力規制委員会による新規制基準適合性に係る審査に関する質問に対する答弁書

一について

お尋ねの「審査等に関する会合」については、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律(昭和三十三年法律第六十六号)第四十三条の三の六第一項第四号の規定に基づき定められている実用発電用原子炉及びその附属施設的位置、構造及び設備の基準に関する規則(平成二十五年六月二十八日原子力規制委員会規則第五号)等(以下「新規制基準」という。)に係る適合性審査に関する会合等の開催の都度、原子力規制庁職員から報道機関に対するブリーフィングを行い、その内容に関して国民に分かりやすい情報の発信に努めている。また、原子力規制委員会委員長の定例記者会見及び同庁職員との定例のブリーフィングにおいては、報道機関から会合等の内容について質問があれば、その都度丁寧に回答している。

二について

お尋ねの電力事業者からの質問については、原則として、公開で開催する各種会議におい

て、被規制者に対し、丁寧な説明を行い、必要に応じて、質疑応答及び意見聴取を行っている。また、被規制者と面談を行う場合においては、事後に議事要旨等を公開し、原子力規制委員会の運営の透明性を確保した上で、被規制者との積極的な意思疎通を図り、規制の内容への理解を促している。

なお、御指摘の公開質問状については、敦賀発電所敷地内破砕帯の調査に関する有識者会合において、日本原子力発電株式会社からの指摘事項とそれに対する見解を整理した上で、有識者と同社との間で長時間に及ぶ議論を行っており、政府としては、公開質問状の内容については、十分に議論されていると認識している。

三について

新規制基準については、国際原子力機関や諸外国の規制基準を参考にしながら、世界最高水準の基準となるよう策定したものであり、現在、新規制基準に係る適合性審査を厳格かつ適正に行っているところである。

また、新規制基準の見直しに当たっては、最新の科学的知見や国際原子力機関等の最新の規制基準を参考にしてまいりたい。

四について

御指摘の適合性審査においては、原子力規制委員会と事業者が公開の場で議論を行うなど、事業者との意思疎通が図られるよう努めているが、お尋ねの審査にどの程度の期間を要するかについては、事業者からの申請の内容によることも大きく、かつ、新規制基準に係る審査で

あることから、一概にお答えすることは困難である。

なお、政府としては、同委員会での厳格かつ適正な審査等を確保するための体制強化を実現するよう取り組んでまいりたい。

五について

政府としては、原子力規制委員会は、専門的な知見に基づき中立公正な立場で独立して職権を行使する組織として、新規制基準に係る適合性審査等の業務を行っているものと考えている。



二〇一三年度における経常収支赤字化の可能性と財政への影響に関する再質問主意書

右の質問主意書を国会法第七十四条によつて提出する。

平成二十五年十一月二十五日

藤末 健三

参議院議長 山崎 正昭殿

二〇一三年度における経常収支赤字化の可能性と財政への影響に関する再質問主意書
私は、我が国における貿易赤字の拡大が経常収支の赤字化につながることを懸念され、財政への影響を軽視することができないとの観点から、去る十一月八日に「二〇一三年度における経常収支赤字化の可能性と財政への影響に関する質問主意書(第百八十五回国会質問第四八号)」を提出した。

しかしながら、これに対して十一月十九日に提出された内閣の答弁書(内閣参質一八五第四八号)(以下「前回答弁書」という。)においては、最近の経常収支統計や貿易統計の実績を踏まえた上での今後の見通しが全く示されておらず、財政への影響についても明確な見解を示していない。経済政策・財政政策に責任を負うべき内閣の答弁としては、不十分であると言わざるを得ない。

そこで、改めて以下質問する。

一 前回答弁書では、平成二十五年度の経常収支・貿易収支の予測について、二月二十八日に閣議決定された「平成二十五年度の経済見通し」と経済財政運営の基本的態度(以下「政府経済見通し」という。)における見込みの数値をもつて答弁が行われている。

一方、十一月十一日に財務省が公表した「平成二十五年度上期中国際収支状況(速報)」の概要によると、平成二十五年度上期の貿易収支は約四・七兆円の赤字であり、前年同期比で約二兆円の赤字幅拡大となった。所得収支の黒字幅拡大により、経常収支の黒字幅は前年同期比で六期ぶりに拡大したものの、昭和六十年代上期以降では過去二番目に低い水準とされている。

また、十一月二十日に財務省が発表した「平成二十五年十月分貿易統計(速報)」の概要では、十月まで十六か月連続の貿易赤字であったことも明らかとなっている。

こうした最新の統計を踏まえれば、政府経済

見通しで示した見込みをもって答弁することは適当ではなく、現時点での可能な限りの予測値を示すべきである。改めて、最近の統計を踏まえた二〇一三年度の貿易収支及び経常収支をどの程度と予測しているかを示されたい。

二 我が国は、主要先進国と比較して大幅な財政赤字及び債務・純債務残高(対GDP比)を抱えていることが明らかであり、今後も国債を国内で安定消化していくことが重要である。そのため、経常収支が赤字化した場合の国債発行に与える影響について、政府が明確な見解を持ち、責任ある対応を進めていくことが当然に求められる。

しかし、前回答弁書はこうした点に対しいかなる認識を示すこともなく「一概にお答えすることは困難である」と答弁しており、国会議員の質問に対する答弁としては極めて問題があるものと言わざるを得ない。改めて、経常収支の赤字化が国債の安定的な消化に及ぼす影響について、政府の認識を示されたい。

右質問する。

平成二十五年十二月三日

内閣総理大臣 安倍 晋三

参議院議長 山崎 正昭殿

参議院議員藤末健三君提出二〇一三年度における経常収支赤字化の可能性と財政への影響に関する再質問に対し、別紙答弁書を送付する。

参議院議員藤末健三君提出二〇一三年度における経常収支赤字化の可能性と財政への影響に関する再質問に対する答弁書

一について

お尋ねの貿易収支及び経常収支の予測については、現時点において作成していないため、お答えすることは困難である。なお、毎年度、政府経済見通しにおいては、貿易収支及び経常収支について、当該年度の実績見込み及び翌年度の見通しを示しているところであり、今後、検討を進めてまいりたい。

二について

経常収支は、世界経済その他様々な要因により影響を受けるものであるが、仮に経常収支が赤字化する場合には、国内の民間部門と政府部門を合わせた資金需要の一部は海外からの資金調達等に頼ることとなるが、その際、政府部門の海外からの資金調達がどの程度増加するかについては、その時点における民間部門の海外からの資金調達の状況等にもよると考えられる。

さらに、政府部門の海外からの資金調達が増加することにより、国債の海外保有比率が相当程度上昇する場合であっても、そのことが国債の安定消化に及ぼす影響については、その時点における国債発行額及びその将来の見込みを含めた財政状況などによると考えられる。

したがって、先の答弁書(平成二十五年十一月十九日内閣参質一八五第四八号)三についてでお答えしたとおり、経常収支の赤字化が国債の安定的な消化に及ぼす影響について、一概に

お答えすることは困難であるが、政府としては、引き続き財政健全化の取組を着実に進めることなどにより、国債に対する信認を確保し、国債の安定的な消化に努めてまいりたい。

官報

号外 平成二十五年十二月四日

○第百八十五回国会 参議院会議録第十一号（その二）

〔本号（その一）参照〕

審査報告書

社会保障に関する日本国とインド共和国との間の協定の締結について承認を求めるの件
右は全会一致をもって承認すべきものと議決した。よつて要領書を添えて報告する。

平成二十五年十二月三日

外交防衛委員長 末松 信介

参議院議長 山崎 正昭殿

要領書

一、委員会の決定の理由

この協定は、我が国とインド共和国との間で年金制度に関する法令の適用について調整を行うこと及び両国の年金制度の加入期間を通算することによつて年金の受給権を確立すること等を定めるものである。この協定の締結により、年金制度への二重加入等の問題の解決等を通じて、両国間の人的交流が円滑化し、ひいては経

済交流を含む両国間の関係が一層緊密となることとが期待されるので、妥当な措置と認める。

一、費用

別に費用を要しない。

社会保障に関する日本国とインド共和国との間の協定の締結について承認を求めるの件
右は本院において承認することを議決した。
よつて国会法第八十三条により送付する。

平成二十五年十一月七日

衆議院議長 伊吹 文明

参議院議長 山崎 正昭殿

社会保障に関する日本国とインド共和国との間の協定の締結について承認を求めるの件

社会保障に関する日本国とインド共和国との間の協定の締結について、日本国憲法第七十三条第三号ただし書の規定に基づき、国会の承認を求める。

社会保障に関する日本国とインド共和国との間の協定

日本国及びインド共和国は、

社会保障の分野における両国間の関係を規律することを希望して、

次のとおり協定した。

第一部 総則

第一条 定義

1 この協定の適用上、

- (a) 「インド」とは、インド共和国をいう。
- (b) 「国民」とは、次の者をいう。
- 日本国については、日本国の国籍に関する法律にいう日本国民
- インドについては、インドの国籍を有する者
- (c) 「法令」とは、次のものをいう。
- 日本国については、次条1に掲げる日本国の年金制度に関する日本国の法律及び規則
- インドについては、次条2に掲げる法律及び規則
- (d) 「権限のある当局」とは、次のものをいう。
- 日本国については、次条1に掲げる日本国の年金制度を管轄する政府機関
- インドについては、海外インド人問題担当大臣
- (e) 「実施機関」とは、次のものをいう。
- 日本国については、次条1に掲げる日本国の年金制度の実施に責任を有する保険機関（その連合組織を含む。）
- インドについては、被用者積立基金機構
- (f) 「保険期間」とは、一方の締約国の法令による保険料納付期間及び当該法令において給付を受ける権利の確立に際して考慮されるその他の期間をいう。ただし、社会保障に関する他の協定であつてこの協定と同種のものにより、当該法令による給付を受ける権利を確立するために考慮することとされた期間
- は、含めない。

- (g) 「給付」とは、一方の締約国の法令による年金その他の現金給付をいう。
- 2 この協定の適用上、この協定において定義されていない用語は、適用される法令において与えられている意味を有するものとする。

第二条 この協定の適用範囲

この協定は、

- 1 日本国については、次の日本国の年金制度について適用する。

- (a) 国民年金（国民年金基金を除く。）
- (b) 厚生年金保険（厚生年金基金を除く。）
- (c) 国家公務員共済年金
- (d) 地方公務員等共済年金（地方議会議員の年金制度を除く。）
- (e) 私立学校教職員共済年金

(b)から(e)までに掲げる日本国の年金制度は、以下「日本国の被用者年金制度」という。

ただし、この協定の適用上、国民年金には、老齢福祉年金その他の福祉的目的のため経過の又は補完的に支給される年金であつて、専ら又は主として国庫を財源として支給されるものを含めない。

- 2 インドについては、次の事項に関する全ての法律及び規則について適用する。

- (a) 被用者のための老齢年金及び遺族年金
- (b) 被用者のための恒久的かつ完全な障害に係る年金

第三条 この協定の適用を受ける者

この協定は、一方の締約国の法令の適用を受けているか又は受けたことがある者及びこれらの者に由来する権利を有するその他の者について適用する。

第四条 待遇の平等

この協定に別段の定めがある場合を除くほか、前条に規定する者であつて一方の締約国の領域内に通常居住するものは、当該一方の締約国の法令の適用に際し、当該一方の締約国の国民と同等の待遇を受ける。ただし、この規定は、日本国の領域外に通常居住することに基づいて日本国民に対して認められる合算対象期間に関する日本国の法令の規定の適用を妨げるものではない。

第五条 海外への給付の支払

- 1 この協定に別段の定めがある場合を除くほか、一方の締約国の領域外に通常居住することのみを理由として給付を受ける権利の取得又は給付の支払を制限する当該一方の締約国の法令の規定は、他方の締約国の領域内に通常居住する者については、適用しない。ただし、この規定は、初診日又は死亡日において六十歳以上六十五歳未満であつた者に関して障害基礎年金又は遺族基礎年金を受ける権利の取得のために日本国の領域内に通常居住していることを要件として定めた日本国の法令の規定に影響を及ぼすものではない。

- 2 一方の締約国の法令による給付は、第三国の領域内に通常居住する他方の締約国の国民に対しては、その者が当該一方の締約国の国民であつた場合と同一の条件で支給する。

- 3 他方の締約国の領域内に居住する受給者に対するこの協定に基づく給付の支払は、自由に交換することができる通貨により直接行われる。いずれか一方の締約国が外国為替取引又は海外送金を制限する措置を実施する場合には、両締約国の政府は、この協定に基づく当該一方の締約国による給付の支払を確保するために必要な措置について、直ちに協議する。

第二部 適用法令に関する規定

第六条 一般規定

この協定に別段の定めがある場合を除くほか、一方の締約国の領域内において被用者として就労する者については、その被用者としての就労に関し、当該一方の締約国の法令のみを適用する。

第七条 特別規定

- 1 一方の締約国の法令に基づく制度に加入し、かつ、当該一方の締約国の領域内に事業所を有する雇用者に当該領域内において雇用されている者が、当該雇用者により当該一方の締約国の領域又は第三国の領域から他方の締約国の領域内において当該雇用者のために就労するよう派遣される場合には、その派遣の期間が五年を超えるものと見込まれないことを条件として、その被用者が当該一方の締約国の領域内において就労しているものとみなして当該一方の締約国の法令のみを適用する。

- 2 1に規定する派遣が五年を超えて継続される場合には、両締約国の権限のある当局又は実施機関は、当該派遣に係る被用者に対して1に規定する一方の締約国の法令のみを引き続き適用することについて合意することができる。

第八条 海上航行船舶又は航空機において就労する被用者

1 一方の締約国の旗を掲げる海上航行船舶において被用者として就労し、かつ、この協定がないとしたならば両締約国の法令が適用されることとなる者については、当該 方の締約国の法令のみを適用する。この規定にかかわらず、当該者が他方の締約国の領域内に事業所を有する雇用者に雇用されている場合には、当該者について、当該他方の締約国の法令のみを適用する。

2 国際運輸に従事する航空機において被用者として就労する者については、その就労に関し、その者の雇者の所在する締約国の法令のみを適用する。

第九条 外交使節団の構成員、領事機関の構成員及び公務員

1 この協定は、千九百六十一年四月十八日の外交関係に関するウィーン条約又は千九百六十三年四月二十四日の領事関係に関するウィーン条約の規定の適用を妨げるものではない。

2 1の規定に従うことを条件として、一方の締約国の公務員又は当該一方の締約国の法令において公務員として取り扱われる者が他方の締約国の領域内において就労するために派遣される場合には、その者が当該一方の締約国の領域内において就労しているものとみなして当該一方の締約国の法令のみを適用する。

第十条 第六条から前条までの規定の例外

両締約国の権限のある当局又は実施機関は、被用者及び雇用者の申請に基づき、特定の者又は特定の範囲の者の利益のため、これらの特定の者又は特定の範囲の者にいずれか一方の締約国の法令が適用されることを条件として、第六条から前条までの規定の例外を認めることについて合意することができる。

第十一条 配偶者及び子

日本国の領域内において就労する者であつて、第七条、第九条2又は前条の規定によりインドの法令のみの適用を受けるものに同行する配偶者又は子については、社会保障に関する協定の実施に関する日本国の法令に定める要件を満たすことを条件として、第二条1(a)に掲げる日本国の年金制度に関する日本国の法令の適用を免除する。ただし、当該配偶者又は子が別段の申出を行う場合には、この規定は、適用しない。

第十二条 強制加入

第六条から第八条まで、第九条2及び前条の規定は、各締約国の法令における強制加入についてのみ適用する。

第三部 給付に関する規定

第一章 日本国の給付に関する規定

第十三条 通算

1 日本国の実施機関は、日本国の給付を受ける権利の取得のための要件を満たすために十分な保険期間を有しない者について、この条の規定に基づいて給付を受ける権利を確立するため、日本国の法令による保険期間と重複しない限りにおいて、インドの法令による保険期間を考慮する。ただし、この規定は、各共済年金の職域加算年金及び保険料の還付として支給される一時金については、適用しない。

2 1の規定の適用に当たっては、インドの法令による保険期間は、日本国の被用者年金制度の保険期間及びこれに対応する国民年金の保険期間として考慮する。

第十四条 障害給付及び遺族給付に関する特別規定

1 日本国の法令が、障害給付又は遺族給付（保険料の還付として支給される一時金を除く。以下この1において同じ。）を受ける権利の確立のために初診日又は死亡日が特定の保険期間中にあることを要件として定めている場合において、初診日又は死亡日がインドの法令による保険期間中にあるときは、これらの給付を受ける権利の確立に当たり当該要件は満たされたものとみなす。ただし、国民年金の下での障害給付又は遺族給付を受ける権利がこの条の規定を適用しなくても確立される場合には、この条の規定は、日本国の被用者年金制度の下での同一の保険事故に基づく障害給付又は遺族給付を受ける権利の確立に当たっては、適用しない。

2 1の規定の適用に当たっては、二以上の日本国の被用者年金制度における保険期間を有する者については、1に規定する要件は、日本国の法令に従って、一の被用者年金制度について満たされたものとみなす。

第十五条 給付の額の計算

1 日本国の実施機関は、第十三条1又は前条1の規定の適用により日本国の給付を受ける権利が確立される場合には、2から6までの規定に従うことを条件として、日本国の法令に従って当該給付の額を計算する。

2 障害基礎年金その他の保険期間にかかわらず一定額が支給される給付に関しては、当該給付を受けるための要件が第十三条1又は前条1の規定の適用により満たされる場合には、支給される当該給付の額は、4に規定する理論的加入期間に対する当該給付が支給される年金制度における保険料納付期間及び保険料免除期間を合算した期間の比率に基づいて計算する。

3 日本国の被用者年金制度の下での障害給付及び遺族給付（日本国の被用者年金制度における保険期間が日本国の法令上定められた期間に満たない場合に支給されるものであって、支給される給付の額が当該定められた期間に基づいて計算されるものに限る。）に関しては、これらの給付を受けるための要件が第十三条1又は前条1の規定の適用により満たされる場合には、支給される当該給付の額は、4に規定する理論的加入期間に対する日本国の被用者年金制度における保険期間の比率に基づいて計算する。ただし、理論的加入期間が当該定められた期間を超える場合には、理論的加入期間は、当該定められた期間と同一の期間とする。

4 2及び3の規定の適用上、「理論的加入期間」とは、次に掲げる期間を合算した期間（障害が認定された日の属する月の後の期間又は死亡した日の翌日の属する月から始まる期間を除く。）をいう。

(a) 二十歳に達した日の属する月から六十歳に達した日の属する月の前月までの期間（千九百六十一年四月一日より前の期間を除く。）

(b) (a)に規定する期間と重複しない日本国の法令による保険料納付期間

(c) 障害が認定された日の属する月又は死亡した日の翌日の属する月の前月が(a)に規定する期間前にある場合には、(b)に規定する期間と重複しないインドの法令による保険期間

5 2及び3の規定による日本国の被用者年金制度の下での給付の額の計算に関しては、当該給付を受ける権利を有する者が二以上の日本国の被用者年金制度における保険期間を有する場合には、2に規定する当該給付が支給される年金制度における保険料納付期間又は3に規定する日本国の被用者年金制度における保険期間は、当該二以上の日本国の被用者年金制度における保険期間を合算した期間とする。ただし、当該合算した期間が3に規定する日本国の法令上定められた期間に等しい場合又はこれを超える場合には、3及びこの5に規定する計算方法は、適用しない。

6 老齢厚生年金の一部である配偶者加給その他の給付であつて、日本国の被用者年金制度における保険期間が日本国の法令上定められた期間に等しい場合又はこれを超える場合に一定額が支給されるものに関しては、当該給付を受けるための要件が第十三条1の規定の適用により満たされる場合には、支給される当該給付の額は、当該定められた期間に対する当該給付が支給される日本国の被用者年金制度における保険期間の比率に基づいて計算する。

第二章 インドの給付に関する規定

第十六条 通算

老齢給付、遺族給付及び障害給付に係る権利の取得、保持又は回復に関するインドの法令の規定にかかわらず、これらの給付に関する日本国の法令による保険期間については、必要な場合には、インドの法令による保険期間と重複しない範囲において、インドの法令による保険期間と通算する。

第十七条 給付の額の計算

1 通算のための手続を行うことなくインドの法令による老齢給付、遺族給付又は障害給付を受ける権利が確立される場合には、インドの実施機関は、インドの保険期間を直接の基礎として、かつ、インドの法令のみに基づいて、給付を受ける権利を決定する。

2 前条の規定に基づく保険期間の通算を考慮することによつてのみインドの法令による老齢給付、遺族給付又は障害給付を受ける権利が確立される場合には、次の規定を適用する。

(a) インドの実施機関は、両締約国の法令による全ての保険期間がインドの法令のみによる保険期間であるとした場合に支給される給付の理論上の額を計算する。

(b) インドの実施機関は、(a)に規定する理論上の額に、(a)に規定する全ての保険期間に対するインドの法令による保険期間の比率を乗じて、支給すべき額を計算する。

第三章 共通規定

第十八条 一時金

第三条に規定する者は、次に掲げる給付を請求することができる。

1 日本国については、当該者は、日本国の法令に従つて日本国民以外の者に対する脱退一時金を請求することができる。

2 インドについては、

(a) 当該者は、千九百五十二年の被用者積立基金及び雑則に関する法の適用を受ける事業所の被用者でなくなった場合には、千九百五十二年の被用者積立基金制度の下で当該者の勘定にある額の全額を引き出す権利を有する。

(b) 当該者は、この協定の規定に従つて保険期間を通算した後においても毎月年金を受け取るための適格な役務に係る要件が満たされない場合には、千九百九十五年の被用者年金制度の下での脱退給付を受ける権利を有する。

この2の規定は、この協定の効力発生前にインドの法令の適用を受けていた者についても適用する。

第四部 雑則

第十九条 行政上の協力

- 1 両締約国の権限のある当局は、
 - (a) この協定の実施のために必要な行政上の措置について合意する。
 - (b) この協定の実施のために連絡機関を指定する。
 - (c) 自国の法令の変更（この協定の実施に影響を及ぼすものに限る。）に関する全ての情報をできる限り速やかに相互に通報する。
- 2 両締約国の権限のある当局及び実施機関は、それぞれの権限の範囲内で、この協定の実施のために必要な援助を提供する。この援助は、無償で行う。

第二十条 手数料及び認証

- 1 一方の締約国の法令その他関連する法律及び規則において、当該一方の締約国の法令の適用に際して提出すべき文書に係る行政上又は領事事務上の手数料の免除又は軽減に関して規定する場合には、これらの規定は、この協定及び他方の締約国の法令の適用に際して提出すべき文書についても、適用する。
- 2 この協定及び一方の締約国の法令の適用に際して提出される文書については、外交機関又は領事機関による認証その他これに類する手続を要しない。

第二十一条 連絡

- 1 この協定の実施に際し、両締約国の権限のある当局及び実施機関は、相互に、及び関係者（その居住地を問わない。）に対して、日本語、ヒンディー語又は英語により、直接に連絡することができる。
- 2 この協定の実施に際し、一方の締約国の権限のある当局及び実施機関は、他方の締約国の言語で作成されていることを理由として申請書その他の文書の受理を拒否してはならない。

第二十二条 情報の伝達及び秘密性

- 1 一方の締約国の権限のある当局又は実施機関は、当該一方の締約国の法令の下で収集された個人に関する情報（この協定の実施のために必要なものに限る。）を当該一方の締約国の法律及び規則に従って他方の締約国の権限のある当局又は実施機関に伝達する。当該他方の締約国の法律及び規則により必要とされない限り、当該情報は、この協定を実施する目的のためにのみ使用する。

- 2 一方の締約国が受領する1に規定する情報は、個人に関する情報の秘密の保護のための当該一方の締約国の法律及び規則により規律される。

第二十三条 申請、不服申立て及び申告の提出

- 1 一方の締約国の法令に基づく文書による給付の申請、不服申立てその他申告が他方の締約国の法令に基づく類似の申請、不服申立てその他申告を受理する権限を有する当該他方の締約国の権限のある当局又は実施機関に対して提出された場合には、当該給付の申請、不服申立てその他申告については、その提出の日当該一方の締約国の権限のある当局又は実施機関に対して提出されたものとみなすものとし、当該一方の締約国の手続及び法令に従って取り扱う。
- 2 一方の締約国の権限のある当局又は実施機関は、1の規定に従って提出された給付の申請、不服申立てその他申告を遅滞なく他方の締約国の権限のある当局又は実施機関に伝達する。

第二十四条 意見の相違の解決

この協定の解釈又は適用についての意見の相違は、両締約国間の協議により解決する。

第二十五条 合同委員会

両締約国は、両締約国の権限のある当局及び実施機関の代表者で構成される合同委員会を設置することができる。当該合同委員会は、この協定の実施状況を監視する責任を負う。当該合同委員会は、いずれか一方の締約国の要請により、日本国又はインドのいずれかにおいて必要に応じて会合する。

第二十六条 見出し

この協定中の部、章及び条の見出しは、引用上の便宜のためにのみ付されたものであって、この協定の解釈に影響を及ぼすものではない。

第五部 経過規定及び最終規定

第二十七条 効力発生前の事実及び決定

- 1 この協定は、その効力発生前に給付を受ける権利を確立させるものではない。
- 2 この協定の実施に当たっては、この協定の効力発生前の保険期間及び他の法的に関連する事実についても、考慮する。
- 3 第七条1の規定の適用に当たっては、この協定の効力発生前から一方の締約国の領域内で就労していた者については、同条1に規定する派遣の期間は、この協定の効力発生の日に開始したものとみなす。

平成二十五年十二月四日 参議院會議録第十一号(その二)

社会保障に関する日本国とインド共和国との間の協定の締結について承認を求めるの件
 本國とハンガリーとの間の協定の締結について承認を求めるの件

社会保障に関する日

三〇

- 4 この協定の効力発生前に行われた給付を受ける権利に関する決定は、この協定により確立されるいかなる権利にも影響を及ぼすものではない。
- 5 この協定の適用の結果として、受給者に対し、この協定の効力発生前に権利が確立された給付の額を減額してはならない。
- 6 この協定は、一時金の支払又は保険料の還付により解決された権利については、適用しない。

第二十八条 効力発生

この協定は、両締約国が、この協定の効力発生に必要なそれぞれの憲法上の要件が満たされた旨を相互に通告する外交上の公文を交換した月の後三箇月目の月の初日に効力を生ずる。

第二十九条 有効期間及び終了

- 1 この協定は、無期限に効力を有する。いずれの締約国も、外交上の経路を通じて他方の締約国に対し書面によりこの協定の終了の通告を行うことができる。この場合には、この協定は、終了の通告が行われた月の後十二箇月目の月の末日まで効力を有する。
- 2 この協定が1の規定に従って終了する場合には、この協定の下で取得された給付を受ける権利及び給付の支払に関する権利は、維持される。

以上の証拠として、下名は、各目の政府から正当に委任を受けてこの協定に署名した。

二千十二年十一月十六日に東京で、英語により本書二通を作成した。

日本国のために

玄葉光一郎

インド共和国のために

ディーパ・ゴパラン・ワドゥワ

審査報告書

社会保障に関する日本国とハンガリーとの間の協定の締結について承認を求めるの件
 右は全会一致をもって承認すべきものと議決した。よつて要領書を添えて報告する。

平成二十五年十二月三日

外交防衛委員長 末松 信介

参議院議長 山崎 正昭殿

要領書

一、委員会の決定の理由

この協定は、我が国とハンガリーとの間で年金制度、医療保険制度等に関する法令の適用について調整を行うこと及び両国の年金制度の加入期間を通算することによつて年金の受給権を確立すること等を定めるものである。この協定の締結により、年金制度、医療保険制度等への二重加入等の問題の解決等を通じ、両国間の人的交流が円滑化し、ひいては経済交流を含む両

国間の関係が一層緊密となることが期待されるので、妥当な措置と認める。

一、費用

別に費用を要しない。

社会保障に関する日本国とハンガリーとの間の協定の締結について承認を求めるの件
 右は本院において承認することを議決した。よつて国会法第八十三条により送付する。

平成二十五年十一月十九日

衆議院議長 伊吹 文明

参議院議長 山崎 正昭殿

社会保障に関する日本国とハンガリーとの間の協定の締結について承認を求めるの件
 協定の締結について、日本国憲法第七十三条第三号ただし書の規定に基づき、国会の承認を求める。

社会保障に関する日本国とハンガリーとの間の協定

日本国及びハンガリーは、

社会保障の分野における両国間の関係を規律することを希望して、次のとおり協定した。

第一部 総則

第一条 定義

1 この協定の適用上、

- (a) 「一方の締約国」及び「他方の締約国」とは、文脈により、日本国又はハンガリーをいう。
- (b) 「国民」とは、次の者をいう。
日本国については、日本国の国籍に関する法律にいう日本国民
ハンガリーについては、国籍に関する法律によりハンガリー国民とされる自然人
- (c) 「法令」とは、次のものをいう。
日本国については、次条1に掲げる日本国の年金制度及び日本国の医療保険制度に関する日本国の法律及び規則
ハンガリーについては、次条2に規定する社会保障の計画及び制度に関するハンガリーの法律及び規則
- (d) 「権限のある当局」とは、次のものをいう。
日本国については、次条1に掲げる日本国の年金制度及び日本国の医療保険制度を管轄する政府機関
ハンガリーについては、ハンガリーの法令によって規律される社会保障の計画及び制度に責任を有するハンガリーの大臣、省又はその他の関係当局
- (e) 「実施機関」とは、次のものをいう。
日本国については、次条1に掲げる日本国の年金制度及び日本国の医療保険制度の実施に責任を有する保険機関（その連合組織を含む。）
ハンガリーについては、ハンガリーの法令の実施に責任を有する機関又は当局
- (f) 「保険期間」とは、次のものをいう。

日本国については、日本国の法令のうち次条1(a)(i)から(v)までに掲げる日本国の年金制度に関するものによる保険料納付期間及び給付を受ける権利の確立に際して当該法令に基づき考慮されるその他の期間。ただし、社会保障に関する他の協定であつてこの協定と同種のものにより、当該法令による給付を受ける権利を確立するために考慮することとされた期間は、含めない。

ハンガリーについては、ハンガリーの法令による保険料納付期間及び保険料納付期間とみなされるその他のもの

(g) 「給付」とは、次のものをいう。

日本国については、日本国の法令による年金その他の現金給付

ハンガリーについては、ハンガリーの法令による年金その他の現金給付（当該給付に追加して、当該法令により資格を有する者に対して支払われる補充給付、補足給付又は増加給付を含む。）

2 この協定の適用上、この協定において定義されていない用語は、それぞれの締約国の法令において与えられている意味を有するものとする。

第二条 この協定の適用範囲

この協定は、

1 日本国については、

- (a) 次の日本国の年金制度について適用する。
 - (i) 国民年金（国民年金基金を除く。）
 - (ii) 厚生年金保険（厚生年金基金を除く。）
 - (iii) 国家公務員共済年金
 - (iv) 地方公務員等共済年金（地方議会議員の年金制度を除く。）
 - (v) 私立学校教職員共済年金
 - (vi) (ii)から(v)までに掲げる日本国の年金制度は、以下「日本国の被用者年金制度」という。
ただし、この協定の適用上、国民年金には、老齢福祉年金その他の福祉的目的のため経過的又は補充的に支給される年金であつて、専ら又は主として国庫を財源として支給されるものを含めない。
- (b) 次の法律（その改正を含む。）により実施される日本国の医療保険制度について適用する。
- (i) 健康保険法（大正十一年法律第七十号）

- (ii) 船員保険法(昭和十四年法律第七十三号)
 - (iii) 国民健康保険法(昭和三十三年法律第九十二号)
 - (iv) 国家公務員共済組合法(昭和三十三年法律第二百八十八号)
 - (v) 地方公務員等共済組合法(昭和三十七年法律第五百二十二号)
 - (vi) 私立学校教職員共済法(昭和二十八年法律第二百四十五号)
 - (vii) 高齢者の医療の確保に関する法律(昭和五十七年法律第八十号)
- ただし、この協定の適用上、第五条、第十四条から第二十一条まで、第二十六条、第二十七条、第三十条(3の規定を除く。)及び第三十三条2の規定は、(a)に掲げる日本国の年金制度についてのみ適用する。

2 ハンガリーについては、次の事項に関する法律及び規則について適用する。

- (a) 保険に係る義務並びに社会保険の給付及び失業した場合に支払われる給付に充てる保険料の納付
- (b) 社会保険の年金給付

ただし、この2に規定する法律及び規則には、ハンガリーと第三国との間で現在締結されており、若しくは将来締結されることのある社会保障に関する協定その他の国際約束又はその個別の実施のために制定された法律及び規則を含めない。

第三条 この協定の適用を受ける者

この協定は、一方の締約国の法令の適用を受けているか又は受けたことがある者並びにこれらの者に由来する権利を有する家族及び遺族について適用する。

第四条 待遇の平等

この協定に別段の定めがある場合を除くほか、前条に規定する者であつて一方の締約国の領域内に通常居住するものは、当該一方の締約国の法令の適用に際し、当該一方の締約国の国民と同等の待遇を受ける。この条の規定の適用上、ハンガリーの法令の適用については、「通常居住する」とは、その滞在に関するハンガリーへの最初の入国の日から三箇月を超えて継続的に滞在する意図をもって滞在することをいう。

第五条 海外への給付の支払

1 この協定に別段の定めがある場合を除くほか、一方の締約国の領域外に通常居住することのみを理由として給付を受ける権利の取得又は給付の支払を制限する当該一方の締約国の法令の規定は、他方の締約国

の領域内に通常居住する者については、適用しない。

2 一方の締約国の法令による給付は、第三国の領域内に通常居住する他方の締約国の国民に対しては、その者が当該一方の締約国の国民であつた場合と同一の条件で支給する。

3 この条の規定の適用上、ハンガリーの法令の適用については、「通常居住する」とは、その滞在に関するハンガリーへの最初の入国の日から三箇月を超えて継続的に滞在する意図をもって滞在することをいう。

第二部 適用法令に関する規定

第六条 一般規定

この協定に別段の定めがある場合を除くほか、一方の締約国の領域内において被用者又は自営業者として就労する者については、その被用者又は自営業者としての就労に関し、当該一方の締約国の法令のみを適用する。

第七条 被用者及び自営業者に係る特別規定

1 一方の締約国の法令に基づく制度に加入し、かつ、当該一方の締約国の領域内に事業所を有する雇用者と雇用契約を有している者が、当該雇用者により当該一方の締約国の領域内から他方の締約国の領域内において就労するために派遣され、かつ、その就労に関し他の雇用契約を締結しない場合には、その派遣の予定された期間が五年を超えるものと見込まれないことを条件として、その被用者が当該一方の締約国の領域内において就労しているものとみなして当該一方の締約国の法令のみを適用する。

2 1の規定の適用を受けない者であつて、一方の締約国の法令に基づく制度に加入し、かつ、当該一方の締約国の領域内に事業所を有する雇用者と雇用契約を有しているものが、当該雇用者により当該一方の締約国の領域内から他方の締約国の領域内において就労するために派遣された後に当該雇用者の関連する雇用者との間でも雇用契約を締結し、かつ、当該関連する雇用者が当該他方の締約国の領域内に事業所を有する場合には、その派遣の予定された期間が五年を超えるものと見込まれないことを条件として、その被用者が当該一方の締約国の領域内において就労しているものとみなして当該一方の締約国の法令のみを適用する。両締約国の政府は、この2に規定する関連する雇用者の範囲について合意する。

3 1及び2に規定する派遣が当該派遣の予定された期間を超えて継続される場合には、両締約国の権限のある当局又はその指定する実施機関は、被用者及びその雇用者の共同の申請に基づき、当該派遣に係る被

用者に対して1及び2に規定する一方の締約国の法令のみを引き続き適用することについて一回に限り合意することができる。当該派遣の合計期間（この3の規定に基づく当該一方の締約国の法令の適用の延長期間を含む。）は、六年を超えないものとする。

4 1及び2の規定は、雇業者により一方の締約国の領域から第三国の領域に派遣されていた被用者が、その後、当該雇業者により当該第三国の領域から他方の締約国の領域に派遣される場合についても、適用する。

5 一方の締約国の法令に基づく制度に加入し、かつ、当該一方の締約国の領域内において自営業者として通常就労する者が、他方の締約国の領域内においてのみ自営業者として一時的に就労する場合には、当該他方の締約国の領域内における自営活動の予定された期間が五年を超えるものと見込まれないことを条件として、その者が当該一方の締約国の領域内において就労しているものとみなして当該一方の締約国の法令のみを適用する。

6 5に規定する他方の締約国の領域内における自営活動がその予定された期間を超えて継続される場合には、両締約国の権限のある当局又はその指定する実施機関は、自営業者の申請に基づき、当該自営活動に係る自営業者に対して5に規定する一方の締約国の法令のみを引き続き適用することについて一回に限り合意することができる。当該自営活動の合計期間（この6の規定に基づく当該一方の締約国の法令の適用の延長期間を含む。）は、六年を超えないものとする。

第八条 航空機において就労する被用者に係る特別規定
国際運輸に従事する航空機において被用者として就労する者については、その就労に関し、その者の雇者の所在する締約国の法令のみを適用する。

第九条 外交使節団の構成員、領事機関の構成員及び公務員

1 この協定は、千九百六十一年四月十八日の外交関係に関するウィーン条約又は千九百六十三年四月二十四日の領事関係に関するウィーン条約の規定の適用を妨げるものではない。

2 1の規定に従うことを条件として、日本国の公務員又は日本国の法令において公務員として取り扱われる者がハンガリーの領域内において就労するために派遣される場合には、その者が日本国の領域内において就労しているものとみなして日本国の法令のみを適用する。

3 1の規定に従うことを条件として、ハンガリーの公務員若しくは公的機関の被用者又はハンガリーの法令

令においてハンガリーの公務員若しくは公的機関の被用者として取り扱われる者が日本国の領域内において就労するために派遣される場合には、その者がハンガリーの領域内において就労しているものとみなしてハンガリーの法令のみを適用する。

第十条 第六条から前条までの規定の例外

両締約国の権限のある当局又はこれらの権限のある当局が指定する実施機関は、被用者及び雇業者の共同の申請又は自営業者の申請に基づき、特定の者又は特定の範囲の者の利益のため、これらの特定の者又は特定の範囲の者にいずれか一方の締約国の法令が適用されることを条件として、雇用又は自営活動の性質及び状況を考慮し、第六条から前条までの規定の例外を認めることについて合意することができる。

第十一条 配偶者及び子

1 日本国の領域内において就労する者であつて、第七条、第九条3又は前条の規定によりハンガリーの法令のみの適用を受けるものに同行する配偶者又は子については、次に掲げる日本国の法令の適用を免除する。

(a) 第二条1(a)(i)に掲げる日本国の年金制度に関する法令（社会保障に関する協定の実施に関する日本国の法令に定める要件を満たす場合に限る。）

(b) 第二条1(b)(iii)及び(iv)に掲げる日本国の医療保険制度に関する日本国の法令（医療保険の給付（現物給付）に関するハンガリーの法令に基づく制度に加入し、かつ、社会保障に関する協定の実施に関する日本国の法令に定める要件を満たす場合に限る。）

2 1に規定する配偶者又は子が別段の申出を行う場合には、1(a)又は(b)の規定は、適用しない。

第十二条 適用の証明

1 第二十二条1(b)の規定に従い一方の締約国の権限のある当局によって指定された連絡機関は、被用者及びその雇業者又は自営業者の申請に基づき、当該被用者又は当該自営業者が当該一方の締約国の法令の適用を受けていることを証明する。

2 ハンガリーの連絡機関は、配偶者又は子の申請に基づき、当該配偶者又は子が医療保険の給付（現物給付）に関するハンガリーの法令の適用を受けていることを証明する。

第十三条 強制加入

第六条から第八条まで、第九条2及び3並びに第十一条の規定は、各締約国の法令における強制加入につ

いてのみ適用する。第七条の規定は、日本国の領域内に事業所を有する雇用者に当該領域内において雇用されている者又は日本国の領域内において自営業者として通常就労する者が、第二条1(a)(i)から(v)までに掲げる日本国の年金制度に加入していない場合には、適用しない。

第三部 給付に関する規定

第一章 日本国の給付に関する規定

第十四条 日本国の老齢給付及び遺族給付に係る通算

1 日本国の法令による老齢給付及び遺族給付を受ける権利の取得のための要件を満たすために十分な保険期間を有しない者について、この条の規定に基づいてこれらの給付を受ける権利を確立するため、日本国の実施機関は、日本国の法令による保険期間と重複しない限りにおいて、ハンガリーの法令による保険期間を考慮する。ただし、この1の規定は、各共済年金の職域加算年金及び保険料の還付として支給される一時金については、適用しない。

2 1の規定の適用に当たっては、ハンガリーの法令による保険期間は、日本国の被用者年金制度の保険期間及びこれに対応する国民年金の保険期間として考慮する。

3 この条の規定の適用に当たっては、ハンガリーの法令による保険期間であつて、時期が特定されないものは、考慮しない。

第十五条 遺族給付に関する特別規定

1 日本国の法令が、遺族給付(保険料の還付として支給される一時金を除く。以下この1において同じ。)を受ける権利の確立のために初診日又は死亡日が特定の保険期間中にあることを要件として定めている場合において、初診日又は死亡日がハンガリーの法令による保険期間中にあるときは、遺族給付を受ける権利の確立に当たり当該要件は満たされたとみなす。ただし、国民年金の下での遺族給付を受ける権利がこの条の規定を適用しなくても確立される場合には、この条の規定は、日本国の被用者年金制度の下での同一の保険事故に基づく遺族給付を受ける権利の確立に当たっては、適用しない。

2 この条の規定の適用に当たっては、ハンガリーの法令による保険期間であつて、時期が特定されないものは、考慮しない。

3 1の規定の適用に当たっては、二以上の日本国の被用者年金制度における保険期間を有する者については、1に規定する要件は、日本国の法令に従つて、一の日本国の被用者年金制度について満たされたものと

とみなす。

4 第五条1の規定は、初診日又は死亡日において六十歳以上六十五歳未満であつた者に関して障害基礎年金又は遺族基礎年金を受ける権利の取得のために日本国の領域内に通常居住していることを要件として定めた日本国の法令の規定に影響を及ぼすものではない。

第十六条 日本国の老齢給付及び遺族給付の額の計算

1 日本国の実施機関は、第十四条1又は前条1の規定の適用により日本国の法令に基づく老齢給付及び遺族給付を受ける権利が確立される場合には、2から5までの規定に従うことを条件として、日本国の法令に従つて給付の額を計算する。

2 遺族基礎年金その他の保険期間にかかわらず一定額が支給される給付に関しては、当該給付を受けるための要件が第十四条1又は前条1の規定の適用により満たされる場合には、支給される当該給付の額は、当該給付が支給される年金制度における保険料納付期間及び保険料免除期間並びにハンガリーの法令による保険期間を合算した期間に対する当該保険料納付期間及び保険料免除期間を合算した期間の比率に基づいて計算する。

3 日本国の被用者年金制度の下での遺族給付(日本国の被用者年金制度における保険期間が日本国の法令上定められた期間に満たない場合に支給されるものであつて、支給される当該給付の額が当該定められた期間に基づいて計算されるものに限り。)に関しては、当該給付を受けるための要件が第十四条1又は前条1の規定の適用により満たされる場合には、支給される当該給付の額は、日本国の被用者年金制度における保険期間及びハンガリーの法令による保険期間を合算した期間に対する当該日本国の被用者年金制度における保険期間の比率に基づいて計算する。ただし、当該合算した期間が当該定められた期間を超える場合には、当該合算した期間は、当該定められた期間と同一の期間とする。

4 2及び3の規定による日本国の被用者年金制度の下での給付の額の計算に関しては、当該給付を受ける権利を有する者が二以上の日本国の被用者年金制度における保険期間を有する場合には、2に規定する当該給付が支給される年金制度における保険料納付期間又は3に規定する日本国の被用者年金制度における保険期間は、当該二以上の日本国の被用者年金制度における保険期間を合算した期間とする。ただし、当該合算した期間が3に規定する日本国の法令上定められた期間に等しい場合又はこれを超える場合には、3及びこの4に規定する計算方法は、適用しない。

5 老齢厚生年金の一部である配偶者加給その他の給付であつて、日本国の被用者年金制度における保険期間が日本国の法令上定められた期間に等しい場合又はこれを超える場合に一定額が支給されるものに関し
ては、当該給付を受けるための要件が第十四条1の規定の適用により満たされる場合には、支給される当該給付の額は、当該定められた期間に対する当該給付が支給される日本国の被用者年金制度における保険期間の比率に基づいて計算する。

第十七条 第四条の規定の例外

第四条の規定は、日本国の領域外に通常居住することに基づいて日本国民に対して認められる合算対象期間に関する日本国の法令の規定の適用を妨げるものではない。

第二章 ハンガリーの給付に関する規定

第十八条 通算

1 ハンガリーの法令が給付を受ける権利を確立するために一定の保険期間を満たすことを要件として定めている場合において、完全給付のための十分な保険期間を有しない者については、ハンガリーの実施機関は、日本国の法令による保険期間とハンガリーの法令による保険期間とが重複しないことを条件として、日本国の法令による保険期間をハンガリーの法令による保険期間として考慮する。

2 ハンガリーの給付が支給されている場合には、日本国の法令による保険期間の追加的な累積の結果として、ハンガリーの給付を変更し、又は再計算してはならない。

第十九条 ハンガリーの部分給付の額の計算

1 ハンガリーの実施機関は、前条1の規定の適用によりハンガリーの法令による給付を受ける権利が確立される場合には、

(a) 両締約国の法令による保険期間であつて通算されたものがハンガリーの法令による保険期間であるとした場合に支給される理論上の給付の額を計算する。

(b) (a)の規定に従つて計算された理論上の額に基づいて、両締約国の法令による全ての保険期間に対するハンガリーの法令による保険期間の比率を適用することにより、実際に支払われる給付の額を決定する。

2 1の規定の適用上、ハンガリーの法令による保険期間における収入及びハンガリーの法令の下で納付された保険料を考慮する。

第二十条 給付の重複

ハンガリーの法令による一の給付を受ける権利又は一の給付の支払とハンガリーの法令による他の給付を受ける権利若しくは他の給付の支払又はその他の収入とが重複する場合において、当該一の給付を受ける権利又は当該一の給付の支払を排除し、又は制限するハンガリーの法令の規定は、適当な場合には、ハンガリーの法令による一の給付を受ける権利又は一の給付の支払と日本国の法令による給付を受ける権利又は給付の支払とが重複する場合にも、適用する。

第二十一条 一年未満の保険期間

ハンガリーの法令による保険期間が一年未満であり、かつ、給付を受ける権利が確立されない場合には、ハンガリーの実施機関は、第十八条1の規定を適用せず、かつ、給付を支給しない。

第四部 雑則

第二十二条 行政上の協力

1 両締約国の権限のある当局は、

(a) この協定の実施のために必要な行政上の措置について合意する。

(b) この協定の実施を円滑にするため、直接相互に連絡することができ連絡機関を指定する。

(c) 自国の法令の変更(この協定の実施に影響を及ぼすものに限り)に関する全ての情報をできる限り速やかに相互に通報する。

2 両締約国の連絡機関は、権限のある当局の関与を得て、この協定の実施を円滑にするために必要かつ適切な措置について合意することができる。

3 両締約国の権限のある当局及び実施機関は、それぞれの権限の範囲内で、この協定の実施のために必要な援助を提供する。この援助は、無償で行う。

第二十三条 手数料及び認証

1 一方の締約国の法令その他関連する法律及び規則において、当該一方の締約国の法令の適用に際して提出すべき文書に係る行政上又は領事事務上の手数料の免除又は軽減に関して規定する場合には、これらの規定は、この協定及び他方の締約国の法令の適用に際して提出すべき文書についても、適用する。

2 この協定及び一方の締約国の法令の適用に際して提出される文書については、外交機関又は領事機関による認証その他これに類する手続を要しない。

第二十四条 連絡

1 この協定の実施に際し、両締約国の権限のある当局及び実施機関は、相互に、及び関係者（その居住地を問わない。）に対して、日本語、ハンガリー語又は英語により、直接に連絡することができる。ハンガリーの法令による決定その他の文書は、日本国の領域内に居住する関係者に対して、書留郵便により直接に送付することができる。

2 この協定の実施に際し、一方の締約国の権限のある当局及び実施機関は、日本語、ハンガリー語又は英語で作成されていることを理由として申請書その他の文書の受理を拒否してはならない。

第二十五条 情報の伝達及び秘密性

1 一方の締約国の権限のある当局又は実施機関は、当該一方の締約国の法令の下で収集された個人に関する情報（この協定の実施のために必要なものに限る。）を当該一方の締約国の法令その他関連する法律及び規則に従って他方の締約国の権限のある当局又は実施機関に伝達する。

2 一方の締約国の権限のある当局又は実施機関は、他方の締約国の権限のある当局又は実施機関の要請に基づき、当該一方の締約国の法令の下で収集された個人に関する情報（当該他方の締約国の法令の実施のために必要なものに限る。）を当該一方の締約国の法令その他関連する法律及び規則に従って当該他方の締約国の権限のある当局又は実施機関に伝達することができる。

3 1及び2の規定に従って行われる情報の伝達に関し、個人に関する情報は、両締約国の法令その他関連する法律及び規則並びに次の規定により保護される。

(a) 受領機関は、伝達された個人に関する情報をこの協定を実施する目的のためにのみ使用することができる。ただし、受領国の法律及び規則が刑事法上の法益の保護、課税等の特定の目的のためにこの協定を実施する目的以外の目的で当該情報を使用することを義務付けている場合は、この限りでない。

(b) 個々の事案において、受領機関は、伝達機関の要請に基づき、伝達された個人に関する情報の使用の目的及び当該使用により得られた結果について伝達機関に通報する。

(c) 伝達機関は、伝達される情報が正確であること及び伝達の目的に照らして必要な範囲に限定されていることを確保する。伝達機関は、伝達国の法令その他関連する法律及び規則における個人に関する情報の伝達の禁止に関する規定を考慮しなければならない。誤った情報又は伝達を行うことが伝達国の法律及び規則に合致しない情報が伝達されたことが明らかになった場合には、伝達機関は、受領機関に対し

直ちにこの事実を通報する。この場合には、受領機関は、直ちに当該情報を訂正し、又は廃棄する。

(d) 伝達機関及び受領機関は、本人の請求に基づき、当該本人に関する情報の内容、当該情報の使用の目的、法的根拠及び期間並びに当該情報の受領者を当該本人に通報する。

(e) 伝達された個人に関する情報は、伝達された目的のために必要とされなくなった場合には、受領機関により、受領国の法律及び規則に従って廃棄される。

(f) 伝達機関及び受領機関は、個人に関する情報の伝達及び受領について記録する。

(g) 伝達機関及び受領機関は、個人に関する情報を許可されていないアクセス、修正及び開示から効果的に保護する。

(h) 一方の締約国の権限のある当局又は実施機関から他方の締約国の権限のある当局又は実施機関にこの協定の規定に基づいて伝達された個人に関する情報によって損害を被った関係者が、当該他方の締約国の権限のある当局又は実施機関に対して不服申立てを提出した場合には、当該不服申立てについては、当該他方の締約国の法令その他関連する法律及び規則に従って取り扱う。

(i) 本人の請求があった場合には、受領機関は、受領国の法令その他関連する法律及び規則に従い、不法に取り扱われた情報の使用を停止し、又は廃棄し、伝達機関に対し直ちにその使用の停止又は廃棄を通報する。本人の請求があった場合には、伝達機関は、伝達国の法令その他関連する法律及び規則に従い、自らが取り扱った誤った情報を訂正し、受領機関に対し直ちにその訂正を通報する。

(j) 個人に関する情報の保護に関する権利の侵害があった場合には、各締約国の法令その他関連する法律及び規則に従い、適当な救済措置をとる。

(k) 一方の締約国が受領するこの条に規定する個人に関する情報については、個人に関する情報の秘密の保護のための当該一方の締約国の法律及び規則に従って適正に処理する。

第二十六条 申請、不服申立て及び申告の提出

1 一方の締約国の法令に基づく文書による給付の申請、不服申立てその他申告が他方の締約国の法令に基づく類似の申請、不服申立てその他申告を受理する権限を有する当該他方の締約国の権限のある当局又は実施機関に提出された場合には、当該給付の申請、不服申立てその他申告については、その提出の日当該一方の締約国の権限のある当局又は実施機関に対して提出されたものとみなすものとし、当該一方の締約国の手続及び法令に従って取り扱う。

2 一方の締約国の権限のある当局又は実施機関は、1の規定に従つて提出された給付の申請、不服申立てその他申告を遅滞なく他方の締約国の権限のある当局又は実施機関に伝達する。

3 一方の締約国の法令に基づく給付の申請、不服申立てその他申告の提出により、他方の締約国の法令に基づく手続は、自動的に開始することとはならない。当該他方の締約国の法令に基づく手続は、当該他方の締約国に給付の申請、不服申立てその他申告が提出されたときに開始される。

第二十七条 給付の支払

1 この協定に基づく給付の支払は、自由に交換することができる通貨によつて行うことができる。いずれか一方の締約国が外国為替取引又は海外送金を制限する措置を実施する場合には、両締約国の政府は、この協定に基づく当該一方の締約国による給付の支払を確保するために必要な措置について、直ちに協議する。

2 この協定の適用範囲の下で行われる送金は、当該送金が行われる日に締約国の領域内において効力を有する法律及び規則に基づいて行う。

第二十八条 意見の相違の解決

この協定の解釈又は適用についての意見の相違は、両締約国間の協議により解決する。

第二十九条 見出し

この協定中の部、章及び条の見出しは、引用上の便宜のためにのみ付されたものであつて、この協定の解釈に影響を及ぼすものではない。

第五部 経過規定及び最終規定

第三十条 効力発生前の事実及び決定

1 この協定は、最も早い場合には、その効力発生の日から給付を受ける権利を確立させるものとする。

2 この協定の実施に当たっては、この協定の効力発生前の保険期間及び他の法的に関連する事実についても、考慮する。

3 第七条1、2又は5の規定の適用に当たっては、この協定の効力発生前から一方の締約国の領域内で就労していた者については、同条1若しくは2に規定する派遣の予定された期間又は同条5に規定する自営活動の予定された期間は、この協定の効力発生の日に開始したものとみなす。

4 この協定の効力発生前に個人について行われた決定は、この協定により確立されるいかなる権利にも影響を及ぼすものではない。

響を及ぼすものではない。

5 この協定に基づく給付の申請がこの協定の効力発生の日から一年以内に行われる場合には、この協定の適用により生ずる権利は、当該効力発生の日又はそれ以後の最も早い日に取得される。申請がこの協定の効力発生の日から一年を経過した後に行われる場合には、当該申請に係る決定の効力発生の日については、関係締約国の法令が適用される。

6 この協定の適用の結果として、受給者に対し、この協定の効力発生前に権利が確立された給付の額を減額してはならない。

第三十一条 欧州連合の加盟国としてのハンガリーの義務

この協定は、欧州連合の法又は欧州経済領域に関する協定の下で生ずるハンガリーの権利及び義務に影響を及ぼすものではない。

第三十二条 効力発生

この協定は、両締約国が、この協定の効力発生に必要なそれぞれの憲法上の要件が満たされた旨を相互に通告する外交上の公文を交換した月の翌月の初日に効力を生ずる。

第三十三条 この協定の有効期間及び終了

1 この協定は、無期限に効力を有する。いずれの締約国も、外交上の経路を通じて他方の締約国に対し書面によりこの協定の終了の通告を行うことができる。この場合には、この協定は、終了の通告が行われた年の翌年の末まで効力を有する。

2 この協定が1の規定に従つて終了する場合には、この協定の下で取得された給付を受ける権利及び給付の支払に関する権利は、維持される。この協定の終了の後も、第五条1の規定は、これらの権利に関し引き続き効力を有する。

以上の証拠として、下名は、正当に委任を受けてこの協定に署名した。

二十三年八月二十三日にブダペストで、ひとしく正文である日本語、ハンガリー語及び英語により本書二通を作成した。解釈に相違がある場合には、英語の本文による。

平成二十五年十二月四日 参議院會議録第十一号(その二)

社会保障に関する日本国とハンガリーとの間の協定の締結について承認を求めるの件 障害者の権利に関する条約の締結について承認を求めるの件

日本国のために

岸田文雄

ハンガリーのために

J・マルトニ

審査報告書

障害者の権利に関する条約の締結について承認を求めるの件

右は全会一致をもって承認すべきものと議決した。よつて要領書を添えて報告する。

平成二十五年十二月三日

外交防衛委員長 末松 信介

参議院議長 山崎 正昭殿

要領書

一、委員会の決定の理由

この条約は、障害者の人権及び基本的自由の享有を確保し、障害者の固有の尊厳の尊重を促進することを目的として、障害者の権利の実現のための措置等について定めるものである。我が国がこの条約を締結することは、障害者の権利の実現に向けた我が国の取組を一層強化し、及び人権尊重についての国際協力を一層推進す

るとの見地から有意義であると考えられるので、妥当な措置と認める。

一、費用

別に費用を要しない。

障害者の権利に関する条約の締結について承認を求めるの件

右は本院において承認することを議決した。

よつて国会法第八十三条により送付する。

平成二十五年十一月十九日

衆議院議長 伊吹 文明

参議院議長 山崎 正昭殿

障害者の権利に関する条約の締結について承認を求めるの件

障害者の権利に関する条約の締結について、日本国憲法第七十三条第三号ただし書の規定に基づき、国会の承認を求める。

障害者の権利に関する条約

前文

この条約の締約国は、

- (a) 国際連合憲章において宣明された原則が、人類社会の全ての構成員の固有の尊厳及び価値並びに平等のかつ奪い得ない権利が世界における自由、正義及び平和の基礎を成すものであると認めていることを想起し、
- (b) 国際連合が、世界人権宣言及び人権に関する国際規約において、全ての人はいかなる差別もなしに同宣言及びこれらの規約に掲げる全ての権利及び自由を享有することができるとを宣明し、及び合意したことを認め、
- (c) 全ての人権及び基本的自由が普遍的であり、不可分のものであり、相互に依存し、かつ、相互に関連を有すること並びに障害者が全ての人権及び基本的自由を差別なしに完全に享有することを保障することが必要であることを再確認し、
- (d) 経済的、社会的及び文化的権利に関する国際規約、市民的及び政治的権利に関する国際規約、あらゆる形態の人種差別の撤廃に関する国際条約、女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約、拷問及び他の残虐な、非人道的な又は品位を傷つける取扱い又は刑罰に関する条約、児童の権利に関する条約及び全ての移住労働者及びその家族の構成員の権利の保護に関する国際条約を想起し、
- (e) 障害が発展する概念であることを認め、また、障害が、機能障害を有する者とこれらの者に対する態度及び環境による障壁との間の相互作用であって、これらの者が他の者との平等を基礎として社会に完全かつ効果的に参加することを妨げるものによって生ずることを認め、
- (f) 障害者に関する世界行動計画及び障害者の機会均等化に関する標準規則に定める原則及び政策上の指針が、障害者の機会均等を更に促進するための国内的、地域的及び国際的な政策、計画及び行動の促進、作成及び評価に影響を及ぼす上で重要であることを認め、
- (g) 持続可能な開発に関連する戦略の不可分の一部として障害に関する問題を主流に組み入れることが重要であることを強調し、
- (h) また、いかなる者に対する障害に基づく差別も、人間の固有の尊厳及び価値を侵害するものであること

とを認め、

- (i) さらに、障害者の多様性を認め、
- (j) 全ての障害者（より多くの支援を必要とする障害者を含む。）の人権を促進し、及び保護することが必要であることを認め、
- (k) これらの種々の文書及び約束にもかかわらず、障害者が、世界の全ての地域において、社会の平等な構成員としての参加を妨げる障壁及び人権侵害に依然として直面していることを憂慮し、
- (l) あらゆる国（特に開発途上国）における障害者の生活条件を改善するための国際協力が重要であることを認め、
- (m) 障害者が地域社会における全般的な福祉及び多様性に対して既に貴重な貢献をしており、又は貴重な貢献をし得ることを認め、また、障害者による人権及び基本的自由の完全な享有並びに完全な参加を促進することにより、その帰属意識が高められること並びに社会の人的、社会的及び経済的開発並びに貧困の撲滅に大きな前進がもたらされることを認め、
- (n) 障害者にとって、個人の自律及び自立（自ら選択する自由を含む。）が重要であることを認め、
- (o) 障害者が、政策及び計画（障害者に直接関連する政策及び計画を含む。）に係る意思決定の過程に積極的に関与する機会を有すべきであることを考慮し、
- (p) 人種、皮膚の色、性、言語、宗教、政治的意見その他の意見、民族的な、種族的な、先住民族としての若しくは社会的な出身、財産、出生、年齢又は他の地位に基づく複合的又は加重的な形態の差別を受けている障害者が直面する困難な状況を憂慮し、
- (q) 障害のある女子が、家庭の内外で暴力、傷害若しくは虐待、放置若しくは怠慢な取扱い、不当な取扱い又は搾取を受ける一層大きな危険にしばしばさらされていることを認め、
- (r) 障害のある児童が、他の児童との平等を基礎として全ての人権及び基本的自由を完全に享有すべきであることを認め、また、このため、児童の権利に関する条約の締約国が負う義務を想起し、
- (s) 障害者による人権及び基本的自由の完全な享有を促進するためのあらゆる努力に性別の視点を組み込む必要があることを強調し、
- (t) 障害者の大多数が貧困の状況下で生活している事実を強調し、また、この点に関し、貧困が障害者に及ぼす悪影響に対処することが真に必要であることを認め、

- (u) 国際連合憲章に定める目的及び原則の十分な尊重並びに人権に関する適用可能な文書の遵守に基づく平和で安全な状況が、特に武力紛争及び外国による占領の期間中における障害者の十分な保護に不可欠であることに留意し、
 - (v) 障害者が全ての人権及び基本的自由を完全に享有することを可能とするに当たっては、物理的、社会的、経済的及び文化的な環境並びに健康及び教育を享受しやすいようにし、並びに情報及び通信を利用しやすいようにすることが重要であることを認め、
 - (w) 個人が、他人に対し及びその属する地域社会に対して義務を負うこと並びに国際人権章典において認められる権利の増進及び擁護のために努力する責任を有することを認識し、
 - (x) 家族が、社会の自然かつ基礎的な単位であること並びに社会及び国家による保護を受ける権利を有することを確信し、また、障害者及びその家族の構成員が、障害者の権利の完全かつ平等な享有に向けて家族が貢献することを可能とするために必要な保護及び支援を受けるべきであることを確信し、
 - (y) 障害者の権利及び尊厳を促進し、及び保護するための包括的かつ総合的な国際条約が、開発途上国及び先進国において、障害者の社会的に著しく不利な立場を是正することに重要な貢献を行うこと並びに障害者が市民的、政治的、経済的、社会的及び文化的分野に均等な機会により参加することを促進することを確信して、
- 次のとおり協定した。

第一条 目的

この条約は、全ての障害者によるあらゆる人権及び基本的自由の完全かつ平等な享有を促進し、保護し、及び確保すること並びに障害者の固有の尊厳の尊重を促進することを目的とする。

障害者には、長期的な身体的、精神的、知的又は感覚的な機能障害であつて、様々な障壁との相互作用により他の者との平等を基礎として社会に完全かつ効果的に参加することを妨げ得るものを有する者を含む。

第二条 定義

この条約の適用上、

「意思疎通」とは、言語、文字の表示、点字、触覚を使つた意思疎通、拡大文字、利用しやすいマルチメディア並びに筆記、音声、平易な言葉、朗読その他の補助的及び代替的な意思疎通の形態、手段及び様式(利用しやすい情報通信機器を含む。)をいう。

「言語」とは、音声言語及び手話その他の形態の非音声言語をいう。

「障害に基づく差別」とは、障害に基づくあらゆる差別、排除又は制限であつて、政治的、経済的、社会的、文化的、市民的その他のあらゆる分野において、他の者との平等を基礎として全ての人権及び基本的自由を認識し、享有し、又は行使することを害し、又は妨げる目的又は効果を有するものをいう。障害に基づく差別には、あらゆる形態の差別(合理的配慮の否定を含む。)を含む。

「合理的配慮」とは、障害者が他の者との平等を基礎として全ての人権及び基本的自由を享有し、又は行使することを確保するための必要かつ適当な変更及び調整であつて、特定の場合において必要とされるものであり、かつ、均衡を失した又は過度の負担を課さないものをいう。

「ユニバーサルデザイン」とは、調整又は特別な設計を必要とすることなく、最大限可能な範囲で全ての人が使用することのできる製品、環境、計画及びサービスの設計をいう。ユニバーサルデザインは、特定の障害者の集団のための補装具が必要な場合には、これを排除するものではない。

第三条 一般原則

この条約の原則は、次のとおりとする。

- (a) 固有の尊厳、個人の自律(自ら選択する自由を含む。)及び個人の自立の尊重
- (b) 無差別
- (c) 社会への完全かつ効果的な参加及び包容
- (d) 差異の尊重並びに人間の多様性の一部及び人類の一員としての障害者の受入れ
- (e) 機会の均等
- (f) 施設及びサービス等の利用の容易さ
- (g) 男女の平等
- (h) 障害のある児童の発達しつつある能力の尊重及び障害のある児童がその同一性を保持する権利の尊重

第四条 一般的義務

1 締約国は、障害に基づくいかなる差別もなしに、全ての障害者のあらゆる人権及び基本的自由を完全に実現することを確保し、及び促進することを約束する。このため、締約国は、次のことを約束する。

- (a) この条約において認められる権利の実現のため、全ての適当な立法措置、行政措置その他の措置をとること。

- (b) 障害者に対する差別となる既存の法律、規則、慣習及び慣行を修正し、又は廃止するための全ての適当な措置（立法を含む。）をとること。
 - (c) 全ての政策及び計画において障害者の人権の保護及び促進を考慮に入れること。
 - (d) この条約と両立しないいかなる行為又は慣行も差し控えること。また、公の当局及び機関がこの条約に従って行動することを確保すること。
 - (e) いかなる個人、団体又は民間企業による障害に基づく差別も撤廃するための全ての適当な措置をとること。
 - (f) 第二条に規定するユニバーサルデザインの製品、サービス、設備及び施設であつて、障害者に特有のニーズを満たすために必要な調整が可能な限り最小限であり、かつ、当該ニーズを満たすために必要な費用が最小限であるべきものについての研究及び開発を実施し、又は促進すること。また、当該ユニバーサルデザインの製品、サービス、設備及び施設の利用可能性及び使用を促進すること。さらに、基準及び指針を作成するに当たっては、ユニバーサルデザインが当該基準及び指針に含まれることを促進すること。
 - (g) 障害者に適した新たな機器（情報通信機器、移動補助具、補装具及び支援機器を含む。）についての研究及び開発を実施し、又は促進し、並びに当該新たな機器の利用可能性及び使用を促進すること。この場合において、締約国は、負担しやすき費用の機器を優先させる。
 - (h) 移動補助具、補装具及び支援機器（新たな機器を含む。）並びに他の形態の援助、支援サービス及び施設に関する情報であつて、障害者にとって利用しやすきものを提供すること。
 - (i) この条約において認められる権利によつて保障される支援及びサービスをより良く提供するため、障害者と共に行動する専門家及び職員に対する当該権利に関する研修を促進すること。
- 2 各締約国は、経済的、社会的及び文化的権利に関しては、これらの権利の完全な実現を漸進的に達成するため、自国における利用可能な手段を最大限に用いることにより、また、必要な場合には国際協力の枠内で、措置をとることを約束する。ただし、この条約に定める義務であつて、国際法に従つて直ちに適用されるものに影響を及ぼすものではない。
- 3 締約国は、この条約を実施するための法令及び政策の作成及び実施において、並びに障害者に関する問題についての他の意思決定過程において、障害者（障害のある児童を含む。以下この3において同じ。）

を代表する団体を通じ、障害者と緊密に協議し、及び障害者を積極的に関与させる。

4 この条約のいかなる規定も、締約国の法律又は締約国について効力を有する国際法に含まれる規定であつて障害者の権利の実現に一層貢献するものに影響を及ぼすものではない。この条約のいずれかの締約国において法律、条約、規則又は慣習によつて認められ、又は存する人権及び基本的自由については、この条約がそれらの権利若しくは自由を認めていないこと又はその認める範囲がより狭いことを理由として、それらの権利及び自由を制限し、又は侵してはならない。

5 この条約は、いかなる制限又は例外もなしに、連邦国家の全ての地域について適用する。

第五条 平等及び無差別

1 締約国は、全ての者が、法律の前に又は法律に基づいて平等であり、並びにいかなる差別もなしに法律による平等の保護及び利益を受ける権利を有することを認める。

2 締約国は、障害に基づくあらゆる差別を禁止するものとし、いかなる理由による差別に対しても平等かつ効果的な法的保護を障害者に保障する。

3 締約国は、平等を促進し、及び差別を撤廃することを目的として、合理的配慮が提供されることを確保するための全ての適当な措置をとる。

4 障害者の事実上の平等を促進し、又は達成するために必要な特別の措置は、この条約に規定する差別と解してはならない。

第六条 障害のある女子

1 締約国は、障害のある女子が複合的な差別を受けていることを認識するものとし、この点に関し、障害のある女子が全ての人権及び基本的自由を完全かつ平等に享有することを確保するための措置をとる。

2 締約国は、女子に対してこの条約に定める人権及び基本的自由を行使し、及び享有することを保障することを目的として、女子の完全な能力開発、向上及び自律的な力の育成を確保するための全ての適当な措置をとる。

第七条 障害のある児童

1 締約国は、障害のある児童が他の児童との平等を基礎として全ての人権及び基本的自由を完全に享有することを確保するための全ての必要な措置をとる。

2 障害のある児童に関する全ての措置をとるに当たっては、児童の最善の利益が主として考慮されるもの

とする。

3 締約国は、障害のある児童が、自己に影響を及ぼす全ての事項について自由に自己の意見を表明する権利並びにこの権利を実現するための障害及び年齢に適した支援を提供される権利を有することを確保する。この場合において、障害のある児童の意見は、他の児童との平等を基礎として、その児童の年齢及び成熟度に従って相応に考慮されるものとする。

第八条 意識の向上

1 締約国は、次のことのための即時の、効果的かつ適当な措置をとることを約束する。

- (a) 障害者に関する社会全体（各家庭を含む。）の意識を向上させ、並びに障害者の権利及び尊厳に対する尊重を育成すること。
- (b) あらゆる活動分野における障害者に関する定型化された観念、偏見及び有害な慣行（性及び年齢に基づくものを含む。）と戦うこと。
- (c) 障害者の能力及び貢献に関する意識を向上させること。

2 このため、1の措置には、次のことを含む。

- (a) 次のことのための効果的な公衆の意識の啓発活動を開始し、及び維持すること。
- (i) 障害者の権利に対する理解を育てること。
- (ii) 障害者に対する肯定的認識及び一層の社会の啓発を促進すること。
- (iii) 障害者の技能、長所及び能力並びに職場及び労働市場に対する障害者の貢献についての認識を促進すること。

(b) 教育制度の全ての段階（幼年期からの全ての児童に対する教育制度を含む。）において、障害者の権利を尊重する態度を育成すること。

(c) 全ての報道機関が、この条約の目的に適合するように障害者を描写するよう奨励すること。

(d) 障害者及びその権利に関する啓発のための研修計画を促進すること。

第九条 施設及びサービスの利用の容易さ

1 締約国は、障害者が自立して生活し、及び生活のあらゆる側面に完全に参加することを可能にすることを目的として、障害者が、他の者との平等を基礎として、都市及び農村の双方において、物理的環境、輸送機関、情報通信（情報通信機器及び情報通信システムを含む。）並びに公衆に開放され、又は提供され

る他の施設及びサービスを利用する機会を有することを確保するための適当な措置をとる。この措置は、施設及びサービス等の利用の容易さに対する妨げ及び障壁を特定し、及び撤廃することを含むものとし、特に次の事項について適用する。

- (a) 建物、道路、輸送機関その他の屋内及び屋外の施設（学校、住居、医療施設及び職場を含む。）
- (b) 情報、通信その他のサービス（電子サービス及び緊急事態に係るサービスを含む。）

2 締約国は、また、次のことのための適当な措置をとる。

- (a) 公衆に開放され、又は提供される施設及びサービスの利用の容易さに関する最低基準及び指針を作成し、及び公表し、並びに当該最低基準及び指針の実施を監視すること。
- (b) 公衆に開放され、又は提供される施設及びサービスを提供する民間の団体が、当該施設及びサービスの障害者にとっての利用の容易さについてあらゆる側面を考慮することを確保すること。
- (c) 施設及びサービス等の利用の容易さに関して障害者が直面する問題についての研修を関係者に提供すること。

(d) 公衆に開放される建物その他の施設において、点字の表示及び読みやすく、かつ、理解しやすい形式の表示を提供すること。

(e) 公衆に開放される建物その他の施設の利用の容易さを促進するため、人又は動物による支援及び仲介する者（案内者、朗読者及び専門の手話通訳を含む。）を提供すること。

(f) 障害者が情報を利用する機会を有することを確保するため、障害者に対する他の適当な形態の援助及び支援を促進すること。

(g) 障害者が新たな情報通信機器及び情報通信システム（インターネットを含む。）を利用する機会を有することを促進すること。

(h) 情報通信機器及び情報通信システムを最小限の費用で利用しやすいものとするため、早い段階で、利用しやすい情報通信機器及び情報通信システムの設計、開発、生産及び流通を促進すること。

第十条 生命に対する権利

締約国は、全ての人間が生命に対する固有の権利を有することを再確認するものとし、障害者が他の者との平等を基礎としてその権利を効果的に享有することを確保するための全ての必要な措置をとる。

第十一条 危険な状況及び人道上の緊急事態

締約国は、国際法（国際人道法及び国際人権法を含む。）に基づく自国の義務に従い、危険な状況（武力紛争、人道上の緊急事態及び自然災害の発生を含む。）において障害者の保護及び安全を確保するための全ての必要な措置をとる。

第十二条 法律の前にひとしく認められる権利

1 締約国は、障害者が全ての場所において法律の前に人として認められる権利を有することを再確認する。

2 締約国は、障害者が生活のあらゆる側面において他の者との平等を基礎として法的能力を享有することを認める。

3 締約国は、障害者がその法的能力の行使に当たって必要とする支援を利用する機会を提供するための適当な措置をとる。

4 締約国は、法的能力の行使に関連する全ての措置において、濫用を防止するための適当かつ効果的な保障を国際人権法に従って定めることを確保する。当該保障は、法的能力の行使に関連する措置が、障害者の権利、意思及び選好を尊重すること、利益相反を生じさせず、及び不当な影響を及ぼさないこと、障害者の状況に応じ、かつ、適合すること、可能な限り短い期間に適用されること並びに権限のある、独立の、かつ、公平な当局又は司法機関による定期的な審査の対象となることを確保するものとする。当該保障は、当該措置が障害者の権利及び利益に及ぼす影響の程度に応じたものとする。

5 締約国は、この条の規定に従うことを条件として、障害者が財産を所有し、又は相続し、自己の会計を管理し、及び銀行貸付け、抵当その他の形態の金融上の信用を利用する均等な機会を有することについての平等の権利を確保するための全ての適当かつ効果的な措置をとるものとし、障害者がその財産を恣意的に奪われないことを確保する。

第十三条 司法手続の利用の機会

1 締約国は、障害者が全ての法的手続（捜査段階その他予備的な段階を含む。）において直接及び間接の参加者（証人を含む。）として効果的な役割を果たすことを容易にするため、手続上の配慮及び年齢に適した配慮が提供されること等により、障害者が他の者との平等を基礎として司法手続を利用する効果的な機会を有することを確保する。

2 締約国は、障害者が司法手続を利用する効果的な機会を有することを確保することに役立てるため、司

法に係る分野に携わる者（警察官及び刑務官を含む。）に対する適当な研修を促進する。

第十四条 身体上の自由及び安全

1 締約国は、障害者に対し、他の者との平等を基礎として、次のことを確保する。

(a) 身体上の自由及び安全についての権利を享有すること。

(b) 不法に又は恣意的に自由を奪われないこと、いかなる自由の剝奪も法律に従って行われること及びいかなる場合においても自由の剝奪が障害者の存在によって正当化されないこと。

2 締約国は、障害者がいずれの手続を通じて自由を奪われた場合であっても、当該障害者が、他の者との平等を基礎として国際人権法による保障を受ける権利を有すること並びにこの条約の目的及び原則に従って取り扱われること（合理的配慮の提供によるものを含む。）を確保する。

第十五条 拷問又は残虐な、非人道的な若しくは品位を傷つける取扱い若しくは刑罰からの自由

1 いかなる者も、拷問又は残虐な、非人道的な若しくは品位を傷つける取扱い若しくは刑罰を受けない。特に、いかなる者も、その自由な同意なしに医学的又は科学的実験を受けない。

2 締約国は、障害者が、他の者との平等を基礎として、拷問又は残虐な、非人道的な若しくは品位を傷つける取扱い若しくは刑罰を受けることがないようにするため、全ての効果的な立法上、行政上、司法上その他の措置をとる。

第十六条 搾取、暴力及び虐待からの自由

1 締約国は、家庭の内外におけるあらゆる形態の搾取、暴力及び虐待（性別に基づくものを含む。）から障害者を保護するための全ての適当な立法上、行政上、社会上、教育上その他の措置をとる。

2 また、締約国は、特に、障害者並びにその家族及び介護者に対する適当な形態の性別及び年齢に配慮した援助及び支援（搾取、暴力及び虐待の事実を防止し、認識し、及び報告する方法に関する情報及び教育を提供することによるものを含む。）を確保することにより、あらゆる形態の搾取、暴力及び虐待を防止するための全ての適当な措置をとる。締約国は、保護事業が年齢、性別及び障害に配慮したものであることを確保する。

3 締約国は、あらゆる形態の搾取、暴力及び虐待の発生を防止するため、障害者に役立つことを意図した全ての施設及び計画が独立した当局により効果的に監視されることを確保する。

4 締約国は、あらゆる形態の搾取、暴力又は虐待の被害者となる障害者の身体的、認知的及び心理的な回

復、リハビリテーション並びに社会復帰を促進するための全ての適当な措置(保護事業の提供によるものを含む。)をとる。このような回復及び復帰は、障害者の健康、福祉、自尊心、尊厳及び自律を育成する環境において行われるものとし、性別及び年齢に応じたニーズを考慮に入れる。

5 締約国は、障害者に対する搾取、暴力及び虐待の事案が特定され、捜査され、及び適当な場合には訴追されることを確保するための効果的な法令及び政策(女子及び児童に重点を置いた法令及び政策を含む。)を策定する。

第十七条 個人をそのままの状態で保護すること

全ての障害者は、他の者との平等を基礎として、その心身がそのままの状態で尊重される権利を有する。

第十八条 移動の自由及び国籍についての権利

1 締約国は、障害者に対して次のことを確保すること等により、障害者が他の者との平等を基礎として移動の自由、居住の自由及び国籍についての権利を有することを認める。

(a) 国籍を取得し、及び変更する権利を有すること並びにその国籍を恣意的に又は障害に基づいて奪われないこと。

(b) 国籍に係る文書若しくは身元に係る他の文書入手し、所有し、及び利用すること又は移動の自由についての権利の行使を容易にするために必要とされる関連手続(例えば、出入国の手続)を利用することとを、障害に基づいて奪われないこと。

(c) いずれの国(自国を含む。)からも自由に離れることができること。

(d) 自国に戻る権利を恣意的に又は障害に基づいて奪われないこと。

2 障害のある児童は、出生の後直ちに登録される。障害のある児童は、出生の時から氏名を有する権利及び国籍を取得する権利を有するものとし、また、できる限りその父母を知り、かつ、その父母によって養育される権利を有する。

第十九条 自立した生活及び地域社会への包容

この条約の締約国は、全ての障害者が他の者との平等の選択の機会をもって地域社会で生活する平等の権利を有することを認めるものとし、障害者が、この権利を完全に享受し、並びに地域社会に完全に包容され、及び参加することを容易にするための効果的かつ適当な措置をとる。この措置には、次のことを確保することによるものを含む。

(a) 障害者が、他の者との平等を基礎として、居住地を選択し、及びどこで誰と生活するかを選択する機会を有すること並びに特定の生活施設で生活する義務を負わないこと。

(b) 地域社会における生活及び地域社会への包容を支援し、並びに地域社会からの孤立及び隔離を防止するために必要な在宅サービス、居住サービスその他の地域社会支援サービス(個別の支援を含む。)を障害者が利用する機会を有すること。

(c) 一般住民向けの地域社会サービス及び施設が、障害者にとって他の者との平等を基礎として利用可能であり、かつ、障害者のニーズに対応していること。

第二十条 個人の移動を容易にすること

締約国は、障害者自身ができる限り自立して移動することを容易にすることを確保するための効果的な措置をとる。この措置には、次のことによるものを含む。

(a) 障害者自身が、自ら選択する方法で、自ら選択する時に、かつ、負担しやすい費用で移動することを容易にすること。

(b) 障害者が質の高い移動補助具、補装具、支援機器、人又は動物による支援及び仲介する者を利用する機会を得やすくすること(これらを負担しやすい費用で利用可能なものとするを含む。)

(c) 障害者及び障害者と共に行動する専門職員に対し、移動のための技能に関する研修を提供すること。

(d) 移動補助具、補装具及び支援機器を生産する事業体に対し、障害者の移動のあらゆる側面を考慮するよう奨励すること。

第二十一条 表現及び意見の自由並びに情報の利用の機会

締約国は、障害者が、第二条に定めるあらゆる形態の意思疎通であつて自ら選択するものにより、表現及び意見の自由(他の者との平等を基礎として情報及び考えを求め、受け、及び伝える自由を含む。)についての権利を行使することができることを確保するための全ての適当な措置をとる。この措置には、次のことによるものを含む。

(a) 障害者に対し、様々な種類の障害に相応した利用しやすい様式及び機器により、適時に、かつ、追加の費用を伴わず、一般公衆向けの情報を提供すること。

(b) 公的な活動において、手話、点字、補助的及び代替的な意思疎通並びに障害者が自ら選択する他の全ての利用しやすい意思疎通の手段、形態及び様式を用いることを受け入れ、及び容易にすること。

- (c) 一般公衆に対してサービス（インターネットによるものを含む。）を提供する民間の団体が情報及びサービスを障害者にとって利用しやすい又は使用可能な様式で提供するように要請すること。
- (d) マスメディア（インターネットを通じて情報を提供する者を含む。）がそのサービスを障害者にとって利用しやすいものとするよう奨励すること。
- (e) 手話の使用を認め、及び促進すること。

第二十二条 プライバシーの尊重

- 1 いかなる障害者も、居住地又は生活施設のいかんを問わず、そのプライバシー、家族、住居又は通信その他の形態の意思疎通に対して恣意的に又は不法に干渉されず、また、名誉及び信用を不法に攻撃されない。障害者は、このような干渉又は攻撃に対する法律の保護を受ける権利を有する。

- 2 締約国は、他の者との平等を基礎として、障害者の個人、健康及びリハビリテーションに関する情報に係るプライバシーを保護する。

第二十三条 家庭及び家族の尊重

- 1 締約国は、他の者との平等を基礎として、婚姻、家族、親子関係及び個人的な関係に係る全ての事項に関し、障害者に対する差別を撤廃するための効果的かつ適当な措置をとる。この措置は、次のことを確保することを目的とする。

- (a) 婚姻をすることができる年齢の全ての障害者が、両当事者の自由かつ完全な合意に基づいて婚姻をし、かつ、家族を形成する権利を認められること。

- (b) 障害者が子の数及び出産の間隔を自由にかつ責任をもって決定する権利を認められ、また、障害者が生殖及び家族計画について年齢に適した情報及び教育を享受する権利を認められること。さらに、障害者がこれらの権利を行使することを可能とするために必要な手段を提供されること。

- (c) 障害者（児童を含む。）が、他の者との平等を基礎として生殖能力を保持すること。

- 2 締約国は、子の後見、養子縁組又はこれらに類する制度が国内法令に存在する場合には、それらの制度に係る障害者の権利及び責任を確保する。あらゆる場合において、子の最善の利益は至上である。締約国は、障害者が子の養育についての責任を遂行するに当たり、当該障害者に対して適当な援助を与える。

- 3 締約国は、障害のある児童が家庭生活について平等の権利を有することを確保する。締約国は、この権利を実現し、並びに障害のある児童の隠匿、遺棄、放置及び隔離を防止するため、障害のある児童及びそ

の家族に対し、包括的な情報、サービス及び支援を早期に提供することを約束する。

- 4 締約国は、児童がその父母の意思に反してその父母から分離されないことを確保する。ただし、権限のある当局が司法の審査に従うことを条件として適用のある法律及び手続に従いその分離が児童の最善の利益のために必要であると決定する場合は、この限りでない。いかなる場合にも、児童は、自己の障害又は父母の一方若しくは双方の障害に基づいて父母から分離されない。

- 5 締約国は、近親の家族が障害のある児童を監護することができない場合には、一層広い範囲の家族の中で代替的な監護を提供し、及びこれが不可能なときは、地域社会の中で家庭的な環境により代替的な監護を提供するようあらゆる努力を払う。

第二十四条 教育

- 1 締約国は、教育についての障害者の権利を認める。締約国は、この権利を差別なしに、かつ、機会の均等を基礎として実現するため、障害者を包容するあらゆる段階の教育制度及び生涯学習を確保する。当該教育制度及び生涯学習は、次のことを目的とする。

- (a) 人間の潜在能力並びに尊厳及び自己の価値についての意識を十分に発達させ、並びに人権、基本的自由及び人間の多様性の尊重を強化すること。

- (b) 障害者が、その人格、才能及び創造力並びに精神的及び身体的な能力をその可能な最大限度まで発達させること。

- (c) 障害者が自由な社会に効果的に参加することを可能とすること。

- 2 締約国は、1の権利の実現に当たり、次のことを確保する。

- (a) 障害者が障害に基づいて一般的な教育制度から排除されないこと及び障害のある児童が障害に基づいて無償のかつ義務的な初等教育から又は中等教育から排除されないこと。

- (b) 障害者が、他の者との平等を基礎として、自己の生活する地域社会において、障害者を包容し、質が高く、かつ、無償の初等教育を享受することができること及び中等教育を享受することができること。

- (c) 個人に必要とされる合理的配慮が提供されること。

- (d) 障害者が、その効果的な教育を容易にするために必要な支援を一般的な教育制度の下で受けること。

- (e) 学問的及び社会的な発達を最大にする環境において、完全な包容という目標に合致する効果的で個別化された支援措置がとられること。

3 締約国は、障害者が教育に完全かつ平等に参加し、及び地域社会の構成員として完全かつ平等に参加することを容易にするため、障害者が生活する上での技能及び社会的な発達のための技能を習得することを可能とする。このため、締約国は、次のことを含む適当な措置をとる。

- (a) 点字、代替的な文字、意思疎通の補助的及び代替的な形態、手段及び様式並びに定位及び移動のための技能の習得並びに障害者相互による支援及び助言を容易にすること。
- (b) 手話の習得及び聾社会の言語的な同一性の促進を容易にすること。
- (c) 盲人、聾者又は盲聾者（特に盲人、聾者又は盲聾者である児童）の教育が、その個人にとって最も適当な言語並びに意思疎通の形態及び手段で、かつ、学問的及び社会的な発達を最大にする環境において行われることを確保すること。

4 締約国は、1の権利の実現の確保を助長することを目的として、手話又は点字について能力を有する教員（障害のある教員を含む。）を雇用し、並びに教育に従事する専門家及び職員（教育のいずれの段階において従事するかを問わない。）に対する研修を行うための適当な措置をとる。この研修には、障害についての意識の向上を組み入れ、また、適当な意思疎通の補助的及び代替的な形態、手段及び様式の使用並びに障害者を支援するための教育技法及び教材の使用を組み入れるものとする。

5 締約国は、障害者が、差別なしに、かつ、他の者との平等を基礎として、一般的な高等教育、職業訓練、成人教育及び生涯学習を享受することができることを確保する。このため、締約国は、合理的配慮が障害者に提供されることを確保する。

第二十五条 健康

締約国は、障害者が障害に基づく差別なしに到達可能な最高水準の健康を享受する権利を有することを認める。締約国は、障害者が性別に配慮した保健サービス（保健に関連するリハビリテーションを含む。）を利用する機会を有することを確保するための全ての適当な措置をとる。締約国は、特に、次のことを行う。

- (a) 障害者に対して他の者に提供されるものと同一の範囲、質及び水準の無償の又は負担しやすい費用の保健及び保健計画（性及び生殖に係る健康並びに住民のための公衆衛生計画の分野のものを含む。）を提供すること。
- (b) 障害者が特にその障害のために必要とする保健サービス（早期発見及び適当な場合には早期関与並びに特に児童及び高齢者の新たな障害を最小限にし、及び防止するためのサービスを含む。）を提供する

こと。

(c) これらの保健サービスを、障害者自身が属する地域社会（農村を含む。）の可能な限り近くにおいて提供すること。

(d) 保健に従事する者に対し、特に、研修を通じて及び公私の保健に関する倫理基準を広く知らせることによって障害者の人権、尊厳、自律及びニーズに関する意識を高めることにより、他の者と同一の質の医療（例えば、事情を知らされた上での自由な同意を基礎とした医療）を障害者に提供しようとする請すること。

(e) 健康保険及び国内法により認められている場合には生命保険の提供に当たり、公正かつ妥当な方法で行い、及び障害者に対する差別を禁止すること。

(f) 保健若しくは保健サービス又は食糧及び飲料の提供に関し、障害に基づく差別的な拒否を防止すること。

第二十六条 ハビリテーション（適応のための技能の習得）及びリハビリテーション

1 締約国は、障害者が、最大限の自立並びに十分な身体的、精神的、社会的及び職業的な能力を達成し、及び維持し、並びに生活のあらゆる側面への完全な包容及び参加を達成し、及び維持することを可能とするための効果的かつ適当な措置（障害者相互による支援を通じたものを含む。）をとる。このため、締約国は、特に、保健、雇用、教育及び社会に係るサービスの分野において、ハビリテーション及びリハビリテーションについての包括的なサービス及びプログラムを企画し、強化し、及び拡張する。この場合において、これらのサービス及びプログラムは、次のようなものとする。

(a) 可能な限り初期の段階において開始し、並びに個人のニーズ及び長所に関する学際的な評価を基礎とするものであること。

(b) 地域社会及び社会のあらゆる側面への参加及び包容を支援し、自発的なものであり、並びに障害者自身が属する地域社会（農村を含む。）の可能な限り近くにおいて利用可能なものであること。

2 締約国は、ハビリテーション及びリハビリテーションのサービスに従事する専門家及び職員に対する初期研修及び継続的な研修の充実を促進する。

3 締約国は、障害者のために設計された補装具及び支援機器であつて、ハビリテーション及びリハビリテーションに関連するものの利用可能性、知識及び使用を促進する。

第二十七条 労働及び雇用

1 締約国は、障害者が他の者との平等を基礎として労働についての権利を有することを認める。この権利には、障害者に対して開放され、障害者を包容し、及び障害者にとって利用しやすい労働市場及び労働環境において、障害者が自由に選択し、又は承諾する労働によって生計を立てる機会を有する権利を含む。締約国は、特に次のことのための適当な措置（立法によるものを含む。）をとることににより、労働についての障害者（雇用の過程で障害を有することとなった者を含む。）の権利が実現されることを保障し、及び促進する。

- (a) あらゆる形態の雇用に係る全ての事項（募集、採用及び雇用の条件、雇用の継続、昇進並びに安全かつ健康的な作業条件を含む。）に関し、障害に基づく差別を禁止すること。
 - (b) 他の者との平等を基礎として、公正かつ良好な労働条件（均等な機会及び同一価値の労働についての同一報酬を含む。）、安全かつ健康的な作業条件（嫌がらせからの保護を含む。）、及び苦情に対する救済についての障害者の権利を保護すること。
 - (c) 障害者が他の者との平等を基礎として労働及び労働組合についての権利を行使することができることを確保すること。
 - (d) 障害者が技術及び職業の指導に関する一般的な計画、職業紹介サービス並びに職業訓練及び継続的な訓練を利用する効果的な機会を有することを可能とすること。
 - (e) 労働市場において障害者の雇用機会の増大を図り、及びその昇進を促進すること並びに職業を求め、これに就き、これを継続し、及びこれに復帰する際の支援を促進すること。
 - (f) 自営活動の機会、起業家精神、協同組合の発展及び自己の事業の開始を促進すること。
 - (g) 公的部門において障害者を雇用すること。
 - (h) 適当な政策及び措置（積極的差別是正措置、奨励措置その他の措置を含めることができる。）を通じて、民間部門における障害者の雇用を促進すること。
 - (i) 職場において合理的配慮が障害者に提供されることを確保すること。
 - (j) 開かれた労働市場において障害者が職業経験を得ることを促進すること。
 - (k) 障害者の職業リハビリテーション、職業の保持及び職場復帰計画を促進すること。
- 2 締約国は、障害者が、奴隷の状態又は隷属状態に置かれないうこと及び他の者との平等を基礎として強制

労働から保護されることを確保する。

第二十八条 相当な生活水準及び社会的な保障

1 締約国は、障害者が、自己及びその家族の相当な生活水準（相当な食糧、衣類及び住居を含む。）についての権利並びに生活条件の不断の改善についての権利を有することを認めるものとし、障害に基づく差別なしにこの権利を実現することを保障し、及び促進するための適当な措置をとる。

2 締約国は、社会的な保障についての障害者の権利及び障害に基づく差別なしにこの権利を享受することについての障害者の権利を認めるものとし、この権利の実現を保障し、及び促進するための適当な措置をとる。この措置には、次のことを確保するための措置を含む。

- (a) 障害者が清浄な水のサービスを利用する均等な機会を有し、及び障害者が障害に関連するニーズに係る適当なかつ費用の負担しやすいサービス、補装具その他の援助を利用する機会を有すること。
- (b) 障害者（特に、障害のある女子及び高齢者）が社会的な保障及び貧困削減に関する計画を利用する機会を有すること。
- (c) 貧困の状況において生活している障害者及びその家族が障害に関連する費用についての国の援助（適当な研修、カウンセリング、財政的援助及び介護者の休息のための一時的な介護を含む。）を利用する機会を有すること。
- (d) 障害者が公営住宅計画を利用する機会を有すること。
- (e) 障害者が退職に伴う給付及び計画を利用する均等な機会を有すること。

第二十九条 政治的及び公的活動への参加

締約国は、障害者に対して政治的権利を保障し、及び他の者との平等を基礎としてこの権利を享受する機会を保障するものとし、次のことを約束する。

- (a) 特に次のことを行うことにより、障害者が、直接に、又は自由に選んだ代表者を通じて、他の者との平等を基礎として、政治的及び公的活動に効果的かつ完全に参加することができること（障害者が投票し、及び選挙される権利及び機会を含む。）を確保すること。
- (i) 投票の手續、設備及び資料が適当な及び利用しやすいものであり、並びにその理解及び使用が容易であることを確保すること。
- (ii) 障害者が、選挙及び国民投票において脅迫を受けることなく秘密投票によって投票し、選挙に立候補

補し、並びに政府のあらゆる段階において実質的に在職し、及びあらゆる公務を遂行する権利を保護すること。この場合において、適当なときは支援機器及び新たな機器の使用を容易にするものとする。

(iii) 選挙人としての障害者の意思の自由な表明を保障すること。このため、必要な場合には、障害者の要請に応じて、当該障害者により選択される者が投票の際に援助することを認めること。

(b) 障害者が、差別なしに、かつ、他の者との平等を基礎として、政治に効果的かつ完全に参加することが出来る環境を積極的に促進し、及び政治への障害者の参加を奨励すること。政治への参加には、次のことを含む。

(i) 国の公的及び政治的活動に関係のある非政府機関及び非政府団体に参加し、並びに政党の活動及び運営に参加すること。

(ii) 国際、国内、地域及び地方の各段階において障害者を代表するための障害者の組織を結成し、並びにこれに参加すること。

第三十条 文化的な生活、レクリエーション、余暇及びスポーツへの参加

1 締約国は、障害者が他の者との平等を基礎として文化的な生活に参加する権利を認めるものとし、次のことを確保するための全ての適当な措置をとる。

(a) 障害者が、利用しやすい様式を通じて、文化的な作品を享受する機会を有すること。

(b) 障害者が、利用しやすい様式を通じて、テレビジョン番組、映画、演劇その他の文化的な活動を楽しむ機会を有すること。

(c) 障害者が、文化的な公演又はサービスが行われる場所(例えば、劇場、博物館、映画館、図書館、観光サービス)を利用する機会を有し、並びに自国の文化的に重要な記念物及び場所を享受する機会をできる限り有すること。

2 締約国は、障害者が、自己の利益のためだけでなく、社会を豊かにするためにも、自己の創造的、芸術的及び知的な潜在能力を開発し、及び活用する機会を有することを可能とするための適当な措置をとる。

3 締約国は、国際法に従い、知的財産権を保護する法律が、障害者が文化的な作品を享受する機会を妨げる不当又は差別的な障壁とならないことを確保するための全ての適当な措置をとる。

4 障害者は、他の者との平等を基礎として、その独自の文化的及び言語的な同一性(手話及び聾文化を含む。

む。)の承認及び支持を受ける権利を有する。

5 締約国は、障害者が他の者との平等を基礎としてレクリエーション、余暇及びスポーツの活動に参加することを可能とすることを目的として、次のことのための適当な措置をとる。

(a) 障害者があらゆる水準の一般のスポーツ活動に可能な限り参加することを奨励し、及び促進すること。

(b) 障害者が障害に応じたスポーツ及びレクリエーションの活動を組織し、及び発展させ、並びにこれらに参加する機会を有することを確保すること。このため、適当な指導、研修及び資源が他の者との平等を基礎として提供されるよう奨励すること。

(c) 障害者がスポーツ、レクリエーション及び観光の場所を利用する機会を有することを確保すること。

(d) 障害のある児童が遊び、レクリエーション、余暇及びスポーツの活動(学校制度におけるこれらの活動を含む。)への参加について他の児童と均等な機会を有することを確保すること。

(e) 障害者がレクリエーション、観光、余暇及びスポーツの活動の企画に関与する者によるサービスを利用する機会を有することを確保すること。

第三十一条 統計及び資料の収集

1 締約国は、この条約を実効的なものとするための政策を立案し、及び実施することを可能とするための適当な情報(統計資料及び研究資料を含む。)を収集することを約束する。この情報を収集し、及び保持する過程においては、次のことを満たさなければならない。

(a) 障害者の秘密の保持及びプライバシーの尊重を確保するため、法令に定める保障措置(資料の保護に関する法令を含む。)を遵守すること。

(b) 人権及び基本的自由を保護するための国際的に受け入れられた規範並びに統計の収集及び利用に関する倫理上の原則を遵守すること。

2 この条の規定に従って収集された情報は、適宜分類されるものとし、この条約に基づく締約国の義務の履行の評価に役立てるために、並びに障害者がその権利を行使する際に直面する障壁を特定し、及び当該障壁に対処するために利用される。

3 締約国は、これらの統計の普及について責任を負うものとし、これらの統計が障害者及び他の者にとって利用しやすいことを確保する。

第三十二条 国際協力

- 1 締約国は、この条約の目的及び趣旨を実現するための自国の努力を支援するために国際協力及びその促進が重要であることを認識し、この点に関し、国家間において並びに適当な場合には関連のある国際的及び地域的機関並びに市民社会（特に障害者の組織）と連携して、適当かつ効果的な措置をとる。これらの措置には、特に次のことを含むことができる。
 - (a) 国際協力（国際的な開発計画を含む。）が、障害者を包容し、かつ、障害者にとって利用しやすいものであることを確保すること。
 - (b) 能力の開発（情報、経験、研修計画及び最良の実例の交換及び共有を通じてしたものを含む。）を容易にし、及び支援すること。
 - (c) 研究における協力を容易にし、並びに科学及び技術に関する知識を利用する機会を得やすくすること。
 - (d) 適当な場合には、技術援助及び経済援助（利用しやすい支援機器を利用する機会を得やすくし、及びこれらの機器の共有を容易にすることによる援助並びに技術移転を通じて援助を含む。）を提供すること。
- 2 この条の規定は、この条約に基づく義務を履行する各締約国の義務に影響を及ぼすものではない。

第三十三条 国内における実施及び監視

- 1 締約国は、自国の制度に従い、この条約の実施に関連する事項を取り扱う一又は二以上の中央連絡先を政府内に指定する。また、締約国は、異なる部門及び段階における関連のある活動を容易にするため、政府内における調整のための仕組みの設置又は指定に十分な考慮を払う。
- 2 締約国は、自国の法律上及び行政上の制度に従い、この条約の実施を促進し、保護し、及び監視するための仕組み（適当な場合には、一又は二以上の独立した仕組みを含む。）を自国内において維持し、強化し、指定し、又は設置する。締約国は、このような仕組みを指定し、又は設置する場合には、人権の保護及び促進のための国内機構の地位及び役割に関する原則を考慮に入れる。
- 3 市民社会（特に、障害者及び障害者を代表する団体）は、監視の過程に十分に関与し、かつ、参加する。

第三十四条 障害者の権利に関する委員会

- 1 障害者の権利に関する委員会（以下「委員会」という。）を設置する。委員会は、以下に定める任務を遂行する。
- 2 委員会は、この条約の効力発生の時は十二人の専門家で構成する。効力発生の時の締約国に加え更に六十の国がこの条約を批准し、又はこれに加入した後は、委員会の委員の数を六人増加させ、上限である十八人とする。
- 3 委員会の委員は、個人の資格で職務を遂行するものとし、徳望が高く、かつ、この条約が対象とする分野において能力及び経験を認められた者とする。締約国は、委員の候補者を指名するに当たり、第四条3の規定に十分な考慮を払うよう要請される。
- 4 委員会の委員については、締約国が、委員の配分が地理的に衡平に行われること、異なる文明形態及び主要な法体系が代表されること、男女が衡平に代表されること並びに障害のある専門家が参加することを考慮に入れて選出する。
- 5 委員会の委員は、締約国会議の会合において、締約国により当該締約国の国民の中から指名された者の名簿の中から秘密投票により選出される。締約国会議の会合は、締約国の三分の二をもつて定足数とする。これらの会合においては、出席し、かつ、投票する締約国の代表によつて投じられた票の最多数で、かつ、過半数の票を得た者をもつて委員会に選出された委員とする。
- 6 委員会の委員の最初の選挙は、この条約の効力発生の日の後六箇月以内に行う。国際連合事務総長は、委員会の委員の選挙の日の遅くとも四箇月前までに、締約国に対し、自国が指名する者の氏名を二箇月以内に提出するよう書簡で要請する。その後、同事務総長は、指名された者のアルファベット順による名簿（これらの者を指名した締約国名を表示した名簿とする。）を作成し、この条約の締約国に送付する。
- 7 委員会の委員は、四年の任期で選出される。委員は、一回のみ再選される資格を有する。ただし、最初の選挙において選出された委員のうち六人の委員の任期は、二年で終了するものとし、これらの六人の委員は、最初の選挙の後直ちに、5に規定する会合の議長によりくじ引で選ばれる。
- 8 委員会の六人の追加的な委員の選挙は、この条約の関連規定に従つて定期選挙の際に行われる。
- 9 委員会の委員が死亡し、辞任し、又は他の理由のためにその職務を遂行することができなくなったことを宣言した場合には、当該委員を指名した締約国は、残余の期間その職務を遂行する他の専門家であつて、資格を有し、かつ、この条約の関連規定に定める条件を満たすものを任命する。

10 委員会は、その手続規則を定める。

11 国際連合事務総長は、委員会がこの条約に定める任務を効果的に遂行するために必要な職員及び便益を提供するものとし、委員会の最初の会合を招集する。

12 この条約に基づいて設置される委員会の委員は、国際連合総会が委員会の任務の重要性を考慮して決定する条件に従い、同総会の承認を得て、国際連合の財源から報酬を受ける。

13 委員会の委員は、国際連合の特権及び免除に関する条約の関連規定に規定する国際連合のための職務を遂行する専門家の便益、特権及び免除を享受する。

第三十五条 締約国による報告

1 各締約国は、この条約に基づく義務を履行するためにとつた措置及びこれらの措置によりもたらされた進歩に関する包括的な報告を、この条約が自国について効力を生じた後二年以内に国際連合事務総長を通じて委員会に提出する。

2 その後、締約国は、少なくとも四年ごとに、更に委員会が要請するときはいつでも、その後の報告を提出する。

3 委員会は、報告の内容について適用される指針を決定する。

4 委員会に対して包括的な最初の報告を提出した締約国は、その後の報告においては、既に提供した情報を繰り返す必要はない。締約国は、委員会に対する報告を作成するに当たり、公開され、かつ、透明性のある過程において作成することを検討し、及び第四条3の規定に十分な考慮を払うよう要請される。

5 報告には、この条約に基づく義務の履行の程度に影響を及ぼす要因及び困難を記載することができる。

第三十六条 報告の検討

1 委員会は、各報告を検討する。委員会は、当該報告について、適当と認める提案及び一般的な性格を有する勧告を行うものとし、これらの提案及び一般的な性格を有する勧告を関係締約国に送付する。当該関係締約国は、委員会に対し、自国が選択する情報を提供することにより回答することができる。委員会は、この条約の実施に関連する追加の情報を当該関係締約国に要請することができる。

2 いずれかの締約国による報告の提出が著しく遅延している場合には、委員会は、委員会にとって利用可能な信頼し得る情報を基礎として当該締約国におけるこの条約の実施状況を審査することが必要であることについて当該締約国に通報(当該通報には、関連する報告が当該通報の後三箇月以内に行われない場合

には審査する旨を含む。)を行うことができる。委員会は、当該締約国がその審査に参加するよう要請する。当該締約国が関連する報告を提出することにより回答する場合には、1の規定を適用する。

3 国際連合事務総長は、1の報告を全ての締約国が利用することができるようにする。

4 締約国は、1の報告を自国において公衆が広く利用することができるようにし、これらの報告に関連する提案及び一般的な性格を有する勧告を利用する機会を得やすくする。

5 委員会は、適当と認める場合には、締約国からの報告に記載されている技術的な助言若しくは援助の要請又はこれらの必要性の記載に対処するため、これらの要請又は必要性の記載に関する委員会の見解及び勧告がある場合には当該見解及び勧告とともに、国際連合の専門機関、基金及び計画その他の権限のある機関に当該報告を送付する。

第三十七条 締約国と委員会との間の協力

1 各締約国は、委員会と協力するものとし、委員の任務の遂行を支援する。

2 委員会は、締約国との関係において、この条約の実施のための当該締約国の能力を向上させる方法及び手段(国際協力を通じたものを含む。)に十分な考慮を払う。

第三十八条 委員会と他の機関との関係

この条約の効果的な実施を促進し、及びこの条約が対象とする分野における国際協力を奨励するため、

(a) 専門機関その他の国際連合の機関は、その任務の範囲内にある事項に関するこの条約の規定の実施についての検討に際し、代表を出す権利を有する。委員会は、適当と認める場合には、専門機関その他の権限のある機関に対し、これらの機関の任務の範囲内にある事項に関するこの条約の実施について専門家の助言を提供するよう要請することができる。委員会は、専門機関その他の国際連合の機関に対し、これらの機関の任務の範囲内にある事項に関するこの条約の実施について報告を提出するよう要請することができる。

(b) 委員会は、その任務を遂行するに当たり、それぞれの報告に係る指針、提案及び一般的な性格を有する勧告の整合性を確保し、並びにその任務の遂行における重複を避けるため、適当な場合には、人権に関する国際条約によつて設置された他の関連する組織と協議する。

第三十九条 委員会の報告

委員会は、その活動につき二年ごとに国際連合総会及び経済社会理事會に報告するものとし、また、締約

国から得た報告及び情報の検討に基づく提案及び一般的な性格を有する勧告を行うことができる。これらの提案及び一般的な性格を有する勧告は、締約国から意見がある場合にはその意見とともに、委員会の報告に記載する。

第四十条 締約国会議

- 1 締約国は、この条約の実施に関する事項を検討するため、定期的に締約国会議を開催する。
- 2 締約国会議は、この条約が効力を生じた後六箇月以内に国際連合事務総長が招集する。その後の締約国会議は、二年ごとに又は締約国会議の決定に基づき同事務総長が招集する。

第四十一条 寄託者

この条約の寄託者は、国際連合事務総長とする。

第四十二条 署名

この条約は、二千七年三月三十日から、ニューヨークにある国際連合本部において、全ての国及び地域的な統合のための機関による署名のために開放しておく。

第四十三条 拘束されることについての同意

この条約は、署名国によって批准されなければならない。また、署名した地域的な統合のための機関によって正式確認されなければならない。この条約は、これに署名していない国及び地域的な統合のための機関による加入のために開放しておく。

第四十四条 地域的な統合のための機関

- 1 「地域的な統合のための機関」とは、特定の地域の主権国家によって構成される機関であつて、この条約が規律する事項に関してその構成国から権限の委譲を受けたものをいう。地域的な統合のための機関は、この条約の規律する事項に関するその権限の範囲をこの条約の正式確認書又は加入書において宣言する。その後、当該機関は、その権限の範囲の実質的な変更を寄託者に通報する。

- 2 この条約において「締約国」についての規定は、地域的な統合のための機関の権限の範囲内で当該機関について適用する。

- 3 次条1並びに第四十七条2及び3の規定の適用上、地域的な統合のための機関が寄託する文書は、これを数に加えてはならない。

- 4 地域的な統合のための機関は、その権限の範囲内の事項について、この条約の締約国であるその構成国

の数と同数の票を締約国会議において投ずる権利を行使することができる。当該機関は、その構成国が自国の投票権を行使する場合には、投票権を行使してはならない。その逆の場合も、同様とする。

第四十五条 効力発生

- 1 この条約は、二十番目の批准書又は加入書が寄託された後三十日目の日に効力を生ずる。
- 2 この条約は、二十番目の批准書又は加入書が寄託された後にこれを批准し、若しくは正式確認し、又はこれに加入する国又は地域的な統合のための機関については、その批准書、正式確認書又は加入書の寄託の後三十日目の日に効力を生ずる。

第四十六条 留保

- 1 この条約の趣旨及び目的と両立しない留保は、認められない。
- 2 留保は、いつでも撤回することができる。

第四十七条 改正

- 1 いずれの締約国も、この条約の改正を提案し、及び改正案を国際連合事務総長に提出することができる。同事務総長は、締約国に対し、改正案を送付するものとし、締約国による改正案の審議及び決定のための締約国の会議の開催についての賛否を通報するよう要請する。その送付の日から四箇月以内に締約国の三分の一以上が会議の開催に賛成する場合には、同事務総長は、国際連合の主権の下に会議を招集する。会議において出席し、かつ、投票する締約国の三分の二以上の多数によって採択された改正案は、同事務総長により、承認のために国際連合総会に送付され、その後受諾のために全ての締約国に送付される。

- 2 1の規定により採択され、かつ、承認された改正は、当該改正の採択の日における締約国の三分の二以上が受諾書を寄託した後三十日目の日に効力を生ずる。その後は、当該改正は、いずれの締約国についても、その受諾書の寄託の後三十日目の日に効力を生ずる。改正は、それを受諾した締約国のみを拘束する。

- 3 締約国会議がコンセンサス方式によって決定する場合には、1の規定により採択され、かつ、承認された改正であつて、第三十四条及び第三十八条から第四十条までの規定にのみ関連するものは、当該改正の採択の日における締約国の三分の二以上が受諾書を寄託した後三十日目の日に全ての締約国について効力を生ずる。

第四十八条 廃棄

締約国は、国際連合事務総長に対して書面による通告を行うことにより、この条約を廃棄することができる。廃棄は、同事務総長がその通告を受領した日の後一年で効力を生ずる。

第四十九条 利用しやすい様式

この条約の本文は、利用しやすい様式で提供される。

第五十条 正文

この条約は、アラビア語、中国語、英語、フランス語、ロシア語及びスペイン語をひとしく正文とする。

以上の証拠として、下名の全権委員は、各自の政府から正当に委任を受けてこの条約に署名した。

審査報告書

公職選挙法の一部を改正する法律案

右は多数をもって可決すべきものと議決した。よつて要領書を添えて報告する。

平成二十五年十一月二十七日

政治倫理の確立及び選挙
制度に関する特別委員長 前田 武志

参議院議長 山崎 正昭殿

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、都道府県の議会の議員の選挙区について、郡の存在意義が大きく変質している現状等に鑑み、一定の要件の下で、市町村を単位として条例で選挙区を定めることができるようにするとともに、指定都市の区域においては、二以上の区域に分けた区域を選挙区の単位としようとするものであり、おおむね妥当な措置と認める。

一、費用

本法施行のため、別に費用を要しない。

公職選挙法の一部を改正する法律案

右の本院提出案をここに送付する。

平成二十五年十一月十五日

衆議院議長 伊吹 文明

参議院議長 山崎 正昭殿

公職選挙法の一部を改正する法律

公職選挙法(昭和二十五年法律第百号)の一部を次のように改正する。

第十五条第一項中「郡市の区域による」を「一の

市の区域、一の市の区域と隣接する町村の区域を合わせた区域又は隣接する町村の区域を合わせた区域のいずれかによることを基本とし、条例で定める」に改め、同条第二項を次のように改める。

2 前項の選挙区は、その人口が当該都道府県の人口を当該都道府県の議会の議員の定数をもつて除して得た数(以下この条において「議員一人当たりの人口」という。)の半数以上になるようにしなければならない。この場合において、一の市の区域の人口が議員一人当たりの人口の半数に達しないときは、隣接する他の市町村の区域と合わせて一選挙区を設けるものとする。

第十五条第三項中「第一項を」の市に、「議員一人当たりの人口」を「議員一人当たりの人口」に改め、「条例で」を削り、「郡市」を「市町村」に、「合せて」を「合せて」に改め、同条第四項を次のように改める。

4 一の町村の区域の人口が議員一人当たりの人口の半数以上であるときは、当該町村の区域をもつて一選挙区とすることができる。

第十五条第五項中「の郡市」を「の市町村(地方自治法第二百五十二条の十九第一項の指定都市(以下「指定都市」という。))にあつては、区、以下この項において同じ。に、「第一項から第三項まで」を「前各項」に改め、「前項の規定の適用がある場合を含む。」を削り、「を郡市」を「市町村」に改め、同条第六項ただし書中「但し、地方自治法第二百五十二条の十九第一項の指定都市(以下「指定都市」という。))を「ただし、指定都市」に改め、同条第七項中「第二項、第三項」を「第一項から第四項まで」に改め、同条第九項を同条第十項とし、同条第八項の次に次の一項を加える。

9 指定都市に対し第一項から第三項までの規定を適用する場合における市の区域(市町村の区域に係るものを含む)は、当該指定都市の区域を二以上の区域に分けた区域とする。この場合において、当該指定都市の区域を分けるに当たっては、第五項の場合を除き、区の区域を分割しないものとする。

第十五条の二第四項中「郡市」を「市町村」に改める。

第二百七十一条第一項を削り、同条第二項中「第十五条第二項」を「第十五条第二項前段」に改め、「条例で」を削り、同項を同条とする。

附 則

(施行期日)
第一条 この法律は、平成二十七年三月一日から施行する。

(適用区分)

第二条 この法律による改正後の公職選挙法(以下「新法」という。)の規定は、この法律の施行の日(以下「施行日」という。)以後初めてその期日を告示される都道府県の議会の議員の一般選挙から適用し、施行日以後初めてその期日を告示される都道府県の議会の議員の一般選挙の告示の日の前日までにその期日を告示される選挙については、なお従前の例による。

(経過措置)

第三条 新法第十五条第一項の規定にかかわらず、施行日の前日における都道府県の議会の議員の選挙区で隣接していない町村の区域を含むものがあるときは、当該選挙区の区域をもって、一の選挙区とすることができる。ただし、当該選挙区に係る区域の変更が行われた場合は、この限りでない。

(検討)

第四条 都道府県の議会の議員の選挙区の在り方については、この法律の施行後の状況を勘案し、地域の実情や都道府県の自主性に配慮する観点から必要な検討が加えられるものとする。

(市町村の合併の特例に関する法律の一部改正)
第五条 市町村の合併の特例に関する法律(平成十六年法律第五十九号)の一部を次のように改正する。

第二十一条第一項中「より郡市の区域の変更を生ずる場合において、」を「際して」に、「属していた郡市」を「属していた選挙区」に改め、「の区の区域」の下に「が従前属していた選挙区の区域」を加え、同条第二項中「郡市」を「選挙区」に改める。

審査報告書

東日本大震災における原子力発電所の事故により生じた原子力損害に係る早期かつ確実な賠償を実現するための措置及び当該原子力損害に係る賠償請求権の消滅時効等の特例に関する法律案
右は全会一致をもって可決すべきものと議決した。よつて要領書を添えて報告する。

平成二十五年十二月三日

文教科学委員長 丸山 和也
参議院議長 山崎 正昭殿

要領書

一、委員会の決定の理由
本法律案は、東日本大震災における原子力発電所の事故により生じた原子力損害の被害者が早期かつ確実に賠償を受けることができるよう

にするための体制を国が構築するために必要な措置について定めるとともに、当該原子力損害に係る賠償請求権の消滅時効等の特例について定めようとするものであり、妥当な措置と認められる。

一、費用

本法施行のため、別に費用を要しない。

東日本大震災における原子力発電所の事故により生じた原子力損害に係る早期かつ確実な賠償を実現するための措置及び当該原子力損害に係る賠償請求権の消滅時効等の特例に関する法律案
右の本院提出案をここに送付する。

平成二十五年十一月二十八日

衆議院議長 伊吹 文明
参議院議長 山崎 正昭殿

東日本大震災における原子力発電所の事故により生じた原子力損害に係る早期かつ確実な賠償を実現するための措置及び当該原子力損害に係る賠償請求権の消滅時効等の特例に関する法律
(趣旨)

第一条 この法律は、平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故による災害が大規模で長期間にわたる未曾有のものであり、特定原子力損害(当該事故による損害であつて原子力事業者(原子力損害の賠償に関する法律(昭和三十六年法律第百四十七号)第二条第三項に規定する原子力事業者をいう。)が同法第三条第一項の規定により賠償の責めに任ずべきものをいう。以下同じ。)

を被った者(以下「特定原子力損害の被害者」という。)のうちに今なお不自由な避難生活を余儀なくされその被った損害の額の算定の基礎となる証拠の収集に支障を来している者が多く存在すること、個々の特定原子力損害の被害者に性質及び程度の異なる特定原子力損害が同時に生じその賠償の請求に時間を要すること等により、特定原子力損害に係る賠償請求権の行使に困難を伴う場合があることに鑑み、特定原子力損害の被害者が早期かつ確実に賠償を受けることができるようにするための体制を国が構築するために必要な措置について定めるとともに、特定原子力損害に係る賠償請求権の消滅時効等の特例を定めるものとする。

(早期かつ確実な賠償を実現するための措置)

第二条 国は、特定原子力損害の被害者が早期かつ確実に賠償を受けることができるよう、国の行政機関における特定原子力損害の賠償の円滑化のための体制の整備、紛争の迅速な解決のための原子力損害賠償紛争審査会及び裁判所の人的体制の充実、原子力損害賠償支援機構による相談体制及び情報提供体制の強化その他の措置を講ずるものとする。

(消滅時効等の特例)

第三条 特定原子力損害に係る賠償請求権に関する民法(明治二十九年法律第八十九号)第七百二十四条の規定の適用については、同条前段中「三年間」とあるのは「十年間」と、同条後段中「不法行為の時」とあるのは「損害が生じた時」とする。

附 則

この法律は、公布の日から施行する。

審査報告書

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律案

右は全会一致をもって可決すべきものと議決した。よつて要領書を添えて報告する。

平成二十五年十二月三日

厚生労働委員長 石井みどり

参議院議長 山崎 正昭殿

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、帰国した中国残留邦人等と共に来日し、長年にわたり労苦を共にしてきた中国残留邦人等の配偶者について、中国残留邦人等が亡くなった後の老後の生活の安定が切実な課題となっている事情に鑑み、永住帰国する前からの配偶者について、その自立の支援を行うため、中国残留邦人等が亡くなった後、支援給付に加えて配偶者支援金を支給する等の措置を講じようとするものであり、妥当な措置と認めらる。

一、費用

本法施行に要する経費として、初年度約一億円が見込まれている。

一、国会法第五十七条の三の規定による内閣の意見

田村厚生労働大臣から、政府としては異議はない旨の意見が述べられた。

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律案

右の議案を発議する。

平成二十五年十一月二十七日

発議者

高階恵美子

西田 実仁

川田 龍平

小池 晃

福島みずほ

賛成者

古川 俊治

山本 順三

猪口 邦子

岩井 茂樹

大家 敏志

大沼みずほ

木村 義雄

佐藤 正久

島村 大

滝沢 求

武見 敬三

中川 雅治

羽生田 俊

松下 新平

宮沢 洋一

山谷えり子

谷合 正明

長沢 広明

若松 謙維

真山 勇一

松田 公太

井上 哲士

仁比 聡平

又市 征治

吉田 忠智

参議院議長 山崎 正昭殿

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律(平成六年法律第三十号)の一部を次のように改正する。
題名を次のように改める。

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律

第一条中「より、」を「より」に改め、「中国残留邦人等」の下に「及びそのような境遇にあつた中国残留邦人等と長年にわたり労苦を共にしてきた特定配偶者」を加え、「かんがみ、これらの者」を「鑑み、中国残留邦人等」に、「永住帰国した者」を「永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者」に改める。

第二条中第四項を第五項とし、第三項を第四項とし、第二項の次に次の一項を加える。

3 この法律において「特定配偶者」とは、第十三条第二項に規定する特定中国残留邦人等が永住帰国する前から継続して当該特定中国残留邦人等の配偶者(婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む、同項に規定する特定中国残留邦人等以外の者に限る。)である者をいう。

第四条第一項中「中国残留邦人等」の下に「及び特定配偶者」を加える。

第五条中「及び永住帰国後」を「並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者」に改める。

第十四条第一項中「配偶者(婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。)」を「特定配偶者」に改め、同条第三項中「配偶者(特定中国残留邦人等以外の者に限る。以下この条において同じ。)」を「特定配偶者」に、「当該配偶者」を「当該特定配偶者」に改め、同条第五項中「当たつては、特定中国残留邦人等」の下に「及び特定配偶者」を加え、「かんがみ」を「鑑み」に、「その配偶者」を「特定配偶者」に改める。

改める。

第十八条中「第十四条第四項」の下に「第十五条第三項において準用する場合を含む。」を加え、同条を第十九条とし、第十七条を第十八条とし、第十六条を第十七条とする。

第十五条中「及び支援給付」を「支援給付及び配偶者支援金」に改め、同条を第十六条とし、第十四条の次に次の一条を加える。
(配偶者支援金の支給)

第十五条 この法律による配偶者支援金の支給は、前条第三項の規定により支援給付を受ける権利を有する特定配偶者に対して行うものとする。

2 配偶者支援金は、月を単位として支給するものとし、その月額は、国民年金法第二十七条本文に規定する老齢基礎年金の額(同法第二十七条の三又は第二十七条の五の規定により改定した同法第二十七条に規定する改定率を乗じて得たものに限る。)を十二で除して得た額に三分の二を乗じた額とする。

3 前条第四項、第五項及び第七項の規定は、配偶者支援金の支給について準用する。

4 国は、政令で定めるところにより、市町村及び都道府県が支弁した配偶者支援金の支給に要する費用を負担しなければならない。

5 前各項に定めるもののほか、配偶者支援金の支給に関し必要な事項は、厚生労働省令で定める。

附 則

(施行期日)

第一条 この法律は、平成二十六年十月一日から施行する。

(支援給付の実施に関する経過措置)

第二条 この法律の施行の際現に、この法律による改正前の中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律(以下「旧法」という。)第十四条第一項の規定により同項の支援給付を受けている特定中国残留邦人等(旧法第十三条第二項に規定する特定中国残留邦人等をいう。以下同じ。)であつて、その者の属する世帯にその者の配偶者(婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。特定配偶者)この法律による改正後の中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(以下「新法」という。)第二条第三項に規定する特定配偶者をいう。以下同じ。)及び特定中国残留邦人等以外の者に限る。以下この条において同じ。)があるものに對する当該支援給付については、なお従前の例による。

2 この法律の施行の際現に旧法第十四条第三項の規定により同条第一項の支援給付を受けている配偶者に対する当該支援給付については、なお従前の例による。

3 第一項の規定によりなお従前の例によることとされた支援給付を受けている特定中国残留邦人等であつて、その者の属する世帯にその者の配偶者があるものが死亡した場合において、当該特定中国残留邦人等の死亡後も当該配偶者の属する世帯の収入の額(厚生労働省令で定める額を除く。)が当該配偶者(当該世帯に厚生労働省令で定める者があるときは、その者を含む。)について生活保護法(昭和二十五年法律第百四

十四号)第八条第一項の基準により算出した額に比して継続して不足するときは、当該世帯に他の特定中国残留邦人等がある場合を除き、新法第十四条第三項の規定にかかわらず、当該配偶者に対して、厚生労働省令で定めるところにより、同条第一項の支援給付を行うものとする。ただし、当該配偶者が当該死亡後に婚姻したとき(婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者となつたときを含む。)は、この限りでない。

(配偶者支援金の支給に関する経過措置)

第三条 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律(平成十九年法律第百二十七号)附則第四条第一項の規定により同項の支援給付を受ける権利を有する施行前死亡者の配偶者(同項に規定する施行前死亡者の配偶者をいう。)であつて、当該死亡の時に於いて特定配偶者に該当するものには、新法第十五条第一項の配偶者支援金を支給するものとする。

2 平成二十六年年度において、国民年金法等の一部を改正する法律(平成十六年法律第百四号)附則第七条の二の規定により読み替えられた同法附則第七条第一項に規定する場合においては、新法第十五条第二項の規定の適用については、同項中「国民年金法第二十七条本文に規定する老齢基礎年金の額(同法第二十七条の三又は第二十七条の五の規定により改定した同法第二十七条に規定する改定率を乗じて得たものに限る。)」とあるのは、「国民年金法等の一部を改正する法律(平成十六年法律第百四号)附則第七条の二の規定により読み替えられた同法附則第七

条の規定により読み替えられてなおその効力を有するものとされた同法第一条の規定による改正前の国民年金法第二十七条本文に規定する老齢基礎年金の額」とする。

(地方自治法の一部改正)

第四条 地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)の一部を次のように改正する。

別表第一中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律(平成六年法律第三十号)の項中「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律」を「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律」に改め、「第十四条第四項」の下に「第十五条第三項

において準用する場合を含む。」を加え、同表中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律(平成十九年法律第百二十七号)の項中「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律第十四条第四項」を「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第十四条第四項」に改める。

(地方税法の一部改正)

第五条 地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)の一部を次のように改正する。

第七十二条の二十三第二項第二号中「又は中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律」を「又は中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した

中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律」に改め、「若しくはサービス」の下に「若しくは中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律(平成二十五年法律第 号)附則第二条第一項若しくは第二項の規定によりなお従前の例によることとされる同法による改正前の中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の規定に基づく医療支援給付のための医療その他の支援給付に係る政令で定める給付若しくは医療、介護、助産若しくはサービス」を加える。

(租税特別措置法の一部改正)

第六条 租税特別措置法(昭和三十三年法律第二十六号)の一部を次のように改正する。

第二十六条第二項第二号中「又は中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律」を「又は中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律」に改め、「若しくはサービス」の下に「若しくは中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律(平成二十五年法律第 号)附則第二条第一項若しくは第二項の規定によりなお従前の例によることとされる同法による改正前の中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の規定に基づく医療支援給付のための医療その他の支援給付に係る政令で定める給付若しくは医療、介護、助産若しくはサービス」を加える。

第十二条 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に伴

三中「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律による」を「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による」に、「支給又は中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律(平成十九年法律第二百一十七号)による同法」を「若しくは同法第十五条第一項の配偶者支援金の支給、平成十九年改正法による平成十九年改正法」に改め、「附則第四条第一項の支援給付の支給」の下に「又は平成二十五年改正法附則第二条第一項の規定によりなお従前の例によることとされた平成二十五年改正法による改正前の中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律による同法第十四条第一項の支援給付の支給、平成二十五年改正法附則第二条第二項の規定によりなお従前の例によることとされた平成二十五年改正法による改正前の中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律による同法第十四条第三項の支援給付の支給若しくは平成二十五年改正法による平成二十五年改正法附則第二条第三項の支援給付若しくは平成二十五年改正法附則第三条第一項の配偶者支援金の支給」を加える。

この法律の施行に伴い必要となる経費は、初年度約一億円の見込みである。

審査報告書

がん登録等の推進に関する法律案
右は全会一致をもって可決すべきものと議決した。よつて要領書を添えて報告する。

平成二十五年十二月三日

厚生労働委員長 石井みどり

参議院議長 山崎 正昭殿

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、がんが国民の疾病による死亡の最大の原因となつてゐる等が国民の生命及び健康にとつて重大な問題となつてゐる現状に鑑み、がん対策基本法の趣旨にのっとり、がん医療等の質の向上及びがんの予防の推進、国民に対するがん、がん医療等及びがんの予防についての情報提供の充実その他のがん対策を科学的知見に基づき実施するため、全国がん登録の実施並びにこれに係る情報の利用及び提供、保護等について定めるとともに、院内がん登録等の推進に関する事項を定め、あわせて、がん登録等により得られた情報の活用について定めることにより、がんの罹患、診療、転帰等の状況の把握及び分析その他のがんに係る調査研究を推進し、もつてがん対策の一層の充実に資するものであり、妥当な措置と認める。

一、費用

本法施行に要する経費として、平年度約二十三億二千万円が見込まれてゐる。

一、国会法第五十七条の三の規定による内閣の意見

田村厚生労働大臣から、政府としては異議はない旨の意見が述べられた。

がん登録等の推進に関する法律案
右の議案を発議する。

平成二十五年十一月二十八日

発議者

尾辻 秀久

三原じゅん子

小池 晃

福島みずほ

賛成者

高階恵美子

武見 敬三

羽生田 俊

滝沢 求

岡田 直樹

西田 昌司

谷合 正明

佐々木さやか

倉林 明子

儀間 光男

水野 賢一

参議院議長 山崎 正昭殿

がん登録等の推進に関する法律

目次

第一章 総則(第一条―第四条)

第二章 全国がん登録

第一節 全国がん登録データベースの整備

第一節 全国がん登録データベースの整備

第二節 情報の収集、記録及び保存等(第六

条―第十六条)

第三節 情報の利用及び提供(第十七条―第

二十二条)

第四節 権限及び事務の委任(第二十三条・

第二十四条)

第五節 情報の保護等(第二十五条―第三十

八条)

第六節 雑則(第三十九条―第四十三条)

第三章 院内がん登録等の推進(第四十四

条―第四十五条)

第四章 がん登録等の情報の活用(第四十六

第四節 権限及び事務の委任(第二十三条・第二十四条)

第五節 情報の保護等(第二十五条―第三十

八条)

第六節 雑則(第三十九条―第四十三条)

第三章 院内がん登録等の推進(第四十四

条―第四十五条)

第四章 がん登録等の情報の活用(第四十六

条―第四十八条)

第五章 雑則(第四十九条―第五十一条)

第六章 罰則(第五十二条―第六十条)

附則

第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、がんが国民の疾病による死

亡の最大の原因となつてゐる等が国民の生

命及び健康にとつて重大な問題となつてゐる現

状に鑑み、がん対策基本法(平成十八年法律第

九十八号)の趣旨にのっとり、がん医療の質の

向上等(がん医療及びがん検診(以下「がん医療

等」という。))の質の向上並びにがんの予防の推

進をいう。以下同じ。)、国民に対するがん、が

ん医療等及びがんの予防についての情報提供の

充実その他のがん対策を科学的知見に基づき実

施するため、全国がん登録の実施並びにこれに

係る情報の利用及び提供、保護等について定め

るとともに、院内がん登録等の推進に関する事

項を定め、あわせて、がん登録等により得られ

た情報の活用について定めることにより、がん

の罹患、診療、転帰等の状況の把握及び分析そ

の他のがんに係る調査研究を推進し、もつてが

ん対策の一層の充実に資することを目的とす

る。

(定義)

- 第二条 この法律において「がん」とは、悪性新生物その他の政令で定める疾病をいう。
- 2 この法律において「がん登録」とは、全国がん登録及び院内がん登録をいう。
- 3 この法律において「全国がん登録」とは、国及び都道府県による利用及び提供の用に供するため、この法律の定めるところにより、国が国内におけるがんの罹患、診療、転帰等に関する情報をデータベース(情報の集合物であつて、当該情報を電子計算機を用いて検索することができるように体系的に構成したものをいう。以下同じ。)に記録し、及び保存することをいう。
- 4 この法律において「院内がん登録」とは、がん医療の提供を行う病院において、そのがん医療の状況を適確に把握するため、当該病院において診療が行われたがんの罹患、診療、転帰等に関する詳細な情報を記録し、及び保存することをいう。
- 5 この法律において「がんに係る調査研究」とは、がん、がん医療等及びがんの予防に関する統計の作成その他の調査研究(匿名化を行った情報を当該調査研究の成果として自ら利用し、又は提供することを含む。)をいう。
- 6 この法律において「全国がん登録データベース」とは、第五条第一項の規定により整備されるデータベースをいう。
- 7 この法律において「全国がん登録情報」とは、全国がん登録データベースに記録された第五条第一項に規定する登録情報(匿名化が行われていないもの)に限り、次章第二節及び第三節の規定により利用し、又は提供される場合を含む。)をいう。

- 8 この法律において「都道府県がん情報」とは、全国がん登録情報のうち、これを利用しようとする都道府県の名称が第五条第一項第二号の情報として記録されたがん及び当該都道府県の区域内の第六条第一項に規定する病院等から届出がされたがんに係る情報(匿名化が行われていないもの)に限り、次章第二節及び第三節の規定により利用し、又は提供される場合を含む。)をいう。
- 9 この法律において「匿名化」とは、がん罹患した者に関する情報を当該がん罹患した者の識別(他の情報との照合による識別を含む。第十五条第一項及び第十七条第一項において同じ。)ができないように加工することをいう。
- 10 この法律において「特定匿名化情報」とは、第十五条第一項の規定により匿名化が行われた情報並びに第二十一条第五項及び第六項の規定により全国がん登録データベースに記録された情報をいう。

(基本理念)

- 第三条 全国がん登録については、がん対策全般を科学的知見に基づき実施する上で基礎となるものとして、広範な情報の収集により、がんの罹患、診療、転帰等の状況ができる限り正確に把握されるものでなければならない。
- 2 院内がん登録については、これが病院におけるがん医療の分析及び評価等を通じてその質の向上に資するものであることに鑑み、全国がん登録を通じて必要な情報が確実に得られるよう十分な配慮がなされるときに、その普及及び充実が図られなければならない。
- 3 がん対策の充実のためには、全国がん登録の実施のほか、がんの診療の状況を適確に把握す

ることが必要であることに鑑み、院内がん登録により得られる情報その他のがんの診療に関する詳細な情報(以下「がん診療情報」という。)の収集が図られなければならない。

4 全国がん登録及びがん診療情報の収集により得られた情報については、これらががん患者の診療等を通じて得られる貴重な情報であることに鑑み、民間によるものを含めがんに係る調査研究のために十分に活用されるときに、その成果ががん患者及びその家族をはじめとする国民に還元されなければならない。

5 がんの罹患、診療、転帰等に関する情報が特に適正な取扱いが求められる情報であることに鑑み、がん登録及びがん診療情報の収集に係るがん罹患した者に関する情報は、厳格に保護されなければならない。

(関係者相互の連携及び協力)

第四条 国、都道府県、市町村、病院及び診療所の開設者及び管理者並びに前条第四項に規定する情報の提供を受ける研究者は、同条の基本理念の実現を図るため、相互に連携を図りながら協力しなければならない。

第二章 全国がん登録

第一節 全国がん登録データベースの整備

第五条 厚生労働大臣は、次節の定めるところにより収集される情報に基づき、原発性のがんごとに、登録情報(次に掲げる情報及び附属情報をいう。次節において同じ。)並びに第十五条第一項の規定により匿名化を行った情報並びに第二十一条第五項及び第六項の規定により記録することとなる情報を記録し、及び保存するデータベースを整備しなければならない。

一 当該がん罹患した者の氏名、性別、生年月日及び住所

二 当該がん罹患した者の当該がんの初回の診断に係る住所(厚生労働省令で定める場合にあつては、厚生労働省令で定める住所)の存する都道府県及び市町村の名称

三 診断により当該がんの発生が確定した日として厚生労働省令で定める日

四 当該がんの種類に関し厚生労働省令で定める事項

五 当該がんの進行度に関し厚生労働省令で定める事項

六 当該がんの発見の経緯に関し厚生労働省令で定める事項

七 当該がんの治療の内容に関し厚生労働省令で定める事項

八 当該がんの診断又は治療を行った病院又は診療所に関し厚生労働省令で定める事項

九 当該がん罹患した者の生存確認情報(生存しているか死亡したかの別及び生存を確認した直近の日として厚生労働省令で定める日(死亡を確認した場合にあつては、その死亡の日及びその死亡の原因に関し厚生労働省令で定める事項)をいう。以下同じ。)

十 その他厚生労働省令で定める事項

2 前項の「附属情報」とは、次条第一項に規定する病院等から同項の規定による届出(同項の厚生労働省令で定める期間を経過した後に行われる同項に規定する届出対象情報の届出(その届出する情報についてがんに係る調査研究における有用性が認められないものとして政令で定める届出を除く。))を含む。同条第二項及び第五項並びに第七条第一項を除き、以下この章におい

て単に「届出」という。がされた次条第一項に規定する届出対象情報をいう。 3 第一項のデータベースの整備に当たっては、同一人の複数の原発性のがんの把握が容易となるようにするものとする。	九 その他厚生労働省令で定める事項 2 都道府県知事は、厚生労働省令で定めるところにより、その開設者の同意を得て、当該都道府県の区域内の診療所のうち、届出対象情報の届出を行う診療所を指定する。 3 都道府県知事は、前項の規定による指定を行うに当たっては、診療に関する学識経験者の団体の協力を求めることができる。 4 第二項の規定により指定された診療所は、その指定を辞退することができる。 5 都道府県知事は、第二項の規定により指定された診療所の管理者が第一項の規定に違反したとき又は当該診療所が同項の規定による届出を行うことが不適当であると認めるときは、その指定を取り消すことができる。 (届出の勧告等) 第七条 都道府県知事は、病院の管理者が前条第一項の規定に違反した場合において、がんの罹患、診療、転帰等の状況を把握するため特に必要があると認めるときは、当該管理者に対し、期限を定めて当該違反に係る届出対象情報の届出をするよう勧告することができる。 2 都道府県知事は、前項の規定による勧告を受けた病院の管理者が、同項の期限内にその勧告に従わなかったときは、その旨を公表することができる。 (都道府県知事による審査等及び提出) 第八条 都道府県知事は、当該都道府県の区域内の病院等から届出がされた届出対象情報について審査及び整理を行い、その結果得られた第五条第一項の規定により全国がん登録データベースに記録されるべき登録情報(以下この章において「都道府県整理情報」という。)を厚生労働大	臣に提出しなければならない。 2 都道府県知事は、前項の規定による審査及び整理を行うに当たっては、全国がん登録データベースを用いて、都道府県がん情報を利用することができる。 (厚生労働大臣による審査等及び記録) 第九条 厚生労働大臣は、前条第一項の規定により都道府県知事から提出された都道府県整理情報について審査及び整理を行い、その結果得られた第五条第一項の規定により全国がん登録データベースに記録されるべき登録情報を全国がん登録データベースに記録しなければならない。 2 厚生労働大臣は、前項の規定による審査及び整理を行うに当たっては、全国がん登録データベースを用いて、全国がん登録情報を利用することができる。 (厚生労働大臣による審査等のための調査) 第十条 厚生労働大臣は、前条第一項の規定による審査及び整理を行うに当たって、がん罹患した者の氏名、がんの種類その他の厚生労働省令で定める事項に関する調査を行う必要があると認めるときは、その旨を関係都道府県知事に通知するものとする。 2 前項の規定による通知を受けた都道府県知事は、当該通知に係る事項に関する調査を行い、その結果を厚生労働大臣に報告するものとする。 (死亡者情報票の作成及び提出) 第十一条 市町村長(地方自治法昭和二十二年法律第六十七号)第二百五十二条の十九第一項の指定都市にあつては、区長とする。次項において同じ。は、戸籍法(昭和二十二年法律第二百	二十四号)による死亡の届書その他の関係書類に基づいて、死亡者情報票(死亡した者に関する氏名、性別、生年月日、死亡の時間における住所、死亡の日、死亡の原因、死亡診断書の作成に係る病院又は診療所の名称及び所在地その他の厚生労働省令で定める情報の電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下この章において同じ。))を作成し、これを都道府県の設置する保健所の長(地域保健法(昭和二十二年法律第一号)第五条第一項の政令で定める市又は特別区にあつては、当該市又は特別区の設置する保健所の長)に提出しなければならない。 2 前項の保健所の長は、同項の規定により市町村長から提出された死亡者情報票を審査し、これを都道府県知事に提出しなければならない。 3 都道府県知事は、前項の規定により第一項の保健所の長から提出された死亡者情報票を審査し、これを厚生労働大臣に提出しなければならない。 (死亡者情報票との照合及びその結果の記録) 第十二条 厚生労働大臣は、全国がん登録情報(第八条第一項の規定により都道府県知事から提出された都道府県整理情報のうち、まだ全国がん登録データベースに記録されていない情報を含む。以下「全国がん登録情報等」という。)を前条第三項の規定により提出された死亡者情報票に記録され、又は記載された情報と照合し、その結果判明した生存確認情報及び死亡者新規がん情報(死亡者情報票に記録され、又は記載
第六条 病院又は次項の規定により指定された診療所(以下この章において「病院等」という。)の管理者は、原発性のがんについて、当該病院等における初回の診断が行われたとき(転移又は再発の段階で当該病院等における初回の診断が行われた場合を含む)は、厚生労働省令で定める期間内に、その診療の過程で得られた当該原発性のがんに関する次に掲げる情報(以下「届出対象情報」という。)を当該病院等の所在地の都道府県知事に届け出なければならない。 一 当該がんに罹患した者の氏名、性別、生年月日及び住所 二 当該病院等の名称その他当該病院等に関し厚生労働省令で定める事項 三 当該がんの診断日として厚生労働省令で定める日 四 当該がんの種類に関し厚生労働省令で定める事項 五 当該がんの進行度に関し厚生労働省令で定める事項 六 当該がんの発見の経緯に関し厚生労働省令で定める事項 七 当該病院等が行った当該がんの治療の内容に関し厚生労働省令で定める事項 八 当該がんに罹患した者の死亡を確認した場合にあつては、その死亡の日	九 その他厚生労働省令で定める事項 2 都道府県知事は、厚生労働省令で定めるところにより、その開設者の同意を得て、当該都道府県の区域内の診療所のうち、届出対象情報の届出を行う診療所を指定する。 3 都道府県知事は、前項の規定による指定を行うに当たっては、診療に関する学識経験者の団体の協力を求めることができる。 4 第二項の規定により指定された診療所は、その指定を辞退することができる。 5 都道府県知事は、第二項の規定により指定された診療所の管理者が第一項の規定に違反したとき又は当該診療所が同項の規定による届出を行うことが不適当であると認めるときは、その指定を取り消すことができる。 (届出の勧告等) 第七条 都道府県知事は、病院の管理者が前条第一項の規定に違反した場合において、がんの罹患、診療、転帰等の状況を把握するため特に必要があると認めるときは、当該管理者に対し、期限を定めて当該違反に係る届出対象情報の届出をするよう勧告することができる。 2 都道府県知事は、前項の規定による勧告を受けた病院の管理者が、同項の期限内にその勧告に従わなかったときは、その旨を公表することができる。 (都道府県知事による審査等及び提出) 第八条 都道府県知事は、当該都道府県の区域内の病院等から届出がされた届出対象情報について審査及び整理を行い、その結果得られた第五条第一項の規定により全国がん登録データベースに記録されるべき登録情報(以下この章において「都道府県整理情報」という。)を厚生労働大	臣に提出しなければならない。 2 都道府県知事は、前項の規定による審査及び整理を行うに当たっては、全国がん登録データベースを用いて、都道府県がん情報を利用することができる。 (厚生労働大臣による審査等及び記録) 第九条 厚生労働大臣は、前条第一項の規定により都道府県知事から提出された都道府県整理情報について審査及び整理を行い、その結果得られた第五条第一項の規定により全国がん登録データベースに記録されるべき登録情報を全国がん登録データベースに記録しなければならない。 2 厚生労働大臣は、前項の規定による審査及び整理を行うに当たっては、全国がん登録データベースを用いて、全国がん登録情報を利用することができる。 (厚生労働大臣による審査等のための調査) 第十条 厚生労働大臣は、前条第一項の規定による審査及び整理を行うに当たって、がん罹患した者の氏名、がんの種類その他の厚生労働省令で定める事項に関する調査を行う必要があると認めるときは、その旨を関係都道府県知事に通知するものとする。 2 前項の規定による通知を受けた都道府県知事は、当該通知に係る事項に関する調査を行い、その結果を厚生労働大臣に報告するものとする。 (死亡者情報票の作成及び提出) 第十一条 市町村長(地方自治法昭和二十二年法律第六十七号)第二百五十二条の十九第一項の指定都市にあつては、区長とする。次項において同じ。は、戸籍法(昭和二十二年法律第二百	二十四号)による死亡の届書その他の関係書類に基づいて、死亡者情報票(死亡した者に関する氏名、性別、生年月日、死亡の時間における住所、死亡の日、死亡の原因、死亡診断書の作成に係る病院又は診療所の名称及び所在地その他の厚生労働省令で定める情報の電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下この章において同じ。))を作成し、これを都道府県の設置する保健所の長(地域保健法(昭和二十二年法律第一号)第五条第一項の政令で定める市又は特別区にあつては、当該市又は特別区の設置する保健所の長)に提出しなければならない。 2 前項の保健所の長は、同項の規定により市町村長から提出された死亡者情報票を審査し、これを都道府県知事に提出しなければならない。 3 都道府県知事は、前項の規定により第一項の保健所の長から提出された死亡者情報票を審査し、これを厚生労働大臣に提出しなければならない。 (死亡者情報票との照合及びその結果の記録) 第十二条 厚生労働大臣は、全国がん登録情報(第八条第一項の規定により都道府県知事から提出された都道府県整理情報のうち、まだ全国がん登録データベースに記録されていない情報を含む。以下「全国がん登録情報等」という。)を前条第三項の規定により提出された死亡者情報票に記録され、又は記載された情報と照合し、その結果判明した生存確認情報及び死亡者新規がん情報(死亡者情報票に記録され、又は記載

された情報により厚生労働大臣が新たに把握したがんに関し、第五条第一項の規定により全国がん登録データベースに記録されるべき登録情報をいう。第十四条において同じ。を全国がん登録データベースに記録しなければならない。

2 前項の規定による照合は、がんに係る調査研究のためにがん罹患者が生存しているか死亡したかの別を調査する必要があると認められる期間として政令で定める期間が経過した全国がん登録情報等については、死亡者情報票のうち、がんの罹患に関する情報が記録され、又は記載されているものだけ行うものとする。

(死亡者情報票との照合のための調査)

第十三条 厚生労働大臣は、前条の照合を行うに当たって、がん罹患者の氏名、がんの種類その他の厚生労働省令で定める事項に関する調査を行う必要があると認めるときは、その旨を関係都道府県知事に通知するものとする。

2 第十条第二項の規定は、前項の規定による通知を受けた都道府県知事について準用する。

(死亡者新規がん情報に関する通知)

第十四条 厚生労働大臣は、死亡者新規がん情報に判明したときは、その死亡者情報票に係る死亡診断書の作成に係る病院又は診療所の所在地の都道府県知事その他の厚生労働省令で定める都道府県知事に對し、その旨並びに当該病院又は診療所の名称及び所在地その他の厚生労働省令で定める事項を通知するものとする。

(全国がん登録データベースにおける全国がん登録情報の保存及び匿名化)

第十五条 厚生労働大臣は、全国がん登録データベースにおける全国がん登録情報については、がんに係る調査研究のためにがん罹患者

の識別ができる状態で保存する必要があると認められる期間として政令で定める期間保存するとともに、当該期間を経過した後においては政令で定める期間内にその匿名化を行わなければならない。

2 厚生労働大臣は、前項の規定による匿名化を行うおとすときは、あらかじめ、審議会等(国家行政組織法(昭和二十三年法律第二百十号)第八条に規定する機関をいう。)で政令で定めるものの意見を聴かなければならない。

3 前項に規定する審議会等の委員その他の構成員には、がん、がん医療等又はがんの予防に関する学識経験のある者及び個人情報保護に関する学識経験のある者が含まれるものとする。

(協力の要請)

第十六条 都道府県知事及び第十一条第一項の保健所の長は、この節の規定の施行のため必要があると認めるときは、市町村、病院等の管理者その他の関係者に對し、資料の提出、説明その他の協力を求めることができる。

第三節 情報の利用及び提供

(厚生労働大臣による利用等)

第十七条 厚生労働大臣は、国のがん対策の企画立案又は実施に必要ながんに係る調査研究のため、これに必要な限度で、全国がん登録データベースを用いて、全国がん登録情報又は特定匿名化情報を自ら利用し、又は次に掲げる者に提供することができる。ただし、当該利用又は提供によつて、その情報により識別をすることができるがん罹患者又は第三者の権利利益を不当に侵害するおそれがあると認められるときは、この限りでない。

一 国の他の行政機関及び独立行政法人(独立

行政法人通則法平成十一年法律第三号)第二条第一項に規定する独立行政法人をいう。次号において同じ。)

二 国の行政機関若しくは独立行政法人から国のがん対策の企画立案若しくは実施に必要ながんに係る調査研究の委託を受けた者又は国の行政機関若しくは独立行政法人と共同して当該がんに係る調査研究を行う者

三 前号に掲げる者に準ずる者として厚生労働省令で定める者

2 厚生労働大臣は、前項の規定による利用又は提供を行うおとすときは、あらかじめ、第十五条第二項に規定する審議会等の意見を聴かなければならない。

(都道府県知事による利用等)

第十八条 都道府県知事は、当該都道府県のがん対策の企画立案又は実施に必要ながんに係る調査研究のため、これに必要な限度で、全国がん登録データベースを用いて、当該都道府県に係る都道府県がん情報又はこれに係る特定匿名化情報を自ら利用し、又は次に掲げる者に提供することができる。この場合においては、前条第一項ただし書の規定を準用する。

一 当該都道府県が設立した地方独立行政法人(地方独立行政法人法平成十五年法律第一百八号)第二条第一項に規定する地方独立行政法人をいう。次号及び次条第一項において同じ。)

二 当該都道府県若しくは当該都道府県が設立した地方独立行政法人から当該都道府県のがん対策の企画立案若しくは実施に必要ながんに係る調査研究の委託を受けた者又は当該都道府県若しくは当該都道府県が設立した地方

独立行政法人と共同して当該がんに係る調査研究を行う者

三 前号に掲げる者に準ずる者として当該都道府県知事が定める者

2 都道府県知事は、前項第三号の規定により同項第二号に掲げる者に準ずる者を定め、又は同項の規定による利用若しくは提供を行うおとすときは、あらかじめ、審議会その他の合議制の機関の意見を聴かなければならない。

3 前項に規定する審議会その他の合議制の機関の委員その他の構成員には、がん、がん医療等又はがんの予防に関する学識経験のある者及び個人情報保護に関する学識経験のある者が含まれるものとする。

(市町村等への提供)

第十九条 都道府県知事は、次に掲げる者から、当該市町村のがん対策の企画立案又は実施に必要ながんに係る調査研究のため、当該都道府県に係る都道府県がん情報のうち第五条第一項第二号の情報として当該市町村の名称が記録されているがんに係る情報又はこれに係る特定匿名化情報の提供の求めを受けたときは、これに必要な限度で、全国がん登録データベースを用いて、その提供を行うものとする。この場合においては、第十七条第一項ただし書の規定を準用する。

一 当該都道府県の区域内の市町村の長又は当該市町村が設立した地方独立行政法人

二 当該都道府県の区域内の市町村若しくは当該市町村が設立した地方独立行政法人から当該市町村のがん対策の企画立案若しくは実施に必要ながんに係る調査研究の委託を受けた者又は当該市町村若しくは当該市町村が設立

した地方独立行政法人と共同して当該がんに係る調査研究を行う者 三 前号に掲げる者に準ずる者として当該市町村の長が定める者 2 都道府県知事は、前項の規定による提供を行うおととするときは、あらかじめ、前条第二項に規定する審議会その他の合議制の機関の意見を聴かなければならない。 3 市町村長は、第一項第三号の規定により同項第二号に掲げる者に準ずる者を定めようとするときは、あらかじめ、審議会その他の合議制の機関の意見を聴くとともに、都道府県知事に協議しなければならない。 4 前項に規定する審議会その他の合議制の機関の委員その他の構成員には、がん、がん医療等又はがんの予防に関する学識経験のある者及び個人情報保護に関する学識経験のある者が含まれるものとする。 (病院等への提供) 第二十条 都道府県知事は、当該都道府県の区域内の病院等における院内がん登録その他がんに係る調査研究のため、当該病院等の管理者から、当該病院等から届出がされたがんに係る都道府県がん情報(厚生労働省令で定める生存確認情報及び厚生労働省令で定める当該病院等に係る第五条第二項に規定する附属情報に限る。)の提供の請求を受けたときは、全国がん登録データベースを用いて、その提供を行わなければならない。この場合においては、第十七条第一項ただし書の規定を準用する。 (その他の提供) 第二十一条 厚生労働大臣は、都道府県知事又は第十八条第一項各号に掲げる者から、当該都道	府県のがん対策の企画立案又は実施に必要ながんに係る調査研究のため、当該都道府県に係る都道府県がん情報以外の全国がん登録情報であつて当該都道府県の住民であつた者に係るものの提供の求めを受けたときは、これに必要な限度で、全国がん登録データベースを用いて、その提供を行うことができる。この場合においては、第十七条第一項ただし書の規定を準用する。 2 厚生労働大臣は、第十九条第一項各号に掲げる者から、当該市町村のがん対策の企画立案又は実施に必要ながんに係る調査研究のため、これらの者が同項の規定により提供を受けることができる都道府県がん情報以外の全国がん登録情報であつて当該市町村の住民であつた者に係るものの提供の求めを受けたときは、これに必要な限度で、全国がん登録データベースを用いて、その提供を行うことができる。この場合においては、第十七条第一項ただし書の規定を準用する。 3 厚生労働大臣は、がんに係る調査研究を行う者から二以上の都道府県に係る都道府県がん情報の提供の求めを受けた場合において、次に掲げる要件のいずれにも該当するときは、当該がんに係る調査研究に必要な限度で、全国がん登録データベースを用いて、全国がん登録情報の提供を行うことができる。この場合においては、第十七条第一項ただし書の規定を準用する。 一 当該がんに係る調査研究が、がん医療の質の向上等に資するものであること。 二 当該がんに係る調査研究を行う者が、がんに係る調査研究であつてがん医療の質の向上	等に資するものの実績を相当程度有すること。 三 当該がんに係る調査研究を行う者が、当該提供を受ける全国がん登録情報を取り扱うに当たつて、がんに関連した者の当該がんの罹患又は診療に係る情報に関する秘密(以下「がんの罹患等の秘密」という。)の漏えいの防止その他の当該全国がん登録情報の適切な管理のために必要な措置を講じていること。 四 当該提供の求めを受けた全国がん登録情報に係るがんに関連した者が生存している場合にあっては、当該がんに係る調査研究を行う者が、当該がんに罹患した者から当該がんに係る調査研究のために当該全国がん登録情報が提供されることについて同意を得ていること。 4 厚生労働大臣は、がんに係る調査研究を行う者から二以上の都道府県に係る都道府県がん情報につき匿名化が行われた情報の提供の求めを受けた場合において、次に掲げる要件のいずれにも該当するときは、当該がんに係る調査研究に必要な限度で、全国がん登録データベースを用いて、全国がん登録情報の匿名化及び当該匿名化を行った情報の提供(当該提供の求めを受けた情報が特定匿名化情報である場合にあっては、その提供を行うことができる。この場合においては、第十七条第一項ただし書の規定を準用する。 一 当該がんに係る調査研究が、がん医療の質の向上等に資するものであること。 二 当該がんに係る調査研究を行う者が、当該提供を受ける全国がん登録情報の匿名化が行われた情報を取り扱うに当たつて、当該匿名	化が行われた情報について、その漏えい、滅失及び毀損の防止その他の適切な管理のために必要な措置を講じていること。 5 厚生労働大臣は、全国がん登録データベースを用いて、前項の提供の求めを受ける頻度が高いと見込まれる情報について、あらかじめ、全国がん登録情報の匿名化を行い、当該匿名化を行った情報を全国がん登録データベースに記録することができる。 6 厚生労働大臣は、第四項の規定により匿名化を行った情報が、同項の提供の求めを受ける頻度が高いと見込まれる情報であるときは、当該情報を全国がん登録データベースに記録することができる。 7 厚生労働大臣は、第一項から第三項までの規定による提供、第四項の規定による匿名化若しくは提供又は第五項の規定による匿名化を行うおととするときは、あらかじめ、第十五条第二項に規定する審議会等の意見を聴かなければならない。 8 都道府県知事は、がんに係る調査研究を行う者から当該都道府県に係る都道府県がん情報の提供の求めを受けた場合において、次に掲げる要件のいずれにも該当するときは、当該がんに係る調査研究に必要な限度で、全国がん登録データベースを用いて、その提供を行うことができる。この場合においては、第十七条第一項ただし書の規定を準用する。 一 当該がんに係る調査研究が、がん医療の質の向上等に資するものであること。 二 当該がんに係る調査研究を行う者が、がんに係る調査研究であつてがん医療の質の向上
--	--	--	--

等に資するものの実績を相当程度有すること。

三 当該がんに係る調査研究を行う者が、当該提供を受ける都道府県がん情報を取り扱うに当たつて、がんの罹患等の秘密の漏えいの防止その他の当該都道府県がん情報の適切な管理のために必要な措置を講じていること。

四 当該提供の求めを受けた都道府県がん情報に係るがんに罹患した者が生存している場合にあっては、当該がんに係る調査研究を行う者が、当該がんに罹患した者から当該がんに係る調査研究のために当該都道府県がん情報が提供されることについて同意を得ていること。

9 都道府県知事は、がんに係る調査研究を行う者から当該都道府県に係る都道府県がん情報につき匿名化が行われた情報の提供の求めを受けた場合において、次に掲げる要件のいずれにも該当するときは、当該がんに係る調査研究に必要な限度で、全国がん登録データベースを用いて、都道府県がん情報の匿名化及び当該匿名化を行った情報の提供(当該提供の求めを受けた情報が都道府県がん情報に係る特定匿名化情報である場合)にあっては、その提供を行うことができる。この場合においては、第十七条第一項ただし書の規定を準用する。

一 当該がんに係る調査研究が、がん医療の質の向上等に資するものであること。

二 当該がんに係る調査研究を行う者が、当該提供を受ける都道府県がん情報の匿名化が行われた情報を取り扱うに当たつて、当該匿名化が行われた情報について、その漏えい、滅失及び毀損の防止その他の適切な管理のため

に必要な措置を講じていること。

10 都道府県知事は、第八項の規定による提供又は前項の規定による匿名化若しくは提供を行うとするときは、あらかじめ、第十八条第二項に規定する審議会その他の合議制の機関の意見を聴かなければならない。

(都道府県がんデータベース)

第二十二條 都道府県知事は、当該都道府県のがん対策の企画立案又は実施に必要ながんに係る調査研究に利用するため、次の各号のいずれかに該当する情報と都道府県がん情報の全部又は一部を一体的に記録し、及び保存する必要があると認めるときは、全国がん登録データベースを用いて、一を限り、これらの情報及び第三項の規定により匿名化を行った情報を記録し、及び保存するデータベースを整備することができ

一 この法律の施行の日前に診断された当該都道府県の住民のがんの罹患、診療、転帰等に関する情報を収集し、及び保存する事業であつて、全国がん登録に類するものとして政令で定めるものにより収集されたこれらの情報

二 当該都道府県の区域内の病院等の管理者、市町村その他のがんに係る調査研究における有用性が認められる情報を保有する者として政令で定める者から得られた届出対象情報以外のがんの罹患、診療、転帰等に関する情報

2 都道府県知事は、前項のデータベース(以下この章において「都道府県がんデータベース」という。)を整備しようとするときは、都道府県がんデータベースに記録し、及び保存する情報の対象範囲を拡大しようとするときは、あらかじめ、第十八条第二項に規定する審議会その他の合議制の機関の意見を聴かなければならない。

め、第十八条第二項に規定する審議会その他の合議制の機関の意見を聴かなければならない。ただし、都道府県がんデータベースに記録し、及び保存しようとする情報が、都道府県におけるがん対策の企画立案又は実施に必要ながんに係る調査研究のために利用されることが想定される情報として政令で定める情報である場合は、この限りでない。

3 都道府県知事は、都道府県がんデータベースにおいて保存する都道府県がん情報について、第十五条第一項の規定によりこれに相当する全国がん登録情報の匿名化が行われなければならない期日までに匿名化を行い、又は消去しなければならない。

4 都道府県知事は、前項の規定による匿名化を行うおうとするときは、あらかじめ、第十八条第二項に規定する審議会その他の合議制の機関の意見を聴かなければならない。

5 都道府県がんデータベースを整備した場合における第十八条第一項、第十九条第一項、第二十条並びに前条第八項及び第九項の規定の適用については、第十八条第一項中「全国がん登録データベース」とあるのは「全国がん登録データベース又は第二十二条第二項に規定する都道府県がんデータベース」と、「特定匿名化情報」とあるのは「特定匿名化情報若しくは同条第三項の規定により匿名化を行った情報」と、第十九条第一項中「特定匿名化情報」とあるのは「特定匿名化情報若しくは第二十二条第三項の規定により匿名化を行った情報」と、「全国がん登録データベース」とあるのは「全国がん登録データベース又は同条第二項に規定する都道府県がんデータベース」と、第二十条中「全国がん登録

データベース」とあるのは「全国がん登録データベース又は第二十二条第二項に規定する都道府県がんデータベース」と、前条第八項中「全国がん登録データベース」とあるのは「全国がん登録データベース又は次条第二項に規定する都道府県がんデータベース」と、同条第九項中「全国がん登録データベース」とあるのは「全国がん登録データベース又は次条第二項に規定する都道府県がんデータベース」と、「特定匿名化情報」とあるのは「特定匿名化情報又は同条第三項の規定により匿名化を行った情報」とする。

第四節 権限及び事務の委任
(厚生労働大臣の権限及び事務の委任)

第二十三條 次に掲げる厚生労働大臣の権限及び事務は、独立行政法人国立がん研究センター(以下「国立がん研究センター」という。)に行わせるものとする。

一 第五条第一項、第八条第一項、第九条、第十條、第十二條第一項、第十三條、第十四條並びに第十五條第一項及び第二項に規定する権限及び事務

二 第十七條の規定による提供に係る権限及び事務(全国がん登録情報の提供の決定及び当該提供を行うおうとするときにおける意見の聴取を除く。)、第二十一条第一項から第四項までに規定する権限及び事務(全国がん登録情報の提供の決定を除く。並びに同条第五項、第六項及び第七項同条第一項から第三項までの規定による提供を行うおうとするときに係る部分を除く。)に規定する権限及び事務

2 前項の場合においては、第十五条第二項中「厚生労働大臣」とあるのは、独立行政法人国立がん研究センター」と、「審議会等」国家行政組

織法(昭和二十三年法律第二十号)第八条に規定する機関をいう。)で政令で定めるものとあ るのは合議制の機関」と、同条第三項中「審議 会等」とあるのは「合議制の機関」と、第十七条 第二項中「厚生労働大臣」とあるのは「独立行政 法人国立がん研究センター」と、「第十五条第二 項に規定する審議会等」とあるのは「第二十三 条第二項の規定により読み替えて適用する第十五 条第二項の合議制の機関」と、第二十一条第七 項中「厚生労働大臣」とあるのは「独立行政法人 国立がん研究センター」と、「第一項から第三項 までの規定による提供、第四項の規定による匿 名化若しくは提供又は第五項の規定による匿名 化」とあるのは「第四項の規定による匿名化若し くは提供又は第五項の規定による匿名化」と、 「第十五条第二項に規定する審議会等」とあるの は「第二十三条第二項の規定により読み替えて 適用する第十五条第二項の合議制の機関」とす る。 (都道府県知事の権限及び事務の委任) 第二十四条 都道府県知事は、次に掲げる当該都 道府県知事の権限及び事務を行うのにふさわし い者として政令で定める者に、これらの権限及 び事務を行わせることができる。 一 第六条第一項、第八条、第十条第二項、第 十三条第二項及び第十六条に規定する権限及 び事務 二 第十八条第一項、第十九条第一項、第二十 条並びに第二十一条第八項及び第九項の規定 による提供に係る権限及び事務当該提供の 決定及び第十八条第一項第三号の規定により 同項第二号に掲げる者に準ずる者を定めるも のを除く。	三 第二十二条第一項及び第三項に規定する権 限及び事務(都道府県がんデータベースの整 備に係る決定、都道府県がんデータベースに 記録し、及び保存する情報の対象範囲の拡大 に係る決定並びに同項の匿名化の方法に係る 決定を除く。) 2 前項の規定により第十条第二項又は第十三条 第二項の事務の委任が行われた場合において は、第十条第一項又は第十三条第一項中「関係 都道府県知事」とあるのは、「関係都道府県知事 から第二十四条第一項の規定により権限及び事 務の委任を受けた者」とする。 第五節 情報の保護等 (国等による全国がん登録情報等の適切な管理 等) 第二十五条 厚生労働大臣及び国立がん研究セン ターは、第一節から第三節までの規定による事 務を行うに当たっては、全国がん登録情報等及 びその匿名化を行った情報並びに死亡者情報票 に記録され、又は記載された情報について、そ の漏えい、滅失及び毀損の防止その他の適切な 管理のために必要な措置を講じなければならない。	がん情報等」という。)及びその匿名化を行った 情報並びに死亡者情報票に記録され、又は記載 された情報について、その漏えい、滅失及び毀 損の防止その他の適切な管理のために必要な措 置を講じなければならない。 3 市町村長(第十一条第一項に規定する指定都 市の区長及び同項に規定する市又は特別区の設 置する保健所の長を含む。次項、次条、第二十 八条第六項、第二十九条第六項及び第三十九 条第二項において同じ。)は、第十一条第一項及び 第二項の規定による事務を行うに当たっては、 死亡者情報票に記録され、又は記載される情報 について、その漏えい、滅失及び毀損の防止そ の他の適切な管理のために必要な措置を講じな ければならない。 4 第一項の規定は厚生労働大臣又は国立がん研 究センターから同項に規定する情報の取扱いに 関する事務の委託(二以上の段階にわたる委託 を含む。以下この節において同じ。)を受けた者 が当該委託に係る業務を行う場合について、第 二項の規定は都道府県知事から同項に規定する 情報の取扱いに関する事務の委託を受けた者が 当該委託に係る業務を行う場合について、前項 の規定は市町村長から同項に規定する情報の取 扱いに関する事務の委託を受けた者が当該委託 に係る業務を行う場合について、それぞれ準用 する。 (国等による全国がん登録情報等の利用及び提 供等の制限) 第二十六条 厚生労働大臣、国立がん研究セン ター、都道府県知事及び市町村長は、全国がん 登録情報等若しくは都道府県がん情報等若しく はこれらの情報の匿名化を行った情報又は死亡	者情報票に記録され、若しくは記載された情報 について、第二節及び第三節の規定による場合 (国立がん研究センター、都道府県知事又は市 町村長にあつては、同節の規定によりこれらの 情報の提供を受けた場合において、その提供を 受けた目的の範囲内でこれらの情報を利用する 場合を含む。)を除き、利用し、又は提供しては ならない。 (国等による全国がん登録情報等の保有等の制 限) 第二十七条 厚生労働省、国立がん研究セン ター、都道府県(第二十四条第一項の規定によ り権限及び事務の委任を受けた者を含む。)及び 市町村は、全国がん登録情報等若しくは都道府 県がん情報等若しくはこれらの情報の匿名化を 行った情報又は死亡者情報票に記録され、若し くは記載された情報について、全国がん登録 データベースにおいて保存する場合又は都道府 県がんデータベースにおいて保存する場合を除 き、第二節及び第三節の規定による利用又は提 供(国立がん研究センター、都道府県又は市町 村にあつては、同節の規定によりこれらの情報 の提供を受けた場合におけるその提供を受けた 目的に係るこれらの情報の利用(以下この条に おいて「受領情報の利用」という。)を含む。)に必 要な期間、同節の規定による利用(受領情報の利 用を含む。)に係る全国がん登録情報又は都道府 県がん情報については、政令で定める期間を限 度とする。)を超えて保有してはならない。 (全国がん登録情報等の取扱いの事務に従事す る国の職員等の秘密保持義務) 第二十八条 第一節から第三節までの規定による 全国がん登録情報等の取扱いの事務に従事する
---	--	---	---

厚生労働省の職員若しくは職員であつた者又は国立がん研究センターの役員若しくは職員若しくはこれらの職にあつた者は、その事務に関し知り得た全国がん登録情報等に関するがんの罹患等の秘密を漏らしてはならない。	の事務の委任があつた場合における当該委任に係る事務に従事する者又は従事していた者は、都道府県がん情報等に関するがんの罹患等の秘密その他のその事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。	により読み替えて適用する第十五条第二項の合議制の機関の委員その他の構成員又はこれらの者であつた者は、第十七条第二項若しくは第二十一条第七項（これらの規定を第二十三条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）又は第二十三条第二項の規定により読み替えて適用する第十五条第二項の規定により意見を述べる事務に関し知り得た全国がん登録情報又はその匿名化が行われた情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。	あつた者は、その事務に関して知り得た当該情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。
2 第十五条第二項に規定する審議会等の委員その他の構成員若しくは第二十三条第二項の規定により読み替えて適用する第十五条第二項の合議制の機関の委員その他の構成員又はこれらの者であつた者は、第十七条第二項若しくは第二十一条第七項（これらの規定を第二十三条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）又は第二十三条第二項の規定により読み替えて適用する第十五条第二項の規定により意見を述べる事務に関し知り得た全国がん登録情報等に関するがんの罹患等の秘密を漏らしてはならない。	6 厚生労働大臣若しくは国立がん研究センター、都道府県知事又は市町村長から第一節から第三節までの規定による全国がん登録情報等、都道府県がん情報等又は死亡者情報票に記録され、若しくは記載された情報の取扱いに関する事務の委託があつた場合における当該委託に係る業務に従事する者又は従事していた者は、全国がん登録情報等又は都道府県がん情報等に関するがんの罹患等の秘密その他のその業務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。	3 第二節及び第三節の規定による都道府県がん情報等若しくはその匿名化が行われた情報若しくは死亡者情報票に記録され、若しくは記載された情報の取扱いの事務に従事する都道府県の職員若しくは職員であつた者又は第二十四条第一項の規定により当該事務の委任があつた場合における当該委任に係る事務に従事する者若しくは従事していた者は、それぞれその事務に関し知り得たこれらの情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。	7 病院等において届出に関する業務に従事する者又は従事していた者は、その業務に関して知り得た届出対象情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。 （受領者等による全国がん登録情報の適切な管理等）
3 第二節及び第三節の規定による都道府県がん情報等の取扱いの事務に従事する都道府県の職員又は職員であつた者は、その事務に関して知り得た都道府県がん情報等に関するがんの罹患等の秘密を漏らしてはならない。	7 病院等において届出に関する業務に従事する者又は従事していた者は、その業務に関して知り得た届出対象情報に関するがんの罹患等の秘密を漏らしてはならない。 （全国がん登録情報等の取扱いの事務に従事する国の職員等のその他の義務）	4 第十八条第二項に規定する審議会その他の合議制の機関の委員その他の構成員又はこれらの者であつた者は、同項（同条第一項の規定による利用又は提供を行おうとするときに係る部分に限る。）第十九条第二項、第二十一条第十項又は第二十三条第四項の規定により意見を述べる事務に関し知り得た都道府県がん情報又はその匿名化が行われた情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。	30条 第三節の規定により全国がん登録情報若しくは都道府県がん情報又はこれらの情報の匿名化が行われた情報の提供を受けた者は、当該提供を受けたこれらの情報を取り扱うに当たっては、これらの情報について、その漏えい、滅失及び毀損の防止その他の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。
4 第十八条第二項に規定する審議会その他の合議制の機関の委員その他の構成員又はこれらの者であつた者は、同項（同条第一項の規定による利用又は提供を行おうとするときに係る部分に限る。）第十九条第二項、第二十一条第十項又は第二十三条第四項の規定により意見を述べる事務に関し知り得た都道府県がん情報に関するがんの罹患等の秘密を漏らしてはならない。	2 第十五条第二項に規定する審議会等の委員その他の構成員若しくは第二十三条第二項の規定	5 第十一条第一項及び第二項の規定による死亡者情報票に記録され、又は記載された情報の取扱いの事務に従事する市町村の職員又は職員で	2 前項の規定は、同項に規定する者から同項に規定する情報の取扱いに関する事務又は業務の委託を受けた者が当該委託に係る業務を行う場合について準用する。
5 第二十四条第一項の規定により第二節及び第三節の規定による都道府県がん情報等の取扱い	2 第十五条第二項に規定する審議会等の委員その他の構成員若しくは第二十三条第二項の規定	5 第十一条第一項及び第二項の規定による死亡者情報票に記録され、又は記載された情報の取扱いの事務に従事する市町村の職員又は職員で	2 前項の規定は、同項に規定する者から同項に規定する情報の取扱いに関する事務又は業務の委託を受けた者が当該委託に係る業務を行う場合について準用する。

(受領者等による全国がん登録情報の利用及び提供等の制限)

第三十一条 第三節の規定により全国がん登録情報若しくは都道府県がん情報又はこれらの情報の匿名化が行われた情報の提供を受けた者(国立がん研究センター、都道府県知事(第二十四条第一項の規定により権限及び事務の委任を受けた者を含む。第四十二条第一項において同じ。))及び市町村長を除く。次条において同じ。は、これらの情報について、その提供を受けた目的以外の目的のために利用し、又は提供してはならない。

2 前項の規定は、同項に規定する者から同項に規定する情報の取扱いに関する事務又は業務の委託を受けた者が当該委託に係る業務を行う場合について準用する。

(受領者による全国がん登録情報の保有等の制限)

第三十二条 第三節の規定により全国がん登録情報若しくは都道府県がん情報又はこれらの情報の匿名化が行われた情報の提供を受けた者は、これらの情報について、その提供を受けた目的に係る利用に必要な期間(全国がん登録情報又は都道府県がん情報については、政令で定める期間を限度とする。)を超えて保有してはならない。

(受領者等に係る全国がん登録情報の取扱いの事務等に従事する者等の秘密保持義務)

第三十三条 第三節の規定により全国がん登録情報若しくは都道府県がん情報の提供を受けた場合におけるこれらの情報の取扱いの事務若しくは業務に従事する者若しくは従事していた者は、

は当該提供を受けた者からこれらの情報の取扱いに関する事務若しくは業務の委託があつた場合における当該委託に係る業務に従事する者若しくは従事していた者は、それぞれその事務又は業務に関して知り得たこれらの情報に関するがんの罹患等の秘密を漏らしてはならない。

(受領者等に係る全国がん登録情報の取扱いの事務等に従事する者等のその他の義務)

第三十四条 第三節の規定により全国がん登録情報若しくは都道府県がん情報若しくはこれらの情報の匿名化が行われた情報の提供を受けた場合におけるこれらの情報の取扱いの事務若しくは業務に従事する者若しくは従事していた者又は当該提供を受けた者からこれらの情報の取扱いに関する事務若しくは業務の委託があつた場合における当該委託に係る業務に従事する者若しくは従事していた者は、それぞれその事務又は業務に関して知り得たこれらの情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。

(開示等の制限)

第三十五条 全国がん登録情報等、都道府県がん情報等及び都道府県がんデータベースに記録された第二十一条第一項各号に掲げる情報については、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律(平成十五年法律第五十八号)第四章、独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律(平成十五年法律第五十九号)第四章その他の個人情報の保護に関する法令(条例を含む。)(規定にかかわらず、これらの規定による開示、訂正(追加又は削除を含む。))、利用の停止、消去又は提供の停止を求めることができな

(報告の徴収)

第三十六条 厚生労働大臣及び都道府県知事は、この節の規定の施行に必要な限度において、第三節の規定により全国がん登録情報若しくは都道府県がん情報の提供を受けた者(都道府県知事及び市町村長を除く。次条において同じ。))又は当該提供を受けた者からこれらの情報の取扱いに関する事務若しくは業務の委託を受けた者に対し、これらの情報の取扱いに関し報告をさせることができる。

(助言)

第三十七条 厚生労働大臣及び都道府県知事は、この節の規定の施行に必要な限度において、第三節の規定により全国がん登録情報又は都道府県がん情報の提供を受けた者に対し、これらの情報の取扱いに関し必要な助言をすることができる。

(勧告及び命令)

第三十八条 厚生労働大臣及び都道府県知事は、前条に規定する者が第三十条第一項、第三十一条第一項又は第三十二条の規定に違反した場合において個人の権利利益を保護するため必要があると認めるときは、当該者に対し、当該違反行為の中止その他違反を是正するために必要な措置をとるべき旨を勧告することができる。

2 厚生労働大臣及び都道府県知事は、前項の規定による勧告を受けた者が正当な理由がなくその勧告に係る措置をとらなかつた場合において個人の権利利益が不当に害されるおそれがあると認めるときは、当該者に対し、その勧告に係る措置をとるべきことを命ずることができる。

3 厚生労働大臣及び都道府県知事は、前二項の規定にかかわらず、第三十六条に規定する者が第三十条、第三十一条又は第三十二条の規定に違反した場合において個人の重大な権利利益を害する事実があるため緊急に措置をとる必要があると認めるときは、当該者に対し、当該違反行為の中止その他違反を是正するために必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

第六節 雑則

(都道府県等の支弁)

第三十九条 第二節の規定により都道府県知事が行う事務の処理に要する費用は、都道府県の支弁とする。

2 第二十一条第一項及び第二項の規定により市町村長が行う事務の処理に要する費用は、市町村の支弁とする。

(費用の補助等)

第四十条 国は、政令で定めるところにより、前条の費用の一部を補助するものとする。

2 国は、病院等における届出に必要な体制の整備を図るため、必要な財政上の措置その他の措置を講ずるものとする。

(手数料)

第四十一条 第二十一条第三項又は第四項の規定により国立がん研究センターから全国がん登録情報又はその匿名化が行われた情報の提供を受ける者は、実費を勘案して政令で定める額の手数を国立がん研究センターに納めなければならない。

2 前項の規定により国立がん研究センターに納められた手数料は、国立がん研究センターの収入とする。

3 都道府県は、第二十一条第八項又は第九項の規定による都道府県がん情報又はその匿名化が行われた情報の提供の事務の一部を第二十四条第一項の規定により委任する場合であつて、地方自治法第二百二十七条の規定に基づきこれらの情報の提供に係る手数料を徴収する場合においては、当該委任を受けた者からこれらの情報の提供を受けようとする者に、条例で定めるところにより、当該手数料を当該委任を受けた者へ納めさせ、その収入とすることができ。 (施行の状況の公表等) 第四十二条 厚生労働大臣は、国立がん研究センター及び都道府県知事に対し、この章の規定の施行の状況について報告を求めることができる。	その他の措置を講ずるものとする。 3 都道府県は、第一項の院内がん登録の実施に必要な体制の整備を推進するため、必要な財政上の措置その他の措置を講ずるよう努めるものとする。 (がん診療情報の収集等のための体制整備) 第四十五条 国は、がん医療の提供を行う病院及び診療所の協力を得てがん診療情報を収集し、これを分析する体制を整備するために必要な措置を講ずるものとする。 第四章 がん登録等の情報の活用 (国及び地方公共団体による活用) 第四十六条 国及び都道府県は、全国がん登録及びがん診療情報の収集により得られた情報を利用して得られた知見を、幅広く収集し、当該情報を利用して自ら行ったがんに係る調査研究により得られた知見と併せて、がん対策の充実を図るために活用するものとする。	報、都道府県がん情報等を活用して、その行うがん検診の質の向上その他のがん対策の充実に努めるものとする。 (病院及び診療所による活用) 第四十七条 がん医療の提供を行う病院及び診療所の管理者は、当該病院及び診療所に係るがん診療情報、第二十条の規定により提供を受けた情報、前条第二項の情報等を活用して、がん患者及びその家族に対してがん及びがん医療について適切な情報の提供を行うよう努めるとともに、その提供するがん医療の分析及び評価等を通じてその質の向上に努めるものとする。 (研究者による活用) 第四十八条 全国がん登録及びがん診療情報の収集により得られた情報の提供を受けた研究者は、その行うがんに係る調査研究を通じて、がん医療の質の向上等に貢献するよう努めるものとする。	二 第五条第一項第四号から第七号まで、第九号(死亡の原因に関する事項を定める厚生労働省令に係る部分に限る。)及び第十号、第六条第一項第四号から第七号まで及び第九号、第十七条第一項第三号並びに第二十号(生存確認情報を定める厚生労働省令に係る部分に限る。)の厚生労働省令の制定又は改廃をしようとする場合 (事務の区分) 第五十一条 第六条(第三項及び第四項を除く。)、第七条、第八条第一項、第十条第二項(第十三条第二項において準用する場合を含む。)、及び第十一条の規定により都道府県又は市町村が処理することとされている事務は、地方自治法第二条第九項第一号に規定する第一号法定受託事務とする。 第六章 罰則 第五十二条 第二十八条第一項から第六項まで又は第三十三条の規定に違反して全国がん登録情報等又は都道府県がん情報等に関するがんの罹患等の秘密を漏らした者は、二年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。 第五十三条 第二十八条第五項又は第六項の規定に違反して秘密(全国がん登録情報等又は都道府県がん情報等に関するがんの罹患等の秘密を除く。)を漏らした者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。 第五十四条 次の各号に掲げる者が、当該各号に定める情報を自己又は第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したときは、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。 一 第二十九条第一項から第五項までに規定す
2 厚生労働大臣は、毎年度、前項の報告その他のこの章の規定の施行の状況に関する事項を取りまとめ、その概要を公表するものとする。 (厚生労働省令への委任) 第四十三条 この章に定めるもののほか、全国がん登録データベースへの記録の方法その他この章の規定の施行に関し必要な事項は、厚生労働省令で定める。 第三章 院内がん登録等の推進 (院内がん登録の推進) 第四十四条 専門的ながん医療の提供を行う病院その他の地域におけるがん医療の確保について重要な役割を担う病院の開設者及び管理者は、厚生労働大臣が定める指針に即して院内がん登録を実施するよう努めるものとする。 2 国は、前項の院内がん登録の実施に必要な体制の整備を推進するため、必要な財政上の措置	4 市町村は、第十九条第一項及び第二十一条第二項の規定により提供を受けた全国がん登録情報、都道府県がん情報等を活用して、その行うがん検診の質の向上その他のがん対策の充実に努めるものとする。 (病院及び診療所による活用) 第四十七条 がん医療の提供を行う病院及び診療所の管理者は、当該病院及び診療所に係るがん診療情報、第二十条の規定により提供を受けた情報、前条第二項の情報等を活用して、がん患者及びその家族に対してがん及びがん医療について適切な情報の提供を行うよう努めるとともに、その提供するがん医療の分析及び評価等を通じてその質の向上に努めるものとする。 (研究者による活用) 第四十八条 全国がん登録及びがん診療情報の収集により得られた情報の提供を受けた研究者は、その行うがんに係る調査研究を通じて、がん医療の質の向上等に貢献するよう努めるものとする。	第五十条 厚生労働大臣は、次に掲げる場合には、あらかじめ、第十五条第二項に規定する審議会等の意見を聴かなければならない。 一 第二条第一項、第十五条第一項、第二十二條第一項第二号及び第二項、第二十七条並びに第三十二条の政令の制定又は改廃の立案をしようとする場合	第五十一条 第六条(第三項及び第四項を除く。)、第七条、第八条第一項、第十条第二項(第十三条第二項において準用する場合を含む。)、及び第十一条の規定により都道府県又は市町村が処理することとされている事務は、地方自治法第二条第九項第一号に規定する第一号法定受託事務とする。 第六章 罰則 第五十二条 第二十八条第一項から第六項まで又は第三十三条の規定に違反して全国がん登録情報等又は都道府県がん情報等に関するがんの罹患等の秘密を漏らした者は、二年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。 第五十三条 第二十八条第五項又は第六項の規定に違反して秘密(全国がん登録情報等又は都道府県がん情報等に関するがんの罹患等の秘密を除く。)を漏らした者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。 第五十四条 次の各号に掲げる者が、当該各号に定める情報を自己又は第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したときは、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。 一 第二十九条第一項から第五項までに規定す
平成二十五年十二月四日 参議院会議録第十一号(その二) がん登録等の推進に関する法律案	がん登録等の推進に関する法律案	がん登録等の推進に関する法律案	がん登録等の推進に関する法律案

る者 その事務に関して知り得た当該各項に規定する情報

二 第二十九条第六項に規定する者 その業務

に關して知り得た同項において準用する同条

第一項、第三項又は第五項に規定する情報

三 第三十四条に規定する者 その事務又は業

務に關して知り得た同条に規定する情報(匿名化が行われていない情報に限る。)

第五十五条 第二十八条第七項の規定に違反して

届出対象情報に關するがんの罹患等の秘密を漏らした者は、六月以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

第五十六条 第三十八条第二項又は第三項の規定による命令に違反した者は、六月以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。

第五十七条 第三十四条に規定する者が、その事務又は業務に關して知り得た同条に規定する情報(匿名化が行われていない情報を除く。)を自己又は第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したときは、五十万円以下の罰金に処する。

第五十八條 第三十六条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者は、三十万円以下の罰金に処する。

第五十九條 第五十二条から第五十五条まで及び第五十七條の罪は、日本国外においてこれらの罪を犯した者にも適用する。

第六十條 法人(法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものを含む。以下この項において同じ。)の代表者若しくは管理人又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に關して、第五十六条又

は第五十八條の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本条の罰金刑を科する。

2 法人でない団体について前項の規定の適用がある場合には、その代表者又は管理人が、その訴訟行為につき法人でない団体を代表するほか、法人を被告人又は被疑者とする場合の刑事訴訟に關する法律の規定を準用する。

附 則

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して三年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、附則第三条及び第八條の規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

第二条 この法律の施行の日(以下この項及び次条において「施行日」という。)前に開始されたがんに係る調査研究として政令で定めるものが、その規模その他の事情を勘案して、施行日後に、その対象とされている者(施行日前から対象とされている者その他これに準ずる者として政令で定める者に限る。)の第二十一条第三項第四号又は第八項第四号の同意を得ることが当該がんに係る調査研究の円滑な遂行に支障を及ぼすものと認められる場合として政令で定める場合に該当するものである場合において、当該対象とされている者について、これらの同意に代わる措置として厚生労働大臣が定める指針に従った措置が講じられているときは、当該がんに係る調査研究を行う者が同条第三項又は第八項の規定による提供の求めを行った場合における当該対象とされている者に係る全国がん登録

情報又は都道府県がん情報の提供については、同条第三項第四号又は第八項第四号の規定は、適用しない。

2 厚生労働大臣は、前項の政令の制定若しくは改廃の立案をし、又は同項の指針を定め、若しくは変更しようとするときは、あらかじめ、第十五条第二項に規定する審議会等の意見を聴かなければならない。

(準備行為)

第三条 厚生労働大臣は、次に掲げる場合には、施行日前においても、第十五条第二項に規定する審議会等の意見を聴くことができる。

一 第二条第一項、第十五条第一項、第二十一条第一項第二号及び第二項、第二十七条、第三十二条並びに前条第一項の政令の制定の立案をしようとするとき。

二 第五条第一項第四号から第七号まで、第九号(死亡の原因に關する事項を定める厚生労働省令に係る部分に限る。)及び第十号、第六十一条第一項第四号から第七号まで及び第九号、第十七条第一項第三号並びに第二十条(生存確認情報を定める厚生労働省令に係る部分に限る。)の厚生労働省令の制定をしようとするとき。

三 前条第一項の指針を定めようとするとき。

2 都道府県知事は、第十八条第一項第三号の規定により同項第二号に掲げる者に準ずる者を定めようとするときは、施行日前においても、同条第二項に規定する審議会その他の合議制の機関の意見を聴くことができる。

3 市町村長は、第十九条第一項第三号の規定により同項第二号に掲げる者に準ずる者を定めよ

うとするときは、施行日前においても、同条第三項に規定する審議会その他の合議制の機関の意見を聴くとともに、都道府県知事に協議することができる。

4 国立がん研究センターは、施行日前においても、第五条第一項の規定による全国がん登録データベースの整備その他のこの法律に基づく全国がん登録の実施に關する事務の実施に必要な準備行為をすることができる。

(検討)

第四条 政府は、この法律の施行後五年を目途として、この法律の施行の状況等を勘案して必要があると認めるときは、全国がん登録のための情報の収集の方法、全国がん登録情報の利用及び提供の在り方その他がん登録等に關する施策について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

(高度専門医療に關する研究等を行う独立行政法人に關する法律の一部改正)

第五条 高度専門医療に關する研究等を行う独立行政法人に關する法律(平成二十年法律第九十三号)の一部を次のように改正する。

第十三条に次の一項を加える。

2 国立がん研究センターは、前項の業務のほか、がん登録等の推進に關する法律(平成二十五年法律第 号)の規定に基づき、全国がん登録の実施に關する事務を行う。

第二十四条第一項中「第十三条第一号」を「第十三条第一項第一号」に改める。

(地方自治法の一部改正)

第六条 地方自治法の一部を次のように改正する。

別表第一に次のように加える。

がん登録等の推進に関する法律(平成二十五年法律第 号)

第六条(第三項及び第四項を除く。)、第七条、第八条第一項、第十条第二項(第十三条第二項において準用する場合を含む。)、及び第十一条の規定により都道府県又は市町村が処理することとされている事務

(土地収用法の一部改正)

第七条 土地収用法(昭和二十六年法律第二百十九号)の一部を次のように改正する。

第三十三条第三十四号の三中「第十三条第一号」を「第十三条第一項第一号」に改める。

(政令への委任)

第八条 この附則に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

この法律の施行に伴い必要となる経費

この法律の施行に伴い必要となる経費は、平年度約二十三億二千万円の見込みである。

審査報告書

強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法案
右は多数をもって可決すべきものと議決した。よって要領書を添えて報告する。

平成二十五年十二月三日

災害対策特別委員長 竹谷とし子
参議院議長 山崎 正昭殿

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、国土強靱化に関する施策を総合

的かつ計画的に推進するため、国土強靱化の推進に関し、基本理念を定め、国等の責務を明らかにし、及び国土強靱化基本計画の策定その他国土強靱化に関する施策の基本となる事項を定めるとともに、国土強靱化推進本部を設置する等の措置を講じようとするものであり、おおむね妥当な措置と認める。

なお、別紙の附帯決議を行った。

一、費用

本法律施行のため、別に費用を要しない。

附帯決議

国土の特性として自然災害が数多く発生する我が国においては、東日本大震災をはじめとする過去の教訓に学び、平時から、大規模災害等への事前の備えを行うことが重要である。政府は、従来の防災の範囲にとどまらず、国や地域の経済社会に関わる分野を幅広く対象にして、経済社会のシステム全体の抵抗力、回復力の確保を目的とした、いわば国民生活の安全保障としての総合的な対応を行うことが必要であることを深く認識し、本法の施行に当たり、特に次の事項の実現に万全を期すべきである。

一 東日本大震災からの復興が喫緊の課題であり、地域の実情や事前防災及び減災に配慮しつつ、迅速な復興に努めること。

二 災害時に迅速な救助活動等を行うため、警察災害派遣隊の対処能力の向上及び装備資機材の整備・高度化を図るとともに、第一線警察活動に不可欠な警察施設の耐災害性の強化や災害時における交通の安全と円滑の確保に必要な交通安全施設等の整備を着実に進めること。

三 地域防災力の中核であつて、現場の最前線で日々使命感を持つて危険な業務に従事している常備消防、消防団及び水防団の体制・装備・訓練の充実強化等により地域防災力の充実強化を図るとともに、緊急消防援助隊の機能強化及び他の実動部隊との連携強化、消防防災施設の耐災害性の強化等により、消防防災体制の強化を図ること。

四 災害による被害の発生及び拡大を防止するため、緊急災害対策派遣隊(T.E.C.F.O.R.C.E.)の体制・装備・訓練の充実強化、他の実働部隊との連携強化等により特に広域的な災害対応力の強化を図ること。

五 大規模災害等において被害の最小化に資するため自助・共助・公助の取組が有機的かつ効果的になされるよう配慮し、自主防災組織の更なる充実強化を図ること。また、防災ボランティア及び応急・復旧・復興対策の担い手たる地元建設業者、物流事業者等がその機能を一層果たすことができるよう環境整備に努めること。

六 首都直下地震、大規模津波等様々な災害から住民を守るために、避難所となる施設の耐震化(吊り天井等の非構造部材対策を含む)、老朽化対策及び防災機能強化を加速化させること。

七 災害発生から被災者が通常の生活を取り戻すまでの各段階において、女性、高齢者、子ども、障害者、外国人等に十分配慮した施策が講

じられ、更なる被害を受けることのないよう努めること。

八 国は、自力避難が困難な者が多数利用する社会福祉施設及び医療施設等について、地震発生時においても必要な機能を維持できるよう、引き続き耐震化を推進すること。また、災害医療については、災害派遣医療チームの一層の養成を図るとともに、多重的な交通手段等により被災地において迅速で的確な医療が提供できるよう、体制整備に努めること。

九 高度成長期に整備したインフラが、今後急速に老朽化していくことから、中央自動車道笹子トンネル事故のような惨事を二度と繰り返さないよう、インフラの維持管理・更新に重点的に取り組むこと。

十 ライフライン施設の耐震化や老朽化対策は、国民生活の維持に不可欠であり、引き続き取り組んでいくこと。

十一 災害時などで救援の道を塞ぐおそれや、景観の観点からも電線類の地中化、無電柱化を進めること。

十二 事前防災及び減災その他迅速な復旧・復興においては、地域の特性に応じて、自然との共生及び環境との調和並びに観光地としての魅力ある景観の維持に配慮すること。

十三 自然との共生及び環境との調和に配慮する上で、安全な地域づくりの推進等に支障を及ぼすことがないよう、関係法律に基づく許可等の事務を迅速かつ的確に処理するよう努めること。

十四 情報通信は、国家及び社会の重要な機能であることに鑑み、大規模災害等が発生した場合においても情報通信の確保を可能とするとも

に、災害等に関する情報が地域住民に正確かつ速やかに伝わるよう、災害に強い情報通信基盤の整備に努めること。

十五 エネルギー安定供給や重要産業の拠点である石油コンビナートについては、国は防潮堤等の老朽化対策等を迅速に進めるとともに、民間企業による護岸の耐震化、製油所等の強靱化や国際競争力強化に資する投資を促すべく、財政上や税制上の支援、規制の見直しを推進すること。

また、危機時の石油供給を円滑化するため、関係省庁は非常時の物流を円滑化すべく制度運用の見直しや合同訓練を通じ、協力体制を強化すること。

十六 南海トラフ巨大地震等の未曾有の災害に備え、国土軸を越えたエネルギー供給補完を可能とするエネルギー・ネットワークの検討を進めること。

十七 大規模災害時に大量に生じる廃棄物を速やかに処理するため、地方公共団体との連携の下、計画的な廃棄物処理施設の更新や長寿命化を行うとともに、広域的な処理体制の確保等により廃棄物処理システムの強靱化を進めること。また、想定される自然災害の特性を踏まえ、地方公共団体との連携の下、地域住民の合意形成に努めつつ、地域ごとの生態系のもつ防災・減災機能を活用した土地利用を推進すること。

十八 災害が多い脆弱な我が国の国土において、守るべきは守るとの考え方のもと、既存社会資本の有効活用、施策の重点化、持続的な観点、民間資金の積極的な活用等に配慮しつつ、施設の耐震化やリダンダンシーの確保など必要なハード整備を進めるとともに、訓練・防災教育

等のソフト対策を講じるなど総合的な防災・減災対策を推進すること。また、人材が脆弱性の評価の対象となることも踏まえ、防災・減災に関する実践的な知識を有する人材の育成に努めること。

十九 大規模津波発生時等における被害の軽減及び迅速な復旧・復興を図るため、避難所、避難場所、避難路、緊急輸送路の確保等に努めること。

二十 我が国製造業の製品や部素材等の多くが、国内はもちろん、世界的にも、サプライチェーンの要となっていることを踏まえ、中小企業・小規模事業者をはじめとする我が国企業における、原料や部素材等の調達先の複線化、緊急時電源の確保等を盛り込んだ、大規模災害時にも円滑な事業継続を可能とする事業計画の策定・見直しを促すとともに、老朽設備の更新や耐震強化のための投資等を促進すること。また、国及び地方の行政機関等の業務継続計画の一層の整備に努めること。

二十一 大規模災害時における食料等の安定供給機能を維持するため、生産から加工・流通にわたる食料等のサプライチェーンの災害対応力の強化を図ること。また、国土の大半を占める農山漁村における地域社会の維持・発展や、そこでの農林漁業活動を通じた国土保全機能の維持等が国土強靱化に資することを踏まえ、農山漁村の防災・減災や農地・森林の保全等に係る施策の効果的な実施を図ること。

二十二 木材の利用が森林の適正な整備に寄与し国土の保全その他の森林の有する多面的機能の持続的発揮に貢献することに鑑み、木材の積極的な利用を促進すること。また、土木工事にお

ける木材利用を促進するため、木材を利用した工法の技術開発・試験研究を進めること。

二十三 インフラの効率的・効果的な維持管理の重要性に鑑み、維持管理技術の向上等に係る研究・開発並びに人材の育成・確保を積極的に推進すること。また、国の研究機関等による災害の人工実験、シミュレーションの実施などの技術研究を積極的に促進し、大規模災害等による被害の防止・軽減を図ること。あわせて、被害の防止・軽減を図るための検討及び対策を円滑に進めるために、地形・地質をはじめとする国土に関する各種データの集約・蓄積及びその活用のための環境整備を図ること。

二十四 国土の効果的な強靱化を推進するため、災害に関する国土情報を一元的に集約し、広く共有すること。またこれらの情報及び発災後の各種情報をもとに被災状況や避難誘導等のシミュレーションを行い、災害対応に活用すること。

二十五 我が国が東日本大震災をはじめとする災害被害から学んだ教訓及びその復興を通じて得られた知識・経験を諸外国と共有することにより、各国の防災意識の向上を促し、その災害対応能力の強化に貢献すること。

二十六 我が国の力強い復興に向けた取組とその成果、また災害に強く、安心・安全な国とのイメージの発信を通じて、諸外国における「風評被害」の解消に努めるとともに、我が国への旅行者や投資の呼び込みに積極的に取り組むこと。

二十七 大島町における土砂災害の教訓を生かし、市町村が、災害が発生する前の「おそれ」の段階から事前の体制を整え、避難準備情報等の

対応を行い、また、避難勧告、避難指示を適時的確に発令することができるよう、国として適切な支援を行うこと。
右決議する。

強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法案
右の本院提出案をここに送付する。
平成二十五年十一月二十六日

衆議院議長 伊吹 文明
参議院議長 山崎 正昭殿

目次

前文

第一章 総則(第一条―第七条)

第二章 基本方針等(第八条―第九条)

第三章 国土強靱化基本計画等(第十条―第十四条)

第四章 国土強靱化推進本部(第十五条―第二十五条)

第五章 雑則(第二十六条―第二十八条) 附則

我が国は、地理的及び自然的特性から、多くの大規模自然災害等による被害を受け、自然の猛威は想像を超える悲惨な結果をもたらしてきた。我々は、東日本大震災の際、改めて自然の猛威の前に立ち尽くすとともに、その猛威からは逃れることができなことを思い知らされた。

我が国においては、二十一世紀前半に南海トラフ沿いで大規模な地震が発生することが懸念されており、加えて、首都直下地震、火山の噴火等による大規模自然災害等が発生するおそれも指摘さ

れている。さらに、地震、火山の噴火等による大規模自然災害等が連続して発生する可能性も想定する必要がある。これらの大規模自然災害等が想定される最大の規模で発生した場合、東日本大震災を超える甚大な被害が発生し、まさに国難ともいえる状況となるおそれがある。我々は、このような自然の猛威から目をそらしてはならず、その猛威に正面から向き合わなければならない。このような大規模自然災害等から国民の生命、身体及び財産を保護し、並びに国民生活及び国民経済を守ることは、国が果たすべき基本的な責任の一つである。

もつとも、様々な災害が多発する我が国において、求められる事前防災及び減災に係る施策には限りがなく、他方、当該施策を実施するための財源は限られている。今すぐにでも発生し得る大規模自然災害等に備えて早急に事前防災及び減災に係る施策を進めるためには、大規模自然災害等に対する脆弱性を評価し、優先順位を定め、事前的確な施策を実施して大規模自然災害等に強い国土及び地域を作るとともに、自らの生命及び生活を守ることができるよう地域住民の力を向上させることが必要である。また、大規模自然災害等から国及び国民を守るためには、大規模自然災害等の発生から七十二時間を経過するまでの間において、人員、物資、資金等の資源を、優先順位を付けて大規模かつ集中的に投入することができるよう、事前に備えておくことが必要である。このためには、国や地方公共団体だけではなく、地域住民、企業、関係団体等も含めて被災状況等の情報を共有すること、平時から大規模自然災害等に備えておくこと及び新たな技術革新に基づく最先端の技術や装置を活用することが不可欠である。加えて、東日本大震災により甚大な被害を受けた地

域の復旧復興に国を挙げて取り組み、災害に強くなやかな地域社会を再構築することを通じて被災地に希望を与えることも重要である。

さらに、我が国のこのような大規模自然災害等に備える取組を諸外国に発信することにより、国際競争力の向上に資するとともに災害対策の国際的な水準の向上に寄与することも、東日本大震災を経験した我が国が果たすべき使命の一つである。

ここに、強くしなやかな国民生活の実現を図る国土強靱化の取組を推進するため、この法律を制定する。

第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、事前防災及び減災その他迅速な復旧復興並びに国際競争力の向上に資する国民生活及び国民経済に甚大な影響を及ぼすおそれがある大規模自然災害等(以下単に「大規模自然災害等」という。)に備えた国土の全域にわたる強靱な国づくり(以下「国土強靱化」という。)の推進に関し、基本理念を定め、国等の責務を明らかにし、及び国土強靱化基本計画の策定その他国土強靱化に関する施策の基本となる事項を定めるとともに、国土強靱化推進本部を設置すること等により、国土強靱化に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって公共の福祉の確保並びに国民生活の向上及び国民経済の健全な発展に資することを目的とする。

第二条 国土強靱化に関する施策の推進は、東日本大震災(平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震及びこれに伴う原子力発電所の事故による災害をいう。)から得られた教訓を踏まえ、必要な事前防災及び減災その他迅速な復旧復興に資する施策を総合的かつ計画的に実施することが重要であるとともに、国際競争力の向上に資することに鑑み、明確な目標の下に、大規模自然災害等からの国民の生命、身体及び財産の保護並びに大規模自然災害等の国民生活及び国民経済に及ぼす影響の最小化に関連する分野について現状の評価を行うこと等を通じて、当該施策を適切に策定し、これを国の計画に定めること等により、行われなければならない。

第三条 国は、前条の基本理念にのっとり、国土強靱化に関する施策を総合的かつ計画的に策定し、及び実施する責務を有する。

第四条 地方公共団体は、第二条の基本理念にのっとり、国土強靱化に関し、国との適切な役割分担を踏まえて、その地方公共団体の地域の状況に応じた施策を総合的かつ計画的に策定し、及び実施する責務を有する。

(国の責務)

第五条 事業者及び国民は、国土強靱化の重要性に関する理解と関心を深め、国及び地方公共団体が実施する国土強靱化に関する施策に協力するよう努めなければならない。

第六条 国、地方公共団体、事業者その他の関係者は、第二条の基本理念の実現を図るため、相互に連携を図りながら協力するよう努めなければならない。

(法制上の措置等)

第七条 政府は、国土強靱化に関する施策を実施するために必要な法制上、財政上又は税制上の措置その他の措置を講じなければならない。

第二章 基本方針等

(基本方針)

第八条 国土強靱化は、次に掲げる基本方針に基づき、推進されるものとする。

一 迅速な避難及び人命の救助に資する体制の確保、女性、高齢者、子ども、障害者等の視点を重視した被災者への支援体制の整備、防災又は減災に関する専門的な知識又は技術を有する人材の育成及び確保、防災教育の推進、災害から得られた教訓及び知識を伝承する活動の推進、地域における防災対策の推進体制の強化等により、大規模自然災害等に際して、人命の保護が最大限に図られること。

二 国家及び社会の重要な機能の代替性の確保、生活必需物資の安定供給の確保等により、大規模自然災害等が発生した場合においても当該機能が致命的な障害を受けず、維持され、我が国の政治、経済及び社会の活動が持続可能なものとなるようにすること。

三 地震による建築物の倒壊等の被害に対する対策の推進、公共施設の老朽化への対応、大規模な地震災害、水害等の大規模自然災害等を防止し、又は軽減する効果が高く、何人も将来にわたって安心して暮らすことのできる安全な地域づくりの推進、大規模自然災害等が発生した場合における社会秩序の維持等により、大規模自然災害等に起因する国民の財産及び公共施設に係る被害の最小化に資すること。

四 地域間の連携の強化、国土の利用の在り方の見直し等により、大規模自然災害等が発生

した場合における当該大規模自然災害等からの迅速な復旧復興に資すること。 五 予測することができない大規模自然災害等が発生し得ることを踏まえ、施設等の整備に關しない施策と施設等の整備に關する施策を組み合わせた国土強靭化を推進するための体制を早急に整備すること。 六 事前防災及び減災のための取組は、自助、共助及び公助が適切に組み合わせられることにより行われることを基本としつつ、特に重大性又は緊急性が高い場合には、国が中核的な役割を果たすこと。 七 現在のみならず将来の国民の生命、身体及び財産を保護し、並びに国民生活及び国民経済を守るために実施されるべき施策については、人口の減少等に起因する国民の需要の変化、社会資本の老朽化等を踏まえるとともに、財政資金の効率的な使用による当該施策の持続的な実施に配慮して、その重点化を図ること。 (施策の策定及び実施の方針) 第九条 国土強靭化に關する施策は、次に掲げる方針に従つて策定され、及び実施されるものとする。 一 既存の社会資本の有効活用等により、施策の実施に要する費用の縮減を図ること。 二 施設又は設備の効率的かつ効果的な維持管理に資すること。 三 地域の特性に応じて、自然との共生及び環境との調和に配慮すること。 四 民間の資金の積極的な活用を図ること。 五 国土強靭化の推進を図る上で必要な事項を明らかにするため、大規模自然災害等に対す	る脆弱性の評価(以下「脆弱性評価」という。)を行うこと。 六 人命を保護する観点から、土地の合理的な利用を促進すること。 七 科学的知見に基づく研究開発の推進及びその成果の普及を図ること。 第三章 国土強靭化基本計画等 (国土強靭化基本計画) 第十条 政府は、国土強靭化に關する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、地方公共団体の国土強靭化に關する施策の実施に關する主体的な取組を尊重しつつ、前章に定める基本方針等及び国が本来果たすべき役割を踏まえ、国土強靭化に關する施策の推進に關する基本的な計画(以下「国土強靭化基本計画」という。)を、国土強靭化基本計画以外の国土強靭化に係る国の計画等の指針となるべきものとして定めるものとする。 2 国土強靭化基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。 一 国土強靭化基本計画の対象とする国土強靭化に關する施策の分野 二 国土強靭化に關する施策の策定に係る基本的な指針 三 前二号に掲げるもののほか、国土強靭化に關する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項 3 内閣総理大臣は、国土強靭化基本計画の案につき閣議の決定を求めなければならない。 4 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があつたときは、遅滞なく、国土強靭化基本計画を公表しなければならない。 5 政府は、国土強靭化に關する施策の実施状況	を踏まえ、必要に応じて、国土強靭化基本計画の見直しを行い、必要な変更を加えるものとする。 6 第三項及び第四項の規定は、国土強靭化基本計画の変更について準用する。 (国土強靭化基本計画と国の他の計画との關係) 第十一条 国土強靭化基本計画以外の国の計画は、国土強靭化に關しては、国土強靭化基本計画を基本とするものとする。 (国土強靭化基本計画の実施に關する勧告) 第十二条 内閣総理大臣は、国土強靭化基本計画の実施について調整を行うため必要があると認める場合においては、関係行政機関の長に対し、必要な勧告をすることが出来る。 (国土強靭化地域計画) 第十三条 都道府県又は市町村は、国土強靭化に關する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、当該都道府県又は市町村の区域における国土強靭化に關する施策の推進に關する基本的な計画(以下「国土強靭化地域計画」という。)を、国土強靭化地域計画以外の国土強靭化に係る当該都道府県又は市町村の計画等の指針となるべきものとして定めることができる。 (国土強靭化地域計画と国土強靭化基本計画との關係) 第十四条 国土強靭化地域計画は、国土強靭化基本計画との調和が保たれたものでなければならない。 第四章 国土強靭化推進本部 (設置) 第十五条 国土強靭化に關する施策を総合的かつ計画的に推進するため、内閣に、国土強靭化推進本部(以下「本部」という。)を置く。	(所掌事務) 第十六条 本部は、次に掲げる事務をつかさどる。 一 国土強靭化基本計画の案の作成及び実施の推進に關すること。 二 関係行政機関が国土強靭化基本計画に基づいて実施する施策の総合調整に關すること。 三 前二号に掲げるもののほか、国土強靭化に關する施策で重要なものの企画及び立案並びに総合調整に關すること。 (国土強靭化基本計画の案の作成) 第十七条 本部は、国土強靭化の推進を図る上で必要な事項を明らかにするため、脆弱性評価の指針を定め、これに従つて脆弱性評価を行い、その結果に基づき、国土強靭化基本計画の案を作成しなければならない。 2 本部は、前項の指針を定めたときは、これを公表しなければならない。 3 脆弱性評価は、起きてはならない最悪の事態を想定した上で、科学的知見に基づき、総合的かつ客観的に行うものとする。 4 脆弱性評価は、国土強靭化基本計画の案に定めようとする国土強靭化に關する施策の分野ごとにを行うものとする。 5 脆弱性評価は、国土強靭化に關する施策の分野ごとに投入される人材その他の国土強靭化の推進に必要な資源についても行うものとする。 6 本部は、国土強靭化基本計画の案の作成に当たっては、脆弱性評価の結果の検証を受け、作成手続における透明性を確保しつつ、公共性、客観性、公平性及び合理性を勘案して、実施されるべき国土強靭化に關する施策の優先順位を定め、その重点化を図らなければならない。
---	--	---	--

7 本部は、国土強靱化基本計画の案を作成しようとするときは、あらかじめ、都道府県、市町村、学識経験を有する者及び国土強靱化に関する施策の推進に関し密接な関係を有する者の意見を聴かなければならない。

8 前各項の規定は、国土強靱化基本計画の変更の案の作成について準用する。

(組織)

第十八条 本部は、国土強靱化推進本部長、国土強靱化推進副本部長及び国土強靱化推進本部員をもって組織する。

(国土強靱化推進本部長)

第十九条 本部の長は、国土強靱化推進本部長(以下「本部長」という。)とし、内閣総理大臣をもって充てる。

2 本部長は、本部の事務を総括し、所部の職員を指揮監督する。

(国土強靱化推進副本部長)

第二十条 本部に、国土強靱化推進副本部長(以下「副本部長」という。)を置き、内閣官房長官、国土強靱化担当大臣(内閣総理大臣の命を受けて、国土強靱化に関する施策の総合的かつ計画的な推進に関し内閣総理大臣を助けることをその職務とする国務大臣をいう。)及び国土交通大臣をもって充てる。

2 副本部長は、本部長の職務を助ける。

(国土強靱化推進本部員)

第二十一条 本部に、国土強靱化推進本部員(以下「本部員」という。)を置く。

2 本部員は、本部長及び副本部長以外の全ての国務大臣をもって充てる。

(資料の提出その他の協力)

第二十二条 本部は、その所掌事務を遂行するため必要があると認めるときは、関係行政機関、

地方公共団体、独立行政法人(独立行政法人通則法(平成十一年法律第百三十三号)第二条第一項に規定する独立行政法人をいう。)及び地方独立行政法人(地方独立行政法人法(平成十五年法律第百十八号)第二条第一項に規定する地方独立行政法人をいう。)の長並びに特殊法人(法律により直接に設立された法人又は特別の法律により特別の設立行為をもって設立された法人であつて、総務省設置法(平成十一年法律第九十一号)第四条第十五号の規定の適用を受けるものをいう。)の代表者に対して、資料の提出、意見の表明、説明その他必要な協力を求めることができる。

2 本部は、その所掌事務を遂行するために特に必要があると認めるときは、前項に規定する者以外の者に対しても、必要な協力を依頼することができる。

(事務)

第二十三条 本部に関する事務は、内閣官房において処理し、命を受けて内閣官房副長官補が掌理する。

(主任の大臣)

第二十四条 本部に係る事項については、内閣法(昭和二十二年法律第五号)にいう主任の大臣は、内閣総理大臣とする。

(政令への委任)

第二十五条 この法律に定めるもののほか、本部に關し必要な事項は、政令で定める。

第五章 雑則

(国土強靱化の推進を担う組織の在り方に関する検討)

第二十六条 政府は、大規模自然災害等への対処に係る事務の総括及び情報の集約に関する機能の強化の在り方その他の国土強靱化の推進を担

う組織(本部を除く。)の在り方について、政府の行政改革の基本方針との整合性に配慮して検討を加え、その結果に基づいて必要な法制上の措置を講ずるものとする。

(国民の理解の増進)

第二十七条 国は、広報活動等を通じて国土強靱化に関する国民の理解を深めるよう努めなければならない。

(諸外国の理解の増進)

第二十八条 国は、国際社会における我が国の利益の増進に資するため、我が国の国土強靱化に対する諸外国の理解を深めるよう努めなければならない。

附 則

この法律は、公布の日から施行する。

審査報告書

消費者の財産的被害の集団的な回復のための民事の裁判手続の特例に関する法律案

右は全会一致をもって可決すべきものと議決した。よつて要領書を添えて報告する。

平成二十五年十二月三日

消費者問題に関する特別委員長 寺田 典城

参議院議長 山崎 正昭殿

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、消費者契約に関して相当多数の消費者が生じた財産的被害について、消費者と事業者との間の情報の質及び量並びに交渉力の格差により消費者が自らその回復を図ることに困難を伴う場合があることに鑑み、その財産的被害を集団的に回復するため、特定適格消費

者団体が被害回復裁判手続を進行することができることとするものであつて、妥当な措置と認める。

一、費用

本法律施行のため、別に費用を要しない。

消費者の財産的被害の集団的な回復のための民事の裁判手続の特例に関する法律案(第百八十三回国会内閣提出、本院継続審査)右の内閣提出案は本院において修正議決した。よつてこれを送付する。

平成二十五年十一月一日

衆議院議長 伊吹 文明

参議院議長 山崎 正昭殿

(小手及び一は衆議院修正)

消費者の財産的被害の集団的な回復のための民事の裁判手続の特例に関する法律案

消費者の財産的被害の集団的な回復のための民事の裁判手続の特例に関する法律

目次

第一章 総則(第一条・第二条)

第二章 被害回復裁判手続

第一節 共通義務確認訴訟に係る民事訴訟手続の特例(第三条・第十一条)

第二節 対象債権の確定手続

第一款 簡易確定手続

第一目 通則(第十二条・第十三条)

第二目 簡易確定手続の開始(第十四条・第二十四条)

第三目 簡易確定手続申立団体による通知及び公告等(第二十五条・第二十九条)

消費者の財産的被害

第四目 対象債権の確定(第三十条―第四十七条) 第五目 費用の負担(第四十八条・第四十九条) 第六目 補則(第五十条・第五十一条) 第二款 異議後の訴訟に係る民事訴訟手続の特例(第五十二条―第五十五条) 第三節 特定適格消費者団体のする仮差押え(第五十六条―第五十九条) 第四節 補則(第六十条―第六十四条) 第三章 特定適格消費者団体 第一節 特定適格消費者団体の認定等(第六十五条―第七十四条) 第二節 被害回復関係業務等(第七十五条―第八十四条) 第三節 監督(第八十五条―第八十七条) 第四節 補則(第八十八条―第九十二条) 第四章 罰則(第九十三条―第九十九条) 附則 第一章 総則 (目的) 第一条 この法律は、消費者契約に関して相当多数の消費者が生じた財産的被害について、消費者と事業者との間の情報の質及び量並びに交渉力の格差により消費者が自らその回復を図ることに困難を伴う場合があることに鑑み、その財産的被害を集団的に回復するため、特定適格消費者団体が被害回復裁判手続を進行することができることとするにより、消費者の利益の擁護を図り、もって国民生活の安定向上と国民経済の健全な発展に寄与することを目的とする。 (定義) 第二条 この法律において、次の各号に掲げる用	語の意義は、当該各号に定めるところによる。 一 消費者 個人(事業を行う場合におけるものを除く。)をいう。 二 事業者 法人その他の社団又は財団及び事業を行う場合における個人をいう。 三 消費者契約 消費者と事業者との間で締結される契約(労働契約を除く。)をいう。 四 共通義務確認の訴え 消費者契約に関して相当多数の消費者が生じた財産的被害について、事業者が、これらの消費者に対し、これらの消費者に共通する事実上及び法律上の原因に基づき、個々の消費者の事情によりその金銭の支払請求に理由がない場合を除いて、金銭を支払う義務を負うべきことの確認を求める訴えをいう。 五 対象債権 共通義務確認の訴えの被告とされた事業者に対する金銭の支払請求権であつて、前号に規定する義務に係るものをいう。 六 対象消費者 対象債権を有する消費者をいう。 七 簡易確定手続 共通義務確認の訴えに係る訴訟(以下「共通義務確認訴訟」という。)の結果を前提として、この法律の規定による裁判所に対する債権届出に基づき、相手方が認否をし、その認否を争う旨の申出がない場合はその認否により、その認否を争う旨の申出がある場合は裁判所の決定により、対象債権の存否及び内容を確定する裁判手続をいう。 八 異議後の訴訟 簡易確定手続における対象債権の存否及び内容を確定する決定(以下「簡易確定決定」という。)に対して適法な異議の申立てがあつた後の当該請求に係る訴訟をいう。	九 被害回復裁判手続 次に掲げる手続をいう。 イ 共通義務確認訴訟の手続、簡易確定手続及び異議後の訴訟の手続 ロ 特定適格消費者団体が対象債権に関して取得した債務名義による民事執行の手続(民事執行法(昭和五十四年法律第四号)第三十三条第一項、第三十四条第一項、第三十五条第一項、第三十八条第一項、第九十条第一項及び第一百五十七条第一項の訴えに係る訴訟手続(第六十一条第三号において「民事執行に係る訴訟手続」という。))を含む。及び特定適格消費者団体が取得する可能性のある債務名義に係る対象債権の実現を保全するための仮差押えの手続(民事保全法(平成元年法律第九十一号)第四十六条において準用する民事執行法第三十三条第一項、第三十四条第一項及び第三十八条第一項の訴えに係る訴訟手続第六十一条第一項第一号において「仮差押えの執行に係る訴訟手続」という。))を含む。 十 特定適格消費者団体 被害回復裁判手続を進行するのに必要な適格性を有する法人である適格消費者団体(消費者契約法平成十二年法律第六十一号)第二条第四項に規定する適格消費者団体をいう。以下同じ。として第六十五条の定めるところにより内閣総理大臣の認定を受けた者をいう。 第二章 被害回復裁判手続 第一節 共通義務確認訴訟に係る民事訴訟手続の特例 第三条 特定適格消費者団体は、事業者が消費者	に対して負う金銭の支払義務であつて、消費者契約に関する次に掲げる請求(これらに附帯する利息、損害賠償、違約金又は費用の請求を含む。)に係るものについて、共通義務確認の訴えを提起することができる。 一 契約上の債務の履行の請求 二 不当利得に係る請求 三 契約上の債務の不履行による損害賠償の請求 四 瑕疵担保責任に基づく損害賠償の請求 五 不法行為に基づく損害賠償の請求(民法(明治二十九年法律第八十九号)の規定によるものに限る。) 2 次に掲げる損害については、前項第三号から第五号までに掲げる請求に係る金銭の支払義務についての共通義務確認の訴えを提起することができない。 一 契約上の債務の不履行、物品、権利その他の消費者契約の目的となるもの(役務を除く。以下この号及び次号において同じ。))の瑕疵又は不法行為により、消費者契約の目的となるもの以外の財産が滅失し、又は損傷したことに伴う損害 二 消費者契約の目的となるものの提供があるとしてその処分又は使用により得るはずであつた利益を喪失したことによる損害 三 契約上の債務の不履行、消費者契約の目的となる役務の瑕疵又は不法行為により、消費者契約による製造、加工、修理、運搬又は保管に係る物品その他の消費者契約の目的となる役務の対象となつたものの以外の財産が滅失し、又は損傷したことによる損害 四 消費者契約の目的となる役務の提供がある
--	--	--	--

とすれば当該役務を利用すること又は当該役務の対象となつたものを処分し、若しくは使用することにより得るはずであつた利益を喪失したことによる損害 五 人の生命又は身体を害されたことによる損害 六 精神上の苦痛を受けたことによる損害 三 次の各号に掲げる請求に係る金銭の支払義務についての共通義務確認の訴えについては、当該各号に定める者を被告とする。 一 第一項第一号から第四号までに掲げる請求 消費者契約の相手方である事業者 二 第一項第五号に掲げる請求 消費者契約の相手方である事業者若しくはその債務の履行をする事業者又は消費者契約の締結について勧誘をし、当該勧誘をさせ、若しくは当該勧誘を助長する事業者 四 裁判所は、共通義務確認の訴えに係る請求を認容する判決をしたとしても、事案の性質、当該判決を前提とする簡易確定手続において予想される主張及び立証の内容その他の事情を考慮して、当該簡易確定手続において対象債権の存否及び内容を適切かつ迅速に判断することが困難であると認めるときは、共通義務確認の訴えの全部又は一部を却下することができる。 (訴訟の目的の価額) 第四条 共通義務確認の訴えは、訴訟の目的の価額の算定については、財産権上の請求でない請求に係る訴えとみなす。 (訴状の記載事項) 第五条 共通義務確認の訴えの訴状には、対象債権及び対象消費者の範囲を記載して、請求の趣旨及び原因を特定しなければならない。	(管轄及び移送) 第六条 共通義務確認訴訟については、民事訴訟法平成八年法律第九号 第五条 第五号に係る部分を除く。の規定は、適用しない。 二 次の各号に掲げる請求に係る金銭の支払義務についての共通義務確認の訴えは、当該各号に定める地を管轄する地方裁判所にも提起することができる。 一 第三条第一項第一号から第四号までに掲げる請求 義務履行地 二 第三条第一項第五号に掲げる請求 不法行為があつた地 三 対象消費者の数が五百人以上であると見込まれるときは、民事訴訟法第四条第一項若しくは第五条第五号又は前項の規定による管轄裁判所の所在地を管轄する高等裁判所の所在地を管轄する地方裁判所にも、共通義務確認の訴えを提起することができる。 四 対象消費者の数が千人以上であると見込まれるときは、東京地方裁判所又は大阪地方裁判所にも、共通義務確認の訴えを提起することができる。 五 民事訴訟法第四条第一項、第五条第五号、第十一条第一項若しくは第十二条又は前三項の規定により二以上の地方裁判所が管轄権を有するときは、共通義務確認の訴えは、先に訴えの提起があつた地方裁判所が管轄する。ただし、その地方裁判所は、著しい損害又は遅滞を避けるため必要があると認めるときは、申立てにより又は職権で、当該共通義務確認の訴えに係る訴訟の全部又は一部を他の管轄裁判所に移送することができる。 六 裁判所は、共通義務確認訴訟がその管轄に属	する場合においても、他の裁判所に事実上及び法律上同種の原因に基づく請求を目的とする共通義務確認訴訟が係属している場合において、当事者の住所又は所在地、尋問を受けるべき証人の住所、争点又は証拠の共通性その他の事情を考慮して相当と認めるときは、申立てにより又は職権で、当該共通義務確認訴訟の全部又は一部について、当該他の裁判所に移送することができる。 (弁論等の必要的併合) 第七条 請求の内容及び相手方が同一である共通義務確認訴訟が数個同時に係属するとき、その弁論及び裁判は、併合してしなければならない。 二 前項に規定する場合には、当事者は、その旨を裁判所に申し出なければならない。 (補助参加の禁止) 第八条 消費者は、民事訴訟法第四十二条の規定にかかわらず、共通義務確認訴訟の結果について利害関係を有する場合であっても、特定適格消費者団体を補助するため、その共通義務確認訴訟に参加することができない。 (確定判決の効力が及ぶ者の範囲) 第九条 共通義務確認訴訟の確定判決は、民事訴訟法第一百五十一条の規定にかかわらず、当該共通義務確認訴訟の当事者以外の特定適格消費者団体及び当該共通義務確認訴訟に係る対象消費者の範囲に属する第三十条第二項第一号に規定する届出消費者に対してもその効力を有する。 (共通義務確認訴訟における和解) 第十条 特定適格消費者団体は、共通義務確認訴訟において、当該共通義務確認訴訟の目的であ	る第二条第四号に規定する義務の存否について、和解をすることができる。 (再審の訴え) 第十一条 共通義務確認の訴えが提起された場合において、原告及び被告が共謀して共通義務確認の訴えに係る対象消費者の権利を害する目的をもつて判決をさせたときは、他の特定適格消費者団体は、確定した終局判決に対し、再審の訴えをもつて、不服を申し立てることができる。 第二節 対象債権の確定手続 第一款 簡易確定手続 第一目 通則 (簡易確定手続の当事者等) 第十二条 簡易確定手続は、共通義務確認訴訟における請求を認容する判決が確定した時又は請求の認諾(第二条第四号に規定する義務が存することを認める旨の和解を含む。以下この款において同じ。)によつて共通義務確認訴訟が終了した時に当事者であつた特定適格消費者団体(第八十七条第二項の規定による指定があつた場合には、その指定を受けた特定適格消費者団体の申立てにより、当該判決が確定した時又は請求の認諾によつて当該共通義務確認訴訟が終了した時に当事者であつた事業者を相手方として、共通義務確認訴訟の第一審の終局判決をした地方裁判所(第一審において請求の認諾によつて共通義務確認訴訟が終了したときは、当該共通義務確認訴訟が係属していた地方裁判所が行う。)) (任意的口頭弁論) 第十三条 簡易確定手続に関する裁判は、口頭弁論を経ないことができる。
--	--	---	--

2・前項の規定により口頭弁論をしない場合には、裁判所は、当事者を審尋することができる。

第二目 簡易確定手続の開始

(簡易確定手続開始の申立義務)

第十四条 第十二条に規定する特定適格消費者団体は、正当な理由がある場合を除き、簡易確定手続開始の申立てをしなければならない。

(簡易確定手続開始の申立期間)

第十五条 簡易確定手続開始の申立ては、共通義務確認訴訟における請求を認容する判決が確定した日又は請求の認諾によって共通義務確認訴訟が終了した日(第八十七条第二項の規定による指定があつた場合には、その指定を受けた日)から一月の不変期間内にしなければならない。

2 前条の規定により簡易確定手続開始の申立てをしなければならない特定適格消費者団体がその責めに帰することができない事由により前項の期間を遵守することができなかった場合には、その事由が消滅した後二週間以内に限り、簡易確定手続開始の申立てをすることができる。

(簡易確定手続開始の申立ての方法)

第十六条 簡易確定手続開始の申立ては、最高裁判所規則で定める事項を記載した書面で行なければならない。

(費用の予納)

第十七条 簡易確定手続開始の申立てをするときは、申立てをする特定適格消費者団体は、第二十二条第一項の規定による公告及び同条第二項の規定による通知に要する費用として裁判所定める金額を予納しなければならない。

(簡易確定手続開始の申立ての取下げ)

第十八条 簡易確定手続開始の申立ては、裁判所の許可を得なければ、取り下げることができない。

2 民事訴訟法第二百六十一条第三項及び第二百六十二条第一項の規定は、前項の規定による申立ての取下げについて準用する。

(簡易確定手続開始決定)

第十九条 裁判所は、簡易確定手続開始の申立てがあつた場合には、当該申立てが不適法であると認めるとき又は第十七条に規定する費用の予納がないときを除き、簡易確定手続開始の決定(以下「簡易確定手続開始決定」という。)をする。

2 簡易確定手続開始の申立てを却下する決定に対しては、即時抗告をすることができる。

(簡易確定手続開始決定の方法)

第二十条 簡易確定手続開始決定は、対象債権及び対象消費者の範囲を記載した決定書を作成しなければならない。

(簡易確定手続開始決定と同時に定めるべき事項)

第二十一条 裁判所は、簡易確定手続開始決定と同時に、当該簡易確定手続開始決定に係る簡易確定手続開始の申立てをした特定適格消費者団体(第八十七条第一項の規定による指定があつた場合には、その指定を受けた特定適格消費者団体。以下「簡易確定手続申立団体」という。)が第三十条第二項に規定する債権届出をすべき期間(以下「届出期間」という。)及びその債権届出に対して簡易確定手続の相手方(以下この款において単に「相手方」という。)が認否をすべき期間(以下「認否期間」という。)を定めなければならない。

(簡易確定手続開始の公告等)

第二十二条 裁判所は、簡易確定手続開始決定をしたときは、直ちに、官報に掲載して次に掲げる事項を公告しなければならない。

- 一 簡易確定手続開始決定の主文
- 二 対象債権及び対象消費者の範囲
- 三 簡易確定手続申立団体の名称及び住所
- 四 届出期間及び認否期間

2 裁判所は、簡易確定手続申立団体及び相手方に対し、前項の規定により公告すべき事項を通知しなければならない。

(重複する簡易確定手続開始の申立ての禁止)

第二十三条 簡易確定手続開始決定がされた事件については、特定適格消費者団体は、更に簡易確定手続開始の申立てをすることができない。

(届出期間又は認否期間の伸長)

第二十四条 裁判所は、必要があると認めるときは、申立てにより又は職権で、届出期間又は認否期間の伸長の決定をすることができる。

2 裁判所は、前項の規定により届出期間又は認否期間の伸長の決定をしたときは、簡易確定手続申立団体及び相手方に対し、その旨を通知しなければならない。

3 裁判所は、第一項の規定により届出期間又は認否期間の伸長の決定をしたときは、直ちに、官報に掲載してその旨を公告しなければならない。

(簡易確定手続申立団体による通知)

第二十五条 簡易確定手続開始決定がされたときは、簡易確定手続申立団体は、正当な理由がある場合を除き、届出期間の末日の一月前まで

に、知れている対象消費者に対し、次に掲げる事項を書面又は電磁的方法、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法をいう。以下同じ。であつて内閣府令で定めるものにより通知しなければならない。

- 一 被害回復裁判手続の概要及び事案の内容
- 二 共通義務確認訴訟の確定判決の内容(請求の認諾がされた場合には、その内容)
- 三 対象債権及び対象消費者の範囲
- 四 簡易確定手続申立団体の名称及び住所
- 五 簡易確定手続申立団体が支払を受ける報酬又は費用がある場合には、その額又は算定方法、支払方法その他必要な事項
- 六 対象消費者が簡易確定手続申立団体に対して第三十一条第一項の授權をする方法及び期間
- 七 その他内閣府令で定める事項

2 簡易確定手続申立団体が二以上ある場合において、いずれか一の簡易確定手続申立団体が前項の規定による通知をしたときは、他の簡易確定手続申立団体は、同項の規定にかかわらず、同項の規定による通知をすることを要しない。

(簡易確定手続申立団体による公告等)

第二十六条 簡易確定手続開始決定がされたときは、簡易確定手続申立団体は、正当な理由がある場合を除き、届出期間の末日の一月前までに、前条第一項各号に掲げる事項を相当な方法により公告しなければならない。

2 簡易確定手続申立団体が二以上ある場合において、いずれか一の簡易確定手続申立団体が前項の規定による公告をしたときは、他の簡易確定手続申立団体は、同項の規定にかかわらず、同項の規定による公告をすることを要しない。

3 第一項の規定による公告後、届出期間中に前条第一項第四号に掲げる事項に変更があつたときは、当該変更に係る簡易確定手続申立団体は、遅滞なく、その旨を、相当な方法により公告するとともに、裁判所及び相手方に通知しなければならない。この場合において、当該通知を受けた裁判所は、直ちに、官報に掲載してその旨を公告しなければならない。	4 第一項の規定による公告後、届出期間中に前条第一項第五号から第七号までに掲げる事項に変更があつたときは、当該変更に係る簡易確定手続申立団体は、遅滞なく、その旨を、相当な方法により公告しなければならない。	(相手方による公表) 第二十七条 相手方は、簡易確定手続申立団体の求めがあるときは、遅滞なく、インターネットの利用、営業所その他の場所において公衆に見やすいように掲示する方法その他これらに類する方法により、届出期間中、第二十二條第一項各号に掲げる事項(同項第三号又は第四号に掲げる事項に変更があつたときは、変更後の当該各号に掲げる事項)を公表しなければならない。	(情報開示義務) 第二十八條 相手方は、対象消費者の氏名及び住所又は連絡先(内閣府令で定めるものに限る。次項において同じ。)が記載された文書(電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下同じ。))をもつて作成されている場合における当該電磁的記録を含む。以下この条及び次条において同じ。)を			
所持する場合において、届出期間中に簡易確定手続申立団体の求めがあるときは、当該文書を当該簡易確定手続申立団体に開示することを拒むことができない。ただし、相手方が開示すべき文書の範囲を特定するために不相当な費用又は時間を要するときは、この限りでない。	2 前項に規定する文書の開示は、その写しの交付(電磁的記録については、当該電磁的記録を出力した書面の交付又は当該電磁的記録に記録された情報の電磁的方法による提供であつて内閣府令で定めるもの)により行う。この場合において、相手方は、個人(対象消費者でないことが明らかである者を除く。)の氏名及び住所又は連絡先が記載された部分以外の部分を除いて開示することができる。	3 相手方は、第一項に規定する文書の開示をしないときは、簡易確定手続申立団体に對し、速やかに、その旨及びその理由を書面により通知しなければならない。	(情報開示命令等) 第二十九條 簡易確定手続申立団体は、届出期間中、裁判所に対し、情報開示命令(前条第一項の規定により相手方が簡易確定手続申立団体に開示しなければならない文書について、同条第二項に規定する方法による開示を相手方に命ずる旨の決定をいう。以下この条において同じ。)の申立てをすることができる。	2 情報開示命令の申立ては、文書の表示を明らかにしてしなければならない。	3 裁判所は、情報開示命令の申立てを理由があると認めるときは、情報開示命令を発する。	4 裁判所は、情報開示命令の申立てについて決定をする場合には、相手方を審尋しなければならない。
5 情報開示命令の申立てについての決定に対しては、即時抗告をすることができる。	6 情報開示命令は、執行力を有しない。	7 相手方が正当な理由なく情報開示命令に従わないときは、裁判所は、決定で、三十万円以下の過料に処する。	8 前項の決定に対しては、即時抗告をすることができる。	9 民事訴訟法第百八十九條の規定は、第七項の規定による過料の裁判について準用する。	第四目 対象債権の確定 (債権届出) 第三十條 簡易確定手続開始決定に係る対象債権については、簡易確定手続申立団体に限り、届けることができる。	2 前項の規定による届出(以下「債権届出」という。)は、届出期間内に、次に掲げる事項を記載した書面(以下この節において「届出書」という。)を簡易確定手続開始決定をした裁判所に提出しなければならない。
3 簡易確定手続申立団体は、債権届出の時に対象消費者が事業者に対して対象債権に基づく訴えを提起するとすれば民事訴訟法第一編第二章第一節の規定により日本の裁判所が管轄権を有しないときは、第一項の規定にかかわらず、当該対象債権については、債権届出をすることができない。	4 簡易確定手続申立団体は、対象消費者が提起したその有する対象債権に基づく訴訟が裁判所に係属しているときは、第一項の規定にかかわらず、当該対象債権については、債権届出をすることができない。	(簡易確定手続についての対象消費者の授權) 第三十一條 簡易確定手続申立団体は、対象債権について債権届出をし、及び当該対象債権について簡易確定手続を進行するには、当該対象債権に係る対象消費者の授權がなければならない。	2 前項の対象消費者は、簡易確定手続申立団体のうちから一の簡易確定手続申立団体を限り、同項の授權をすることができる。	3 第一項の授權をした対象消費者は、当該授權を取り消すことができる。	4 前項の規定による第一項の授權の取消しは、当該授權をした対象消費者又は当該授權を得た簡易確定手続申立団体から相手方に通知しなければならない。その効力を生じない。	5 第一項の授權を得た簡易確定手続申立団体の第六十五條第一項に規定する特定認定が、第七十四條第一項各号に掲げる事由により失効し、又は第八十六條第一項各号若しくは第二項各号に掲げる事由により取り消されたときは、当該授權は、その効力を失う。

6 簡易確定決定があるまでに簡易確定手続申立団体が届出債権について第一項の授權を欠いたとき(前項の規定により当該授權がその効力を失ったときを除く。)は、当該届出債権については、債権届出の取下げがあつたものとみなす。 7 債権届出に係る簡易確定手続申立団体(以下「債権届出団体」という。)の第六十五条第一項に規定する特定認定が、簡易確定決定があるまでに、第七十四条第一項各号に掲げる事由により失効し、又は第八十六条第一項各号若しくは第二項各号に掲げる事由により取り消されたときは、届出消費者は、第二項の規定にかかわらず、第八十七条第六項の規定による公示がされた後一月の不変期間内に、同条第一項の規定による指定を受けた特定適格消費者団体に第一項の授權をすることができる。	ない理由があるときを除いては、簡易確定手続授權契約(対象消費者が第三十一条第一項の授權をし、簡易確定手続申立団体が対象債権について債権届出をすること及び簡易確定手続を進行することを約する契約をいう。以下同じ。)の締結を拒絶してはならない。 2 第三十一条第一項の授權を得た簡易確定手続申立団体は、やむを得ない理由があるときを除いては、簡易確定手続授權契約を解除してはならない。 (公平誠実義務等) 第三十四条 第三十一条第一項の授權を得た簡易確定手続申立団体は、当該授權をした対象消費者のために、公平かつ誠実に債権届出、簡易確定手続の追行及び第二条第九号ロに規定する民事執行の手続の追行(当該授權に係る債権に係る裁判外の和解を含む。)並びにこれらに伴い取得した金銭その他の財産の管理をしなければならない。	却下しなければならない。 2 前項の決定に対しては、即時抗告をすることができる。 (簡易確定手続における和解) 第三十七条 債権届出団体は、簡易確定手続において、届出債権について、和解をすることができる。 (時効の中断) 第三十八条 債権届出があつたときは、時効の中断に関しては、簡易確定手続の前提となる共通義務確認の訴えを提起した時に、裁判上の請求があつたものとみなす。 (債権届出の内容の変更の制限) 第三十九条 債権届出団体は、届出期間内に限り、当該債権届出の内容を変更することができる。	でもその記載を更正する処分をすることができる。 (届出債権の認否) 第四十二条 相手方は、届出期間内に債権届出があつた届出債権の内容について、認否期間内に、認否をしなければならない。 2 認否期間内に前項の認否(以下「届出債権の認否」という。)がないときは、相手方において、届出期間内に債権届出があつた届出債権の内容の全部を認めたものとみなす。 3 相手方が、認否期間内に届出債権の内容の全部を認めたときは、当該届出債権の内容は、確定する。 4 裁判所書記官は、届出債権の認否の内容を届出消費者表に記載しなければならない。 5 第三項の規定により確定した届出債権については、届出消費者表の記載は、確定判決と同一の効力を有する。この場合において、債権届出団体は、確定した届出債権について、相手方に対し、届出消費者表の記載により強制執行をすることができる。 (認否を争う旨の申出) 第四十三条 債権届出団体は、前条第三項の規定により届出債権の内容が確定したときを除き、届出債権の認否に対し、認否期間の末日から一月の不変期間内に、裁判所に届出債権の認否を争う旨の申出(以下単に「認否を争う旨の申出」という。)をすることができる。 2 裁判所は、認否を争う旨の申出が不適法であると認めるときは、決定で、これを却下しなければならない。 3 前項の決定に対しては、即時抗告をすることができる。
8 前項の届出消費者が同項の期間内に第一項の授權をしないときは、その届出債権については、債権届出の取下げがあつたものとみなす。 9 簡易確定決定があつた後に、届出消費者が第三項の規定により第一項の授權を取り消したときは、当該届出消費者は、更に簡易確定手続申立団体に同項の授權をすることができない。 (説明義務) 第三十二条 簡易確定手続申立団体は、前条第一項の授權に先立ち、当該授權をしようとする者に対し、内閣府令で定めるところにより、被害回復裁判手続の概要及び事案の内容その他内閣府令で定める事項について、これを記載した書面を交付し、又はこれを記録した電磁的記録を提供して説明をしなければならない。 第三十三条 簡易確定手続申立団体は、やむを得	ない理由があるときを除いては、簡易確定手続授權契約(対象消費者が第三十一条第一項の授權をし、簡易確定手続申立団体が対象債権について債権届出をすること及び簡易確定手続を進行することを約する契約をいう。以下同じ。)の締結を拒絶してはならない。 2 第三十一条第一項の授權を得た簡易確定手続申立団体は、やむを得ない理由があるときを除いては、簡易確定手続授權契約を解除してはならない。 (公平誠実義務等) 第三十四条 第三十一条第一項の授權を得た簡易確定手続申立団体は、当該授權をした対象消費者のために、公平かつ誠実に債権届出、簡易確定手続の追行及び第二条第九号ロに規定する民事執行の手続の追行(当該授權に係る債権に係る裁判外の和解を含む。)並びにこれらに伴い取得した金銭その他の財産の管理をしなければならない。 2 第三十一条第一項の授權を得た簡易確定手続申立団体は、当該授權をした対象消費者に対し、善良な管理者の注意をもつて前項に規定する行為をしなければならない。 (届出書の送達) 第三十五条 裁判所は、第三十条第二項の規定による届出書の提出を受けたときは、次条第一項又は第六十三条第一項の規定により債権届出を却下する場合を除き、遅滞なく、当該届出書を相手方に送達しなければならない。 (不適法な債権届出の却下) 第三十六条 裁判所は、債権届出が不適法であると認めるとき、又は届出書の送達に必要な費用の予納がないときは、決定で、当該債権届出を	却下しなければならない。 2 前項の決定に対しては、即時抗告をすることができる。 (簡易確定手続における和解) 第三十七条 債権届出団体は、簡易確定手続において、届出債権について、和解をすることができる。 (時効の中断) 第三十八条 債権届出があつたときは、時効の中断に関しては、簡易確定手続の前提となる共通義務確認の訴えを提起した時に、裁判上の請求があつたものとみなす。 (債権届出の内容の変更の制限) 第三十九条 債権届出団体は、届出期間内に限り、当該債権届出の内容を変更することができる。 (債権届出の取下げ) 第四十条 債権届出は、簡易確定決定に対し適法な異議の申立てがあるまで、その全部又は一部を取り下げることができる。ただし、簡易確定決定があつた後にあつては、相手方の同意を得なければ、その効力を生じない。 2 民事訴訟法第二百六十一条第三項及び第二百六十二条第一項の規定は、前項の規定による債権届出の取下げについて準用する。 (届出消費者表の作成等) 第四十一条 裁判所書記官は、届出債権について、届出消費者表を作成しなければならない。 2 前項の届出消費者表には、各届出債権について、その内容その他最高裁判所規則で定める事項を記載しなければならない。 3 届出消費者表の記載に誤りがあるときは、裁判所書記官は、申立てにより又は職権で、いつ	でもその記載を更正する処分をすることができる。 (届出債権の認否) 第四十二条 相手方は、届出期間内に債権届出があつた届出債権の内容について、認否期間内に、認否をしなければならない。 2 認否期間内に前項の認否(以下「届出債権の認否」という。)がないときは、相手方において、届出期間内に債権届出があつた届出債権の内容の全部を認めたものとみなす。 3 相手方が、認否期間内に届出債権の内容の全部を認めたときは、当該届出債権の内容は、確定する。 4 裁判所書記官は、届出債権の認否の内容を届出消費者表に記載しなければならない。 5 第三項の規定により確定した届出債権については、届出消費者表の記載は、確定判決と同一の効力を有する。この場合において、債権届出団体は、確定した届出債権について、相手方に対し、届出消費者表の記載により強制執行をすることができる。 (認否を争う旨の申出) 第四十三条 債権届出団体は、前条第三項の規定により届出債権の内容が確定したときを除き、届出債権の認否に対し、認否期間の末日から一月の不変期間内に、裁判所に届出債権の認否を争う旨の申出(以下単に「認否を争う旨の申出」という。)をすることができる。 2 裁判所は、認否を争う旨の申出が不適法であると認めるときは、決定で、これを却下しなければならない。 3 前項の決定に対しては、即時抗告をすることができる。

七九

一 共通義務確認訴訟において民事訴訟法第四百四條第一項前段の規定による届出があつた場合 当該届出に係る場所 二 共通義務確認訴訟において民事訴訟法第四百四條第一項前段の規定による届出がなかつた場合 当該共通義務確認訴訟における同条第三項に規定する場所 第二款 異議後の訴訟に係る民事訴訟手続の特例 (訴え提起の擬制等) 第五十二条 簡易確定決定に対し適法な異議の申立てがあつたときは、債権届出に係る請求については、当該債権届出の時に、当該債権届出に係る債権届出団体(当該債権届出に係る届出消費者が当該異議の申立てをしたときは、その届出消費者を原告として、当該簡易確定決定をした地方裁判所に訴えの提起があつたものとみなす。この場合においては、届出書を訴状と、第三十五条の規定による送達を訴状の送達とみなす。	2 届出消費者は、その届出債権に係る債権届出団体に限り、前項の授權をすることができる。 3 届出消費者が第八項において準用する第三十一条第三項の規定により第一項の授權を取り消し、又は自ら異議後の訴訟を進行したときは、当該届出消費者は、更に債権届出団体に同項の授權をすることができない。 4 債権届出団体は、正当な理由があるときを除いては、訴訟授權契約(届出消費者が第一項の授權をし、債権届出団体が異議後の訴訟を進行することを約する契約をいう。以下同じ。)の締結を拒絶してはならない。 5 第一項の授權を得た債権届出団体は、正当な理由があるときを除いては、訴訟授權契約を解除してはならない。 6 第一項の授權を得た債権届出団体は、当該授權をした届出消費者のために、公平かつ誠実に異議後の訴訟の進行及び第二條第九号口に規定する民事執行の手続の進行(当該授權に係る債権に係る裁判外の和解を含む。)並びにこれに伴い取得した金銭その他の財産の管理をしなければならない。 7 第一項の授權を得た債権届出団体は、当該授權をした届出消費者に対し、善良な管理者の注意をもつて前項に規定する行為をしなければならない。 8 第三十一条第三項から第五項まで及び第三十二条の規定は、第一項の授權について準用する。 9 民事訴訟法第五十八條第二項並びに第二百二十四條第一項(第六号に係る部分に限る。)及び第二項の規定は、異議後の訴訟において債権届出	団体が第一項の授權を欠くときについて準用する。 (訴えの変更の制限等) 第五十四条 異議後の訴訟においては、原告は、訴えの変更(届出消費者又は請求額の変更を内容とするものを除く。)をすることができない。 2 異議後の訴訟においては、反訴を提起することができない。 (異議後の判決) 第五十五条 仮執行の宣言を付した届出債権支払命令に係る請求について第五十二条第一項の規定により訴えの提起があつたものとみなされた場合において、当該訴えについてすべき判決が届出債権支払命令と符合するときは、その判決において、届出債権支払命令を認可しなければならない。ただし、届出債権支払命令の手続が法律に違反したものであるときは、この限りでない。 2 前項の規定により届出債権支払命令を認可する場合を除き、仮執行の宣言を付した届出債権支払命令に係る請求について第五十二条第一項の規定により訴えの提起があつたものとみなされた場合における当該訴えについてすべき判決においては、届出債権支払命令を取り消さなければならない。 第三節 特定適格消費者団体のする仮差押え (特定適格消費者団体のする仮差押え) 第五十六条 特定適格消費者団体は、当該特定適格消費者団体が取得する可能性のある債務名義に係る対象債権の実現を保全するため、民事保全法の規定により、仮差押命令の申立てをすることができる。	2 特定適格消費者団体は、保全すべき権利に係る金銭の支払義務について共通義務確認の訴えを提起することができる場合に限り、前項の申立てをすることができる。 3 第一項の申立てにおいては、保全すべき権利について、対象債権及び対象消費者の範囲並びに当該特定適格消費者団体が取得する可能性のある債務名義に係る対象債権の総額を明らかにすれば足りる。 4 特定適格消費者団体は、対象債権について、第一項の規定によるもののほか、保全命令の申立てをすることができない。 (管轄) 第五十七条 前条第一項の申立てに関する民事保全法第十一条の規定の適用については、共通義務確認の訴えを本案の訴えとみなす。 2 民事保全法第十二條第一項及び第三項の規定の適用については、共通義務確認訴訟の管轄裁判所を本案の管轄裁判所とみなす。 (保全取消しに関する本案の特例) 第五十八条 第五十六条第一項の申立てに係る仮差押命令(以下単に「仮差押命令」という。)に関する民事保全法第三十七條第一項、第三項及び第四項の規定の適用については、当該申立てに係る仮差押えの手続の当事者である特定適格消費者団体がした共通義務確認の訴えの提起を本案の訴えの提起とみなす。 2 前項の共通義務確認の訴えに係る請求を認容する判決が確定したとき又は請求の認諾(第二條第四号に規定する義務が存することを認める旨の和解を含む。)によつて同項の共通義務確認の訴えに係る訴訟が終了したときは、同項の特定適格消費者団体が簡易確定手続開始の申立て
---	--	---	---

(異議後の訴訟についての届出消費者の授權)

第五十三条 債権届出団体は、異議後の訴訟を進行するには、届出消費者の授權がなければなら

をすることができる期間及び当該特定適格消費者団体を当事者とする簡易確定手続又は異議後の訴訟が係属している間は、民事保全法第三十七條第一項及び第三項の規定の適用については、本案の訴えが係属しているものとみなす。

3 民事保全法第三十八條及び第四十條の規定の適用については、第五十六條第一項の申立てに係る仮差押えの手続の当事者である特定適格消費者団体が提起した共通義務確認訴訟に係る第一審裁判所(当該共通義務確認訴訟が控訴審に係属するときは、控訴裁判所)を本案の裁判所とみなす。

(仮差押えをした特定適格消費者団体の義務)

第五十九條 特定適格消費者団体は、仮差押命令に係る仮差押えの執行がされている財産について強制執行の申立てをし、又は当該財産について強制執行若しくは担保権の実行の手続がされている場合において配当要求をするときは、当該特定適格消費者団体が取得した債務名義及び取得することとなる債務名義に係る届出債権を平等に取り扱わなければならない。

第四節 補則

(訴訟代理権の不消滅)

第六十條 訴訟代理権は、被害回復裁判手続の当事者である特定適格消費者団体の第六十五條第一項に規定する特定認定が、第七十四條第一項各号に掲げる事由により失効し、又は第八十六條第一項各号若しくは第二項各号に掲げる事由により取り消されたときは、その手続は、中断する。この場合において、それぞれ当該各号に定める者は、その手続を受け継がなければならない。

一 共通義務確認訴訟の手続、簡易確定手続(次号に掲げる簡易確定手続を除く。)(又は仮差押命令に係る仮差押えの手続(仮差押えの執行に係る訴訟手続を含む。))第八十七條第一項の規定による指定を受けた特定適格消費者団体

二 簡易確定手続(簡易確定決定があつた後の手続に限る。)(又は異議後の訴訟の手続 第八十七條第一項の規定による指定を受けた特定適格消費者団体(第三十一條第一項又は第五十三條第一項の授權を得た場合に限る。)(又は届出消費者

三 特定適格消費者団体が対象債権に関して取得した債務名義に係る民事執行に係る訴訟手続 第八十七條第三項の規定による指定を受けた特定適格消費者団体

2 前項の規定は、訴訟代理人がある間は、適用しない。

3 第一項(第一号に係る部分に限る。)(の規定は、共通義務確認訴訟又は簡易確定手続 特定適格消費者団体であつた法人が債権届出をした場合を除く。)(において、他に当事者である特定適格消費者団体がある場合には、適用しない。

(関連する請求に係る訴訟手続の中止)

第六十二條 共通義務確認訴訟が係属する場合に

る特定適格消費者団体の第六十五條第一項に規定する特定認定が、第七十四條第一項各号に掲げる事由により失効し、又は第八十六條第一項各号若しくは第二項各号に掲げる事由により取り消されたときは、その手続は、中断する。この場合において、それぞれ当該各号に定める者は、その手続を受け継がなければならない。

一 共通義務確認訴訟の手続、簡易確定手続(次号に掲げる簡易確定手続を除く。)(又は仮差押命令に係る仮差押えの手続(仮差押えの執行に係る訴訟手続を含む。))第八十七條第一項の規定による指定を受けた特定適格消費者団体

二 簡易確定手続(簡易確定決定があつた後の手続に限る。)(又は異議後の訴訟の手続 第八十七條第一項の規定による指定を受けた特定適格消費者団体(第三十一條第一項又は第五十三條第一項の授權を得た場合に限る。)(又は届出消費者

三 特定適格消費者団体が対象債権に関して取得した債務名義に係る民事執行に係る訴訟手続 第八十七條第三項の規定による指定を受けた特定適格消費者団体

2 前項の規定は、訴訟代理人がある間は、適用しない。

3 第一項(第一号に係る部分に限る。)(の規定は、共通義務確認訴訟又は簡易確定手続 特定適格消費者団体であつた法人が債権届出をした場合を除く。)(において、他に当事者である特定適格消費者団体がある場合には、適用しない。

(関連する請求に係る訴訟手続の中止)

第六十二條 共通義務確認訴訟が係属する場合に

において、当該共通義務確認訴訟の当事者である事業者と対象消費者との間に他の訴訟が係属し、かつ、当該他の訴訟が当該共通義務確認訴訟の目的である請求又は防御の方法と関連する請求に係るものであるときは、当該他の訴訟の受訴裁判所は、当事者の意見を聴いて、決定で、その訴訟手続の中止を命ずることができ

2 前項の受訴裁判所は、同項の決定を取り消すことができる。

(共通義務確認訴訟の判決が再審により取り消された場合の取扱い)

第六十三條 簡易確定手続開始決定の前提となつた共通義務確認訴訟の判決が再審により取り消された場合には、簡易確定手続が係属する裁判所は、決定で、債権届出当該簡易確定手続開始決定の前提となつた共通義務確認訴訟の判決が取り消されたことによつてその前提を欠くこととなる部分に限る。を却下しなければならない。

2 前項の決定に対しては、即時抗告をすることができ

3 第一項の場合には、第五十二條第一項の規定により訴えの提起があつたものとみなされる事件が係属する裁判所は、判決で、当該訴え(当該簡易確定手続開始決定の前提となつた共通義務確認訴訟の判決が取り消されたことによつてその前提を欠くこととなる部分に限る。)(を却下しなければならない。

(最高裁判所規則)

第六十四條 この章に定めるもののほか、被害回復裁判手続に必要事項は、最高裁判所規則で定める。

第三章 特定適格消費者団体

第一節 特定適格消費者団体の認定等

(特定適格消費者団体の認定)

第六十五條 適格消費者団体は、内閣総理大臣の認定(以下「特定認定」という。)(を受けた場合に限り、被害回復関係業務を行うことができる。

2 前項に規定する「被害回復関係業務」とは、次に掲げる業務をいう。

一 被害回復裁判手続に関する業務(第三十一條第一項又は第五十三條第一項の授權に係る債権に係る裁判外の和解を含む。)

二 前号に掲げる業務の遂行に必要な消費者の被害に関する情報の収集に係る業務

三 第一号に掲げる業務に付随する対象消費者に対する情報の提供及び金銭その他の財産の管理に係る業務

3 特定認定を受けようとする適格消費者団体は、内閣総理大臣に特定認定の申請をしなければならない。

4 内閣総理大臣は、前項の申請をした適格消費者団体が次に掲げる要件の全てに適合しているときに限り、特定認定をすることができる。

一 差止請求関係業務(消費者契約法第十三條第一項に規定する差止請求関係業務をいう。以下同じ。)(を相当期間にわたり継続して適正に行つていないと認められること。

二 第二項に規定する被害回復関係業務(以下単に「被害回復関係業務」という。)(の実施に係る組織、被害回復関係業務の実施の方法、被害回復関係業務に関して知り得た情報の管理及び秘密の保持の方法、被害回復関係業務の実施に関する金銭その他の財産の管理の方法その他の被害回復関係業務を適正に遂行する

ための体制及び業務規程が適切に整備されていること。

三 その理事に關し、次に掲げる要件に適合するものであること。

イ 被害回復関係業務の執行を決定する機関

として理事をもつて構成する理事会が置かれており、かつ、定款で定めるその決定の方法が次に掲げる要件に適合していると認められること。

(1) 当該理事会の決議が理事の過半数又は

これを上回る割合以上の多数決により行われるものとされていること。

(2) 共通義務確認の訴えの提起その他の被害回復関係業務の執行に係る重要な事項

の決定が理事その他の者に委任されていないこと。

ロ 理事のうち一人以上が弁護士であること。

四 共通義務確認の訴えの提起その他の被害回復裁判手続についての検討を行う部門において消費者契約法第十三条第三項第五号イ及びロに掲げる者(以下「専門委員」と総称する。)が共にその専門的な知識経験に基づいて必要な助言を行い又は意見を述べる体制が整備されていることその他被害回復関係業務を遂行するための人的体制に照らして、被害回復関係業務を適正に遂行することができる専門的な知識経験を有すると認められること。

五 被害回復関係業務を適正に遂行するに足る経理的基礎を有すること。

六 被害回復関係業務に關して支払を受ける報酬又は費用がある場合には、その額又は算定方法、支払方法その他必要な事項を定めてお

り、これが消費者の利益の擁護の見地から不当なものでないこと。

七 被害回復関係業務以外の業務を行うことによつて被害回復関係業務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがないこと。

五 前項第二号の業務規程には、被害回復関係業務の実施の方法、被害回復関係業務に關して知り得た情報の管理及び秘密の保持の方法、被害回復関係業務の実施に關する金銭その他の財産の管理の方法その他の内閣府令で定める事項が定められていなければならない。この場合において、業務規程に定める被害回復関係業務の実施の方法には、簡易確定手続授權契約及び訴訟授權契約の内容並びに請求の放棄、和解又は上訴の取下げをしようとする場合において第三十一条第一項又は第五十三条第一項の授權をした者第七十六条において単に「授權をした者」という。)の意思を確認するための措置、前項第四号の検討を行う部門における専門委員からの助言又は意見の聴取に關する措置及び役員、職員又は専門委員が被害回復裁判手続の相手方と特別の利害関係を有する場合の措置その他業務の公正な実施の確保に關する措置が含まれていなければならない。

六 次のいずれかに該當する適格消費者団体は、特定認定を受けることができる。

一 この法律、消費者契約法その他消費者の利益の擁護に關する法律で政令で定めるものの若しくはこれらの法律に基づく命令の規定又はこれらの規定に違反して罰金の刑に処せられ、その刑の執行を受けることがなくなった日から三年を経過しないもの

二 第八十六条第一項各号又は第二項各号に掲げる事由により特定認定を取り消され、その取消しの日から三年を経過しないもの

三 役員のうち次に次のいずれかに該當する者のあるもの

イ この法律、消費者契約法その他消費者の利益の擁護に關する法律で政令で定めるものの若しくはこれらの法律に基づく命令の規定又はこれらの規定に違反して罰金の刑に処せられ、その刑の執行を受けることがなくなった日から三年を経過しないもの

ロ 特定適格消費者団体が第八十六条第一項各号又は第二項各号に掲げる事由により特定認定を取り消された場合において、その取消しの日前六月以内に当該特定適格消費者団体の役員であつた者でその取消しの日から三年を経過しないもの

(特定認定の申請)
第六十六条 前条第三項の申請は、次に掲げる事項を記載した申請書を内閣総理大臣に提出してしなければならない。

一 名称及び住所並びに代表者の氏名

二 被害回復関係業務を行おうとする事務所の所在地

三 前二号に掲げるもののほか、内閣府令で定める事項

四 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

一 定款

二 差止請求関係業務を相当期間にわたり継続して適正に行つてゐることを証する書類

三 被害回復関係業務に關する業務計画書

四 被害回復関係業務を適正に遂行するための体制が整備されていることを証する書類

五 業務規程

六 役員、職員及び専門委員に關する次に掲げる書類

イ 氏名、役職及び職業を記載した書類
ロ 住所、略歴その他内閣府令で定める事項を記載した書類

七 最近の事業年度における財産目録、貸借対照表、収支計算書その他の経理的基礎を有することを証する書類

八 被害回復関係業務に關して支払を受ける報酬又は費用がある場合には、その額又は算定方法、支払方法その他必要な事項を記載した書類

九 前条第六項各号のいずれにも該當しないことを誓約する書面

十 被害回復関係業務以外に行う業務の種類及び概要を記載した書類

十一 その他内閣府令で定める書類
(特定認定の申請に關する公告及び縦覧)
第六十七条 内閣総理大臣は、特定認定の申請があつた場合には、遅滞なく、内閣府令で定めるところにより、その旨並びに前条第一項第一号及び第二号に掲げる事項を公告するとともに、同条第二項各号(第六号ロ、第九号及び第十一号を除く。)に掲げる書類を、公告の日から二週間、公衆の縦覧に供しなければならない。

(特定認定の公示等)
第六十八条 内閣総理大臣は、特定認定をしたときは、内閣府令で定めるところにより、当該特定適格消費者団体の名称及び住所、被害回復関係業務を行う事務所の所在地並びに当該特定認

定をした日を公示するとともに、当該特定適格消費者団体に対し、その旨を書面により通知するものとする。

2 特定適格消費者団体は、内閣府令で定めるところにより、特定適格消費者団体である旨を、被害回復関係業務を行う事務所において見やすいように掲示しなければならない。

3 特定適格消費者団体でない者は、その名称中に特定適格消費者団体であると誤認されるおそれのある文字を用い、又はその業務に関し、特定適格消費者団体であると誤認されるおそれのある表示をしてはならない。

(特定認定の有効期間等)

第六十九条 特定認定の有効期間は、当該特定認定の日から起算して三年とする。ただし、当該特定認定の日における当該特定認定に係る消費者契約法第十三条第一項の認定の有効期間の残存期間が特定認定の有効期間より短い場合には、同項の認定の有効期間の残存期間と同一とする。

2 特定認定の有効期間の満了後引き続き被害回復関係業務を行うとする特定適格消費者団体は、その有効期間の更新を受けなければならない。

3 前項の有効期間の更新を受けようとする特定適格消費者団体は、当該有効期間の満了の日の九十日前から六十日前までの間(以下この項において「更新申請期間」という。)に、内閣総理大臣に前項の有効期間の更新の申請をしなければならない。ただし、災害その他やむを得ない事由により更新申請期間にその申請をすることができないときは、この限りでない。

4 前項の申請があつた場合において、当該有効

期間の満了の日までにその申請に対する処分がされないときは、従前の特定認定は、当該有効期間の満了後もその処分がされるまでの間は、なお効力を有する。

5 前項の場合において、第二項の有効期間の更新がされたときは、その特定認定の有効期間は、従前の特定認定の有効期間の満了の日の翌日から起算するものとする。

6 第六十五条(第一項、第二項及び第六項第二号を除く。)、第六十六条、第六十七条及び前条第一項の規定は、第二項の有効期間の更新について準用する。ただし、第六十六条第二項各号に掲げる書類については、既に内閣総理大臣に提出されている当該書類の内容に変更がないときは、その添付を省略することができる。

(変更の届出)

第七十条 特定適格消費者団体は、第六十六条第一項各号に掲げる事項又は同条第二項各号(第二号及び第十一号を除く。)に掲げる書類に記載した事項に変更があつたときは、遅滞なく、内閣府令で定めるところにより、その旨を記載した届出書を内閣総理大臣に提出しなければならない。ただし、その変更が内閣府令で定める軽微なものであるときは、この限りでない。

(合併の届出及び認可等)

第七十一条 特定適格消費者団体である法人が他の特定適格消費者団体である法人と合併をしたときは、合併後存続する法人又は合併により設立された法人は、合併により消滅した法人のこの法律の規定による特定適格消費者団体としての地位を承継する。

2 前項の規定により合併により消滅した法人のこの法律の規定による特定適格消費者団体とし

ての地位を承継した法人は、遅滞なく、その旨を内閣総理大臣に届け出なければならない。

3 特定適格消費者団体である法人が特定適格消費者団体でない法人(適格消費者団体である法人に限る。)と合併をした場合には、合併後存続する法人又は合併により設立された法人は、その合併について内閣総理大臣の認可がされたときに限り、合併により消滅した法人のこの法律の規定による特定適格消費者団体としての地位を承継する。

4 前項の認可を受けようとする特定適格消費者団体は、その合併がその効力を生ずる日の九十日前から六十日前までの間(以下この項において「認可申請期間」という。)に、内閣総理大臣に認可の申請をしなければならない。ただし、災害その他やむを得ない事由により認可申請期間にその申請をすることができないときは、この限りでない。

5 前項の申請があつた場合において、その合併がその効力を生ずる日までにその申請に対する処分がされないときは、合併後存続する法人又は合併により設立された法人は、その処分がされるまでの間は、合併により消滅した法人のこの法律の規定による特定適格消費者団体としての地位を承継しているものとみなす。

6 第六十五条(第一項及び第二項を除く。)、第六十六条、第六十七条及び第六十八条第一項の規定は、第三項の認可について準用する。

7 特定適格消費者団体である法人は、特定適格消費者団体でない法人と合併をする場合において、第四項の申請をしないときは、その合併がその効力を生ずる日までに、その旨を内閣総理大臣に届け出なければならない。

8 内閣総理大臣は、第二項又は前項の規定による届出があつたときは、内閣府令で定めるところにより、その旨を公示するものとする。

(事業の譲渡の届出及び認可等)

第七十二条 特定適格消費者団体である法人が他の特定適格消費者団体である法人に対し被害回復関係業務に係る事業の全部の譲渡をしたときは、その譲渡を受けた法人は、その譲渡をした法人のこの法律の規定による特定適格消費者団体としての地位を承継する。

2 前項の規定によりその譲渡をした法人のこの法律の規定による特定適格消費者団体としての地位を承継した法人は、遅滞なく、その旨を内閣総理大臣に届け出なければならない。

3 特定適格消費者団体である法人が特定適格消費者団体でない法人(適格消費者団体である法人に限る。)に対し被害回復関係業務に係る事業の全部の譲渡をした場合には、その譲渡を受けた法人は、その譲渡について内閣総理大臣の認可がされたときに限り、その譲渡をした法人のこの法律の規定による特定適格消費者団体としての地位を承継する。

4 前項の認可を受けようとする特定適格消費者団体は、その譲渡の日の九十日前から六十日前までの間(以下この項において「認可申請期間」という。)に、内閣総理大臣に認可の申請をしなければならない。ただし、災害その他やむを得ない事由により認可申請期間にその申請をすることができないときは、この限りでない。

5 前項の申請があつた場合において、その譲渡の日までにその申請に対する処分がされないときは、その譲渡を受けた法人は、その処分がされるまでの間は、その譲渡をした法人のこの法

律の規定による特定適格消費者団体としての地位を承継しているものとみなす。

6 第六十五条第一項及び第二項を除く。、第六十六条、第六十七条及び第六十八条第一項の規定は、第三項の認可について準用する。

7 特定適格消費者団体である法人は、特定適格消費者団体でない法人に対し被害回復関係業務に係る事業の全部の譲渡をする場合において、第四項の申請をしないときは、その譲渡の日までに、その旨を内閣総理大臣に届け出なければならぬ。

8 内閣総理大臣は、第二項又は前項の規定による届出があつたときは、内閣府令で定めるところにより、その旨を公示するものとする。

(業務廃止の届出)

第七十三条 特定適格消費者団体が被害回復関係業務を廃止したときは、法人の代表者は、遅滞なく、その旨を内閣総理大臣に届け出なければならない。

2 内閣総理大臣は、前項の規定による届出があつたときは、内閣府令で定めるところにより、その旨を公示するものとする。

(特定認定の失効)

第七十四条 特定適格消費者団体について、次のいずれかに掲げる事由が生じたときは、特定認定は、その効力を失う。

一 特定認定の有効期間が経過したとき(第六十九条第四項に規定する場合にあつては、更新拒否処分がされたとき)。

二 特定適格消費者団体である法人が特定適格消費者団体でない法人と合併をした場合において、その合併が第七十一条第三項の認可を

経ずしその効力を生じたとき(同条第五項に規定する場合にあつては、その合併の不認可処分がされたとき)。

三 特定適格消費者団体である法人が特定適格消費者団体でない法人に対し被害回復関係業務に係る事業の全部の譲渡をした場合において、その譲渡が第七十二条第三項の認可を経ずにされたとき(同条第五項に規定する場合にあつては、その譲渡の不認可処分がされたとき)。

四 特定適格消費者団体が被害回復関係業務を廃止したとき。

五 消費者契約法第十三条第一項の認定が失効し、又は取り消されたとき。

2 内閣総理大臣は、前項各号に掲げる事由が生じたことを知つた場合において、特定適格消費者団体であつた法人を当事者とする被害回復裁判手続が現に係属しているときは、その被害回復裁判手続に係属している裁判所に對し、その特定認定が失効した旨を書面により通知しなければならない。

第二節 被害回復関係業務等

(特定適格消費者団体の責務)

第七十五条 特定適格消費者団体は、対象消費者の利益のために、被害回復関係業務を適切に実施しなければならない。

2 特定適格消費者団体は、不当な目的でみだりに共通義務確認の訴えの提起その他の被害回復関係業務を実施してはならない。

3 特定適格消費者団体は、被害回復関係業務について他の特定適格消費者団体と相互に連携を図りながら協力するように努めなければならない。

(報酬)

第七十六条 特定適格消費者団体は、授權をした者との簡易確定手続授權契約又は訴訟授權契約で定めるところにより、被害回復関係業務を行うことに關し、報酬を受けることができる。

(弁護士に進行させる義務)

第七十七条 特定適格消費者団体は、被害回復関係業務を行う場合において、民事訴訟に關する手続(簡易確定手続を含む。、仮差押命令に關する手続及び執行抗告(仮差押えの執行の手続に關する裁判に對する執行抗告を含む。))に係る手続については、弁護士に進行させなければならない。

(他の特定適格消費者団体への通知等)

第七十八条 特定適格消費者団体は、次に掲げる場合には、内閣府令で定めるところにより、遅滞なく、その旨を他の特定適格消費者団体に通知するとともに、その旨及びその内容を内閣総理大臣に報告しなければならない。この場合において、当該特定適格消費者団体が、当該通知及び報告に代えて、全ての特定適格消費者団体及び内閣総理大臣が電磁的方法を利用して同一の情報を閲覧することができる状態に置く措置であつて内閣府令で定めるものを講じたときは、当該通知及び報告をしたものとみなす。

一 共通義務確認の訴えの提起又は第五十六条第一項の申立てをしたとき。

二 共通義務確認訴訟の判決の言渡し又は第五十六条第一項の申立てについての決定の告知があつたとき。

三 前号の判決に對する上訴の提起又は同号の決定に對する不服の申立てがあつたとき。

四 第二号の判決又は同号の決定が確定したとき。

五 共通義務確認訴訟における和解が成立したとき。

六 前二号に掲げる場合のほか、共通義務確認訴訟又は仮差押命令に關する手続が終了したとき。

七 共通義務確認訴訟に關し、請求の放棄、和解、上訴の取下げその他の内閣府令で定める手続に係る行為であつて、それにより確定判決及びこれと同一の効力を有するものが存することとなるものをしようとするとき。

八 簡易確定手続開始の申立て又はその取下げをしたとき。

九 簡易確定手続開始決定があつたとき。

十 第二十五条第一項の規定による通知をしたとき。

十一 第二十六条第一項、第三項又は第四項の規定による公告をしたとき。

十二 その他被害回復関係業務に關し内閣府令で定める手続に係る行為がされたとき。

2 内閣総理大臣は、前項の規定による報告を受けたときは、全ての特定適格消費者団体及び内閣総理大臣が電磁的方法を利用して同一の情報を閲覧することができる状態に置く措置その他の内閣府令で定める方法により、他の特定適格消費者団体に当該報告の日時及び概要その他内閣府令で定める事項を伝達するものとする。

(個人情報取扱)

第七十九条 特定適格消費者団体は、被害回復関係業務に關し、消費者の個人情報(個人に關する情報であつて、特定の個人を識別することができるもの(他の情報と照合することにより特定の個人を識別することができることとなるも

のを含む。をいう。第三項において同じ。を保管し、又は利用するに当たっては、その業務の目的の達成に必要な範囲内でこれを保管し、及び利用しなければならない。ただし、当該消費者の同意がある場合その他正当な事由がある場合は、この限りでない。

2 特定適格消費者団体は、被害回復関係業務に
関し、消費者から収集した消費者の被害に関する情報を被害回復裁判手続に係る相手方その他の第三者が当該被害に係る消費者を識別することができする方法で利用するに当たっては、あらかじめ、当該消費者の同意を得なければならない。

3 特定適格消費者団体は、被害回復関係業務において消費者の個人情報適正に管理するため
に必要な措置を講じなければならない。
(秘密保持義務)

第八十条 特定適格消費者団体の役員、職員若しくは専門委員又はこれらの職にあつた者は、正当な理由がなく、被害回復関係業務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。
(氏名等の明示)

第八十一条 特定適格消費者団体の被害回復関係業務に従事する者は、その被害回復関係業務を行うに当たり、被害回復裁判手続に係る相手方の請求があつたときは、当該特定適格消費者団体の名称、自己の氏名及び特定適格消費者団体における役職又は地位その他内閣府令で定める事項を、その相手方に明らかにしなければならない。
(情報の提供)

第八十二条 特定適格消費者団体は、対象消費者の財産的被害の回復に資するため、対象消費者

に対し、共通義務確認の訴えを提起したこと、共通義務確認訴訟の確定判決の内容その他必要な情報を提供するよう努めなければならない。
(財産上の利益の受領の禁止等)

第八十三条 特定適格消費者団体は、次に掲げる場合を除き、その被害回復裁判手続に係る相手方から、その被害回復裁判手続の追行に関し、寄附金、賛助金その他名目のいかなを問わず、金銭その他の財産上の利益を受けてはならない。

一 届出債権の認否、簡易確定決定、異議後の訴訟における判決若しくは請求の認諾又は和解に基づく金銭の支払として財産上の利益を受けるとき。

二 被害回復裁判手続における判決(確定判決と同一の効力を有するもの、仮執行の宣言を付した届出債権支払命令及び第五十六条第一項の申立てについての決定を含む。次号において同じ。又は第四十八条第三項若しくは第四十九条第一項若しくは民事訴訟法第七十三条第一項の決定により訴訟費用(簡易確定手続の費用、和解の費用及び調停手続の費用を含む)を負担することとされた相手方から当該訴訟費用に相当する額の償還として財産上の利益を受けるとき。

三 被害回復裁判手続における判決に基づく民事執行の執行費用に相当する額の償還として財産上の利益を受けるとき。

2 特定適格消費者団体の役員、職員又は専門委員は、特定適格消費者団体の被害回復裁判手続に係る相手方から、その被害回復裁判手続の追行に関し、寄附金、賛助金その他名目のいかなを問わず、金銭その他の財産上の利益を受けて

はならない。

3 特定適格消費者団体又はその役員、職員若しくは専門委員は、特定適格消費者団体の被害回復裁判手続に係る相手方から、その被害回復裁判手続の追行に関し、寄附金、賛助金その他名目のいかなを問わず、金銭その他の財産上の利益を第三者に受けさせてはならない。

4 前三項に規定する被害回復裁判手続に係る相手方からその被害回復裁判手続の追行に関して受け又は受けさせてはならない財産上の利益に
は、その相手方がその被害回復裁判手続の追行に
関してした不法行為によつて生じた損害の賠償として受け又は受けさせる財産上の利益は含まれない。
(区分経理)

第八十四条 特定適格消費者団体は、被害回復関係業務に係る経理を他の業務に係る経理と区分して整理しなければならない。
第三節 監督

第三節 監督

(適合命令及び改善命令)
第八十五条 内閣総理大臣は、特定適格消費者団体が、第六十五条第四項第二号から第七号までに掲げる要件のいずれかに適合しなくなつたと認めるときは、当該特定適格消費者団体に対し、これらの要件に適合するために必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

2 内閣総理大臣は、前項に定めるもののほか、特定適格消費者団体が第六十五条第六項第三号に該当するに至つたと認めるとき、特定適格消費者団体又はその役員、職員若しくは専門委員が被害回復関係業務の遂行に関しこの法律の規定に違反したと認めるとき、その他特定適格消費者団体の業務の適正な運営を確保するため必

要があると認めるときは、当該特定適格消費者団体に対し、人的体制の改善、違反の停止、業務規程の変更その他の業務の運営の改善に必要な措置をとるべきことを命ずることができる。
(特定認定の取消し等)

第八十六条 内閣総理大臣は、特定適格消費者団体について、次のいずれかに掲げる事由があるときは、特定認定を取り消すことができる。

一 偽りその他不正の手段により特定認定、第六十九条第二項の有効期間の更新又は第七十一条第三項若しくは第七十二条第三項の認可を受けたとき。

二 第六十五条第四項各号に掲げる要件のいずれかに適合しなくなつたとき。

三 第六十五条第六項第一号又は第三号に該当するに至つたとき。

四 前三号に掲げるもののほか、この法律若しくはこの法律に基づく命令の規定又はこれらの規定に基づく処分違反したとき(次項第二号に該当する場合を除く)。

2 内閣総理大臣は、前項の規定による取消しのほか、特定適格消費者団体について、次のいずれかに掲げる事由があるときは、特定認定又は消費者契約法第十三条第一項の認定を取り消すことができる。

一 被害回復裁判手続において、特定適格消費者団体がその相手方と通謀して請求の放棄又は対象消費者の利益を害する内容の和解をしたときその他対象消費者の利益に著しく反する訴訟その他の手続の追行を行つたと認められるとき。

二 第八十三条第一項又は第三項の規定に違反したとき。

第八十八条 特定適格消費者団体である適格消費者団体に対する消費者契約法の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる同法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

第二十九条第二項	その行う差止請求関係業務
第三十一条第二項	差止請求関係業務その他の業務がこの法律
第三十一条第三項	差止請求関係業務
第七号	差止請求関係業務及び被害回復関係業務
第三十二条第二項	この法律

(官公庁等への協力依頼)

第八十九条 内閣総理大臣は、この法律の実施のため必要があると認めるときは、官庁、公共団体その他の者に照会し、又は協力を求めることができる。

(判決等に関する情報の公表)

第九十条 内閣総理大臣は、消費者の財産的被害の防止及び救済に資するため、特定適格消費者団体から第七十八条第一項(第一号及び第七号を除く。)の規定による報告を受けたときは、インターネットの利用その他適切な方法により、速やかに、共通義務確認訴訟の確定判決(確定判決と同一の効力を有するものを含む。)の概要、当該特定適格消費者団体の名称及び当該共通義務確認訴訟の相手方の氏名又は名称その他内閣府令で定める事項を公表するものとする。

2 前項に規定する事項のほか、内閣総理大臣は、被害回復関係業務に関する情報を広く国民に提供するため、インターネットの利用その他

その行う差止請求関係業務及び消費者裁判手続特例法第六十五条第二項に規定する被害回復関係業務(以下単に「被害回復関係業務」という。)

差止請求関係業務及び被害回復関係業務

差止請求関係業務、被害回復関係業務その他の業務がこの法律及び消費者裁判手続特例法

差止請求関係業務及び被害回復関係業務

この法律又は消費者裁判手続特例法

適切な方法により、特定適格消費者団体の名称及び住所並びに被害回復関係業務を行う事務所の所在地その他内閣府令で定める必要な情報を公表することができる。

3 内閣総理大臣は、独立行政法人国民生活センターに、前二項に規定する情報の公表に関する業務を行わせることができる。

(特定適格消費者団体への協力等)

第九十一条 独立行政法人国民生活センター及び地方公共団体は、内閣府令で定めるところにより、特定適格消費者団体の求めに応じ、当該特定適格消費者団体が被害回復関係業務を適切に遂行するために必要な限度において、当該特定適格消費者団体に対し、消費生活に関する消費者と事業者との間に生じた苦情に係る相談に関する情報で内閣府令で定めるものを提供することができる。

2 前項の規定により情報の提供を受けた特定適格消費者団体は、当該情報を当該被害回復関係

業務の用に供する目的以外の目的のために利用し、又は提供してはならない。

(権限の委任)

第九十二条 内閣総理大臣は、この章の規定による権限(政令で定めるものを除く。)を消費者庁長官に委任する。

第四章 罰則

第九十三条 特定適格消費者団体の役員、職員又は専門委員が、特定適格消費者団体の被害回復裁判手続に係る相手方から、寄附金、賛助金その他の名目のいかなるかを問わず、当該特定適格消費者団体における次に掲げる行為の報酬として、金銭その他の財産上の利益を受け、又は第三者(当該特定適格消費者団体を含む。)に受けさせたときは、三年以下の懲役又は三百万円以下の罰金に処する。

一 共通義務確認の訴えの提起、簡易確定手続の申立て、債権届出、簡易確定手続若しくは異議後の訴訟に関する民事執行の申立て又は第五十六条第一項の申立てをしないこと又はしなかつたこと。

二 第三十一条第一項又は第五十三条第一項の授權に係る債権に係る裁判外の和解をすること又はしたること。

三 被害回復裁判手続を終了させること又は終了させたこと。

2 前項の利益を供与した者も、同項と同様とする。

3 第一項の場合において、犯人又は情を知った第三者が受けた財産上の利益は、没収する。その全部又は一部を没収することができないときは、その価額を追徴する。

4 第一項の罪は、日本国外においてこれらの罪を犯した者にも適用する。

5 第二項の罪は、刑法(明治四十年法律第四十五号)第二条の例に従う。

第九十四条 次のいずれかに該当する者は、百万円以下の罰金に処する。

一 偽りその他不正の手段により特定認定、第六十九条第二項の有効期間の更新又は第七十一条第三項若しくは第七十二条第三項の認可を受けた者

二 第八十条の規定に違反して、被害回復関係業務に関して知り得た秘密を漏らした者

第九十五条 次のいずれかに該当する者は、五十万円以下の罰金に処する。

一 第六十六条第一項(第六十九条第六項、第七十一条第六項及び第七十二条第六項において準用する場合を含む。)の申請書又は第六十六条第二項各号(第六十九条第六項、第七十一条第六項及び第七十二条第六項において準用する場合を含む。)に掲げる書類に虚偽の記載をして提出した者

二 第六十八条第三項の規定に違反して、特定適格消費者団体であると誤認されるおそれのある文字をその名称中に用い、又はその業務に関し、特定適格消費者団体であると誤認されるおそれのある表示をした者

第九十六条 法人(法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものを含む。以下この項において同じ。)の代表者若しくは管理人又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して、前三条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本条の罰金刑を科する。

2 法人でない団体について前項の規定の適用がある場合には、その代表者又は管理人が、その

訴訟行為につき法人でない団体を代表するほか、法人を被告人又は被疑者とする場合の刑事訴訟に関する法律の規定を準用する。

第九十七条 次のいずれかに該当する者は、百万円以下の過料に処する。

一 第十四条の規定に違反して、正当な理由がないのに簡易確定手続開始の申立てを怠つた者

二 第三十三条第一項の規定に違反して、やむを得ない理由がないのに簡易確定手続授權契約の締結を拒んだ者

三 第三十三条第二項の規定に違反して、やむを得ない理由がないのに簡易確定手続授權契約を解除した者

第九十八条 次のいずれかに該当する者は、五十万円以下の過料に処する。

一 第二十五条第一項若しくは第二十六条第三項前段の規定による通知をすることを怠り、又は不正の通知をした者

二 第二十六条第一項、第三項前段若しくは第四項の規定による公告をすることを怠り、又は不正の公告をした者

第九十九条 次のいずれかに該当する者は、三十万円以下の過料に処する。

一 第五十三条第四項の規定に違反して、正当な理由がないのに訴訟授權契約の締結を拒んだ者

二 第五十三条第五項の規定に違反して、正当な理由がないのに訴訟授權契約を解除した者

三 第六十八条第二項の規定による揭示をせず、又は虚偽の揭示をした者

四 第七十条、第七十一条第二項若しくは第七項、第七十二条第二項若しくは第七項又は第七十三条第一項の規定による届出をせず、又

は虚偽の届出をした者

五 第七十八条第一項前段の規定による通知若しくは報告をせず、又は虚偽の通知若しくは報告をした者

六 第七十九条第二項の規定に違反して、消費者の被害に関する情報を利用した者

七 第八十一条の規定に違反して、同条の請求を拒んだ者

八 第八十七条第九項の規定による被害回復関係業務の引継ぎを怠つた者

九 第九十一条第二項の規定に違反して、情報を同項に定める目的以外の目的のために利用し、又は提供した者

附 則
(施行期日)
第一条 この法律は、公布の日から起算して三年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、附則第三条、第四条及び第七条の規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)
第二条 この法律は、この法律の施行前に締結された消費者契約に関する請求(第三条第一項第五号に掲げる請求については、この法律の施行前に行われた加害行為に係る請求に係る金銭の支払義務には、適用しない。

(検討〇)
第三条 政府は、この法律の趣旨にのっとり、特定適格消費者団体がその権限を濫用して事業者の事業活動に不当な影響を及ぼさないようにするための方策について、事業者、消費者その他の関係者の意見を踏まえて、速やかに検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

第四条 政府は、特定適格消費者団体による被害回復関係業務の適正な遂行に必要な資金の確保、情報の提供その他の特定適格消費者団体に対する支援の在り方について、速やかに検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

第五条 政府は、この法律の施行後三年を経過した場合において、消費者の財産的被害の発生又は拡大の状況、特定適格消費者団体による被害回復関係業務の遂行の状況その他この法律の施行の状況等を勘案し、その被害回復関係業務の適正な遂行を確保するための措置並びに共通義務確認の訴えを提起することができ、金銭の支払義務に係る請求及び損害の範囲を含め、この法律の規定について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

〇前項に定める事項のほか、
2 政府は、〇この法律の施行後五年を経過した場合において、この法律の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

て、消費者の財産的被害の発生又は拡大の状況、特定適格消費者団体による被害回復関係業務の遂行の状況その他この法律の施行の状況等を勘案し、その被害回復関係業務の適正な遂行を確保するための措置並びに共通義務確認の訴えを提起することができ、金銭の支払義務に係る請求及び損害の範囲を含め、この法律の規定について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

〇前項に定める事項のほか、
2 政府は、〇この法律の施行後五年を経過した場合において、この法律の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

第六条 政府は、第二十一条第一項各号に掲げる請求に係る金銭の支払義務であつて、附則第二条に規定する請求に係るものに関

する。

五十の二 被害回復裁判手続に係る特定適格消費者団体の認定

消費者の財産的被害の集団的な回復のための民事の裁判手続の特例に関する法律(平成二十五年法律第十五号第一項(特定適格消費者団体の認定)の認定(更新の認定を除く。))

(民事訴訟費用等に関する法律の一部改正)
第五九条 民事訴訟費用等に関する法律 昭和四十六年法律第四十号の一部を次のように改正する。

第三条第二項中「した者」の下に「(第三号に掲げる場合において消費者の財産的被害の集団的な回復のための民事の裁判手続の特例に関する法律(平成二十五年法律第十五号)第四十六条第二項の規定により届出消費者が異議の申立てをしたときは、その届出消費者)」を加え、同項

を、当該請求に係る消費者の財産的被害が適切に回復されるよう、重要消費者紛争解決手続(独立行政法人国民生活センター法(平成十四年法律第二百三十三号)第十一条第一項に規定する重要消費者紛争解決手続をいう。)等の裁判外紛争解決手続(裁判外紛争解決手続の利用の促進に関する法律(平成十六年法律第百五十一号)第一条に規定する裁判外紛争解決手続をいう。)の利用の促進その他の必要な措置を講ずるものとする。

第七条 政府は、この法律の円滑な施行のため、この法律の趣旨及び内容について、広報活動等を通じて国民に周知を図り、その理解と協力を得るよう努めるものとする。

(登録免許税法の一部改正)
第四条 登録免許税法 昭和四十二年法律第三十五号の一部を次のように改正する。
別表第一第五十号の次に次のように加える。

五十の二 被害回復裁判手続に係る特定適格消費者団体の認定	
認定件数	一件につき一万五千円

に次の一号を加える。
三 消費者の財産的被害の集団的な回復のための民事の裁判手続の特例に関する法律第五十二条第一項の規定により債権届出の時に訴えの提起があつたものとみなされたとき。

別表第一の一六の項イ中「その他」を、「消費者の財産的被害の集団的な回復のための民事の裁判手続の特例に関する法律第十四条の規定による申立てその他」に改め、同項の次に次のように加える。

し、当該請求に係る消費者の財産的被害が適切に回復されるよう、重要消費者紛争解決手続(独立行政法人国民生活センター法(平成十四年法律第二百三十三号)第十一条第一項に規定する重要消費者紛争解決手続をいう。)等の裁判外紛争解決手続(裁判外紛争解決手続の利用の促進に関する法律(平成十六年法律第百五十一号)第一条に規定する裁判外紛争解決手続をいう。)の利用の促進その他の必要な措置を講ずるものとする。

第七条 政府は、この法律の円滑な施行のため、この法律の趣旨及び内容について、広報活動等を通じて国民に周知を図り、その理解と協力を得るよう努めるものとする。

(登録免許税法の一部改正)
第四条 登録免許税法 昭和四十二年法律第三十五号の一部を次のように改正する。
別表第一第五十号の次に次のように加える。

一六 消費者の財産的被害の集団的な回復のための 二 民事の裁判手続の特例に関する法律第三十条 第二項の債権届出	一個の債権につき千円
--	------------

(民事執行法の一部改正)

第六^十条 民事執行法の一部を次のように改正する。

第二十二條第三号の二の次に次の一号を加える。

三の三 仮執行の宣言を付した届出債権支払命令

第三十三條第二項第一号中「次号」の下に「第一号の三」を加え、同項第一号の二の次に次の一号を加える。

一の三 第二十二條第三号の三に掲げる債務名義並びに同条第七号に掲げる債務名義のうち届出債権支払命令並びに簡易確定手続における届出債権の認否及び和解に係るもの
簡易確定手続が係属していた地方裁判所

第三十三條第二項第六号中「第一号の二」の下に「及び第一号の三」を加える。

第三十五條第一項中「第三号の二又は第四号を」又は第三号の二から第四号まで」に改める。

第七百七十三條第二項中「第一号の二」の下に「第一号の三」を加える。

第七百九十七條第一項及び第二百一十一條第二号中「第四号」を「から第四号まで」に改める。

(消費者契約法の一部改正)

第七^十条 消費者契約法の一部を次のように改正する。

第十三條第五項第一号中「この法律」の下に「消費者の財産的被害の集団的な回復のための民事の裁判手続の特例に関する法律(平成二十五年法律第 号。以下「消費者裁判手続特例法」という。)」を加え、同項第二号中「第三十四條第一項各号」の下に「若しくは消費者裁判手続特例法第八十六條第二項各号」を加え、「同条第三項を」第三十四條第三項に改め、同項第六号イ中「禁錮」を「禁錮」に改め、「この法律」の下に「消費者裁判手続特例法」を加え、同号口中「第三十四條第一項各号」の下に「若しくは消費者裁判手続特例法第八十六條第二項各号」を加え、「同条第三項」を「第三十四條第三項」に改める。

第三十四條第三項中「除く。」の下に「若しくは消費者裁判手続特例法第八十六條第二項各号に掲げる事由」を加え、「同じ同項第四号」を「同じ第一項第四号」に改める。

第三十五條第一項及び第四項第一号中「前条第一項各号」の下に「若しくは消費者裁判手続特例法第八十六條第二項各号」を加える。

審査報告書

産業競争力強化法案

右は多数をもつて可決すべきものと議決した。よつて要領書を添えて報告する。

平成二十五年十二月三日

経済産業委員長 大久保 勉

参議院議長 山崎 正昭殿

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、我が国経済を再興すべく、我が国の産業を中長期にわたる低迷の状態から脱却させ、持続的発展の軌道に乗せるためには、経済社会情勢の変化に対応して、産業競争力を強化することが重要であることに鑑み、産業競争力の強化に関し、基本理念、国及び事業者の責務並びに産業競争力の強化に関する実行計画について定めることにより、産業競争力の強化に関する施策を総合的かつ一体的に推進するための態勢を整備するとともに、規制の特例措置の整備等及びこれを通じた規制改革を推進し、併せて、産業活動における新陳代謝の活性化を促進するための措置、株式会社産業革新機構に特定事業活動の支援等に関する業務を行わせるための措置及び中小企業の活力の再生を円滑化するための措置等を講じようとするものであり、おおむね妥当な措置と認める。

なお、別紙の附帯決議を行った。

一、費用

本法施行のため、別に費用を要しない。

附帯決議

政府は、本法施行に当たり、次の諸点について適切な措置を講ずべきである。

一 産業競争力の強化は、民間事業者の自発的な取組によつて行われるべきものであることに鑑み、政府の関与は最小限とし、あくまで民間事業者の活力の向上を促進するための環境整備にとどめること。また、企業収益の改善が雇用増大、賃金上昇及び消費拡大につながる好循環を安定的に生み出していくために、供給面のみならず需要面も加味した施策を講ずること。

二 企業実証特例制度において、事業所管大臣と規制所管大臣の協議が整わない場合、法律の趣旨に則り、内閣総理大臣が適切に調整を行うこと。

三 企業実証特例制度及びグレーゾーン解消制度の運用に当たっては、新たな規制の特例措置の求め及び規制の解釈及び適用の確認の求めについて、原則として一か月以内に回答を行うこととし、当該期間に回答できない場合には、一か月毎にその旨及び理由を通知すること。また、新たな規制の特例措置の求め及び規制の解釈及び適用の確認の求めの件数については、四半期毎に公表すること。さらに、制度を活用しようとする事業者の視点に立つて、二つの制度が一体的に進められるよう配慮するとともに、早期にモデルケースを明示し、可能な限り情報公開を進めることを通じて、企業にとつての予見可能性を高めるよう努めること。

四 事業再編計画、特定事業再編計画及び中小企業承継事業再生計画について、計画に伴う失業

の予防等雇用の安定に万全を期するため、計画の作成に当たり、事業者が労働組合等と十分協議を行い、また、計画の実施に際して、事業者が雇用の安定等に十分な配慮を行うなど、労働者の雇用の安定及び質の高い雇用の創出・維持に最大限の考慮を払いつつ当該計画が実施されるよう、厳に適切な運用を行うこと。

五 中小企業承継事業再生計画については、人員削減が主たる目的とならないこと、第二会社に移行する労働者の労働契約及び労働条件が不当に切り下げられないこと、また、第二会社に移行しない労働者がいる場合にはその選定が恣意的にならないよう、労働組合等と協議により十分に話し合いを行うことを要件として認定すること。

六 ベンチャー企業の支援について、従前の施策が必ずしも十分な成果を上げられなかった要因について検証を行うとともに、日本再興戦略に掲げる開・廃業率十パーセント台の目標達成に向けて、大企業と比べて十分な経営基盤を構築することができないベンチャー企業がその成長過程に応じた支援を受けられるよう、資金、経営ノウハウ、人材確保等、多方面にわたる支援の仕組みを構築すること。また、ベンチャーファンドへの投資を促すため、特定新事業開拓投資事業計画の認定基準は、経済の実態に合わせ、可能な限り弾力的に設定し、運用すること。さらに、本法に基づく地域中小企業等の創業支援に当たっては、十分な体制を整えられない市区町村に対し国として必要な支援を行う等、実効的な創業支援体制の構築に万全を期すること。

七 先端設備投資を促進するためのリース手法を活用した施策については、速やかに詳細な制度設計を行うとともに、リース事業者及び利用者に対し周知徹底などを積極的に行うことにより利用拡大に努めること。

八 中小企業の再生支援に当たっては、今後、事業再生を要する中小企業の増加が予想されることから、本法により規定される独立行政法人中小企業基盤整備機構の機能拡充、事業再生計画実施関連保証の創設を始めとした支援策を関係者に広く周知するよう引き続き努力するとともに、再生支援の強化に寄与する専門人材の育成・確保に取り組むこと。

九 株式会社産業革新機構については、機構設立以降の実績の検証の上に立ちつつ、民間の目利き人材の十分な確保及びその積極的活用等を図り、出資対象の審査を継続的かつ厳格に実施する体制を整備するとともに、中長期の産業資本を提供することを通じて次世代産業の育成を図るという目的の実現に向けた適切な運営に努めること。

右決議する。

産業競争力強化法案

右の内閣提出案は本院においてこれを修正議決した。

よつて国会法第八十三条により送付する。

平成二十五年十一月十九日
参議院議長 山崎 正昭殿
衆議院議長 伊吹 文明

産業競争力強化法案
産業競争力強化法

(小字及び一は衆議院修正)

目次

第一章 総則(第一条―第五条)	第二章 産業競争力の強化に関する実行計画(第六条・第七条)	第三章 新事業活動に関する規制の特例措置の整備等及び規制改革の推進(第八条―第十五条)	第四章 産業活動における新陳代謝の活性化(第一節 特定新事業開拓投資事業及び特定研究成果活用支援事業の促進(第十六条―第二十二條) 第二節 事業再編の円滑化(第二十三条―第五十條) 第三節 事業再生の円滑化(第五十一条―第六十條) 第四節 設備導入促進法人(第六十一条―第七十四條) 第五節 事業活動における知的財産権の活用(第七十五條)	第五章 株式会社産業革新機構による特定事業活動の支援等(第一節 総則(第七十六條―第八十一条) 第二節 設立(第八十二条―第八十七條) 第三節 管理(第八十八條―第九十六條) 第四節 業務(第九十七條―第一百一条) 第五節 国の援助等(第一百二條) 第六節 財務及び会計(第一百三條―第一百六條) 第七節 監督(第一百七條―第一百九條) 第八節 解散等(第一百十條・第一百十一條)
-----------------	-------------------------------	---	---	--

第六章 中小企業の活力の再生

第一節 創業等の支援(第一百二條―第一百九條)	第二節 中小企業承継事業再生の円滑化(第二百十條―第二百二十五條) 第三節 中小企業再生支援体制の整備(第二百六條―第二百三十三條) 第七章 雑則(第二百三十四條―第二百四十三條) 第八章 罰則(第二百四十四條―第二百五十六條) 附則 第一章 総則 (目的) 第一条 この法律は、我が国経済を再興すべく、我が国の産業を中長期にわたる低迷の状態から脱却させ、持続的発展の軌道に乗せるためには、経済社会情勢の変化に対応して、産業競争力を強化することが重要であることに鑑み、産業競争力の強化に関し、基本理念、国及び事業者の責務並びに産業競争力の強化に関する実行計画について定めることにより、産業競争力の強化に関する施策を総合的かつ一体的に推進するための態勢を整備するとともに、規制の特例措置の整備等及びこれを通じた規制改革を推進し、併せて、産業活動における新陳代謝の活性化を促進するための措置、株式会社産業革新機構に特定事業活動の支援等に関する業務を行わせるための措置及び中小企業の活力の再生を円滑化するための措置を講じ、もつて国民生活の向上及び国民経済の健全な発展に寄与することを目的とする。 (定義) 第二条 この法律において「産業競争力」とは、産
-------------------------	---

業活動において、高い生産性及び十分な需要を確保することにより、高い収益性を実現する能力をいう。

2 この法律において「規制の特例措置」とは、法律により規定された規制についての別に法律で定める法律の特例に関する措置及び政令又は主務省令（以下この項において「政令等」という。）により規定された規制についての政令等で規定する政令等の特例に関する措置であつて、第十一条第二項に規定する認定新事業活動計画に従つて実施する新事業活動について適用されるものをいう。

3 この法律において「新事業活動」とは、新商品の開発又は生産、新たな役務の開発又は提供、商品の新たな生産又は販売の方式の導入、役務の新たな提供の方式の導入その他の新たな事業活動であつて、産業競争力の強化に資するものとして主務省令で定めるものをいう。

4 この法律において「産業活動における新陳代謝」とは、産業活動において、新たな事業の開拓、事業再編による新たな事業の開始又は収益性の低い事業からの撤退、事業再生、設備投資その他の生産性の向上又は需要の拡大のための事業活動が行われることをいう。

5 この法律において「新事業開拓事業者」とは、新商品の開発又は生産、新たな役務の開発又は提供、商品の新たな生産又は販売の方式の導入、役務の新たな提供の方式の導入その他の新たな事業活動を行うことにより、新たな事業の開拓を行う事業者（新たに設立される法人を含む。第八項において同じ。）であつて、その事業の将来における成長発展を図るために外部から

の投資を受けることが特に必要なものその他の経済産業省令で定めるものをいう。

6 この法律において「特定新事業開拓投資事業」とは、投資事業有限責任組合（投資事業有限責任組合契約に関する法律（平成十年法律第九十号）第二条第二項に規定する投資事業有限責任組合をいう。以下同じ。）が行う新事業開拓事業者に対する投資事業主として事業規模の拡大を図る新事業開拓事業者に対するものであることその他の経済産業省令で定める要件に該当するものに限る。）であつて、当該新事業開拓事業者に対する積極的な経営又は技術の指導を伴うことが確実であると見込まれるものとして経済産業省令で定めるものをいう。

7 この法律において「特定研究成果活用支援事業」とは、国立大学法人等（国立大学法人法（平成十五年法律第百十二号）第二条第五項に規定する国立大学法人等をいう。第二十二条において同じ。）における技術に関する研究成果を、当該国立大学法人等と連携しつゝ、その事業活動において活用する者に対し、当該事業活動に関する必要な助言、資金供給その他の支援を行う事業であつて、当該国立大学法人等における研究の進展に資するものをいう。

8 この法律において「関係事業者」とは、事業者であつて、他の事業者がその経営を実質的に支配していると認められるものとして主務省令で定める関係を有するものをいう。

9 この法律において「外国関係法人」とは、外国法人（新たに設立されるものを含む。）であつて、国内に本店又は主たる事務所を有する事業者がその経営を実質的に支配していると認めら

れるものとして主務省令で定める関係を有するものをいう。

10 この法律において「経営資源」とは、知識及び技能並びに技術、設備その他の事業活動に活用される資源をいう。

11 この法律において「事業再編」とは、事業者がその事業の全部又は一部の生産性を相当程度向上させることを目指した事業活動であつて、次の各号のいずれにも該当するものをいう。
一 次に掲げる措置のいずれかによる事業の全部又は一部の構造の変更（当該事業者の関係事業者及び外国関係法人が行う事業の構造の変更を含む。）を行うものであること。
イ 合併
ロ 会社の分割
ハ 株式交換
ニ 株式移転
ホ 事業又は資産の譲受け又は譲渡（外国におけるこれらに相当するものを含む。）
ヘ 出資の受入れ
ト 他の会社の株式又は持分の取得（当該取得により当該他の会社が関係事業者となる場合に限る。）
チ 関係事業者の株式又は持分の譲渡（当該譲渡により当該事業者の関係事業者でなくなる場合に限る。）

リ 外国法人の株式若しくは持分又はこれらに類似するものの取得（当該取得により当該外国法人が外国関係法人となる場合に限る。）
又 外国関係法人の株式若しくは持分又はこれらに類似するものの譲渡（当該譲渡によ

り当該事業者の外国関係法人でなくなる場合に限る。）

ル 会社又は外国法人の設立又は清算
ヲ 有限責任事業組合（有限責任事業組合契約に関する法律（平成十七年法律第四十号）第二条に規定する有限責任事業組合をいう。第九十七条第一項第一号において同じ。）に対する出資
ワ 保有する施設の相当程度の撤去又は設備の相当程度の廃棄

二 事業者がその経営資源を活用して行う事業の全部又は一部の分野又は方式の変更であつて、次に掲げるもののいずれかを行うものであること。
イ 新商品の開発及び生産又は新たな役務の開発及び提供（次項第二号において「新商品の開発等」という。）により、生産若しくは販売に係る商品の構成又は提供に係る役務の構成を相当程度変化させること。
ロ 商品の新たな生産の方式の導入又は設備の能率の向上により、商品の生産を著しく効率化すること。

ハ 商品の新たな販売の方式の導入又は役務の新たな提供の方式の導入により、商品の販売又は役務の提供を著しく効率化すること。
二 新たな原材料、部品若しくは半製品の使用又は原材料、部品若しくは半製品の新たな購入の方式の導入により、商品の生産に係る費用を相当程度低減すること。

12 この法律において「特定事業再編」とは、事業再編のうち、二以上の事業者が、それぞれの経

営資源を有効に組み合わせる一体的に活用して、当該二以上の事業者のそれぞれの事業の全部又は一部の生産性を著しく向上させることを目指したものであつて、次の各号のいずれにも該当するものをいう。

一 一次に掲げる措置のいずれかによる事業の全部又は一部の構造の変更を行うものであること。

イ 当該二以上の事業者のそれぞれの完全子会社(一の事業者がその設立の日から引き続き発行済株式の全部を有する株式会社をいう。以下この号において同じ。)相互間の新設合併又は吸収合併

ロ 当該二以上の事業者が共同して行う新設分割

ハ 当該二以上の事業者のいずれか一の事業者の完全子会社に、当該二以上の事業者のうち他の事業者が、その事業に関して有する権利義務の全部又は一部を承継させる吸収分割

二 当該二以上の事業者のいずれか一の事業者の完全子会社が行う当該二以上の事業者のうち他の事業者からの出資の受入れ

ホ 当該二以上の事業者が共同して行うそのそれぞれの完全子会社の発行済株式の全部を取得する会社の設立

二 次に掲げる会社(第二十六条第三項、第二十七条第二項及び第三十三条第一項において「特定会社」という。)のいずれかが、外国における新たな需要を相当程度開拓し、又は新商品の開発等により国内における新たな需要を相当程度開拓するものであること。

イ 前号イの新設合併により設立された会社又は同号イの吸収合併後存続する会社

ロ 前号ロの新設分割により設立された会社

ハ 前号ハの吸収分割により事業に関して権利義務の全部又は一部を承継した会社

二 前号二の出資の受入れをした会社

ホ 前号ホの会社の設立により設立された会社

社
13 この法律において「生産性向上設備等」とは、商品の生産若しくは販売又は役務の提供の用に供する施設、設備、機器、装置又はプログラム(情報処理の促進に関する法律(昭和四十五年法律第九十号)第二条第二項に規定するプログラムをいう。)であつて、事業の生産性の向上に特に資するものとして経済産業省令で定めるものをいう。

14 この法律において「事業再生」とは、過大な債務を負っている事業者が、その全部又は一部の債権者の協力を得ながらその事業の再生を図ること(再生手続、更生手続その他政令で定める法律に定める手続によりその事業の再生を図ることを除く。)をいう。

15 この法律において「特定認証紛争解決事業者」とは、認証紛争解決事業者(裁判外紛争解決手続の利用の促進に関する法律(平成十六年法律第五十一号)第二条第四号に規定する者)をいう。第五十一条において同じ。)であつて、同条第一項の認定を受けたものをいう。

16 この法律において「特定認証紛争解決手続」とは、認証紛争解決手続(裁判外紛争解決手続の利用の促進に関する法律第二条第三号に規定する手続)をいう。第五十一条第一項第二号において

と同じ。)であつて、特定認証紛争解決事業者が事業再生に係る紛争について行うものをいう。

17 この法律において「中小企業者」とは、次の各号のいずれかに該当する者をいう。

一 資本金の額又は出資の総額が三億円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が三百人以下の会社及び個人であつて、製造業、建設業、運輸業その他の業種(次号から第四号までに掲げる業種及び第五号の政令で定める業種を除く。)に属する事業を主たる事業として営むもの

二 資本金の額又は出資の総額が一億円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が百人以下の会社及び個人であつて、卸売業(第五号の政令で定める業種を除く。)に属する事業を主たる事業として営むもの

三 資本金の額又は出資の総額が五千万円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が百人以下の会社及び個人であつて、サービス業(第五号の政令で定める業種を除く。)に属する事業を主たる事業として営むもの

四 資本金の額又は出資の総額が五千万円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が五十人以下の会社及び個人であつて、小売業(次号の政令で定める業種を除く。)に属する事業を主たる事業として営むもの

五 資本金の額又は出資の総額がその業種ごとに政令で定める金額以下の会社並びに常時使用する従業員の数がその業種ごとに政令で定める数以下の会社及び個人であつて、その政令で定める業種に属する事業を主たる事業として営むもの

六 企業組合
七 協業組合
八 事業協同組合、協同組合連合会その他の特別の法律により設立された組合及びその連合会であつて、政令で定めるもの

18 この法律において「先端設備等」とは、先端的な技術を活用した設備、機器又は装置であつて、将来におけるその価格の変動が著しく不確定なものであり、かつ、産業競争力の強化に資するものとして経済産業省令で定めるものをいう。

19 この法律において「リース契約」とは、対価を得て先端設備等を使用させる契約であつて、先端設備等を使用させる期間(次項第一号において「使用期間」という。)の開始の日(以下この項及び次項第二号において「使用開始日」という。)以後又は使用開始日から一定期間を経過した後当事者の一方又は双方がいつでも解約の申入れをすることができる旨の定めがないものをいう。

20 この法律において「リース保険契約」とは、次の各号のいずれにも該当する保険契約をいう。
一 先端設備等をリース契約(その使用期間が三年以上のもの(次号において「長期リース契約」という。))により使用させる事業を行う者(次号において「リース業者」という。)が保険料を支払うことを約するものであること。

二 その引受けを行う者が、リース業者が締結した長期リース契約につき、当該リース業者が使用開始日後に到来する支払期日において対価の支払を受けることができなかつたとき

に、当該リース業者の請求に基づき、その対価の支払を受けることができなかったことによつて生じた当該リース業者の損害を填補することを約して保険料を収受するものであること。	21 この法律において「特定事業活動」とは、自らの経営資源以外の経営資源を活用し、高い生産性が見込まれる事業を行うこと又は新たな事業の開拓を行うことを目指した事業活動及び当該事業活動を支援する事業活動をいう。	22 この法律において「創業」とは、次に掲げる行為をいう。 一 事業を営んでいない個人が新たに事業を開始すること(次号に掲げるものを除く。) 二 事業を営んでいない個人が新たに会社を設立し、当該新たに設立された会社が事業を開始すること。	三 会社が自らの事業の全部又は一部を継続して実施しつつ、新たに会社を設立し、当該新たに設立された会社が事業を開始すること(中小企業者の行為に限る。)	23 この法律において「創業者」とは、次に掲げる者をいう。 一 前項第一号に掲げる創業を行うとする個人であつて、一月以内(認定創業支援事業計画(第百十四条第二項に規定する認定創業支援事業計画をいう。)に記載された特定創業支援事業第三号において「認定特定創業支援事業」という。)により経済産業省令で定めるところにより支援を受けて創業を行うとする者にあつては、六月以内)に当該創業を行う具体的な計画を有するもの	
二 前項第一号に掲げる創業を行った個人であつて、事業を開始した日以後五年を経過していないもの 三 前項第二号に掲げる創業を行うとする個人であつて、二月以内(認定特定創業支援事業により経済産業省令で定めるところにより支援を受けて創業を行うとする者にあつては、六月以内)に当該創業を行う具体的な計画を有するもの 四 前項第二号に掲げる創業により設立された会社であつて、その設立の日以後五年を経過していないもの 五 前項第三号に掲げる創業を行うとする会社であつて、当該創業を行う具体的な計画を有するもの 六 前項第三号に掲げる創業により設立された会社であつて、その設立の日以後五年を経過していないもの	24 この法律において「創業支援事業」とは、創業を行うとする者に対する創業に必要な情報の提供、研修又は創業についての指導若しくは助言、創業者の新たに開始する事業の用に供する工場、事業場、店舗その他の施設の整備並びにこれらの賃貸及び管理その他の取組により、創業を支援する事業をいう。	25 この法律において「特定創業支援事業」とは、創業支援事業のうち、特に創業の促進に寄与するものとして経済産業省令で定めるものをいう。	26 この法律において「特定信用状」とは、国内に本店又は主たる事務所を有する事業者の依頼により銀行、信用金庫、信用協同組合その他の政	令で定める金融機関(次項において単に「金融機関」という。)が発行する信用状であつて、当該事業者の外国関係法人の外国銀行等(銀行法昭和五十六年法律第五十九号)第四条第三項に規定する外国銀行等をいう。)からの借入れ(手形の割引を受けることを含む。)による債務の不履行が生じた場合に当該信用状に基づく債務を履行する旨を表示するものをいう。	27 この法律において「特定信用状発行契約」とは、事業者と金融機関との間で締結される契約であつて、当該金融機関が特定信用状を発行することを約し、当該金融機関が当該特定信用状に基づく債務を履行した場合において当該事業者が当該金融機関に対して当該債務を履行した額に相当する金額その他経済産業省令で定める金額を支払うことを約するものをいう。
令で定める金融機関(次項において単に「金融機関」という。)が発行する信用状であつて、当該事業者の外国関係法人の外国銀行等(銀行法昭和五十六年法律第五十九号)第四条第三項に規定する外国銀行等をいう。)からの借入れ(手形の割引を受けることを含む。)による債務の不履行が生じた場合に当該信用状に基づく債務を履行する旨を表示するものをいう。	28 この法律において「特定中小企業者」とは、過大な債務を負つていることその他の事情によつて財務の状況が悪化していることにより、事業の継続が困難となつている中小企業者をいう。	29 この法律において「中小企業承継事業再生」とは、特定中小企業者が会社の分割又は事業の譲渡によりその事業の全部又は一部を他の事業者に承継させるとともに、当該他の事業者が承継した事業について収支の改善その他の強化を図ることにより、当該事業の再生を図ることをいう。	30 この法律において「承継事業者」とは、中小企業承継事業再生により事業を承継する事業者をいう。 (基本理念) 第三条 産業競争力の強化は、事業者が、経済事	情の変動に対応して、経営改革を推進することにより、生産性の向上及び需要の拡大を目指すし、新たな事業の開拓、事業再編による新たな事業の開始又は収益性の低い事業からの撤退、事業再生、設備投資その他の事業活動を積極的に行うことを基本とし、国が、これらの取組を促進するために、規制の見直しその他の必要な事業環境の整備を行うとともに、事業者に対する支援措置を講ずるものとする。	2 国は、産業競争力の強化に関する施策の推進に当たっては、平成二十五年以降の五年年度の期間(以下「集中実施期間」という。)を、産業競争力の強化に関する施策を集中的かつ計画的に実施する期間とし、事業者による新たな事業の開拓、事業再編による新たな事業の開始又は収益性の低い事業からの撤退、事業再生、設備投資その他の事業活動が積極的に進められるよう、規制の見直しその他の必要な事業環境の整備を行うとともに、事業者に対する支援措置を講ずるものとする。
第五条 事業者は、第三条に定める基本理念にのっとり、集中実施期間において、当該事業者の属する事業分野における商品若しくは役務に関する需給の動向又は事業者間の競争の状況その他の当該事業者の事業を取り巻く環境を踏ま	(国の責務) 第四条 国は、前条に定める基本理念にのっとり、産業競争力の強化のための施策を総合的に策定し、及び迅速かつ確実に実施する責務を有する。	2 国は、産業競争力の強化に関する施策の推進に当たっては、平成二十五年以降の五年年度の期間(以下「集中実施期間」という。)を、産業競争力の強化に関する施策を集中的かつ計画的に実施する期間とし、事業者による新たな事業の開拓、事業再編による新たな事業の開始又は収益性の低い事業からの撤退、事業再生、設備投資その他の事業活動が積極的に進められるよう、規制の見直しその他の必要な事業環境の整備を行うとともに、事業者に対する支援措置を講ずるものとする。	(事業者の責務) 第五条 事業者は、第三条に定める基本理念にのっとり、集中実施期間において、当該事業者の属する事業分野における商品若しくは役務に関する需給の動向又は事業者間の競争の状況その他の当該事業者の事業を取り巻く環境を踏ま	情の変動に対応して、経営改革を推進することにより、生産性の向上及び需要の拡大を目指すし、新たな事業の開拓、事業再編による新たな事業の開始又は収益性の低い事業からの撤退、事業再生、設備投資その他の事業活動を積極的に行うことを基本とし、国が、これらの取組を促進するために、規制の見直しその他の必要な事業環境の整備を行うとともに、事業者に対する支援措置を講ずるものとする。	2 国は、産業競争力の強化に関する施策の推進に当たっては、平成二十五年以降の五年年度の期間(以下「集中実施期間」という。)を、産業競争力の強化に関する施策を集中的かつ計画的に実施する期間とし、事業者による新たな事業の開拓、事業再編による新たな事業の開始又は収益性の低い事業からの撤退、事業再生、設備投資その他の事業活動が積極的に進められるよう、規制の見直しその他の必要な事業環境の整備を行うとともに、事業者に対する支援措置を講ずるものとする。

えて、経営改革を推進することにより、生産性の向上及び需要の拡大を目指し、新たな事業の開拓、事業再編による新たな事業の開始若しくは収益性の低い事業からの撤退、事業再生、設備投資その他の事業活動を積極的に行うよう努めなければならない。

第二章 産業競争力の強化に関する実行計画

(実行計画)

第六条 政府は、集中実施期間における産業競争力の強化に関する施策の総合的な推進及び迅速かつ確実な実施を図るため、産業競争力の強化に関する実行計画(以下この条において「実行計画」という。)を作成するものとする。

2 実行計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 産業競争力の強化に関する施策についての基本的な方針

二 産業競争力の強化に関する施策について重点的に講ずべき施策ごとの次に掲げる事項

イ 施策の内容

ロ 施策の実施期限

ハ 担当大臣

三 その他産業競争力の強化に関する施策の総合的な推進及び迅速かつ確実な実施を図るために必要な事項

3 前項第二号ハの「担当大臣」とは、実行計画に定められた同号に規定する施策(以下この条及び次条において「重点施策」という。)についての内閣法(昭和二十二年法律第五号)にいう主任の大臣をいう。

4 実行計画は、その作成の日から起算して三年

を超えない期間について定めるものとする。
5 内閣総理大臣は、実行計画の案を作成し、閣議の決定を求めるものとする。

6 政府は、実行計画を作成したときは、これを公表するものとする。

7 政府は、集中実施期間中、平成二十六年以降の各年度において少なくとも一回、重点施策の進捗及び実施の状況を取りまとめ、重点施策の進捗及び実施の効果に関する評価を行い、その評価の結果及び経済事情の変動を勘案し、実行計画に検討を加え、必要があると認めるときは、これを改定するものとする。

8 政府は、実行計画を改定したときは、重点施策の進捗及び実施の状況並びに前項の規定による評価の結果を併せてこれを公表するものとする。

9 ^八 ^六 ^〇 ^{まで} 第四項及び第五項の規定は、実行計画の改定について準用する。

9 政府は、第七項の規定による評価を行ったときは、同項の重点施策の進捗及び実施の状況並びに評価の結果を公表するものとする。

10 政府は、第七項の重点施策の進捗及び実施の状況並びに評価の結果に関して、各年度ごとに、報告書を作成し、これを国会に提出しなければならない。

(担当大臣の責務)

第七条 担当大臣(前条第三項に規定する担当大臣をいう。以下この条において同じ。)は、重点施策を、その実施期限までに、実施するものとする。

2 担当大臣は、重点施策をその実施期限までに実施できないおそれがあるときは、当該実施期限を遵守するために、必要な措置を講ずるものとする。

3 担当大臣は、重点施策をその実施期限までに実施できなかったときは、前条第七項の規定による評価のときまでに、その理由を明らかにするとともに、可能な限り早い時期に当該重点施策を実施するために、必要な措置を講ずるものとする。

第三章 新事業活動に関する規制の特例措置の整備等及び規制改革の推進

(新たな規制の特例措置の求め)

第八条 新たな規制の特例措置の適用を受けて新事業活動を実施しようとする者は、主務省令で定めるところにより、主務大臣に対し、当該新たな規制の特例措置の整備を求めることができる。

2 前項の規定による求めを受けた主務大臣は、当該求めに係る新たな規制の特例措置がその所管する法律、政令又は主務省令により規定された規制についての特例に関する措置を求めるものである場合において、当該求めを踏まえた新たな規制の特例措置を講ずる必要があると認めるときは、遅滞なく、その旨及び講ずることとする新たな規制の特例措置の内容を当該求めをした者に通知するとともに、講ずることとする。

3 第一項の規定による求めを受けた主務大臣は、当該求めに係る新たな規制の特例措置が他の関係行政機関の長(当該行政機関が合議制である場合にあつては、当該行政機関。以下同じ。)の所管する法律、政令又は主務省令に係るものである場合において、当該求めを踏まえた新たな規制の特例措置を講ずる必要があると認めるときは、遅滞なく、その旨及び講ずることとする新たな規制の特例措置の内容を当該求めをした者に通知するとともに、講ずることとする。

めるときは、遅滞なく、当該他の関係行政機関の長に新たな規制の特例措置の整備を要請するとともに、その旨を当該求めをした者に通知するものとする。

4 第一項の規定による求めを受けた主務大臣は、当該求めを踏まえた新たな規制の特例措置を講ずる必要がないと認めるときは、遅滞なく、その旨及びその理由を当該求めをした者に通知するものとする。

5 第三項の規定による要請を受けた関係行政機関の長は、当該要請を踏まえた新たな規制の特例措置を講ずることとするときは、遅滞なく、その旨及び講ずることとする新たな規制の特例措置の内容を当該要請をした主務大臣に通知するとともに、講ずることとする新たな規制の特例措置の内容を公表するものとする。

6 第三項の規定による要請を受けた関係行政機関の長は、当該要請を踏まえた新たな規制の特例措置を講じないこととするときは、遅滞なく、その旨及びその理由を当該要請をした主務大臣に通知するものとする。

7 前二項の規定による通知を受けた主務大臣は、遅滞なく、その通知の内容を当該通知に係る第一項の規定による求めをした者に通知するものとする。

(解釈及び適用の確認)

第九条 新事業活動を実施しようとする者は、主務省令で定めるところにより、主務大臣に対し、その実施しようとする新事業活動及びこれに関連する事業活動に関する規制について規定する法律及び法律に基づく命令(告示を含む。以下この条及び第十五条において同じ。)の規定

の解釈並びに当該新事業活動及びこれに関連する事業活動に対する当該規定の適用の有無について、その確認を求めることができる。 2 前項の規定による求めを受けた主務大臣は、当該求めに係る解釈及び適用の有無の確認がその所管する法律及び法律に基づく命令に関するものであるときは、遅滞なく、当該求めをした者に回答するものとする。 3 第一項の規定による求めを受けた主務大臣は、当該求めに係る解釈及び適用の有無の確認が他の関係行政機関の長の所管する法律及び法律に基づく命令に関するものであるときは、遅滞なく、当該関係行政機関の長に對し、その確認を求めるものとする。この場合において、当該確認を求められた関係行政機関の長は、遅滞なく、当該主務大臣に回答するものとする。 4 前項の規定による回答を受けた主務大臣は、遅滞なく、その回答の内容を当該回答に係る第一項の規定による求めをした者に通知するものとする。 (新事業活動計画の認定) 第十条 新事業活動を実施しようとする者は、その実施しようとする新事業活動に関する計画（以下この条、次条及び第四百二十二条において「新事業活動計画」という。）を作成し、主務省令で定めるところにより、これを集中実施期間中に主務大臣に提出して、その認定を受けることができる。 2 二以上の者が新事業活動を共同して実施しようとする場合にあっては、当該二以上の者は共同して新事業活動計画を作成し、前項の認定を受けることができる。	3 新事業活動計画には、次に掲げる事項を記載しなければならない。 一 新事業活動の目標 二 新事業活動の内容及び実施時期 三 新事業活動の実施に必要な資金の額及びその調達方法 四 第十二条の規定による政令又は主務省令で規定された規制の特例措置の適用を受けようとする場合にあっては、当該規制の特例措置の内容 五 その他新事業活動の実施に関し必要な事項 4 主務大臣は、第一項の認定の申請があつた場合において、その新事業活動計画が次の各号のいずれにも適合するものであると認めるときは、その認定をするものとする。 一 当該新事業活動計画に係る新事業活動が円滑かつ確実に実施されると見込まれるものであること。 二 当該新事業活動計画の内容がこの法律及びこの法律に基づく命令その他関係法令に違反するものでないこと。 5 主務大臣は、新事業活動計画に第三項第四号に掲げる事項（他の関係行政機関の長が所管する第十二条の規定による政令又は主務省令で規定された規制の特例措置に係るものに限る。）が記載されている場合において、第一項の認定をしようとするときは、同号に掲げる事項について当該他の関係行政機関の長の同意を得るものとする。この場合において、当該関係行政機関の長は、当該事項が、当該政令又は主務省令で定めるところに適合すると認められるときは、同意をするものとする。	6 主務大臣は、第一項の認定をしたときは、主務省令で定めるところにより、当該認定に係る新事業活動計画の内容を公表するものとする。 (新事業活動計画の変更等) 第十一条 前条第一項の認定を受けた者（以下「認定新事業活動実施者」という。）は、当該認定に係る新事業活動計画を変更しようとするときは、主務省令で定めるところにより、主務大臣の認定を受けなければならない。 2 主務大臣は、認定新事業活動実施者が当該認定に係る新事業活動計画（前項の規定による変更の認定があつたときは、その変更後のもの。以下「認定新事業活動計画」という。）に従つて新事業活動を実施していないと認めるときは、その認定を取り消すことができる。 3 主務大臣は、認定新事業活動計画が前条第四項各号のいずれかに適合しないものとなつたと認めるときは、認定新事業活動実施者に対し、当該認定新事業活動計画の変更を指示し、又はその認定を取り消すことができる。 4 前条第四項から第六項までの規定は、第一項の認定について準用する。 (政令等で規定された規制の特例措置) 第十二条 認定新事業活動実施者が認定新事業活動計画に従つて実施する新事業活動については、政令により規定された規制に係るものにあつては政令で、主務省令により規定された規制に係るものにあつては主務省令で、それぞれ定めるところにより、規制の特例措置を適用する。 (独立行政法人中小企業基盤整備機構の行う新事業活動円滑化業務) 第十三条 独立行政法人中小企業基盤整備機構
は、新事業活動を円滑化するため、認定新事業活動実施者が認定新事業活動計画に従つて新事業活動の実施に必要な資金を調達するために発行する社債（社債、株式等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号）第六十六条第一号に規定する短期社債を除く。第三十八条及び第九十七条第一項第六号において同じ。）及び当該資金の借入れに係る債務の保証の業務を行う。 (規制の特例措置の見直し) 第十四条 第八条第二項の主務大臣及び同条第三項の関係行政機関の長は、第三百三十七条第一項及び第二項の報告を踏まえ、当該報告に係る規制の特例措置について、必要があると認めるときは、その見直しその他必要な措置を講ずるものとする。 (規制改革の推進) 第十五条 第八条第二項の主務大臣及び同条第三項の関係行政機関の長は、新事業活動及びこれに関連する事業活動に関する規制について規定する法律及び法律に基づく命令の規定に基づく規制の在り方について、規制の特例措置の整備及び適用の状況、諸外国における規制の状況、技術の進歩の状況その他の事情を踏まえて検討を加え、その結果に基づき、規制の撤廃又は緩和のために必要な法制上の措置その他の措置を講ずるものとする。 2 主務大臣は、第三百三十七条第一項の報告を踏まえ、前項に規定する規制の在り方について、必要があると認めるときは、当該規制について規定する法律及び法律に基づく命令を所管する関係行政機関の長に對し、意見を述べることが	第十五条 第八条第二項の主務大臣及び同条第三項の関係行政機関の長は、新事業活動及びこれに関連する事業活動に関する規制について規定する法律及び法律に基づく命令の規定に基づく規制の在り方について、規制の特例措置の整備及び適用の状況、諸外国における規制の状況、技術の進歩の状況その他の事情を踏まえて検討を加え、その結果に基づき、規制の撤廃又は緩和のために必要な法制上の措置その他の措置を講ずるものとする。 2 主務大臣は、第三百三十七条第一項の報告を踏まえ、前項に規定する規制の在り方について、必要があると認めるときは、当該規制について規定する法律及び法律に基づく命令を所管する関係行政機関の長に對し、意見を述べることが	第十五条 第八条第二項の主務大臣及び同条第三項の関係行政機関の長は、新事業活動及びこれに関連する事業活動に関する規制について規定する法律及び法律に基づく命令の規定に基づく規制の在り方について、規制の特例措置の整備及び適用の状況、諸外国における規制の状況、技術の進歩の状況その他の事情を踏まえて検討を加え、その結果に基づき、規制の撤廃又は緩和のために必要な法制上の措置その他の措置を講ずるものとする。 2 主務大臣は、第三百三十七条第一項の報告を踏まえ、前項に規定する規制の在り方について、必要があると認めるときは、当該規制について規定する法律及び法律に基づく命令を所管する関係行政機関の長に對し、意見を述べることが

第四章 産業活動における新陳代謝の活性化

第一節 特定新事業開拓投資事業及び特定研究成果活用支援事業の促進
(特定新事業開拓投資事業及び特定研究成果活用支援事業の実施に関する指針)

第十六条 経済産業大臣及び文部科学大臣(文部科学大臣にあつては、次項第二号に掲げる事項に限る。)は、特定新事業開拓投資事業及び特定研究成果活用支援事業の実施に関する指針(以下この条、次条第三項第一号及び第二十条第三項第一号において「実施指針」という。)を定めるものとする。

2 実施指針においては、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 特定新事業開拓投資事業の実施方法に関する事項その他特定新事業開拓投資事業に関する重要事項

二 特定研究成果活用支援事業の実施方法に関する事項その他特定研究成果活用支援事業に関する重要事項

3 経済産業大臣及び文部科学大臣は、経済事情の変動により必要が生じたときは、実施指針を変更するものとする。

4 経済産業大臣及び文部科学大臣は、実施指針を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、関係行政機関の長に協議するものとする。

5 経済産業大臣及び文部科学大臣は、実施指針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表するものとする。

(特定新事業開拓投資事業計画の認定)
第十七条 特定新事業開拓投資事業を実施しよう

とする投資事業有限責任組合は、当該特定新事業開拓投資事業に関する計画(以下この条、次条及び第四百二十二条において「特定新事業開拓投資事業計画」という。)を作成し、経済産業省令で定めるところにより、これを集中実施期間中に経済産業大臣に提出して、その認定を受けることができる。

2 特定新事業開拓投資事業計画には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一 特定新事業開拓投資事業を実施する投資事業有限責任組合に関する事項

二 特定新事業開拓投資事業の内容及び実施時期

三 特定新事業開拓投資事業の実施に必要な資金の額及びその調達方法

3 経済産業大臣は、第一項の認定の申請があつた場合において、その特定新事業開拓投資事業計画が次の各号のいずれにも適合するものであると認めるときは、その認定をするものとする。

一 当該特定新事業開拓投資事業計画が実施指針に照らし適切なものであること。

二 当該特定新事業開拓投資事業計画に係る特定新事業開拓投資事業が円滑かつ確実に実施されると見込まれるものであること。

4 経済産業大臣は、第一項の認定をしたときは、経済産業省令で定めるところにより、当該認定に係る特定新事業開拓投資事業計画の内容を公表するものとする。

(特定新事業開拓投資事業計画の変更等)
第十八条 前条第一項の認定を受けた投資事業有限責任組合(以下「認定特定新事業開拓投資事業

組合」という。)は、当該認定に係る特定新事業開拓投資事業計画を変更しようとするときは、経済産業省令で定めるところにより、経済産業大臣の認定を受けなければならない。

2 経済産業大臣は、認定特定新事業開拓投資事業組合が当該認定に係る特定新事業開拓投資事業計画(前項の規定による変更の認定があつたときは、その変更後のもの。以下「認定特定新事業開拓投資事業計画」という。)に従つて特定新事業開拓投資事業を実施していないと認めるときは、その認定を取り消すことができる。

3 経済産業大臣は、認定特定新事業開拓投資事業計画が前条第三項各号のいずれかに適合しないものとなつたと認めるときは、認定特定新事業開拓投資事業計画の変更を指示し、又はその認定を取り消すことができる。

4 経済産業大臣は、前二項の規定による認定の取消しをしたときは、その旨を公表するものとする。

5 前条第三項及び第四項の規定は、第一項の認定について準用する。

(独立行政法人中小企業基盤整備機構の行う特定新事業開拓投資事業円滑化業務)
第十九条 独立行政法人中小企業基盤整備機構

は、認定特定新事業開拓投資事業を円滑化するため、認定特定新事業開拓投資事業組合が認定特定新事業開拓投資事業計画に従つて特定新事業開拓投資事業を実施するために必要な資金の借入れに係る債務の保証の業務を行う。

(特定研究成果活用支援事業計画の認定)
第二十条 特定研究成果活用支援事業を実施しよ

うとする者(特定研究成果活用支援事業を実施する法人を設立しようとする者並びに特定研究成果活用支援事業を実施しようとする投資事業有限責任組合及び特定研究成果活用支援事業を実施する投資事業有限責任組合を投資事業有限責任組合契約に関する法律第三条第一項に規定する投資事業有限責任組合契約によつて成立させようとする者を含む。)は、その実施しようとする特定研究成果活用支援事業に関する計画(以下この条、次条及び第四百四十条第一項第二号において「特定研究成果活用支援事業計画」という。)を作成し、主務省令で定めるところにより、これを集中実施期間中に主務大臣に提出して、その認定を受けることができる。

2 特定研究成果活用支援事業計画には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一 特定研究成果活用支援事業を実施する者に関する事項

二 特定研究成果活用支援事業の内容及び実施時期

三 特定研究成果活用支援事業の実施に必要な資金の額及びその調達方法

3 主務大臣は、第一項の認定の申請があつた場合において、その特定研究成果活用支援事業計画が次の各号のいずれにも適合するものであると認めるときは、その認定をするものとする。

一 当該特定研究成果活用支援事業計画が実施指針に照らし適切なものであること。

二 当該特定研究成果活用支援事業計画に係る特定研究成果活用支援事業が円滑かつ確実に実施されると見込まれるものであること。

主務大臣は、第一項の認定をしたときは、主

務省令で定めるところにより、当該認定に係る特定研究成果活用支援事業計画の内容を公表するものとする。 (特定研究成果活用支援事業計画の変更等) 第二十一条 前条第一項の認定を受けた者(その者の設立に係る同項の法人又はその者による成立に係る同項の投資事業有限責任組合を含む。以下「認定特定研究成果活用支援事業者」という。)は、当該認定に係る特定研究成果活用支援事業計画を変更しようとするときは、主務省令で定めるところにより、主務大臣の認定を受けなければならない。	2 主務大臣は、認定特定研究成果活用支援事業者が当該認定に係る特定研究成果活用支援事業計画(前項の規定による変更の認定があつたときは、その変更後のもの。以下「認定特定研究成果活用支援事業計画」という。)に従つて特定研究成果活用支援事業を実施していないと認めるときは、その認定を取り消すことができる。 3 主務大臣は、認定特定研究成果活用支援事業計画が前条第三項各号のいずれかに適合しないものとなつたと認めるときは、認定特定研究成果活用支援事業者に対して、当該認定特定研究成果活用支援事業計画の変更を指示し、又はその認定を取り消すことができる。 4 主務大臣は、前二項の規定による認定の取消しをしたときは、その旨を公表するものとする。 5 前条第三項及び第四項の規定は、第一項の認定について準用する。 (国立大学法人等の行う出資等業務) 第二十二條 国立大学法人等は、当該国立大学法	人等における技術に関する研究成果の活用を促進するため、認定特定研究成果活用支援事業者が認定特定研究成果活用支援事業計画に従つて実施する特定研究成果活用支援事業の実施に必要な資金の出資並びに人的及び技術的援助の業務を行う。 第二節 事業再編の円滑化 (事業再編の実施に関する指針) 第二十三條 経済産業大臣及び財務大臣(財務大臣にあつては、次項第五号に掲げる事項に限る。)は、事業再編の実施に関する指針(以下この節において「実施指針」という。)を定めるものとする。 2 実施指針においては、次に掲げる事項について定めるものとする。 一 事業再編による生産性及び財務内容の健全性の向上に関する目標の設定に関する事項(第三号に掲げる事項を除く。) 二 事業再編の実施方法に関する事項(第四号に掲げる事項を除く。) 三 特定事業再編による生産性及び財務内容の健全性の向上に関する目標の設定に関する事項 四 特定事業再編の実施方法に関する事項 五 事業再編のための措置のうち生産性向上設備等の導入を行い、又は特定事業再編のための措置を行うのに必要な資金の調達の方法(以下「公庫」という。)及び指定金融機関(第四十一条第一項の規定により指定された指定金融機関をいう。第三十九条第一項第一号及び第二号において同じ。)が果たすべき役割に関する事項	六 その他事業再編に関する重要事項 3 経済産業大臣及び財務大臣は、経済事情の変動により必要が生じたときは、実施指針を変更するものとする。 4 経済産業大臣及び財務大臣は、実施指針を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、関係行政機関の長に協議するものとする。 5 経済産業大臣及び財務大臣は、実施指針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表するものとする。 (事業再編計画の認定) 第二十四條 事業者は、その実施しようとする事業再編(当該事業者が法人を設立し、その法人が実施しようとするものを含む。)に関する計画(以下「事業再編計画」という。)を作成し、主務省令で定めるところにより、これを集中実施期間中に主務大臣に提出して、その認定を受けることができる。 2 以上の事業者がその事業再編のための措置を共同して行おうとする場合にあつては、当該二以上の事業者は共同して事業再編計画を作成し、前項の認定を受けることができる。 3 事業再編計画には、次に掲げる事項を記載しなければならない。 一 事業再編の目標 二 事業再編による生産性及び財務内容の健全性の向上の程度を示す指標 三 事業再編の内容及び実施時期 四 事業再編の実施に必要な資金の額及びその調達方法 五 事業再編に伴う労務に関する事項	4 事業再編計画には、関係事業者及び外国関係法人が当該事業者の事業再編のために行う措置に関する計画を含めることができる。 5 主務大臣は、第一項の認定の申請があつた場合において、その事業再編計画が次の各号のいずれにも適合するものであると認めるときは、その認定をするものとする。 一 当該事業再編計画が実施指針に照らし適切であること。 二 当該事業再編計画に係る事業再編が円滑かつ確実に実施されると見込まれるものであること。 三 当該事業再編計画に係る事業再編による生産性の向上が、当該事業分野における市場構造に照らして、持続的なものと見込まれるものであること。 四 当該事業再編計画に係る事業の属する事業分野が過剰供給構造(供給能力が必要に照らし著しく過剰であり、かつ、その状態が長期にわたり継続することが見込まれる状態をいう。第二十六条第四項第四号及び第五十条において同じ。)にある場合にあつては、当該事業再編計画に係る事業再編が、当該事業分野の過剰供給構造の解消に資するものであること。 五 当該事業再編計画が従業員の地位を不当に害するものでないこと。 六 二以上の事業者の申請に係る事業再編計画又は他の事業者から事業を譲り受ける事業者の申請に係る事業再編計画にあつては、次のイ及びロに適合すること。 イ 内外の市場の状況に照らして、当該申請	平成二十五年十二月四日 参議院会議録第十一号(その二) 産業競争力強化法案
--	--	---	---	--	--

会に協議するものとする。この場合において、主務大臣は、事業再編関連措置が当該申請を行

う事業者の営む事業の属する事業分野における競争に及ぼす影響に関する事項その他の必要な事項について意見を述べるとともに、当該事業分野における内外の市場の状況、事業再編関連措置を講ずることによる生産性の向上の程度その他の当該意見の裏付けとなる根拠を示すものとする。

2 主務大臣及び公正取引委員会は、前項の協議に当たっては、産業競争力の強化を図ることの必要性に鑑み、所要の手続の迅速かつ的確な実施を図るため、相互に緊密に連絡するものとする。

3 主務大臣及び公正取引委員会は、第一項の規定による送付に係る事業再編計画又は特定事業再編計画であつて主務大臣が第二十四条第一項の認定又は第二十六条第一項の認定をしたものに従つてする行為について、当該認定後の経済事情の変動により事業者間の適正な競争関係を阻害し、並びに一般消費者及び関連事業者の利益を不当に害することとならないよう、相互に緊密に連絡するものとする。

(現物出資及び財産引受の調査に関する特例)

第二十九条 事業者が認定事業再編計画又は認定特定事業再編計画(以下この節において「認定計画」という。)に従つてその財産の全部又は一部を出資し、又は譲渡することにより新たに株式会社を設立する場合における当該新たに設立される株式会社の発起人に係る会社法(平成十七年法律第八十六号)第三十三条第十項第一号の規定の適用については、同号中「超えない場合」とあるのは、「超えない場合並びに産業競争力強化法平成二十五年法律第 号)第二十九条第一項に規定する場合」とする。

2 前項の場合における商業登記法(昭和三十一年法律第二百五号)第四十七条第二項の規定の適用については、同項中「次の書面」とあるのは、「次の書面(第四号に掲げる書面を除く。)」及び産業競争力強化法(平成二十五年法律第 号)第二十九条第一項に規定する認定計画に従つた財産の出資又は譲渡であることを証する書面」とする。

(株式の発行等に係る現物出資の調査に関する特例)

第三十条 事業者が認定計画に従つてその財産の全部又は一部を他の株式会社に出資する場合(新株予約権を行使する場合を含む。))における当該他の株式会社については、会社法第二百七条第一項から第八項まで及び第二百八十四条第一項から第八項までの規定は、適用しない。

2 前項の場合における商業登記法第五十六条及び第五十七条の規定の適用については、これらの規定中「次の書面」とあるのは、「次の書面(第三号イ及び第四号に掲げる書面を除く。))及び産業競争力強化法平成二十五年法律第 号)第二十九条第一項に規定する認定計画に従つた財産の出資であることを証する書面」とする。

第三十一条 前条第一項の規定は、技術研究組合(昭和三十六年法律第八十一号)第六十一条第二項に規定する組織変更をする技術研究組合が同法第六十七条第一号に規定する組織変更時発行株式を発行する際に、事業者が認定計画に従つてその財産の全部又は一部を出資する場合について準用する。この場合において、前条第一項中「会社法第二百七条第一項から第八項まで及び第二百八十四条第一項から第八項までの規定」とあるのは、「技術研究組合法(昭和三十

六年法律第八十一号)第七十五条において準用する会社法第二百七条第一項から第八項までの規定」と読み替えるものとする。

2 前条第一項の規定は、技術研究組合法第一百八条第二項に規定する新設分割をする技術研究組合が同法第二百二十二条第一号に規定する新設分割時発行株式を発行する際に、事業者が認定計画に従つてその財産の全部又は一部を出資する場合について準用する。この場合において、前条第一項中「会社法第二百七条第一項から第八項まで及び第二百八十四条第一項から第八項までの規定」とあるのは、「技術研究組合法(昭和三十六年法律第八十一号)第二百三十条において準用する会社法第二百七条第一項から第八項までの規定」と読み替えるものとする。

3 前二項の場合における技術研究組合法第六十九条第一項及び第七十条第一項の規定の適用については、同法第六十九條第一項第九号及び第七十条第一項第十号中「発行したときは、次に掲げる書面」とあるのは、「発行したときは、次に掲げる書面(ハ)及びニに掲げる書面を除く。))及び産業競争力強化法(平成二十五年法律第 号)第二十九条第一項に規定する認定計画に従つた財産の出資であることを証する書面」とする。

(特別支配会社への事業譲渡等に関する特例)

第三十二条 認定事業再編事業者の特定関係事業者(関係事業者であつて、当該認定事業再編事業者及び当該認定事業再編事業者が発行済株式の全部を有する株式会社とその総株主の議決権の三分の二以上を有しているものをいう。以下この条において同じ。)である株式会社であつて認定事業再編計画に従つて次に掲げる行為(第

三号から第六号までに掲げるものにあつては、株式会社とするものに限る。))をするものに係る会社法第四百六十八条第一項、第七百八十四条第一項及び第七百九十六条第一項の規定の適用については、同法第四百六十八条第一項中「特別支配会社(ある株式会社の総株主の議決権の十分の九(これを上回る割合を当該株式会社の定款で定めた場合にあつては、その割合)以上を他の会社及び当該他の会社が発行済株式の全部を有する株式会社その他これに準ずるものとして法務省令で定める法人が有している場合における当該他の会社をいう。以下同じ。))とあるのは「特定特別支配会社(産業競争力強化法(平成二十五年法律第 号)第二十五条第二項に規定する認定事業再編計画においてある株式会社が特定関係事業者(同法第三十二条第一項に規定する特定関係事業者をいう。以下この条において同じ。))である場合における当該特定関係事業者に係る同法第二十五条第一項に規定する認定事業再編事業者若しくは当該認定事業再編事業者の他の特定関係事業者又は当該認定事業再編計画に係る他の認定事業再編事業者若しくは当該他の認定事業再編事業者の特定関係事業者をいう。以下同じ。))と、同法第七百八十四条第一項及び第七百九十六条第一項中「特別支配会社」とあるのは「特定特別支配会社」とする。

一 事業の譲渡

二 事業の全部の譲受け

三 吸収合併

四 吸収分割

五 吸収分割による他の会社とその事業に関して有する権利義務の全部又は一部の承継

七 株式交換による他の株式会社の発行済株式の全部の取得

認定事業再編事業者の特定関係事業者であつて株式会社であるものが、認定事業再編計画に従つて次に掲げる行為をする場合においては、当該特定関係事業者については、会社法第八百四条第一項の規定は、適用しない。

新設合併（当該認定事業者再編事業者若しくは当該認定事業者再編事業者の他の特定関係事業者又は当該認定事業者再編計画に係る他の認定事業者再編事業者若しくは当該他の認定事業者再編事業者の特定関係事業者とするものであって、新設合併により設立する会社が株式会社である場合に限る。）

二 新設分割（新設分割により設立する会社が持分会社である場合及び会社法第八百五条に規定する場合を除く。）

前項に規定する場合において、同項各号の行為が法令又は定款に違反する場合であつて、特定関係事業者の株主が不利益を受けるおそれあるときは、当該特定関係事業者の株主は、当該特定関係事業者に対し、当該行為をやめるところを請求することができる。

前二項の場合における会社法第八百六条第三項及び第八百八条第三項の規定の適用については、同法第八百六条第三項中「決議の日」(産業競争力強化法(平成二十五年法律第 号)第三十二条第二項に規定する場合にあつては、新設合併契約の日又は新設分割計画の作成の日)と、同法第八百八条第三項中「作成の日」とあるのは「作成の日、産業競争力強化法第三十二条第二項に規定する場合に

あつては新設合併契約の日又は新設分割計画の作成の日とする。

第一項及び第二項の場合における商業登記法第八十条、第八十一条、第八十五条、第八十六条及び第八十九条の規定の適用については、同法第八十条中「次の書面」とあるのは「次の書面並びに産業競争力強化法（平成二十五年法律第 号）第二十四条第一項の認定（同法第二

十五條第一項の変更の認定を含む。以下単に「認定」という。）を受けたことを証する書面及び認定を受けた計画に従った吸収合併であることと証する書面」と、同法第八十一条中「次の書面」とあるのは「次の書面並びに認定を受けたこととを証する書面及び認定を受けた計画に従った新設合併であることを証する書面」と、同条第六号中「書面」とあるのは「書面（産業競争力強化法第三十二条第二項に規定する場合にあつては、当該場合に該当することを証する書面及び

取締役の過半数の一致があつたことを証する書面又は取締役会の議事録」と、同法第八十五条中「次の書面」とあるのは「次の書面並びに認定を受けたことを証する書面及び認定を受けた計画に従つた吸収分割又は吸収分割による他の会社」がその事業に関して有する権利義務の全部若

しくは一部の承継であることを証する書面」と、同法第八十六条中「次の書面」とあるのは「次の書面並びに認定を受けたことを証する書面及び認定を受けた計画に従つた新設分割であることを証する書面」と、同条第六号中「当該場合」とあるのは「当該場合」と、「議事録」とあるのは「議事録、産業競争力強化法第三十二条第二項に規定する場合にあつては当該場合に該当することを証する書面及び取締役の過半数の

一致があつたことを証する書面又は取締役会の議事録と、同法第八十九条中「次の書面」とあるのは「次の書面並びに認定を受けたことを証する書面及び認定を受けた計画に従つた株式交換又は株式交換による他の株式会社発行済株式の全部の取得であることを証する書面」とする。

(株式の併合に関する特例)

第三十三條 認定事業再編事業者若しくはその関係事業者（以下「認定事業再編事業者等」という。）又は認定特定事業再編事業者若しくは当該認定に係る特定会社（以下「認定特定事業再編事業者等」という。）である株式会社が認定計画に従つて資本金、資本準備金又は利益準備金の額の減少と同時に行う株式の併合であつて次の各号のいづれにも該当するものに係る会社法第一百八十条第二項の規定の適用については、同項中「株主總會」とあるのは、「株主總會（取締役会設置会社にあつては、取締役会）」とする。

一 当該株式の併合と同時に単元株式数を減少し、又はその数を廃止するものであること。

二 当該株式の併合後各株主がそれぞれ有する単元の数(当該株式の併合と同時に単元株式数を廃止する場合にあつては、各株主がそれぞれ有する株式の数)が当該株式の併合前において各株主がそれぞれ有する単元の数を下回るものでないこと。

前項の場合における商業登記法第六十一条の規定の適用については、同条中「掲げる書面」とあるのは、「掲げる書面及び産業競争力強化法（平成二十五年法律第 号）第二十九条第一項に規定する認定計画に従った株式の併合であることを証する書面」とする。

（株式を対価とする公開買付けに際しての株式の発行等に関する特例）

第三十四条 認定事業再編事業者である株式会社
が認定事業再編計画に従つて公開買付け（金融
商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号）第二
十七条の二第六項に規定する公開買付けをい
う。以下この項及び次条第一項において同じ。）
の方法による他の株式会社の株式の取得により
当該他の株式会社をその関係事業者としようと
する場合（外国における公開買付けの方法に相
当するものによる外国法人の株式若しくは持分
又はこれらに類似するものの取得により当該外
国法人をその外国関係法人としようとする場合
を含む。以下この項において同じ。）であつて当
該取得の対価として株式の発行若しくは自己株
式の処分をするとき又は認定事業再編事業者で
ある株式会社が認定事業再編計画に従つてその
子会社（会社法第二条第三号に規定する子会社
をいい、会社が発行済株式の全部を有する株式
会社その他これに準ずるものとして主務省令で
定める法人に限る。以下この項において同じ。）
に対して株式の発行若しくは自己株式の処分を
するとともに当該子会社が当該認定事業再編計
画に従つて当該株式を対価とする公開買付けの
方法による他の株式会社の株式の取得により当
該他の株式会社をその関係事業者としようとす
る場合における当該認定事業再編事業者に係る
同法第百九十九条 第二百一条（第一項及び第
二項を除く。）、第二百八条及び第四百四十五
条の規定の適用については、次の表の上欄に掲
げる同法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、そ
れぞれ同表の下欄に掲げる字句とするほか、必
要な技術的読替えは、政令で定める。

第百九十九条第一項 各号列記以外の部分	株式会社は、	産業競争力強化法（平成二十五年法律第 号）第二十五条第一項に規定する認定事業再編事業者である株式会社は、同条第二項に規定する認定事業再編計画に従つて公開買付け（金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号）第二十七条の二第六項に規定する公開買付けをいう。以下同じ。）の方法による他の株式会社の株式の取得の対価として	次に掲げる事項（第三号に掲げる事項を除く。）	募集株式の数（種類株式発行会社にあつては、募集株式の種類及び数。以下この節において同じ。）	募集株式の払込金額（募集株式一株と引換えに払い込む金銭又は給付する金銭以外の財産の額をいう。以下この節において同じ。）	第百九十九条第一項 第二号
第百九十九条第一項 第四号	金銭の払込み又は前号の財産	当該他の株式会社の特定株式等	次に掲げる事項（第三号に掲げる事項を除く。）	募集株式の数（種類株式発行会社にあつては、募集株式の種類及び数。以下この節において同じ。）又はその数の算定方法	募集株式一株と引換えに給付する当該他の株式会社の株式（当該外国法人の株式若しくは持分又はこれらに類似するものを含む。）並びに当該公開買付けにおいて当該株式と併せて買い付ける当該他の株式会社の新株予約権及び新株予約権付社債（以下「特定株式等」という。）の数	第百九十九条第一項 第二号
第百九十九条第三項	第一項の規定により読み替えて適用する第百九十九条第二項の取締役会の決議によつて	産業競争力強化法第三十四条第三項の規定により読み替えて準用する第七百九十六条第三項の規定により、株主総会の決議によらないで				

第百九十九条第五項	法務省令	産業競争力強化法第百四十条第二項に規定する主務省令（以下単に「主務省令」という。）
第百九十九条第二項	募集株式の払込金額の全額に相当する現物出資財産	募集株式と引換えに給付する当該他の株式会社の特定株式等の全部
第百九十九条第四十五条第一項	財産の額	財産の額として主務省令で定める額
第百九十九条第四十五条第二項	給付に係る額	給付に係る額として主務省令で定める額

2 前項の規定により認定事業再編事業者である株式会社が行う株式の発行又は自己株式の処分にについては、会社法第百三十五条第一項、第二百条、第二百一条第一項及び第二項並びに第二百十二条の規定は、適用しない。

3 会社法第百三十四条、第三百九条第二項、第七百九十六条第三項及び第四項、第七百九十七条、第七百九十八条、第八百六十八条から第八百七十六条まで並びに第九百四十条の規定は、第一項の場合について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる同法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句と読み替えるほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

第百三十四条第一項	次の各号に掲げる行為に際して当該各号に定める者に当該株式会社の株式を交付する場合	産業競争力強化法第三十四条第一項の規定による株式の発行又は自己株式の処分（以下「特定株式発行等」という。）に際してこれらの株式の引受けの申込みをした者にこれらの株式を交付する場合
第百九十九条第三項	前条第一項から第三項まで五分の一（これを下回る割合を存続株式会社等の定款で定めた場合にあつては、その割合）	第百九十九条第二項五分の一

第七百九十六条第三 項第一号	次に掲げる額の合計額 イ 吸収合併消滅株式会社若しくは株式交換完全子会社の株主、吸収合併消滅持分会社の社員又は吸収分割会社(以下この号において「消滅会社等の株主等」という。)に対して交付する存続株式会社等の株式の数に一株当たり純資産額を乗じて得た額 ロ 消滅会社等の株主等に対して交付する存続株式会社等の社債、新株予約権又は新株予約権付社債の帳簿価額の合計額 ハ 消滅会社等の株主等に対して交付する存続株式会社等の株式等以外の財産の帳簿価額の合計額	特定株式発行等に際してこれらの株式の引受けの申込みをした者に交付する株式の全部又は一部が当該認定事業再編事業者である株式会社の譲渡制限株式である場合であつて、当該認定事業再編事業者である株式会社が公開会社でないとき 特定株式発行等に際してこれらの株式の引受けの申込みをした者に交付する当該認定事業再編事業者である株式会社の株式の数に一株当たり純資産額を乗じて得た額
第七百九十六条第三 項第二号	存続株式会社等 法務省令	当該認定事業再編事業者である株式会社 産業競争力強化法第四十条第二項に規定する主務省令(以下単に「主務省令」という。)
第七百九十六条第四 項	法務省令 前条第一項 吸収合併等 存続株式会社等に 当該存続株式会社等	主務省令 第九十九条第二項 特定株式発行等 当該認定事業再編事業者である株式会社に 当該認定事業再編事業者である株式会社に 当該認定事業再編事業者である株式会社に
第七百九十七条第一 項	吸収合併等 存続株式会社等	特定株式発行等 当該認定事業再編事業者である株式会社に
第七百九十七条第二 項第一号イ	吸収合併等 当該存続株式会社等	特定株式発行等 当該認定事業再編事業者である株式会社に
第七百九十七条第三 項	効力発生日 存続株式会社等	特定期日等 社 当該認定事業再編事業者である株式会社に

第七百九十七條第四項第一号	存続株式会社等	当該認定事業再編事業者である株式会社	4 第一項の場合における商業登記法第五十六条の規定の適用については、同条中「次の書面」とあるのは、「次の書面第三号イ及び第四号に掲げる書面を除く。」及び産業競争力強化法(平成二十五年法律第 号)第二十四条第一項の認定(同法第二十五条第一項の変更の認定を含む。)を受けた計画に従った株式の発行であることを証する書面」とする。 (全部取得条項付種類株式の発行及び取得に関する特例) 第三十五条 認定事業再編事業者が認定事業再編計画に従って公開買付けの方法により他の株式会社の株式を取得した場合(当該他の株式会社の総株主の議決権の十分の九以上の数の議決権及び会社法第百八条第一項第七号に掲げる事項についての定款の定めを設けようとする種類の株式の種類株主の議決権の十分の九以上の数の議決権の保有者になった場合に限る。)における当該他の株式会社が行う全部取得条項付種類株式(同法第百七十一条第一項に規定する全部取得条項付種類株式をいう。以下この項において同じ。)の発行のために必要な定款の変更及び当該全部取得条項付種類株式の全部の取得(その取得に際して当該他の株式会社の株主に対し交付しなければならない当該他の株式会社の株式の株式の数に一株に満たない端数がある場合にあつては、当該端数の合計数(その合計数に二に満たない端数があるときにあつては、これを切り捨てるものとする。)に相当する数の株式の競売以外の方法による売却を含む。)であつて次の各号のいずれにも該当するものとして主務省令で定めるところにより主務大臣の認定を受けたものに係る同法第百十一条第二項、第百五十五条、第百七十一条、第百七十二条、第百七十三条第二項、第百三十四条及び第四百六十六条の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる同法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。 一 法令又は定款に違反していないこと。 二 当該全部取得条項付種類株式の取得に際して、当該他の株式会社の株主に対し、当該公開買付けにおける買付け等の価格(金融商品取引法第二十七条の二第三項に規定する買付け等の価格をいう。)に相当する取得対価(会社法第百七十一条第一項に規定する取得対価をいう。)が割り当てられること。
第七百九十七條第四項第二号	存続株式会社等	当該認定事業再編事業者である株式会社	
第七百九十七條第五項	第七百九十五条第一項の株主総会の決議によつて吸収合併契約等の承認を受けた場合	第百九十九条第二項の株主総会の決議によつて募集事項を定めた場合	
第七百九十七條第六項	存続株式会社等	当該認定事業再編事業者である株式会社	
第七百九十七條第七項	吸収合併等を中止	特定株式発行等の全部を中止	
第七百九十八條第一項及び第二項	存続株式会社等	当該認定事業再編事業者である株式会社	第百十二条第二項 次に掲げる種類株主
第七百九十八條第三項	効力発生日	特定期日等	
第七百九十八條第四項	存続株式会社等	当該認定事業再編事業者である株式会社	

第百七十一條第一項	定めなければならない	定めなければならない。ただし、産業競争力強化法第三十五条第一項の主務大臣の認定を受けた場合には、株主総会の決議によらないで、その認定に係る全部取得条項付種類株式を取得すること及び次に掲げる事項を定めることができる
第百七十二條第一項	次に掲げる株主 同項の株主総会の日	全ての株主 産業競争力強化法第三十五条第二項の規定により読み替えて準用する第百六十九條第三項の規定による通知又は同法第三十五条第二項の規定により準用する第百六十九條第四項の公告の日
第百七十三條第二項	第百七十一條第一項の株主総会の決議による定め	産業競争力強化法第三十五条第一項の規定により読み替えて適用する第百七十一條第一項の規定により定めたところ
第百三十四條第二項	裁判所の許可を得て競売以外の方法により、これを売却することができる。この場合において、当該許可の申立ては、取締役が二人以上あるときは、その全員の同意によつてしなければならない	産業競争力強化法第三十五条第一項の主務大臣の認定に係る競売以外の方法により、これを売却することができる
第四百六十六條	変更することができる	変更することができる。ただし、産業競争力強化法第三十五条第一項の主務大臣の認定を受けた定款の変更については、株主総会の決議によらないで、これを行うことができる

2 会社法第百六十九條第三項及び第四項並びに第九百四十條の規定は、前項の場合について準用する。この場合において、同法第百六十九條第三項中「第二項の規定による決定をしたときは」とあるのは「産業競争力強化法第三十五条第一項の規定により読み替えて適用する第百七十一條第一項の規定により同項各号に掲げる事項を定めたときは」と、「株式会社」とあるのは「同法第三十五条第一項の主務大臣の認定を受けた全部取得条項付種類株式の全部の取得を行う株式会社」と、「同項の規定により決定した取得条項付株式の株主及びその登録株式質権者に対し」とあるのは「当該株式会社の株主に対し」と、「当該取得条項付株式」とあるのは「当該全部取得条項付種類株式」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。	は、当該決議又は決定の日から二週間以内に、特定債権者(当該会社に対する債権を有する者のうち、当該事業の全部又は一部の譲渡に伴い、当該事業の全部又は一部を譲り受ける者に対する債権を有することとなり、当該債権を当該会社に対して有しないこととなる者)をいう。以下この条において同じ。に対して各別に、当該事業の全部又は一部の譲渡の要領を通知し、かつ、当該事業の全部又は一部の譲渡に異議のある場合には一定の期間内に異議を述べるべき旨を催告することができる。
3 第一項の場合における商業登記法第四十六條第一項、第二項及び第四項の規定の適用については、同条第一項及び第四項中「書面」とあるのは「書面及び産業競争力強化法(平成二十五年法律第 号)第三十五条第一項の主務大臣の認定を受けたことを証する書面」と、同条第二項中「その議事録」とあるのは「その議事録及び産業競争力強化法第三十五条第一項の主務大臣の認定を受けたことを証する書面」とする。	2 前項の期間は、一月を下つてはならない。 3 第一項に規定する催告を受けた特定債権者が同項の期間内に異議を述べなかつたときは、当該特定債権者は、当該事業の全部又は一部の譲渡を承認したものとみなす。
3 第一項の場合における商業登記法第四十六條第一項、第二項及び第四項の規定の適用については、同条第一項及び第四項中「書面」とあるのは「書面及び産業競争力強化法(平成二十五年法律第 号)第三十五条第一項の主務大臣の認定を受けたことを証する書面」と、同条第二項中「その議事録」とあるのは「その議事録及び産業競争力強化法第三十五条第一項の主務大臣の認定を受けたことを証する書面」とする。 (事業の譲渡の場合の債権者の異議の催告等) 第三十六條 事業者であつて株式会社であるもの(以下この項及び第四項において単に「会社」という。)は、認定計画に従つて行われる事業の全部又は一部の譲渡について株主総会若しくは取締役会の決議又は執行役の決定がされたとき	4 特定債権者が第一項の期間内に異議を述べたときは、当該会社は弁済し、又は相当の担保を提供し、若しくは特定債権者に弁済を受けさせることを目的として信託会社若しくは信託業務を営む金融機関に相当の財産を信託しなければならない。ただし、当該事業の全部又は一部の譲渡をしても当該特定債権者を害するおそれがないときは、この限りでない。 (投資事業有限責任組合契約に関する法律の特例) 第三十七條 投資事業有限責任組合の組合員は、事業再編を円滑化するため、投資事業有限責任組合契約に関する法律第三條第一項の組合契約において、同項各号に掲げる事業のほか、各当事者が共同で、外国法人の発行する株式、新株予約権若しくは指定有価証券(同項第三号に規

定する指定有価証券をいう。)若しくは外国法人の持分又はこれらに類似するものであつて、外国関係法人認定事業再編計画において外国関係法人が行う措置に関する計画が含まれている場合における当該外国関係法人に限る。)に係るものの取得及び保有の事業を営むことを約することが出来る。

2 前項に規定する事業を営むことを約した投資事業有限責任組合の組合員に対する投資事業有限責任組合契約に関する法律第七条第四項の規定の適用については、同項中「第三条第一項に掲げる事業以外の行為」とあるのは「第三条第一項に掲げる事業及び産業競争力強化法(平成二十五年法律第 号)第三十七条第一項に規定する事業以外の行為」と、「同項に掲げる事業以外の行為」とあるのは「第三条第一項に掲げる事業及び同法第三十七条第一項に規定する事業以外の行為」とする。

(独立行政法人中小企業基盤整備機構の行う事業再編円滑化業務)

第三十八条 独立行政法人中小企業基盤整備機構は、事業再編を円滑化するため、次の各号に掲げる者が当該各号に定める資金を調達するために発行する社債及び当該資金の借入れに係る債務の保証の業務を行う。

一 認定事業再編事業者等 認定事業再編計画に従つて事業再編のための措置を行うのに必要な資金

二 認定特定事業再編事業者等 認定特定事業再編計画に従つて特定事業再編のための措置を行うのに必要な資金

(公庫の行う事業再編促進円滑化業務)

第三十九条 公庫は、株式会社日本政策金融公庫法(平成十九年法律第五十七号。次項において「公庫法」という。)第一条及び第十一条の規定にかかわらず、次に掲げる業務(以下「事業再編促進円滑化業務」という。)を行うことができる。

一 指定金融機関に対し、認定事業再編事業者等が認定事業再編計画に従つて行う事業再編のための措置のうち生産性向上設備等の導入その他政令で定めるもの(第四十一条第一項において「認定事業再編関連措置」という。)を行うのに必要な資金の貸付けに必要な資金を貸し付ける業務及びこれに附帯する業務

二 指定金融機関に対し、認定特定事業再編事業者等が認定特定事業再編計画に従つて行う特定事業再編のための措置のうち政令で定めるもの(第四十一条第一項において「認定特定事業再編関連措置」という。)を行うのに必要な資金の貸付けに必要な資金を貸し付ける業務及びこれに附帯する業務

2 事業再編促進円滑化業務が行われる場合には、事業再編促進円滑化業務をエネルギー環境適合製品の開発及び製造を行う事業の促進に関する法律(平成二十二年法律第三十八号)第六条に規定する特定事業促進円滑化業務とみなし、かつ、同法第十七条の表の上欄に掲げる公庫法の規定中同表の中欄に掲げる字句(次の表の上欄に掲げる公庫法の規定中同表の中欄に掲げる字句を除く。)は、それぞれ同条の表の下欄に掲げる字句とする。この場合において、必要な技術的読替えは、政令で定める。

第五十八条第一項	この法律	この法律、産業競争力強化法(平成二十五年法律第 号)
第五十八条第二項及び第五十九条第一項	この法律	この法律、産業競争力強化法
第七十一条	第五十九条第一項	産業競争力強化法第三十九条第二項の規定により読み替えて適用する第五十九条第一項
第七十三条第一号	この法律	この法律(産業競争力強化法第三十九条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)
第七十三条第三号	第十一条	第十一条及び産業競争力強化法第三十九条第一項
第七十三条第七号	第五十八条第二項	第五十八条第二項(産業競争力強化法第三十九条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)
附則第四十七条第一項	公庫の業務	公庫の業務(産業競争力強化法第三十九条第一項に規定する事業再編促進円滑化業務を除く。)

(事業再編促進円滑化業務実施方針)

第四十条 公庫は、実施指針(第二十三条第二項第五号に掲げる事項に限る。次条第一項第二号及び第二項において同じ。)に即して、主務省令で定めるところにより、事業再編促進円滑化業務の方法及び条件その他事業再編促進円滑化業務を実施するための方針(以下この条並びに次条第一項第二号及び第二項において「事業再編促進円滑化業務実施方針」という。)を定めなければならない。

2 公庫は、事業再編促進円滑化業務実施方針を定めようとするときは、主務大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

3 公庫は、前項の主務大臣の認可を受けたときは、遅滞なく、事業再編促進円滑化業務実施方針を公表しなければならない。

4 公庫は、事業再編促進円滑化業務実施方針に従つて事業再編促進円滑化業務を行わなければならない。

官 報 (号 外)

(指定金融機関の指定)

第四十一条 主務大臣は、主務省令で定めるところにより、認定事業再編事業者等が認定事業再編計画に従つて認定事業再編関連措置を行うのに必要な資金又は認定特定事業再編事業者等が認定特定事業再編計画に従つて認定特定事業再編関連措置を行うのに必要な資金を貸し付ける業務のうち、当該貸付けに必要な資金について公庫から貸付けを受けて行おうとするもの(以下「事業再編促進業務」という。)に関し、次の各号のいずれにも適合すると認められる者を、その申請により、指定金融機関として指定することができる。

一 銀行その他の政令で定める金融機関であること。

二 その次項に規定する業務規程が、法令並びに実施指針及び事業再編促進円滑化業務実施方針に適合し、かつ、事業再編促進業務を適正かつ確実に実施するために十分なものであること。

三 人的構成に照らして、事業再編促進業務を適正かつ確実に実施することができる知識及び経験を有していること。

2 前項の規定による指定(以下この節において単に「指定」という。)を受けようとする者は、主務省令で定める手続に従い、実施指針及び事業再編促進円滑化業務実施方針に即して事業再編促進業務に関する規程(次項及び第四十三条において「業務規程」という。)を定め、これを指定申請書に添えて、主務大臣に提出しなければならない。

3 業務規程には、事業再編促進業務の実施体制及び実施方法に関する事項その他の主務省令で定める事項を定めなければならない。

4 次の各号のいずれかに該当する者は、指定を

受けることができない。

一 この法律、銀行法その他の政令で定める法律若しくはこれらの法律に基づく命令又はこれらに基づく処分違反し、罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から起算して五年を経過しない者

二 第四十八条第一項又は第二項の規定により指定を取り消され、その取消しの日から起算して五年を経過しない者

三 法人であつて、その業務を行う役員のうち、次のいずれかに該当する者がある者

イ 成年被後見人若しくは被保佐人又は破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者

ロ 指定金融機関が第四十八条第一項又は第二項の規定により指定を取り消された場合において、当該指定の取消しに係る聴聞の期日及び場所の公示の前六十日以内にその指定金融機関の役員であつた者で当該指定の取消しの日から起算して五年を経過しないもの

(指定の公示等)

第四十二条 主務大臣は、指定をしたときは、指定金融機関の商号又は名称、住所及び事業再編促進業務を行う営業所又は事務所の所在地を公示するものとする。

2 指定金融機関は、その商号若しくは名称、住所又は事業再編促進業務を行う営業所若しくは事務所の所在地を変更しようとするときは、あらかじめ、その旨を主務大臣に届け出なければならない。

3 主務大臣は、前項の規定による届出があつたときは、その旨を公示するものとする。

(業務規程の変更の認可等)

第四十三条 指定金融機関は、業務規程を変更し

ようとするときは、主務大臣の認可を受けなければならない。

2 主務大臣は、指定金融機関の業務規程が事業再編促進業務の適正かつ確実な実施上不適当となつたと認めるときは、その業務規程を変更すべきことを命ずることができる。

(協定)

第四十四条 公庫は、事業再編促進円滑化業務については、指定金融機関と次に掲げる事項をその内容を含む協定を締結し、これに従いその業務を行うものとする。

一 指定金融機関が行う事業再編促進業務に係る貸付けの条件の基準に関する事項

二 指定金融機関は、その財務状況及び事業再編促進業務の実施状況に関する報告書を作成し、公庫に提出すること。

三 前二号に掲げるもののほか、指定金融機関が行う事業再編促進業務及び公庫が行う事業再編促進円滑化業務の内容及び方法その他の主務省令で定める事項

2 公庫は、前項の協定を締結しようとするときは、主務大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

(帳簿の記載)

第四十五条 指定金融機関は、事業再編促進業務について、主務省令で定めるところにより、帳簿を備え、主務省令で定める事項を記載し、これを保存しなければならない。

(監督命令)

第四十六条 主務大臣は、この法律を施行するた

め必要があると認めるときは、指定金融機関に対し、事業再編促進業務に関し監督上必要な命令をすることができる。

(業務の休廃止)

第四十七条 指定金融機関は、事業再編促進業務

の全部又は一部を休止し、又は廃止しようとするときは、主務省令で定めるところにより、あらかじめ、その旨を主務大臣に届け出なければならない。

2 主務大臣は、前項の規定による届出があつたときは、その旨を公示するものとする。

3 指定金融機関が事業再編促進業務の全部を廃止したときは、当該指定金融機関の指定は、その効力を失う。

(指定の取消し等)

第四十八条 主務大臣は、指定金融機関が第四十一条第四項各号(第二号を除く。)のいずれかに該当するに至つたときは、その指定を取り消すものとする。

2 主務大臣は、指定金融機関が次の各号のいずれかに該当するときは、その指定を取り消すことができる。

一 事業再編促進業務を適正かつ確実に実施することができないと認められるとき。

二 指定に関し不正の行為があつたとき。

三 この法律又はこの法律に基づく命令若しくは処分違反したとき。

3 主務大臣は、前二項の規定により指定を取り消したときは、その旨を公示するものとする。

(指定の取消し等に伴う業務の終了)

第四十九条 指定金融機関について、第四十七条第三項の規定により指定が効力を失つたとき、又は前条第一項若しくは第二項の規定により指定が取り消されたときは、当該指定金融機関であつた者又はその一般承継人は、当該指定金融機関が行つた事業再編促進業務の契約に基づく取引を結了する目的の範囲内においては、なお指定金融機関とみなす。

(調査等)

第五十条 政府は、事業者による事業再編の実施

の円滑化のために必要があると認めるときは、商品若しくは役務の需給の動向又は各事業分野が過剰供給構造にあるか否かその他の市場構造に関する調査を行い、その結果を公表するものとする。

第三節 事業再生の円滑化

(認証紛争解決事業者の認定)

第五十一条 認証紛争解決事業者であつて、裁判外紛争解決手続の利用の促進に関する法律第六条第一号の紛争の範囲を事業再生に係る紛争を含めて定めているものは、経済産業省令で定めるところにより、次の各号のいずれにも適合していることにつき、経済産業大臣の認定を受けることができる。

一 事業再生に係る専門的知識及び実務経験を有すると認められる者として経済産業省令で定める要件に該当する者を手続実施者(裁判外紛争解決手続の利用の促進に関する法律第二条第二号の手続実施者をいう。)として選任することができること。

二 事業再生に係る紛争についての認証紛争解決手続の実施方法が経済産業省令で定める基準に適合すること。

2 経済産業大臣は、前項の認定の申請に係る認証紛争解決事業者が同項各号のいずれにも適合していると認めるときは、同項の認定をするものとする。

3 経済産業大臣は、第一項の認定を受けた認証紛争解決事業者が同項各号のいずれかに適合しなくなつたと認めるとき、又は第五十六条第一項の償還すべき社債の金額の減額に係る確認若しくは第五十八条第一項の資金の借入れに係る確認を適切に行つていないと認めるときは、当該認定を取り消すことができる。

(調停機関に関する特例)

第五十二条 事業者が特定債務等の調整(特定債務等の調整の促進のための特定調停に関する法律平成十一年法律第五十八号)第二条第二項に規定する特定債務等の調整をいう。)に係る調停の申立てをした場合(当該調停の申立ての際に同法第三条第二項の申述をした場合に限る。)において、当該申立て前に当該申立てに係る事件について特定認証紛争解決手続が実施されていた場合には、裁判所は、当該特定認証紛争解決手続が実施されていることを考慮した上で、民事調停法(昭和二十六年法律第二百二十二号)第五条第一項ただし書の規定により裁判官だけで調停を行うことが相当であるかどうかの判断をするものとする。

(独立行政法人中小企業基盤整備機構の行う事業再生円滑化業務)

第五十三条 独立行政法人中小企業基盤整備機構は、次の各号に掲げる者が関与する事業再生について、それぞれ当該各号に定める期間(当該期間内に破産手続開始、再生手続開始、更生手続開始又は特別清算開始の申立てがあつたときは、当該申立ての時までの期間。次条第一項において「事業再生準備期間」という。)における事業再生を行おうとする事業者の事業の継続に欠くことができない資金の借入れに係る債務の保証を行う。

一 特定認証紛争解決事業者 特定認証紛争解決手続の開始から終了に至るまでの間

二 独立行政法人中小企業基盤整備機構又は認定支援機関(第百二十七条第二項に規定する認定支援機関をいう。第五十五条第一項及び第百二十六条第一項において同じ。) 事業再生を行おうとする中小企業者に係る事業再生

の計画の作成についての指導又は助言(特定認証紛争解決手続において行うものを除く。)を開始した時から当該計画に係る債権者全員の当該計画についての合意が成立し、又は合意が成立しないことが明らかになるまでの間(中小企業信用保険法の特例)

第五十四条 中小企業信用保険法(昭和二十五年法律第二百六十四号)第三条第一項に規定する普通保険(以下「普通保険」という。)、同法第三条の二第一項に規定する無担保保険(以下「無担保保険」という。)(又は同法第三条の三第一項に規定する特別小口保険(以下「特別小口保険」という。))の保険関係であつて、事業再生円滑化関

連保証(同法第三条第一項、第三条の二第一項又は第三条の三第一項に規定する債務の保証であつて、事業再生を行おうとする中小企業者の原材料の購入のための費用その他の事業の継続に欠くことができない費用で経済産業省令で定めるものに充てるために必要な資金の借入れ(事業再生準備期間における資金の借入れに限る。))に係るものをいう。以下この条において同じ。)を受けた中小企業者に係るものについての次の表の上欄に掲げる同法の規定の適用については、これらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句とする。

第三条第一項		保険価額の合計額が
第三条の二第一項及び第三条の三第一項		保険価額の合計額が
第三条の二第三項		当該借入金額のうち
第三条の三第二項	当該債務者	事業再生円滑化関連保証及びその他の保証ごとに、当該債務者
	当該保証をした	事業再生円滑化関連保証及びその他の保証ごとに、それぞれ当該保証をした
第三条の三第二項	当該債務者	事業再生円滑化関連保証及びその他の保証ごとに、当該債務者
	当該保証をした	事業再生円滑化関連保証及びその他の保証ごとに、それぞれ当該保証をした

2 普通保険の保険関係であつて、事業再生円滑化関連保証に係るものについての中小企業信用保険法第三条第二項及び第五条の規定の適用については、同法第三条第二項中「百分の七十」とあり、及び同法第五条中「百分の七十(無担保保険、特別小口保険、流動資産担保保険、公害防止保険、エネルギー対策保険、海外投資関係保険、新事業開拓保険、事業再生保険及び特定社債保険にあつては、百分の八十)」とあるのは、「百分の八十」とする。

3 普通保険、無担保保険又は特別小口保険の保険関係であつて、事業再生円滑化関連保証に係るものについての保険料の額は、中小企業信用保険法第四条の規定にかかわらず、保険金額に年百分の二以内において政令で定める率を乗じて得た額とする。

第五十五条 普通保険、無担保保険又は特別小口保険の保険関係であつて、事業再生計画実施関連保証(中小企業信用保険法第三条第一項、第三条の二第一項又は第三条の第三第一項に規定する債務の保証であつて、独立行政法人中小企業基盤整備機構又は認定支援機関による指導若しくは助言を受けて作成した第五十三条第二号の事業再生の計画(当該計画に係る債権者全員の合意が成立したものに限り)その他経済産業省令で定めるところにより作成された事業再生の計画に従つて行われる事業再生に必要な資金に係るものをいう。以下この条において同じ。)を受けた中小企業者に係るものについての次の表の上欄に掲げる同法の規定の適用については、これらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句とする。

第三条第一項	保険価額の合計額が
第三条の二第一項及び第三条の三第一項	保険価額の合計額が
第三条の二第三項	当該借入金の額のうち
	事業再生計画実施関連保証に係る保険関係の保険価額の合計額とその他の保険関係の保険価額の合計額とがそれぞれ
	事業再生計画実施関連保証及びその他の保証ごとに、それぞれ当該借入金の額のうち

第三条の三第二項	当該債務者	当該保証をした	当該債務者
	当該債務者	当該保証をした	当該債務者
	当該債務者	当該保証をした	当該債務者

2 普通保険の保険関係であつて、事業再生計画実施関連保証に係るものについての中小企業信用保険法第三条第二項及び第五条の規定の適用については、同法第三条第二項中「百分の七十」とあり、及び同法第五条中「百分の七十(無担保保険、特別小口保険、流動資産担保保険、公害防止保険、エネルギー対策保険、海外投資関係保険、新事業開拓保険、事業再生保険及び特定社債保険にあつては、百分の八十)」とあるのは、「百分の八十」とする。

3 普通保険、無担保保険又は特別小口保険の保険関係であつて、事業再生計画実施関連保証に係るものについての保険料の額は、中小企業信用保険法第四条の規定にかかわらず、保険金額に年百分の二以内において政令で定める率を乗じて得た額とする。

第五十六条 特定認証紛争解決手続により事業再生を図ろうとする事業者は、当該特定認証紛争解決手続を行う特定認証紛争解決事業者に対し、社債権者集会の決議に基づき行う償還すべき社債の金額の減額に関する特定認証紛争解決事業者の確認

き社債の金額の減額が、当該事業者の事業再生に欠くことができないものとして経済産業省令・内閣府令で定める基準に適合するものであることの確認を求めることができる。

2 特定認証紛争解決事業者は、前項の確認を行ったときは、直ちに、その旨を、当該確認を求めた事業者に通知するものとする。

(社債権者集会の決議の認可に関する判断の特例)

第五十七条 裁判所は、前条第一項の規定により特定認証紛争解決事業者が確認を行った償還すべき社債の金額について減額を行う旨の社債権者集会の決議に係る会社法第七百三十二条に規定する認可の申立てが行われた場合には、当該減額が当該事業者の事業再生に欠くことができないものであることが確認されていることを考慮した上で、当該社債権者集会の決議が同法第七百三十三条第四号に掲げる場合に該当するかどうかを判断するものとする。

2 裁判所は、前項に規定する認可の申立てが行われた場合には、特定認証紛争解決事業者に対し、意見の陳述を求めることができる。

(資金の借入れに関する特定認証紛争解決事業者の確認)

第五十八条 特定認証紛争解決手続により事業再生を図ろうとする事業者は、当該特定認証紛争解決手続を行う特定認証紛争解決事業者に対し、当該特定認証紛争解決手続の開始から終了に至るまでの間における当該事業者の資金の借入れが次の各号のいずれにも適合することの確認を求めることができる。

一 当該事業者の事業の継続に欠くことができないものとして経済産業省令で定める基準に適合すること。

二 当該資金の借入れに係る債権の弁済を、当該特定認証紛争解決手続における紛争の当事者である債権者が当該事業者に対して当該資金の借入れの時点において有している他の債権の弁済よりも優先的に取り扱うことについて、当該債権者全員の同意を得ていること。

2 特定認証紛争解決事業者は、前項の確認を行ったときは、直ちに、その旨を、当該確認を求めた事業者に通知するものとする。

(再生手続の特例)

第五十九条 裁判所(再生事件を取り扱う一人の裁判官又は裁判官の合議体をいう。)は、前条第一項の規定による確認を受けた資金の借入れをした事業者について再生手続開始の決定があつた場合において、同項の規定による確認を受けた資金の借入れに係る再生債権と他の再生債権(同項第二号の債権者に同号の同意の際保有されていた再生債権に限る。)との間に権利の変更の内容に差を設ける再生計画案(民事再生法平成十一年法律第二百二十五号)第六十三条第

一項の再生計画案をいう。)が提出され、又は可決されたときは、当該資金の借入れが前条第一項各号のいずれにも適合することが確認されていることを考慮した上で、当該再生計画案が同法第五十五条第一項ただし書に規定する差を設けても衡平を害しない場合に該当するかどうかを判断するものとする。

(更生手続の特例)

第六十条 裁判所(更生事件を取り扱う一人の裁判官又は裁判官の合議体をいう。)は、第五十八条第一項の規定による確認を受けた資金の借入れをした事業者について更生手続開始の決定があつた場合において、同項の規定による確認を受けた資金の借入れに係る更生債権とこれと同一の種類の他の更生債権(同項第二号の債権者に同号の同意の際保有されていた更生債権に限る。)との間に権利の変更の内容に差を設ける更生計画案が提出され、又は可決されたときは、当該資金の借入れが同項各号のいずれにも適合することが確認されていることを考慮した上で、当該更生計画案が会社更生法(平成十四年法律第五十四号)第六十八條第一項ただし書に規定する差を設けても衡平を害しない場合に該当するかどうかを判断するものとする。

第四節 設備導入促進法人

(設備導入促進法人の指定)

第六十一条 経済産業大臣は、経済産業省令で定めるところにより、先端設備等の導入の促進のための事業を行うことを目的とする一般社団法人、一般財団法人その他政令で定める法人であつて、次項に規定する業務(以下「設備導入促進業務」という。)に関し、次の各号のいずれに

も適合すると認められるものを、その申請により、設備導入促進法人として指定することができる。

一 設備導入促進業務を的確に実施するために必要と認められる経済産業省令で定める基準に適合する財産的基礎を有し、かつ、設備導入促進業務に係る収支の見込みが適正であること。

二 職員、業務の方法その他の事項についての設備導入促進業務の実施に関する計画が、設備導入促進業務を的確に実施するために適切なものであること。

三 役員又は構成員の構成が、設備導入促進業務の公正な実施に支障を及ぼすおそれがないものであること。

四 設備導入促進業務以外の業務を行つてゐる場合には、その業務を行うことによつて設備導入促進業務の公正な実施に支障を及ぼすおそれがないものであること。

2 設備導入促進法人は、次に掲げる業務を行うものとする。

一 リース保険契約の引受けを行うこと。

二 先端設備等をリース契約により使用させる事業を行う者に対する情報の提供、助言、指導その他の援助を行うこと。

三 前二号に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。

3 次の各号のいずれかに該当する者は、第一項の規定による指定(以下この節において単に「指定」という。)を受けることができない。

一 この法律の規定に違反して、刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して二年を経過しない者

二 第七十二条第一項又は第二項の規定により指定を取り消され、その取消しの日から起算して二年を経過しない者

三 その役員のうちに、次のいずれかに該当する者がある者

イ 第一号に該当する者

ロ 第六十三条第二項の規定による命令により解任され、その解任の日から起算して二年を経過しない者

(指定の公示等)

第六十二条 経済産業大臣は、指定をしたときは、設備導入促進法人の名称、住所、設備導入促進業務を行う事務所の所在地及び設備導入促進業務の開始の日を公示するものとする。

2 設備導入促進法人は、その名称、住所又は設備導入促進業務を行う事務所の所在地を変更しようとするときは、変更しようとする日の二週間前までに、その旨を経済産業大臣に届け出なければならない。

3 経済産業大臣は、前項の規定による届出があつたときは、その旨を公示するものとする。

(役員の選任及び解任)

第六十三条 設備導入促進法人の役員の選任及び解任は、経済産業大臣の認可を受けなければ、その効力を生じない。

2 経済産業大臣は、設備導入促進法人の役員が、この法律若しくはこの法律に基づく命令若しくはこれらに基づく処分若しくは次条第一項に規定する業務規程に違反する行為をしたとき、又は設備導入促進業務に関し著しく不適当

な行為をしたときは、設備導入促進法人に対し、その役員を解任すべきことを命ずることができる。

(業務規程)

第六十四条 設備導入促進法人は、設備導入促進業務の開始前に、設備導入促進業務に関する規程(以下この条において「業務規程」という。)を定め、経済産業大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 設備導入促進業務の実施の方法その他の業務規程で定めるべき事項は、経済産業省令で定める。

3 経済産業大臣は、第一項の認可をした業務規程が設備導入促進業務の適正かつ確実な実施上不適当となつたと認めるときは、その業務規程を変更すべきことを命ずることができる。

(事業計画等)

第六十五条 設備導入促進法人は、事業年度ごとに、その事業年度の事業計画及び収支予算を作成し、毎事業年度開始前に(指定を受けた日の属する事業年度にあつては、その指定を受けた後遅滞なく)、経済産業大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 設備導入促進法人は、事業年度ごとに、その事業年度の事業報告書及び収支決算書を作成し、毎事業年度経過後三月以内に経済産業大臣に提出しなければならない。

(区分経理)

第六十六条 設備導入促進法人は、次に掲げる業務ごとに経理を区分し、それぞれ勘定を設けて

整理しなければならない。

一 第六十一条第二項第一号の業務及びこれに附帯する業務

二 前号に掲げる業務以外の業務

(責任準備金)

第六十七条 設備導入促進法人は、経済産業省令で定めるところにより、毎事業年度末において、責任準備金を積み立てなければならない。

(帳簿の記載)

第六十八条 設備導入促進法人は、設備導入促進業務について、経済産業省令で定めるところにより、帳簿を備え、経済産業省令で定める事項を記載し、これを保存しなければならない。

(財務及び会計に関し必要な事項の経済産業省令への委任)

第六十九条 この節に定めるもののほか、設備導入促進法人が設備導入促進業務を行う場合における設備導入促進法人の財務及び会計に関し必要な事項は、経済産業省令で定める。

(監督命令)

第七十条 経済産業大臣は、この法律を施行するため必要があると認めるときは、設備導入促進法人に対し、設備導入促進業務に関し監督上必要な命令をすることができる。

(業務の休廃止)

第七十一条 設備導入促進法人は、経済産業大臣の許可を受けなければ、設備導入促進業務の全部若しくは一部を休止し、又は廃止してはならない。

2 経済産業大臣は、前項の許可をしたときは、その旨を公示するものとする。

3 経済産業大臣が設備導入促進業務の全部の廃

止を許可したときは、当該設備導入促進法人の指定は、その効力を失う。

(指定の取消し等)

第七十二条 経済産業大臣は、設備導入促進法人が第六十一条第三項各号(第二号を除く。)のいずれかに該当するに至つたときは、その指定を取り消すものとする。

2 経済産業大臣は、設備導入促進法人が次の各号のいずれかに該当するときは、その指定を取り消し、又は期間を定めて設備導入促進業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

一 設備導入促進業務を適正かつ確実に実施することができないと認められるとき。

二 指定に関し不正の行為があつたとき。

三 この法律若しくはこの法律に基づく命令又はこれらに基づく処分違反したとき。

3 経済産業大臣は、前二項の規定により指定を取り消し、又は前項の規定により設備導入促進業務の全部若しくは一部の停止を命じたときは、その旨を公示するものとする。

(指定の取消しに伴う措置)

第七十三条 設備導入促進法人は、前条第一項又は第二項の規定により指定を取り消されたときは、その設備導入促進業務の全部を、当該設備導入促進業務の全部を承継するものとして経済産業大臣が指定する設備導入促進法人に引き継がなければならない。

2 前項に定めるもののほか、前条第一項又は第二項の規定により指定を取り消された場合における設備導入促進業務の引継ぎその他の必要な事項は、経済産業省令で定める。

(情報の提供等)

第七十四条 経済産業大臣は、設備導入促進法人に対し、設備導入促進業務の実施に関し必要な情報及び資料の提供又は指導及び助言を行うものとする。

第五節 事業活動における知的財産権の活用

第七十五条 特許庁長官は、産業競争力の強化に資するものとして経済産業省令で定める技術の分野に属する発明に係る特許出願(集中実施期間中に願審査の請求がされたものに限り)に係る特許法(昭和二十四年法律第二百一十一号)第一百七条第一項の規定による第一年から第十年までの各年分の特許料を納付すべき者が新たな産業の創出による産業競争力の強化に対する寄与の程度及び資力を考慮して政令で定める要件に該当する者であるときは、政令で定めるところにより、特許料を軽減し若しくは免除し、又はその納付を猶予することができる。

2 特許庁長官は、前項に規定する発明に係る自己の特許出願について出願審査の請求(集中実施期間中に行うものに限り)をする者が同項に規定する要件に該当する者であるときは、政令で定めるところにより、特許法第九十五条第二項の規定により納付すべき出願審査の請求の手数料を軽減し、又は免除することができる。

3 特許庁長官は、第一項に規定する発明に係る日本語でされた国際出願(特許協力条約に基づく国際出願等に関する法律(昭和五十三年法律第三十号)第二条に規定する国際出願をいい、集中実施期間中にされたものに限り)をする者が同項に規定する要件に該当する者であるとき

は、政令で定めるところにより、同法第十八条第二項(同項の表一の項に掲げる部分を除く。)の規定により納付すべき手数料を軽減し、又は免除することができる。

第五章 株式会社産業革新機構による特定事業活動の支援等

第一節 総則

(機構の目的)

第七十六条 株式会社産業革新機構は、最近における国際経済の構造的な変化に我が国産業が的確に対応するためには、自らの経営資源以外の経営資源の有効な活用を通じた産業活動の革新が重要となつてゐることに鑑み、特定事業活動に対し資金供給その他の支援等を行うことにより、我が国において特定事業活動を推進することを目的とする株式会社とする。

(数)

第七十七条 株式会社産業革新機構(以下「機構」という。)は、一を限り、設立されるものとする。

(株式の政府保有)

第七十八条 政府は、常時、機構が発行している株式(株主総会において決議することができる事項の全部について議決権を行使することができるものと定められた種類の株式を除く。以下この条において同じ。)の総数の二分の一以上に当たる数の株式を保有するものとする。

(株式、社債及び借入金金の認可等)

第七十九条 機構は、会社法第九十九条第一項に規定する募集株式(第五十五条第一号において「募集株式」という。)、同法第二百三十八条第一項に規定する募集新株予約権(同号において「募集新株予約権」という。)

て「募集新株予約権」という。若しくは同法第六百七十六条に規定する募集社債(第八十条及び同号において「募集社債」という。))を引き受ける者の募集をし、株式交換に際して株式、社債若しくは新株予約権を発行し、又は資金を借り入れようとするときは、経済産業大臣の認可を受けなければならない。

2 機構は、新株予約権の行使により株式を発行した後、遅滞なく、その旨を経済産業大臣に届け出なければならない。

(政府の出資)

第八十条 政府は、必要があると認めるときは、予算で定める金額の範囲内において、機構に出資することができる。

(商号)

第八十一条 機構は、その商号中に株式会社産業革新機構という文字を用いなければならない。

2 機構でない者は、その名称中に産業革新機構という文字を用いてはならない。

第二節 設立

(定款の記載又は記録事項)

第八十二条 機構の定款には、会社法第二十七条各号に掲げる事項のほか、次に掲げる事項を記載し、又は記録しなければならない。

- 一 機構の設立に際して発行する株式(次号、第三号及び次条において「設立時発行株式」という。)の数(機構の種類株式発行会社として設立しようとする場合にあつては、その種類及び種類ごとの数)
- 二 設立時発行株式の払込金額(設立時発行株式一株と引換えに払い込む金銭又は給付する金銭以外の財産の額をいう。)

三 政府が割当てを受ける設立時発行株式の数(機構の種類株式発行会社として設立しようとする場合にあつては、その種類及び種類ごとの数)

四 会社法第七十条第一項第一号に掲げる事項

五 取締役会及び監査役を置く旨

六 第九十七条第一項各号に掲げる業務の完了により解散する旨

2 機構の定款には、次に掲げる事項を記載し、又は記録してはならない。

- 一 会社法第十二条第二号に規定する委員会を置く旨
- 二 会社法第三十九条第一項ただし書に規定する別段の定め

(設立の認可等)

第八十三条 機構の発起人は、定款を作成し、かつ、発起人が割当てを受ける設立時発行株式を引き受けた後、速やかに、定款及び事業計画書を経済産業大臣に提出して、設立の認可を申請しなければならない。

第八十四条 経済産業大臣は、前条の規定による認可の申請があつた場合においては、その申請が次の各号のいずれにも適合するかどうかを審査するものとする。

- 一 設立の手續及び定款の内容が法令の規定に適合するものであること。
- 二 定款に虚偽の記載若しくは記録又は虚偽の署名若しくは記名押印(会社法第二十六条第二項の規定による署名又は記名押印に代わる措置を含む。)がないこと。
- 三 業務の運営が健全に行われ、我が国における特定事業活動の推進に寄与することが確実であると認められること。

2 経済産業大臣は、前項の規定により審査した結果、その申請が同項各号のいずれにも適合していると認めるときは、設立の認可をするものとする。

(設立時取締役及び設立時監査役の選任及び解任)

第八十五条 会社法第三十八条第一項に規定する設立時取締役及び同条第二項第二号に規定する設立時監査役の選任及び解任は、経済産業大臣の認可を受けなければならない。その効力を生じない。

(会社法の規定の読替)

第八十六条 会社法第三十条第二項、第三十四条第一項、第五十九条第一項第一号及び第九百六十三条第一項の規定の適用については、同法第三十条第二項中「前項の公証人の認証を受けた定款は、株式会社の成立前」とあるのは「産業競争力強化法(平成二十五年法律第 号)第八十四条第二項の認可の後株式会社産業革新機構の成立前は、定款と、同法第三十四条第一項中「設立時発行株式の引受け」とあるのは「産業競争力強化法第八十四条第二項の認可の」と、同法第五十九条第一項第一号中「定款の認証の年月日及びその認証をした公証人の氏名」とあるのは「産業競争力強化法第八十四条第二項の認可の年月日」と、同法第九百六十三条第一項中「第三十四条第一項」とあるのは「第三十四条第一項(産業競争力強化法第八十六条の規定により読み替へて適用する場合を含む。)」とする。

(会社法の規定の適用除外)

第八十七条 会社法第三十条第一項及び第三十三条の規定は、機構の設立については、適用しない。

第三節 管理

(取締役及び監査役の選任等の認可)

第八十八条 機構の取締役及び監査役の選任及び解任の決議は、経済産業大臣の認可を受けなければ、その効力を生じない。

(取締役等の秘密保持義務)

第八十九条 機構の取締役、会計参与(会計参与が法人であるときは、その職務を行うべき社員)、監査役若しくは職員又はこれらの職にあつた者は、その職務上知ることができた秘密を漏らし、又は盗用してはならない。

(産業革新委員会の設置)

第九十条 機構に、産業革新委員会(以下この章において「委員会」という。)を置く。

(委員会の権限)

第九十一条 委員会は、次に掲げる決定(特定事業活動の支援(第九十七条第一項第一号から第七号までに掲げる業務によりされるものに限る。以下「特定事業活動支援」という。)の内容が出資その額が一定額以下のものその他の経済産業省令で定めるものに限る。)のみである場合にあっては、第一号に掲げる決定を除く。)を行う。

一 第九十九条第一項の特定事業活動支援の対象となる事業者及び当該特定事業活動支援の内容の決定

二 第一百一条第一項の株式等又は債権の譲渡その他の処分
三 前二号に掲げるもののほか、会社法第三百六十二条第四項第一号及び第二号に掲げる事項のうち取締役会の決議により委任を受けた事項の決定

2 委員会は、前項第一号に掲げる事項の決定(特定事業活動支援の内容が出資(その額が一定額以下のものその他の経済産業省令で定めるものに限る。)のみである場合を除く。)及び同項第二号に掲げる事項の決定について、取締役会から委任を受けたものとみなす。

(委員会の組織)

第九十二条 委員会は、取締役である委員三人以上七人以内で組織する。

2 委員の中には、代表取締役及び社外取締役が、それぞれ一人以上含まなければならない。

3 委員は、取締役会の決議により定める。

4 委員の選定及び解職の決議は、経済産業大臣の認可を受けなければ、その効力を生じない。

5 委員は、それぞれ独立してその職務を執行する。

6 委員会に委員長を置き、委員の互選によつてこれを定める。

7 委員長は、委員会の会務を総理する。

8 委員会は、あらかじめ、委員のうちから、委員長に事故がある場合に委員長の職務を代理する者を定めておかなければならない。

(委員会の運営)

第九十三条 委員会は、委員長(委員長に事故があるときは、前条第八項に規定する委員長の職務を代理する者。次項及び第三項において同じ。)が招集する。

2 委員会は、委員長が出席し、かつ、現に在任する委員の総数の三分の二以上の出席がなければ、会議を開き、議決をすることができない。

3 委員会の議事は、出席した委員の過半数をもって決する。可決同数のときは、委員長が決する。

4 前項の規定による決議について特別の利害関係を有する委員は、議決に加わることができない。

5 前項の規定により議決に加わることができない委員の数は、第二項に規定する現に在任する委員の数に算入しない。

6 監査役は、委員会に出席し、必要があると認めるときは、意見を述べなければならない。

7 委員会の委員であつて委員会によつて選定された者は、第三項の規定による決議後、遅滞なく、当該決議の内容を取締役会に報告しなければならない。

8 委員会の議事については、経済産業省令で定めるところにより、議事録を作成し、議事録が書面をもつて作成されているときは、出席した委員及び監査役は、これに署名し、又は記名押印しなければならない。

9 前項の議事録が電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下この項及び次条第二項第二号において同じ。)をもつて作成されている場合における当該電磁的記録に記録された事項については、経済産業省令で定める署名又は記名押印に代わる措置をとらなければならない。

10 前各項及び次条に定めるもののほか、議事の手続その他委員会の運営に関し必要な事項は、委員会が定める。

第九十四条 機構は、委員会の日から十年間、前条第八項の議事録をその本店に備置置かなければならない。

(委員会の議事録)

第九十五条 機構は、委員を選定したときは、二週間以内に、その本店の所在地において、委員の氏名を登記しなければならない。委員の氏名に変更が生じたときも、同様とする。

2 株主は、その権利を行使するため必要があるときは、裁判所の許可を得て、次に掲げる請求をすることができる。

一 前項の議事録が書面をもつて作成されているときは、当該書面の閲覧又は謄写の請求

二 前項の議事録が電磁的記録をもつて作成されているときは、当該電磁的記録に記録された事項を経済産業省令で定める方法により表示したものの閲覧又は謄写の請求

3 債権者は、委員の責任を追及するため必要があるときは、裁判所の許可を得て、第一項の議事録について前項各号に掲げる請求をすることができる。

4 裁判所は、第二項各号に掲げる請求又は前項の請求に係る閲覧又は謄写をすることにより、機構に著しい損害を及ぼすおそれがあると認めるときは、第二項又は前項の許可をすることができない。

5 会社法第八百六十八条第一項、第八百六十九条、第八百七十条第二項第一号に係る部分に限る。、第八百七十条の二、第八百七十一条本文、第八百七十二条第五号に係る部分に限る。、第八百七十二条の二、第八百七十三条本文、第八百七十五条及び第八百七十六条の規定は、第二項及び第三項の許可について準用する。

6 取締役は、第一項の議事録について第二項各号に掲げる請求をすることができる。

(委員の登記)

第九十五条 機構は、委員を選定したときは、二週間以内に、その本店の所在地において、委員の氏名を登記しなければならない。委員の氏名に変更が生じたときも、同様とする。

第九十五条 機構は、委員を選定したときは、二週間以内に、その本店の所在地において、委員の氏名を登記しなければならない。委員の氏名に変更が生じたときも、同様とする。

2 前項の規定による委員の選定の登記の申請書には、委員の選定及びその選定された委員が就任を承諾したことを証する書面を添付しなければならない。 3 委員の退任による変更の登記の申請書には、これを証する書面を添付しなければならない。 4 機構は、委員に選定された取締役のうち社外取締役であるものについて、社外取締役である旨を登記しなければならない。 (定款の変更) 第九十六条 機構の定款の変更の決議は、経済産業大臣の認可を受けなければ、その効力を生じない。	四 対象事業者が発行する有価証券(金融商品取引法第二条第一項各号に掲げる有価証券及び同条第二項の規定により有価証券とみなされるものをいう。以下この号及び第十二号において同じ。)及び対象事業者が保有する有価証券の取得 五 対象事業者に対する金銭債権及び対象事業者が保有する金銭債権の取得 六 対象事業者の発行する社債及び資金の借入に係る債務の保証 七 対象事業者のためにする有価証券(金融商品取引法第二条第二項の規定により有価証券とみなされる同項第五号又は第六号に掲げる権利に限る。)の募集又は私募 八 特定事業活動を行い、又は行おうとする事業者に対する専門家の派遣 九 特定事業活動を行い、又は行おうとする事業者に対する助言 十 特定事業活動を行い、又は行おうとする事業者に対する知的財産権(知的財産基本法(平成十四年法律第二百二十二号)第二条第二項の知的財産権及び外国におけるこれに相当するものをいう。次号において同じ。)の移転、設定若しくは許諾又は営業秘密(不正競争防止法(平成五年法律第四十七号)第二条第六項の営業秘密及び外国におけるこれに相当するものをいう。次号において同じ。)の開示 十一 前号に掲げる業務のために必要な知的財産権の取得をし、若しくは移転、設定若しくは許諾を受け、又は営業秘密の開示を受けること。 十二 保有する株式、新株予約権、持分又は有価証券(第一百一条第一項及び第二項において	「株式等」という。)の譲渡その他の処分 十三 債権の管理及び譲渡その他の処分 十四 前各号に掲げる業務に関連して必要な交渉及び調査 十五 特定事業活動を推進するために必要な調査及び情報の提供 十六 前各号に掲げる業務に附帯する業務 十七 前各号に掲げるもののほか、機構の目的を達成するために必要な業務 2 機構は、前項第十七号に掲げる業務を営もうとするときは、あらかじめ、経済産業大臣の認可を受けなければならない。 (支援基準) 第九十八条 経済産業大臣は、特定事業活動支援の対象となる事業者及び当該特定事業活動支援の内容を決定するに当たつて従うべき基準(次項及び第三項並びに次条第一項において「支援基準」という。)を定めるものとする。 2 経済産業大臣は、前項の規定により支援基準を定めようとするときは、あらかじめ、特定事業活動支援の対象となる活動に係る事業を所管する大臣(次条第四項及び第五項において「事業所管大臣」という。)の意見を聴くものとする。 3 経済産業大臣は、第一項の規定により支援基準を定めたときは、これを公表するものとする。 (支援決定) 第九十九条 機構は、特定事業活動支援を行おうとするときは、支援基準に従つて、その対象となる事業者及び当該特定事業活動支援の内容を決定しなければならない。 2 機構は、特定事業活動支援をするかどうかを決定しようとするときは、あらかじめ、経済産	業大臣にその旨を通知し、相当の期間を定めて、意見を述べる機会を与えなければならない。ただし、特定事業活動支援の内容が出資(その額が一定額以下のものその他の政令で定めるものに限る。)のみである場合は、この限りでない。 3 機構は、前項ただし書に規定する場合において、特定事業活動支援をする旨の決定を行ったときは、速やかに、経済産業大臣にその旨及びその内容を報告しなければならない。 4 経済産業大臣は、第二項の規定による通知を受けたときは、速やかに、その内容を事業所管大臣に通知するものとする。 5 事業所管大臣は、前項の規定による通知を受けた場合において、当該事業者の属する事業分野の実態を考慮して必要があると認めるときは、第二項の期間内に、機構に対して意見を述べることができる。 (支援決定の撤回) 第一百条 機構は、次に掲げる場合には、速やかに、支援決定を撤回しなければならない。 一 対象事業者が特定事業活動を行わないとき。 二 対象事業者が破産手続開始の決定、再生手続開始の決定、更生手続開始の決定、特別清算開始の命令又は外国倒産処理手続の承認の決定を受けたとき。 2 機構は、前項の規定により支援決定を撤回したときは、直ちに、対象事業者に対し、その旨を通知しなければならない。 (株式等の譲渡その他の処分等) 第一百一条 機構は、その保有する対象事業者に係る株式等又は債権の譲渡その他の処分の決定を
二 対象事業者に対する基金(一般社団法人及び一般財団法人に関する法律(平成十八年法律第四十八号)第二百三十一条に規定する基金をいう。)の拠出 三 対象事業者に対する資金の貸付け	一 対象事業者(第九十九条第一項の規定により支援の対象となつた事業者(民法(明治二十九年法律第八十九号)第六百六十七条第一項に規定する組合契約によつて成立する組合、商法(明治三十二年法律第四十八号)第五百三十五条に規定する匿名組合契約によつて成立する匿名組合、投資事業有限責任組合若しくは有限責任事業組合又は外国に所在するこれらの組合に類似する団体を含む。以下この章において同じ。)をいう。以下同じ。)に対する出資	二 対象事業者に対する基金(一般社団法人及び一般財団法人に関する法律(平成十八年法律第四十八号)第二百三十一条に規定する基金をいう。)の拠出 三 対象事業者に対する資金の貸付け	二 対象事業者に対する基金(一般社団法人及び一般財団法人に関する法律(平成十八年法律第四十八号)第二百三十一条に規定する基金をいう。)の拠出 三 対象事業者に対する資金の貸付け

行おうとするときは、あらかじめ、経済産業大臣にその旨を通知し、相当の期間を定めて、意見を述べる機会を与えなければならない。

2 機構は、経済事情、対象事業者の事業の状況等を考慮しつつ、平成三十七年三月三十一日までに、保有する全ての株式等及び債権の譲渡その他の処分を行うよう努めなければならない。

3 機構が債務の保証を行う場合におけるその対象となる貸付金の償還期限は、平成三十七年三月三十一日まででなければならない。

第五節 国の援助等

第二百二条 経済産業大臣及び国の関係行政機関の長は、機構及び対象事業者に対し、その事業の円滑かつ確実な実施に関し必要な助言その他の援助を行うよう努めるものとする。

2 前項に定めるもののほか、経済産業大臣及び国の関係行政機関の長は、機構及び対象事業者の行う事業の円滑かつ確実な実施が促進されるよう、相互に連携を図りながら協力するものとする。

第六節 財務及び会計

(予算の認可)

第二百三条 機構は、毎事業年度の開始前に、その事業年度の予算を経済産業大臣に提出して、その認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 前項の予算には、その事業年度の事業計画及び資金計画に関する書類を添付しなければならない。

(剰余金の配当等の決議)

第二百四条 機構の剰余金の配当その他の剰余金の

処分の決議は、経済産業大臣の認可を受けなければならない。その効力を生じない。

(財務諸表)

第二百五条 機構は、毎事業年度終了後三月以内に、その事業年度の貸借対照表、損益計算書及び事業報告書を経済産業大臣に提出しなければならない。

(政府保証)

第二百六条 政府は、法人に対する政府の財政援助の制限に関する法律(昭和二十一年法律第二十四号)第三条の規定にかかわらず、国会の議決を経た金額の範囲内において、機構の第七十九条第一項の社債又は借入れに係る債務について、保証契約をすることができる。

第七節 監督

(監督)

第二百七条 機構は、経済産業大臣がこの法律の定めるところに従い監督する。

2 経済産業大臣は、この法律を施行するため必要があると認めるときは、機構に対し、その業務に関し監督上必要な命令をすることができる。

(財務大臣との協議)

第二百八条 経済産業大臣は、第七十九条第一項(募集社債を引き受ける者の募集をし、株式交換に際して社債を発行し、又は資金を借り入れようとするときに限る。)、第八十四条第二項、第九十六条、第九十七条第二項、第三百一条第一項、第四百一条又は第四百十一條の認可をしようとするときは、財務大臣に協議するものとする。

(業務の実績に関する評価)

第二百九条 経済産業大臣は、機構の事業年度ごと

の業務の実績について、評価を行うものとする。

2 経済産業大臣は、前項の評価を行ったときは、遅滞なく、機構に対し、当該評価の結果を通知するとともに、これを公表するものとする。

第八節 解散等

(機構の解散)

第二百十條 機構は、第九十七条第一項各号に掲げる業務の完了により解散する。

(合併等の決議)

第二百十一條 機構の合併、分割、事業の譲渡又は譲受け及び解散の決議は、経済産業大臣の認可を受けなければならない。その効力を生じない。

第六章 中小企業の活力の再生

第一節 創業等の支援

(創業支援事業の実施に関する指針)

第二百十二條 経済産業大臣及び総務大臣は、創業支援事業により創業を適切に支援し、中小企業の活力の再生に資するため、創業支援事業の実施に関する指針(以下この条及び次条第四項第一号において「実施指針」という。)を定めるものとする。

2 実施指針においては、次に掲げる事項について定めるものとする。

- 一 創業支援事業による創業の促進に関する目標の設定に関する事項
 - 二 創業支援事業の実施方法に関する事項
 - 三 創業支援事業の実施に関して市町村(特別区を含む。以下同じ。)が果たすべき役割に関する事項
 - 四 その他創業支援事業に関する重要事項
- 3 経済産業大臣及び総務大臣は、経済事情の変

動により必要が生じたときは、実施指針を変更するものとする。

4 経済産業大臣及び総務大臣は、実施指針を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、中小企業者の事業を所管する大臣に協議するとともに、中小企業政策審議会の意見を聴くものとする。

5 経済産業大臣及び総務大臣は、実施指針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表するものとする。

(創業支援事業計画の認定)

第二百十三條 市町村は、その実施しようとする創業支援事業(これと連携して市町村以外の者が実施しようとする創業支援事業を含む。以下同じ。)に関する計画(以下「創業支援事業計画」という。)を作成し、主務省令で定めるところにより、これを集中実施期間中に主務大臣に提出して、その認定を受けることができる。

2 二以上の市町村がその創業支援事業を共同して実施しようとする場合にあつては、当該二以上の市町村は共同して創業支援事業計画を作成し、前項の認定を受けることができる。

3 創業支援事業計画には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

- 一 創業支援事業の目標
 - 二 当該市町村が実施する創業支援事業の内容(当該創業支援事業の全部又は一部が特定創業支援事業に該当する場合にあつては、その旨を含む。及び実施方法に関する事項
 - 三 当該市町村が実施する創業支援事業と連携して市町村以外の者が実施する創業支援事業がある場合にあつては、次に掲げる事項
- イ 当該創業支援事業を実施する者の氏名又

は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名

ロ 当該創業支援事業の内容(当該創業支援事業の全部又は一部が特定創業支援事業に該当する場合にあつては、その旨を含む。)及び実施方法に関する事項

ハ 当該市町村が実施する創業支援事業との連携に関する事項

四 計画期間

4 主務大臣は、第一項の認定の申請があつた場合において、その創業支援事業計画が次の各号のいずれにも適合するものであると認めるときは、その認定をするものとする。

一 当該創業支援事業計画が実施指針に照らし適切なものであること。

二 当該創業支援事業計画に係る創業支援事業が円滑かつ確実に実施されると見込まれるものであること。

5 主務大臣は、第一項の認定をしたときは、主務省令で定めるところにより、当該認定に係る創業支援事業計画の内容を公表するものとする。

(創業支援事業計画の変更等)

第百十四条 前条第一項の認定を受けた市町村(以下「認定市町村」という。)は、当該認定に係る創業支援事業計画を変更しようとするときは、主務省令で定めるところにより、主務大臣の認定を受けなければならない。

2 主務大臣は、認定市町村(当該認定に係る創業支援事業計画(前項の規定による変更の認定があつたときは、その変更後のもの。以下「認定創業支援事業計画」という。))において認定市町村が実施する創業支援事業と連携して市町村

以外の者が実施する事業(第百十六条において「認定連携創業支援事業」という。)を実施する者(第百十七条第一項及び第百三十四条において「認定連携創業支援事業者」という。)を含む。)が認定創業支援事業計画に従つて創業支援事業を実施していないと認めるときは、その認定を取り消すことができる。

3 主務大臣は、認定創業支援事業計画が前条第四項各号のいずれかに適合しないものとなつたと認めるときは、認定市町村に対して、当該認定創業支援事業計画の変更を指示し、又はその認定を取り消すことができる。

4 主務大臣は、前二項の規定による認定の取消しをしたときは、その旨を公表するものとする。

5 前条第四項及び第五項の規定は、第一項の認定について準用する。

(中小企業信用保険法の特例)

第百十五条 無担保保険の保険関係であつて、創業関連保証(中小企業信用保険法第三条の二第一項に規定する債務の保証であつて、創業者の要する資金のうち経済産業省令で定めるものに係るものをいう。以下この条において同じ。)を受けた創業者である中小企業者(第二条第二十三項第一号、第三号及び第五号に掲げる創業者を含む。以下同じ。)に係るものについての同法第三条の二第一項及び第三項の規定の適用については、同条第一項中「中小企業者」とあるのは「中小企業者(産業競争力強化法平成二十五年法律第 号)第二条第二十三項第一号、第三号及び第五号に掲げる創業者を含む。以下同じ。のと、「保険価額の合計額が八千萬元」とあるのは「同法第百十五条第一項に規定する

創業関連保証(以下「創業関連保証」という。)に係る保険関係の保険価額の合計額及びその他の保険関係の保険価額の合計額がそれぞれ千萬元(同法第二条第二十三項第一号に規定する認定

特定創業支援事業により経済産業省令で定めるところにより支援を受けて行つた創業に要する資金に係る創業関連保証(以下「支援創業関連保証」という。)に係る保険関係の保険価額の合計額にあつては、千五百萬元)及び八千萬元」と、

同条第三項中「当該借入金金の額のうち保証をした額が八千萬元(当該債務者となるのは「創業

関連保証及びその他の保証ごとに、当該借入金金の額のうち保証をした額がそれぞれ千萬元(支援創業関連保証にあつては、千五百萬元)及び八千萬元(創業関連保証及びその他の保証ごと

に、当該債務者」と、「八千萬元から」とあるのは「それぞれ千萬元(支援創業関連保証にあつては、千五百萬元)及び八千萬元から」とする。

2 第二条第二十三項第一号、第三号及び第五号に掲げる創業者であつて、創業関連保証を受けたものについては、当該創業者を中小企業信用

保険法第二条第一項の中小企業者とみなして、同法第三条の二及び第四条から第八条までの規定を適用する。

3 無担保保険の保険関係であつて、創業関連保証に係るもののうち、次の各号のいずれにも該当する創業者である中小企業者に係るものについての中小企業信用保険法第三条の二第二項及び第五条の規定の適用については、同法第三条の二第二項中「百分の八十」とあり、及び同法第

五条中「百分の七十(無担保保険、特別小口保険、流動資産担保保険、公害防止保険、エネルギー対策保険、海外投資関係保険、新事業開拓

保険、事業再生保険及び特定社債保険にあつては、百分の八十」とあるのは、「百分の九十」とする。

一 次のいずれかに該当すること。

イ 第二条第二十三項第一号から第三号までに掲げる者に該当する場合において、過去に自らが営んでいた事業をその経営の状況の悪化により廃止した経験を有すること又は過去に経営の状況の悪化により解散した会社の当該解散の日において当該会社の業務を執行する役員であつたこと。

ロ 第二条第二十三項第四号に掲げる者に該当する場合において、当該会社を設立した個人が過去に自らが営んでいた事業をその経営の状況の悪化により廃止した経験を有すること又は当該会社を設立した個人が過去に経営の状況の悪化により解散した会社の当該解散の日において当該会社の業務を執行する役員であつたこと。

二 当該保険関係に係る債務の保証の委託の申込みを、前号イ及びロに規定する事業の廃止の日又は解散の日から五年を経過する日前に行つたこと。

4 創業関連保証を受けた者一人についての無担保保険の保険関係であつて政令で指定するものの保険価額の合計額の限度額は、政令で定める。

5 無担保保険の保険関係であつて、創業関連保証に係るものについての保険料の額は、中小企業信用保険法第四条の規定にかかわらず、保険金額に年百分の二以内において政令で定める率を乗じて得た額とする。

第百十六条 認定連携創業支援事業を実施する一般社団法人若しくは一般財団法人(一般社団法人にあつてはその社員総会における議決権の二分の一以上を中小企業者が有しているもの、一般財団法人にあつては設立に際して拠出された財産の価額の二分の一以上が中小企業者により拠出されているものに限る。)又は特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第二条第二項に規定する特定非営利活動法人(その社員総会における表決権の二分の一以上を中小企業者が有しているものに限る。)であつて、当該認定連携創業支援事業の実施に必要な資金に係る中小企業信用保険法第三条第一項又は第三条の二第一項に規定する債務の保証を受けたもの(以下この条において「認定一般社団法人等」という。)については、当該認定一般社団法人等を同法第二条第一項の中小企業者とみなして、同法第三条、第三条の二及び第四条から第八条までの規定を適用する。この場合において、同法第三条第一項及び第三条の二第一項の規定の適用については、これらの規定中「借入れ」とあるのは、「産業競争力強化法(平成二十五年法律第号)第百十四条第二項に規定する認定連携創業支援事業の実施に必要な資金の借入れ」とする。

(認定市町村に対する情報の提供等)

第百十七条 独立行政法人中小企業基盤整備機構は、認定市町村又は認定連携創業支援事業者の依頼に応じて、その行う創業支援事業に関する情報の提供その他必要な協力の業務を行う。

2 都道府県は、創業支援事業計画を作成しようとする市町村又は認定市町村に対し、創業支援事業に関する情報の提供その他の援助を行うこと

とができる。

(中小企業信用保険法の特例)

第百十八条 中小企業者の特定信用状発行契約に基づく債務については、当該債務を中小企業信用保険法第三条第一項に規定する借入れによる債務とみなして、同法第三条及び第四条から第八条までの規定を適用する。この場合において、普通保険の保険関係であつて、特定信用状関連保証(特定信用状発行契約に基づく債務の保証をいう。以下この条において同じ。)を受けた中小企業者に係るものについては、同法第三条第一項の規定の適用については、同項中「保険価額の合計額が」とあるのは「産業競争力強化法(平成二十五年法律第号)第百十八条第一項に規定する特定信用状関連保証に係る保険関係の保険価額の合計額とその他の保険関係の保険価額の合計額とがそれぞれ」と、「借入金」とあるのは「特定信用状発行契約(同法第二条第二十七項の特定信用状発行契約をいう。)に基づく債務の額(当該中小企業者の外国関係法人(同法第二条第九項の外国関係法人をいう。)の外国銀行等(銀行法(昭和五十六年法律第五十九号)第四条第三項の外国銀行等をいう。)からの借入金の額に相当する額に限る。)のうち保証をした額(特殊保証の場合は限度額)の総額と借入金」と、「総額が」とあるのは「総額とがそれぞれ」とする。

2 普通保険の保険関係であつて、特定信用状関連保証に係るものについての次の表の上欄に掲げる中小企業信用保険法の規定の適用については、これらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句とする。

第三条第二項	百分の七十	借入金の額	保証をした額	借入金(手形の割引の場合)は手形の支払、電子記録債権の割引の場合は電子記録債権に係る債務の支払	借入金(手形の割引の場合)は手形の割引により融通を受けた資金、電子記録債権の割引により融通を受けた資金は、中小企業者	併済(手形の割引及び電子記録債権の割引の場合は、支払。以下同じ。)
第三条第三項	百分の八十	特定信用状発行契約(産業競争力強化法(平成二十五年法律第号)第二条第二十七項の特定信用状発行契約をいう。以下同じ。)に基づく債務の額(中小企業者の外国関係法人(同法第二条第九項の外国関係法人をいう。以下同じ。)の外国銀行等(銀行法(昭和五十六年法律第五十九号)第四条第三項の外国銀行等をいう。以下同じ。)からの借入金の額に相当する額に限る。以下同じ。)	保証をした額(特殊保証の場合は限度額)	特定信用状発行契約に基づく債務の併済	場合における前項に規定する中小企業者の外国関係法人の外国銀行等からの借入金は、当該中小企業者	併済
第三条第四項						
第五条						

第五条第一号及び第三号並びに第八条第一号及び第三号	借入金又は社債に係る債務	特定信用状発行契約に基づく債務
借入金(手形の割引の場合は手形債務、電子記録債権の割引の場合は電子記録債権に係る債務。以下同じ。)、社債に係る債務(利息に係るものを除く。以下同じ。又は特定支払債務	百分の七十(無担保保険、特別小口保険、流動資産担保保険、公害防止保険、エネルギー対策保険、海外投資関係保険、新事業開拓保険、事業再生保険及び特定社債保険にあつては、百分の八十)	百分の八十

(新事業の開拓の成果を有する中小企業者の国等の契約における受注機会の増大への配慮)

第百十九条 官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律(昭和四十一年法律第九十七号)第二条第二項に規定する国等は、中小企業の活力の再生を速やかに実現するため、同法第三条に規定する国等の契約を締結するに当たっては、予算の適正な使用に留意しつつ、同法第二条第一項各号に掲げる中小企業者であつて新商品、新技術又は新たな役務の開発、企業化、需要の開拓その他の新たな事業の開拓の成果を有する者の受注の機会の増大を図るよう配慮するものとする。

第二節 中小企業承継事業再生の円滑化

(中小企業承継事業再生の実施に関する指針)

第百二十条 経済産業大臣は、中小企業承継事業再生による中小企業の事業の再生を適切に支援し、その活力の再生に資するため、中小企業承継事業再生の実施に関する指針(以下この条及び次条第四項第一号において「実施指針」という。)を定めるものとする。

2 実施指針においては、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 中小企業承継事業再生による事業の強化に関する目標の設定に関する事項

二 中小企業承継事業再生の実施方法に関する

事項

三 その他中小企業承継事業再生に関する重要事項

3 経済産業大臣は、経済事情の変動により必要が生じたときは、実施指針を変更するものとする。

4 経済産業大臣は、実施指針を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、中小企業者の事業を所管する大臣に協議するとともに、中小企業政策審議会の意見を聴くものとする。

5 経済産業大臣は、実施指針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表するものとする。

(中小企業承継事業再生計画の認定)

第百二十一条 特定中小企業者及び承継事業者(承継事業者となる法人を設立しようとする者を含む。)は、共同で(特定中小企業者が承継事業者となる法人を設立しようとする者である場合においては、特定中小企業者は、単独で)、その実施しようとする中小企業承継事業再生に関する計画(以下「中小企業承継事業再生計画」という。)を作成し、主務省令で定めるところにより、これを集中実施期間中に主務大臣に提出して、その認定を受けることができる。

2 中小企業承継事業再生計画には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一 中小企業承継事業再生の目標

二 特定中小企業者の業務及び財務の状況に関する事項

三 承継事業者に関する事項

四 中小企業承継事業再生による事業の強化の程度を示す指標

五 中小企業承継事業再生の内容及び実施時期

六 中小企業承継事業再生の実施に必要な資金の額及びその調達方法

七 中小企業承継事業再生に伴う労務に関する事項

3 中小企業承継事業再生計画には、特定許可等(行政手続法(平成五年法律第八十八号)第二条第三号の許可等)であつて、それに基づく地位を特定中小企業者が有する場合において当該地位が承継事業者に承継されることが中小企業承継事業再生の円滑化に特に資するものとして政令で定めるものをいう。以下この条から第百二十三条までにおいて同じ。)に基づく特定中小企業者の地位であつて、当該中小企業承継事業再生のために承継事業者が承継しようとするものを記載することができる。

4 主務大臣は、第一項の認定の申請があつた場合において、その中小企業承継事業再生計画が次の各号のいずれにも適合するものであると認めるときは、その認定をするものとする。

一 当該中小企業承継事業再生計画が実施指針に照らし適切なものであること。

二 当該中小企業承継事業再生計画に係る中小企業承継事業再生が円滑かつ確実に実施されることが見込まれるものであること。

三 当該中小企業承継事業再生計画に係る中小企業承継事業再生により、承継事業者が承継する事業に係る特定中小企業者の経営資源が著しく損なわれ、又は失われるものでないこと。

四 当該中小企業承継事業再生計画に従業員の地位を不当に害するものでないこと。

五 当該中小企業承継事業再生計画が特定中小企業者の取引の相手方である事業者の利益を不当に害するおそれがあるものでないこと。

5 主務大臣は、中小企業承継事業再生計画に第三項の特定許認可等に基づく特定中小企業者の地位が記載されている場合において、前項の認定をしようとするときは、当該特定許認可等をした行政庁に協議し、その同意を得るものとする。

6 行政庁は、主務大臣及び第一項の認定の申請を行った者に対して、同意に必要な情報の提供を求めることができる。

7 行政庁は、当該特定許認可等をする根拠となる規定の趣旨を考慮して、同意をするかどうかを判断するものとする。

8 前三項に定めるもののほか、同意に関し必要な事項は、政令で定める。

(中小企業承継事業再生計画の変更等)

第二百二十二条 前条第一項の認定を受けた者(当該認定を受けた者が当該認定に係る中小企業承継事業再生計画に従って設立した承継事業者となる法人を含む。以下「認定中小企業承継事業再生事業者」という。)は、当該認定に係る中小企業承継事業再生計画を変更しようとするときは、主務省令で定めるところにより、主務大臣の認定を受けなければならない。ただし、主務省令で定める軽微な変更については、この限りでない。

2 認定中小企業承継事業再生事業者は、前項ただし書の主務省令で定める軽微な変更をしたときは、遅滞なく、その旨を主務大臣に届け出なければならない。

3 第一項の変更の認定の申請及び前項の規定による変更の届出は、認定中小企業承継事業再生事業者が、共同で(当該申請又は届出が、前条第一項の認定を単独で受けた特定中小企業者に係る中小企業承継事業再生計画に係るものであ

る場合であつて、当該中小企業承継事業再生計画に従って承継事業者となる法人を設立する前に行われるときは、当該特定中小企業者が、単独で行うものとする。ただし、同条第一項の認定に係る中小企業承継事業再生計画(第一項の規定による変更の認定又は前項の規定による変更の届出があったときは、その変更後のもの。以下「認定中小企業承継事業再生計画」という。)に従って承継事業者が事業を承継した後ににおいては、当該承継事業者が、単独で行うことができる。

4 主務大臣は、認定中小企業承継事業再生計画に従って承継事業者が事業を承継する前に第一項の規定による変更の認定の申請がされ、かつ、その変更が次の各号のいずれかに該当するものである場合において、同項の認定をしようとするときは、当該各号に定める行政庁に協議し、その同意を得るものとする。

一 主務大臣が前条第五項の規定により行政庁の同意を得てした同条第四項の認定に係る中小企業承継事業再生計画の変更 当該行政庁(当該変更が特定許認可等に基づく特定中小企業者の地位の全部又は一部の記載を削除しようとするものである場合においては、当該削除に係る特定許認可等をした行政庁を除く。)

二 新たに特定許認可等に基づく特定中小企業者の地位を記載しようとする変更 当該特定許認可等をした行政庁

5 主務大臣は、認定中小企業承継事業再生事業者が当該認定中小企業承継事業再生計画に従って中小企業承継事業再生を実施していないと認めるときは、その認定を取り消すことができる。

6 主務大臣は、認定中小企業承継事業再生計画が前条第四項各号のいずれかに適合しないものとなつたと認めるときは、認定中小企業承継事業再生事業者に対して、当該認定中小企業承継事業再生計画の変更を指示し、又はその認定を取り消すことができる。

7 前条第四項の規定は第一項の認定について、同条第六項から第八項までの規定は第四項の同意についてそれぞれ準用する。

(特定許認可等に基づく地位の承継等)

第二百二十三条 認定中小企業承継事業再生計画に第二百一十一条第三項の特定許認可等に基づく特定中小企業者の地位が記載されている場合において、当該認定中小企業承継事業再生計画に従って承継事業者が事業を承継したときは、当該承継事業者は、当該特定許認可等の根拠となる法令の規定にかかわらず、当該特定許認可等に基づく特定中小企業者の地位を承継する。

2 認定中小企業承継事業再生事業者は、当該認定中小企業承継事業再生計画に従って承継事業者が事業を承継したときは、遅滞なく、その事実を証する書面を添えて、その旨を主務大臣に報告しなければならない。

3 主務大臣は、第一項の規定により承継事業者が特定許認可等に基づく特定中小企業者の地位を承継した場合において、前項の規定による報告を受けたときは、主務省令で定めるところにより、その報告に係る事項を当該特定許認可等に係る行政庁に通知するものとする。

4 この法律に定めるもののほか、特定許認可等に基づく地位の承継に関し必要な事項は、政令で定める。

(中小企業信用保険法の特例)

第二百二十四条 普通保険、無担保保険又は特別小口保険の保険関係であつて、中小企業承継事業再生関連保証(中小企業信用保険法第三条第一項、第三条の二第一項又は第三条の三第一項に規定する債務の保証であつて、認定中小企業承継事業再生計画に従って行われる中小企業承継事業再生に必要な資金に係るものをいう。)を受けた中小企業者(承継事業者(認定中小企業承継事業再生計画に従って設立される法人を除く。)に限る。)に係るものについての次の表の上欄に掲げる同法の規定の適用については、これらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句とする。

第三條第一項	保險価額の合計額が
産業競争力強化法平成二十五年法律第 号(第二百二十四条に規定する中小企業承継事業再生関連保証(以下「中小企業承継事業再生関連保証」という。)に係る保険関係の保険価額の合計額とその他の保険関係の保険価額の合計額とがそれぞれ	

第三条の二第一項及 び第三条の三第一項 保険価額の合計額が	中小企業承継事業再生関連保証に係る 保険関係の保険価額の合計額とその他 の保険関係の保険価額の合計額とがそ れぞれ
第三条の二第三項 当該借入金額ののうち	中小企業承継事業再生関連保証及びそ の他の保証ごとに、それぞれ当該借入 金の額のうち
当該債務者	中小企業承継事業再生関連保証及びそ の他の保証ごとに、当該債務者
当該保証をした	中小企業承継事業再生関連保証及びそ の他の保証ごとに、それぞれ当該保証 をした
当該債務者	中小企業承継事業再生関連保証及びそ の他の保証ごとに、当該債務者

(中小企業投資育成株式会社の特例)

第二百二十五条 中小企業投資育成株式会社は、中
小企業投資育成株式会社法(昭和三十八年法律
第百一号)第五条第一項各号に掲げる事業のほ
か、次に掲げる事業を行うことができる。

- 一 中小企業者が認定中小企業承継事業再生計
画に従って中小企業承継事業再生を実施する
ために資本金の額が三億円を超える株式会社
を設立する際に発行する株式の引受け及び当
該引受けに係る株式の保有
- 二 中小企業者のうち資本金の額が三億円を超
える株式会社(承継事業者に限る。)が認定中
小企業承継事業再生計画に従って中小企業承
継事業再生を実施するために必要とする資金
の調達を図るために発行する株式、新株予約

権(新株予約権付社債に付されたものを除
く。)又は新株予約権付社債等の引受け及び当
該引受けに係る株式、新株予約権(その行使
により発行され、又は移転された株式を含
む。)又は新株予約権付社債等(新株予約権付
社債等に付された新株予約権の行使により発
行され、又は移転された株式を含む。)の保有
前項第一号の規定による株式の引受け及び当
該引受けに係る株式の保有並びに同項第二号の
規定による株式、新株予約権(新株予約権付社
債に付されたものを除く。)又は新株予約権付社
債等の引受け及び当該引受けに係る株式、新株
予約権(その行使により発行され、又は移転さ
れた株式を含む。)又は新株予約権付社債等(新
株予約権付社債等に付された新株予約権の行使

により発行され、又は移転された株式を含む。)の保有は、中小企業投資育成株式会社法の適用
については、それぞれ同法第五条第一項第一号
及び第二号の事業とみなす。

第三節 中小企業再生支援体制の整備

(中小企業の事業の再生の支援に関する指針)
第二百二十六条 経済産業大臣は、中小企業承継事
業再生その他の取組による中小企業の事業の再
生を適切に支援し、その活力の再生に資するた
め、国、地方公共団体、独立行政法人中小企業
基盤整備機構及び認定支援機関が講ずべき支援
措置に関する基本的な指針(以下この条及び次
条第一項において「支援指針」という。)を定める
ものとする。

2 支援指針においては、次に掲げる事項につい
て定めるものとする。

- 一 中小企業の活力の再生の支援に関する基本
的事項
- 二 中小企業の活力の再生の支援内容に関する
事項
- 三 中小企業の活力の再生の支援体制に関する
事項
- 四 その他中小企業の活力の再生の支援に関し
配慮すべき事項
- 3 経済産業大臣は、経済事情の変動により必要
が生じたときは、支援指針を変更するものとす
る。
- 4 経済産業大臣は、支援指針を定め、又はこれ
を変更しようとするときは、あらかじめ、中小
企業者の事業を所管する大臣に協議するととも
に、中小企業政策審議会の意見を聴くものとす
る。
- 5 経済産業大臣は、支援指針を定め、又はこれ

を変更したときは、遅滞なく、これを公表する
ものとする。

(認定支援機関)

第二百二十七条 経済産業大臣は、支援指針に基づ
き、経済産業省令で定めるところにより、商工
会、都道府県商工会連合会、商工会議所又は中
小企業支援法(昭和三十八年法律第百四十七号)
第七条第一項に規定する指定法人であつて、都
道府県の区域の全部又は一部の地域において次
項に規定する業務(以下「中小企業再生支援業
務」という。)を適正かつ確実に行うことができ
ると認められるものを、その申請により、中小
企業再生支援業務を行う者として認定すること
ができる。

2 前項の認定を受けた者(以下「認定支援機関」
という。)は、他の法令に定めるもののほか、当
該認定に係る第四項第四号ハの地域において、
次の業務を行うものとする。

- 一 次に掲げるもののいずれかを行い、又は行
おうとする中小企業者(イに掲げるものを行
い、又は行おうとする場合にあつては、事業
を営んでいない個人を含む。)の求めに応じ、
必要な指導又は助言を行うこと。
- イ 現に有する経営資源及び合併、事業の譲
受けその他これらに準ずるものにより他の
中小企業者から承継する事業に係る新たな
経営資源を有効に組み合わせ一体的に活
用することによる商品の生産若しくは販売
又は役務の提供の効率化
- ロ 中小企業承継事業再生その他の取組によ
る事業の再生
- 二 前号イに掲げるものに係る合併、事業の譲
渡又は譲受けその他これらに準ずるものに關
し仲介を行うこと。

官 報 (号 外)

三 中小企業者及びその経営の改善を支援する事業を行う者並びにこれらの者の従業員に対し、第一号イ又はロに掲げるものに関する研修を行うこと。 四 前三号に掲げる業務に関連して必要な情報の収集、調査及び研究を行い、並びにその成果を普及すること。 五 独立行政法人中小企業基盤整備機構からの委託に基づき、第百三十三条第一号に掲げる業務の実施に必要な調査を行うこと。	第四号に掲げる事項の変更(経済産業省令で定める軽微な変更を除く。)をしようとするときはあらかじめ、その旨を経済産業大臣に届け出なければならぬ。 (中小企業再生支援協議会) 第百二十八条 認定支援機関に、中小企業再生支援協議会を置く。	一 独立行政法人中小企業基盤整備機構が第百三十三条第四号に掲げる業務を円滑に行うために認定支援機関から情報の提供を受けることが必要な場合において、当該認定支援機関の役員若しくは職員又は中小企業再生支援協議会の委員が、独立行政法人中小企業基盤整備機構に提供する当該業務に関する情報 二 認定支援機関が第百二十七条第二項第一号に掲げる業務(同号ロに掲げるものに係るものに限る。)及び同項第二号に掲げる業務を円滑に行うために独立行政法人中小企業基盤整備機構の助言又は専門家の派遣を受けることが必要な場合において、認定支援機関の役員若しくは職員又は中小企業再生支援協議会の委員が、独立行政法人中小企業基盤整備機構に提供する当該業務に関する情報	(中小企業信用保険法の特例) 第百三十二条 認定支援機関であつて、特定中小企業再生支援事業(中小企業再生支援業務に係る事業であつて、中小企業再生支援協議会の決定を経たものをいう。)の実施に必要な資金に係る中小企業信用保険法第三条第一項又は第三条の二第一項に規定する債務の保証を受けたものについては、当該認定支援機関を同法第二条第一項の中小企業者とみなして、同法第三条、第三条の二及び第四条から第八条までの規定を適用する。この場合において、同法第三条第一項及び第三条の二第一項の規定の適用については、これらの規定中「借入れ」とあるのは、「産業競争力強化法(平成二十五年法律第 号)第百三十二条に規定する特定中小企業再生支援事業の実施に必要な資金の借入れ」とする。
3 認定支援機関は、他の法令に定める業務及び前項各号に掲げる業務のほか、裁判外紛争解決手続の利用の促進に関する法律第五条の認証を受け、かつ、第五十一条第一項の認定を受けて、事業再生に係る紛争について民間紛争解決手続(同法第二条第一号に規定する手続をいう。)を実施することができる。 4 第一項の認定を受けようとする者は、経済産業省令で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した認定申請書を経済産業大臣に提出しなければならない。 一 名称及び住所 二 事務所の所在地 三 次条第一項に規定する中小企業再生支援協議会の委員として任命しようとする委員の候補者	6 前各項に規定するもののほか、中小企業再生支援協議会の組織及び運営に関し必要な事項は、政令で定める。 (秘密保持義務) 第百二十九条 認定支援機関の役員若しくは職員若しくは中小企業再生支援協議会の委員又はこれらの職にあつた者は、中小企業再生支援業務に関して知り得た秘密を漏らし、又は盗用してはならない。 2 前項の規定は、次に掲げる情報に関しては、適用しない。	三 認定支援機関が第百二十七条第二項第二号に掲げる業務を円滑に行うために他の認定支援機関から情報の提供を受けることが必要な場合において、当該認定支援機関の役員若しくは職員又は中小企業再生支援協議会の委員が、当該他の認定支援機関の役員若しくは職員又は中小企業再生支援協議会の委員又は中小企業再生支援協議会の委員に提供する当該業務に関する情報 (改善命令) 第百三十条 経済産業大臣は、認定支援機関の中小企業再生支援業務の運営に関し改善が必要であると認めるときは、その認定支援機関に対し、その改善に必要な措置を講ずべきことを命ずることができる。	二 第百二十七条第二項第一号から第四号までに掲げる業務を行うこと。 三 認定支援機関の依頼に応じて、専門家の派遣その他中小企業再生支援業務の実施に関し必要な協力を行うこと。
5 認定支援機関は、前項第一号及び第二号に掲げる事項に変更があつたときは遅滞なく、同項	2 前項の規定は、次に掲げる情報に関しては、適用しない。	第百三十一条 経済産業大臣は、認定支援機関が前条の規定による命令に違反したときは、その認定を取り消すことができる。	

四 中小企業再生支援業務の実施状況を評価し、及びその結果を経済産業大臣に報告すること。

第七章 雑則

(資金の確保)

第百三十四条 国は、認定事業再編事業者等若しくは認定特定事業再編事業者等が認定事業再編計画若しくは認定特定事業再編計画に従つて事業再編若しくは特定事業再編のための措置を行い、又は認定新事業活動実施者、認定特定新事業開拓投資事業組合、認定特定研究成果活用支援事業者、認定市町村若しくは認定連携創業支援事業者若しくは認定中小企業承継事業再生事業者が認定新事業活動計画、認定特定新事業開拓投資事業計画、認定特定研究成果活用支援事業計画、認定創業支援事業計画若しくは認定中小企業承継事業再生計画に従つて新事業活動、特定新事業開拓投資事業、特定研究成果活用支援事業、創業支援事業若しくは中小企業承継事業再生を実施するのに必要な資金の確保に努めるものとする。

2 国は、特定投資事業有限責任組合が事業再編又は中小企業承継事業再生を実施する事業者の自己資本の充実を行うのに必要な資金の確保に努めるものとする。

(雇用の安定等)

第百三十五条 認定事業再編事業者、認定特定事業再編事業者又は認定中小企業承継事業再生事業者(以下この条及び第百三十九条において「認定事業者」という。)は、認定事業再編計画、認定特定事業再編計画又は認定中小企業承継事業再生計画に従つて事業再編、特定事業再編又は中小企業承継事業再生を実施するに当たつて

は、その雇用する労働者の理解と協力を得るとともに、当該労働者について、失業の予防その他雇用の安定を図るために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

2 国は、認定事業者の雇用する労働者について、失業の予防その他雇用の安定を図るために必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

3 国は、認定事業者に雇用されていた労働者について、就職のあつせんその他その職業及び生活の安定に資するため必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

4 国及び都道府県は、認定事業者の雇用する労働者及び認定事業者に雇用されていた労働者について、職業訓練の実施その他の能力の開発及び向上を図るために必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

5 国及び都道府県は、認定事業者の関連中小企業者について、その新たな経済的環境への適応の円滑化に資するため必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(中小企業者への配慮)

第百三十六条 国、地方公共団体、独立行政法人中小企業基盤整備機構、商工会及び商工会議所は、他の事業者の事業再編又は中小企業承継事業再生の実施によりその経営に著しい影響を受ける中小企業者の経営基盤の強化を図るため、当該中小企業者の行う事業に関する経営方法又は技術に関する助言、研修又は情報提供その他必要な施策を総合的に推進するよう努めるものとする。

(報告の徴収)

第百三十七条 主務大臣は、認定新事業活動実施者、認定特定研究成果活用支援事業者(当該認定特定研究成果活用支援事業者が投資事業有限

責任組合である場合にあつては、当該投資事業有限責任組合の無限責任組合員)、認定事業再編事業者、認定特定事業再編事業者又は認定中小企業承継事業再生事業者に対し、認定新事業活動計画、認定特定研究成果活用支援事業計画、認定事業再編計画、認定特定事業再編計画又は認定中小企業承継事業再生計画の実施状況について報告を求めることができる。

2 第八条第三項の関係行政機関の長は、認定新事業活動実施者に対し、当該規制の特例措置の適用の状況について報告を求めることができる。

3 主務大臣は、認定市町村に対し、認定創業支援事業計画の実施状況について報告を求めることができる。

4 経済産業大臣は、認定特定新事業開拓投資事業組合の無限責任組合員に対し、認定特定新事業開拓投資事業計画の実施状況について報告を求めることができる。

5 経済産業大臣は、認定支援機関に対し、中小企業再生支援業務の実施状況について報告を求めることができる。

6 経済産業大臣は、この法律の施行に必要な限度において、特定認証紛争解決事業者に対し、特定認証紛争解決手続の業務、第五十六条第一項に規定する償還すべき社債の金額の減額に係る確認の業務又は第五十八条第一項に規定する資金の借入れに係る確認の業務の実施状況について報告を求めることができる。

(指定金融機関等に対する報告の徴収等)

第百三十八条 主務大臣は、この法律を施行するため必要があると認めるときは、指定金融機関から事業再編促進業務に関し報告をさせ、又はその職員に、指定金融機関の営業所若しくは事

務所に立ち入り、帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。

2 経済産業大臣は、この法律を施行するため必要があると認めるときは、設備導入促進法人から設備導入促進業務に関し報告をさせ、又はその職員に、設備導入促進法人の事務所に立ち入り、帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。

3 経済産業大臣は、この法律を施行するため必要があると認めるときは、機構からその業務に関し報告をさせ、又はその職員に、機構の営業所、事務所その他の事業場に立ち入り、帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。

4 前三項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人にこれを提示しなければならない。

5 第一項から第三項までの規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

(連絡及び協力)

第百三十九条 主務大臣及び厚生労働大臣は、この法律の施行に当たつては、認定事業者に係る労働者の雇用に関する事項について、相互に緊密に連絡し、及び協力するものとする。

(主務大臣等)

第百四十条 この法律における主務大臣は、次の各号に掲げる事項の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める大臣とする。

- 一 新事業活動に関する事項 新事業活動に係る事業を所管する大臣
- 二 特定研究成果活用支援事業計画に関する事項 経済産業大臣及び文部科学大臣
- 三 事業再編計画に関する事項 事業再編計画に係る事業を所管する大臣

官 報 (号 外)

四 特定事業再編計画に関する事項 特定事業再編計画に係る事業を所管する大臣 五 事業再編促進円滑化業務及び事業再編促進業務に関する事項 経済産業大臣及び財務大臣 六 創業支援事業計画に関する事項 経済産業大臣、総務大臣及び創業支援事業計画に係る創業支援事業を所管する大臣 七 中小企業承継事業再生計画に関する事項 経済産業大臣及び中小企業承継事業再生計画に係る事業を所管する大臣 2 この法律における主務省令は、主務大臣の発する命令とする。 3 前項の規定にかかわらず、第二条第二項、第八条第二項及び第三項、第十条第三項及び第五項並びに第十二条における主務省令は、規制について規定する法律及び法律に基づく命令(人事院規則、公正取引委員会規則、国家公安委員会規則、公害等調整委員会規則、公安審査委員会規則、中央労働委員会規則、運輸安全委員会規則及び原子力規制委員会規則を除く。)を所管する内閣府又は各省の内閣府令(告示を含む。)又は省令(告示を含む。)とする。ただし、人事院、公正取引委員会、国家公安委員会、公害等調整委員会、公安審査委員会、中央労働委員会、運輸安全委員会又は原子力規制委員会の所管に係る規制については、それぞれ人事院規則、公正取引委員会規則、国家公安委員会規則、公害等調整委員会規則、公安審査委員会規則、中央労働委員会規則、運輸安全委員会規則又は原子力規制委員会規則とする。 (権限の委任) 第四百四十一条 この法律による主務大臣の権限は、主務省令で定めるところにより、地方支分	部局の長に委任することができる。 (機構と事業活動の計画の認定等との関係) 第四百四十二条 機構は、特定事業活動支援をするに当たっては、必要に応じ、対象事業者に対し、第十条第一項の新事業活動計画の認定、第十七条第一項の特定新事業開拓投資事業計画の認定、第二十四条第一項の事業再編計画の認定又は第二十六条第一項の特定事業再編計画の認定の申請を促すことその他の措置を講ずることにより、これらの施策と相まって、効果的にこれを行うよう努めなければならない。 (経過措置) 第四百四十三条 この法律に基づき命令を制定し、又は改廃する場合においては、その命令で、その制定又は改廃に伴い合理的に必要と判断される範囲内において、所要の経過措置(罰則に関する経過措置を含む。)を定めることができる。 第八章 罰則 第四百四十四条 機構の取締役、会計参与(会計参与が法人であるときは、その職務を行うべき社員)、監査役又は職員が、その職務に関して、賄賂を收受し、又はその要求若しくは約束をしたときは、三年以下の懲役に処する。これによつて不正の行為をし、又は相当の行為をしなかつたときは、五年以下の懲役に処する。 2 前項の場合において、犯人が收受した賄賂は、没収する。その全部又は一部を没収することができないときは、その価額を追徴する。 第四百四十五条 前条第一項の賄賂を供与し、又はその申込み若しくは約束をした者は、三年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。 2 前項の罪を犯した者が自首したときは、その刑を減軽し、又は免除することができる。 第四百四十六条 第四百四十四条第一項の罪は、日本	国外において同項の罪を犯した者にも適用する。 2 前条第一項の罪は、刑法(明治四十年法律第四十五号)第二条の例に従う。 第四百四十七条 第七十二条第二項の規定による設備導入促進業務の停止の命令に違反したときは、その違反行為をした設備導入促進法人の役員又は職員は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。 第四百四十八条 機構の取締役、会計参与(会計参与が法人であるときは、その職務を行うべき社員)、監査役若しくは職員又はこれらの職にあつた者が、第八十九条の規定に違反してその職務上知ることのできた秘密を漏らし、又は盗用したときは、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。 第四百四十九条 第三十八条第三項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した場合には、その違反行為をした機構の取締役、会計参与(会計参与が法人であるときは、その職務を行うべき社員)、監査役又は職員は、五十万円以下の罰金に処する。 第五百十条 次の各号のいずれかに該当するときは、その違反行為をした者は、三十万円以下の罰金に処する。 一 第四十五条の規定に違反して、帳簿を備えず、帳簿に記載せず、若しくは帳簿に虚偽の記載をし、又は帳簿を保存しなかつたとき。 二 第四十七条第一項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をしたとき。 三 第二百三十三条第二項又は第三百三十七条第一項、第二項若しくは第四項から第六項までの規定による報告をせず、又は虚偽の報告をし	たとき。 四 第三百三十八条第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避したとき。 第五百一十一条 次の各号のいずれかに該当するときは、その違反行為をした設備導入促進法人の役員又は職員は、三十万円以下の罰金に処する。 一 第六十八条の規定に違反して、帳簿を備えず、帳簿に記載せず、若しくは帳簿に虚偽の記載をし、又は帳簿を保存しなかつたとき。 二 第七十一条第一項の規定による許可を受けないで、設備導入促進業務の全部を廃止したとき。 三 第三百三十八条第二項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避したとき。 第五百十二条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前二条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して各本条の刑を科する。 第五百十三条 第三十四条第三項において読み替えて準用する会社法第七百九十七条第三項若しくは第四項の規定又は第三十五条第二項において読み替えて準用する同法第六百六十九条第三項若しくは第四項の規定に違反して公告若しくは通知をすることを怠り、又は不正の公告若しくは通知をしたときは、その違反行為をした株式会社、合資会社、有限会社、合同会社、株式會社、合資會社、有限會社、合同會社の取締役、執行役、清算人、清算人代理、民事保全法(平成元年法律第九十一号)第五十六条に規定する仮処分命令により選任された取締
---	--	---	---

第七條 この法律の施行前にされた旧産活法第九條第一項の認定の申請であつて、この法律の施行の際、認定をすることがどうかの処分がされてい
ないものに係る認定については、なお従前の例
による。

2 旧産活法第十條第一項の認定経営資源融合事
業者（この法律の施行後に前項の規定に基づき

官 報 (号 外)

なお従前の例により認定を受けた者を含む。)に関する計画の変更の認定、変更の指示及び認定の取消し、現物出資及び財産引受の調査に関する特例、株式の発行等に係る現物出資の調査に関する特例、特別支配会社への事業譲渡等に関する特例、株式の併合に関する特例、株式を対価とする公開買付けに際しての株式の発行等に関する特例、全部取得条項付種類株式の発行及び取得に関する特例、事業の譲渡の場合の債権者の異議の催告等、中小企業投資育成株式会社の特例並びに報告の徴収については、なお従前の例による。

(資源生産性革新計画に関する経過措置)

第八条 この法律の施行前にされた旧産活法第十条第一項の認定の申請であつて、この法律の施行の際、認定をすることがどうかの処分がされていないものに係る認定については、なお従前の例による。

2 旧産活法第十二条第一項の認定資源生産性革新事業者(この法律の施行後に前項の規定に基づきなお従前の例により認定を受けた者を含む。)に関する計画の変更の認定、変更の指示及び認定の取消し、現物出資及び財産引受の調査に関する特例、株式の発行等に係る現物出資の調査に関する特例、特別支配会社への事業譲渡等に関する特例、株式の併合に関する特例、株式を対価とする公開買付けに際しての株式の発行等に関する特例、全部取得条項付種類株式の発行及び取得に関する特例、事業の譲渡の場合の債権者の異議の催告等、貨物利用運送事業法(平成元年法律第八十二号)の特例、貨物自動車運送事業法(平成元年法律第八十三号)の特例、中小企業投資育成株式会社の特例並びに報告の徴収については、なお従前の例による。

(事業革新新商品生産設備導入計画に関する経過措置)

第九条 この法律の施行前にされた旧産活法第十四条第一項の認定の申請であつて、この法律の施行の際、認定をすることがどうかの処分がされていないものに係る認定については、なお従前の例による。

2 旧産活法第十五条第一項の認定事業革新新商品生産設備導入事業者(この法律の施行後に前項の規定に基づきなお従前の例により認定を受けた者を含む。)に関する計画の変更の認定、変更の指示及び認定の取消し、中小企業投資育成株式会社の特例並びに報告の徴収については、なお従前の例による。

第十条 この法律の施行前にされた旧産活法第十六条第一項の認定の申請であつて、この法律の施行の際、認定をすることがどうかの処分がされていないものに係る認定については、なお従前の例による。

2 旧産活法第十七条第一項の認定資源制約対応製品生産設備導入事業者(この法律の施行後に前項の規定に基づきなお従前の例により認定を受けた者を含む。)に関する計画の変更の認定、変更の指示及び認定の取消し、中小企業投資育成株式会社の特例並びに報告の徴収については、なお従前の例による。

(独立行政法人中小企業基盤整備機構の行う事業再構築円滑化等業務に関する経過措置)

第十一条 この法律の施行の際現に行われている旧産活法第二十四条の債務の保証に係る独立行政法人中小企業基盤整備機構の業務については、同条の規定は、この法律の施行後も、なお

その効力を有する。

(公庫の行う損失補填業務に関する経過措置)

第十二条 この法律の施行の際現に行われている旧産活法第二十四条の第二項の損失の補填に係る公庫の業務については、同条の規定は、この法律の施行後も、なおその効力を有する。

(公庫の行う事業再構築等促進円滑化業務に関する経過措置)

第十三条 この法律の施行の際現に行われている旧産活法第二十四条の第三項に規定する公庫の事業再構築等促進円滑化業務については、同条並びに旧産活法第二十四条の四及び第二十四条の八の規定は、この法律の施行後も、なおその効力を有する。この場合において、旧産活法第二十四条の第三項の表第五十八条第一項の項中「産業活力の再生及び産業活動の革新に関する特別措置法(平成十一年法律第百三十一号。以下「特別措置法」という。）」とあるのは、産業競争力強化法(平成二十五年法律第 号)附則第十三条の規定によりなおその効力を有することとされた同法附則第四条の規定による廃止前の産業活力の再生及び産業活動の革新に関する特別措置法(平成十一年法律第百三十一号。以下「旧特別措置法」という。）」と、同表第五十八条第二項及び第五十九条第一項の項、第七十一条の項、第七十三条第一号の項、第七十三条第三号の項、第七十三条第七号の項及び附則第四十七條第一項の項中「特別措置法」とあるのは「旧特別措置法」とする。

(旧産活法第二十四条の五第一項に規定する指定金融機関の行う事業再構築等促進業務に関する経過措置)

第十四条 この法律の施行の際現に行われている旧産活法第二十四条の五第一項に規定する指定

金融機関の行う同項に規定する事業再構築等促進業務については、同条から旧産活法第二十四条の十三まで及び旧産活法第七十三条の二の規定は、この法律の施行後も、なおその効力を有する。

(株式会社産業革新機構に関する経過措置)

第十五条 この法律の施行の際現に存する株式会社産業革新機構は、この法律及び会社法の規定に基づく株式会社産業革新機構として同一性をもつて存続するものとする。

2 この法律の施行の際現に従前の産業革新委員会の委員長又は委員である者は、それぞれこの法律の施行の日に、第九十二条の規定により、この法律の規定に基づく産業革新委員会の委員長又は委員として選定されたものとみなす。

3 株式会社産業革新機構は、この法律の施行の日までに、第八十二条の例により、この法律の施行に伴い必要となる定款の変更をし、経済産業大臣の認可を受けなければならない。

4 この法律の施行前に旧産活法又はこれに基づく命令の規定により経済産業大臣が株式会社産業革新機構に関して行った認可その他の処分又は株式会社産業革新機構が行った申請その他の手続でこの法律又はこれに基づく命令に相当の規定があるものは、この附則に別段の定めがあるものを除き、この法律又はこれに基づく命令の相当の規定によつてした認可その他の処分又は申請その他の手続とみなす。

(取締役等の秘密保持義務に関する経過措置)

第十六条 株式会社産業革新機構の取締役、会計参与(会計参与が法人であるときは、その職務を行うべき社員)、監査役又は職員であつた者に係るその職務上知ることのできた秘密を漏らし、又は盗用してはならない義務については、

(中小企業経営資源活用計画に関する経過措置)

2 旧産活法第三十二条第一項の認定中小企業経

(創業関連保証に関する経過措置)

(特定信用状関連保証に関する経過措置)

(中小企業承継事業再生計画に関する経過措置)

お従前の例による。

第二十一条 この法律の施行の際現に旧産活法第

2 前項の規定により第二百二十七条第一項の認定

る。

第二十二條 旧産活法第四十一條第二項に規定す

前の例による。

す。

第二十四条 この法律の施行の際現に行われてい

(事業再生円滑化関連保証に関する経過措置)

(特許料等の特例に係る経過措置)

お従前の例による。

(罰則に関する経過措置)

第二十八条 この附則に規定するもののほか、こ

(租税特別措置法の一部改正)

第八十条の見出し中「認定事業再構築計画等」

次に掲げる事項について登記を受ける場合

に係る同法第二十四条第一項若しくは第二十

認定中小企業承継事業再生計画に係る同法第

令で定めるところによりこれらの認定の日か

第八十条第一項に次の一号を加える。

又は船舶の所有権の取得 イ又は口に掲げ

る事項の区分に応じイ又はロに定める割合
イ 不動産の所有権の取得 千分の四
ロ 船舶の所有権の取得 千分の二十三
第八十条第二項を同条第三項とし、同条第一
項の次に次の一項を加える。

2 個人が、産業競争力強化法第百十四条第二
項に規定する認定創業支援事業計画に係る同
法第百十三条第一項又は第百十四条第一項の
認定を受けた市町村(特別区を含む。)の区域
内において、当該認定創業支援事業計画に記
載された同法第二条第二十五項に規定する特
定創業支援事業による支援を受けて株式会社
の設立をした場合には、当該株式会社の設立
の登記に係る登録免許税の額は、財務省令で
定めるところにより同法の施行の日から平成
二十八年三月三十一日までの間に登記を受け
るもの限り、登録免許税法第九条の規定に
かかわらず、当該株式会社の資本金の額に千
分の三・五を乗じて計算した金額(当該金額
が七万五千円に満たない場合には、七万五千
円)とする。

第八十一条第五項中「第八十条第一項(第一号
から第四号までを除く。)又は」を削り、「第八十
条第一項第五号中「合併」とあるのは「分割」と、
同号イ中「千分の二」とあるのは「千分の四」と、
同号ロ中「千分の三」とあるのは「千分の二十三
と、前条第一項第四号」を「同条第一項第四号」
に改める。

第八十四条の六第四項中「産業活力の再生及
び産業活動の革新に関する特別措置法第三十条
の二十一第一項(登記)」を「産業競争力強化法第
九十五条第一項(委員の登記)」に改める。

(租税特別措置法の一部改正に伴う経過措置)
第三十条 前条の規定による改正前の租税特別措

置法第八十条第一項に規定する認定(附則第五
条から第八条まで又は第二十条の規定によりな
お従前の例によることとされる場合における当
該認定を含む。)に係る同項各号に掲げる事項に
ついての登記に係る登録免許税については、な
お従前の例による。

(租税特別措置法の一部改正に伴う調整規定)
第三十一条 この法律の施行の日が金融商品取引
法等の一部を改正する法律(平成二十五年法律
第四十五号)附則第一条第二号に掲げる規定の
施行の日前である場合には、同法附則第十九条
のうち租税特別措置法第八十条第二項の改正規
定中「第八十条第二項」とあるのは、「第八十条
第三項」とする。

(中小企業基本法の一部改正)

第三十二条 中小企業基本法(昭和三十八年法律
第百五十四号)の一部を次のように改正する。

第二十九条第三項中「産業活力の再生及び
産業活動の革新に関する特別措置法(平成十一
年法律第百三十一号)」を削り、「及び商店街の
活性化のための地域住民の需要に応じた事業活
動の促進に関する法律」を、「商店街の活性化の
ための地域住民の需要に応じた事業活動の促進
に関する法律」に改め、「(平成二十一年法律第
八十号)」の下に「及び産業競争力強化法(平成二
十五年法律第 号)」を加える。

(登録免許税法の一部改正)

第三十三条 登録免許税法(昭和四十二年法律第
三十五号)の一部を次のように改正する。

別表第一第百二十五号中「産業活力の再生
及び産業活動の革新に関する特別措置法(平成
十一年法律第百三十一号)第二十二号の四第一
項若しくは第二項(貨物自動車運送事業法の特
例)及び「産業活力の再生及び産業活動の革

新に関する特別措置法第十一条第一項(資源生
産性革新計画の認定)の規定による資源生産性
革新計画の認定若しくは同法第十二条第一項
(資源生産性革新計画の変更等)の規定による資
源生産性革新計画の変更の認定」を削り、同表
第百三十九号中「産業活力の再生及び産業活
動の革新に関する特別措置法第二十二号の二第
一項若しくは第二項(貨物利用運送事業法の特
例)」、「産業活力の再生及び産業活動の革新
に関する特別措置法第十一条第一項(資源生産
性革新計画の認定)の規定による資源生産性革
新計画の認定若しくは同法第十二条第一項(資
源生産性革新計画の変更等)の規定による資源
生産性革新計画の変更の認定」、「産業活力の
再生及び産業活動の革新に関する特別措置法第
二十二号の三第一項若しくは第二項(貨物利用
運送事業法の特例)及び「産業活力の再生及び
産業活動の革新に関する特別措置法第十一条
第一項の規定による資源生産性革新計画の認定
若しくは同法第十二条第一項の規定による資源
生産性革新計画の変更の認定」を削る。

(大学等における技術に関する研究成果の民間
事業者への移転の促進に関する法律の一部改
正)
第三十四条 大学等における技術に関する研究成
果の民間事業者への移転の促進に関する法律
(平成十年法律第五十二号)の一部を次のよう
に改正する。

第七条を削り、第八条を第七条とし、同条の
次に次の一条を加える。

(特許料等の特例)

第八条 特許庁長官は、承認事業者が特定大学
技術移転事業を実施するときは、政令で定め
るところにより、特許法(昭和三十四年法律

第百二十一号)第百七条第一項の規定による
第一年から第十年までの各年分の特許料を軽
減し若しくは免除し、又はその納付を猶予す
ることができる。

2 特許庁長官は、承認事業者が特定大学技術
移転事業を実施するときは、政令で定めると
ころにより、自己の特許出願について特許法
第百九十五条第二項の規定により納付すべき
出願審査の請求の手数料を軽減し、又は免除
することができる。

第十二条第四項及び第九項中「(昭和三十四年
法律第百二十一号)」を削る。

(独立行政法人中小企業基盤整備機構法の一部
改正)

第三十五条 独立行政法人中小企業基盤整備機
構法(平成十四年法律第百四十七号)の一部を次
のように改正する。

第十五条第一項第五号中「から第十号まで」を
「第九号及び第十四号」に改め、同項中第十号
を削り、第十一号を第十号とし、第十二号から
第十四号までを一号ずつ繰り上げ、第十五号の
前に次の一号を加える。

十四 産業競争力強化法(平成二十五年法律
第 号)第十三条、第十九条、第三十

八条及び第五十三号の規定による債務の保
証、同法第百七条第一項の規定による協
力並びに同法第百三十三号の規定による出
資その他の業務を行うこと。

第十五条第五項中「第一項第十一号及び第十
三号」を「第一項第十号及び第十二号」に改め
る。

第十七条第一項第二号中「及び同項第八号か
ら第十号まで」を並びに同項第八号、第九号及
び第十四号に改め、同項第三号中「から第十号

まで」を「から第九号まで及び第十四号」に改める。

第十八条第一項第一号中「に掲げる業務(産業活力の再生及び産業活動の革新に関する特別措置法第四十七条に規定する出資の業務に限る。)、同項第十一号から第十四号までに掲げる業務」を「から第十三号までに掲げる業務、同項第十四号に掲げる業務(産業競争力強化法第三十七條第一項に規定する協力及び同法第三十三條に規定する出資その他の業務に限る。)」に改め、同項第二号中「同項第十号」を「同項第十四号」に改める。

第二十一条第一項中「第十号」を「第十四号」に改める。

第二十二條第一項中「第十五條第一項第十一号」を「第十五條第一項第十号」に改める。

附則第八條の五第四号中「前三号」を「前各号」に改め、同号を同条第六号とし、同条第三号の次に次の二号を加える。

四 産業競争力強化法の施行前に機構が締結した債務保証契約に係る同法附則第十一条及び第二十四条の規定によりなおその効力を有するものとされる同法附則第四条による廃止前の産業活力の再生及び産業活動の革新に関する特別措置法(平成十一年法律第三十一号。以下「廃止前産業活力の再生及び産業活動の革新に関する特別措置法」という。)第二十四条及び第五十條の業務

五 廃止前産業活力の再生及び産業活動の革新に関する特別措置法第四十七條の規定によりされた出資に係る株式の管理及び処分附則第十四條の表第十八條第一項第一号の項中「同項第十四号までに」を「同項第十七号に」に改める。

(国立大学法人法の一部改正)

第三十六条 国立大学法人法の一部を次のように改正する。

第二十二條第一項第六号中「出資する」を「対し、出資(次号に該当するものを除く。)を行う」に改め、同項第七号を同項第八号とし、同項第六号の次に次の一号を加える。

七 産業競争力強化法(平成二十五年法律第七号)に掲げる業務のうち出資に関するもの

並びに人的及び技術的援助を行うこと。

第二十二條第二項中「業務」の下に「及び同項第七号に掲げる業務のうち出資に関するもの」を加える。

第二十九條第一項第五号中「出資する」を「対し、出資(次号に該当するものを除く。)を行う」に改め、同項第六号を同項第七号とし、同項第五号の次に次の一号を加える。

六 産業競争力強化法第二十二條の規定による出資並びに人的及び技術的援助を行うこと。

第二十九條第二項中「業務」の下に「及び同項第六号に掲げる業務のうち出資に関するもの」を加える。

(株式会社地域経済活性化支援機構法の一部改正)

第三十七條 株式会社地域経済活性化支援機構法(平成二十一年法律第六十三号)の一部を次のように改正する。

第二十四條第二項中「次項において「事業所管大臣」という。を削り、同条中第三項を削り、第四項を第三項とする。

第二十五條第三項中「認定支援機関(産業活力の再生及び産業活動の革新に関する特別措置法第四十一条第二項)を「独立行政法人中小企業基

盤整備機構又は認定支援機関(産業競争力強化法(平成二十五年法律第七号)第二百二十七條第二項)に改め、同条第四項中「交付した」の下に「独立行政法人中小企業基盤整備機構又は」を加える。

第三十二條第二項中「交付した」の下に「独立行政法人中小企業基盤整備機構又は」を加える。

第六十一條の見出しを「(産業競争力強化法との関係)」に改め、同条第一項中「産業活力の再生及び産業活動の革新に関する特別措置法第五條第一項の事業再構築計画」を「産業競争力強化法第二十四條第一項の事業再編計画」に、「第七條第一項の経営資源再活用計画の認定、同法第九條第一項の経営資源融合計画の認定、同法第十一條第一項の資源生産性革新計画」を「第二十九條第一項の特定事業再編計画」に、「第三十九條の二第一項」を「第二百一十一條第一項」に改め、同条第二項中「認定支援機関は、産業活力の再生及び産業活動の革新に関する特別措置法第四十一条第二項第一号の規定により」を「独立行政法人中小企業基盤整備機構は産業競争力強化法第二百三十三條第二号(同法第二百二十七條第二項第一号に係る部分に限る。))の規定により、認定支援機関は同項第一号の規定により、」に改める。

第六十三條中「産業活力の再生及び産業活動の革新に関する特別措置法第二條第二十四項」を「産業競争力強化法第二條第十五項」に、「及び認定支援機関」を「独立行政法人中小企業基盤整備機構及び認定支援機関」に改める。

(株式会社東日本大震災事業者再生支援機構法の一部改正)

第三十八條 株式会社東日本大震災事業者再生支援機構法(平成二十三年法律第百十三号)の一部を次のように改正する。

第十九條第三項中「認定支援機関(産業活力の再生及び産業活動の革新に関する特別措置法(平成十一年法律第三十一号)第四十一条第二項)を「独立行政法人中小企業基盤整備機構又は認定支援機関(産業競争力強化法(平成二十五年法律第七号)第二百二十七條第二項に改め、同条第四項中「交付した」の下に「独立行政法人中小企業基盤整備機構又は」を加える。

第二十六條第二項中「交付した」の下に「独立行政法人中小企業基盤整備機構又は」を加える。

第五十九條の見出しを「(産業競争力強化法との関係)」に改め、同条第一項中「産業活力の再生及び産業活動の革新に関する特別措置法第五條第一項の事業再構築計画」を「産業競争力強化法第二十四條第一項の事業再編計画」に、「第七條第一項の経営資源再活用計画の認定、同法第九條第一項の経営資源融合計画の認定、同法第十一條第一項の資源生産性革新計画」を「第二十九條第一項の特定事業再編計画」に、「第三十九條の二第一項」を「第二百一十一條第一項」に、「第四十七條」を「第二百三十三條第一号」に改め、同条第二項中「認定支援機関は、産業活力の再生及び産業活動の革新に関する特別措置法第四十一条第二項第一号の規定により」を「独立行政法人中小企業基盤整備機構は産業競争力強化法第二百三十三條第二号(同法第二百二十七條第二項第一号に係る部分に限る。))の規定により、認定支援機関は同項第一号の規定により、」に改める。

第六十一條中「産業活力の再生及び産業活動の革新に関する特別措置法第二條第二十四項」を「産業競争力強化法第二條第十五項」に、「及び認定支援機関」を「独立行政法人中小企業基盤整備機構及び認定支援機関」に改める。

(株式会社東日本大震災事業者再生支援機構法の一部改正)

第三十八條 株式会社東日本大震災事業者再生支援機構法(平成二十三年法律第百十三号)の一部を次のように改正する。

第十九條第三項中「認定支援機関(産業活力の再生及び産業活動の革新に関する特別措置法(平成十一年法律第三十一号)第四十一条第二項)を「独立行政法人中小企業基盤整備機構又は認定支援機関(産業競争力強化法(平成二十五年法律第七号)第二百二十七條第二項に改め、同条第四項中「交付した」の下に「独立行政法人中小企業基盤整備機構又は」を加える。

第二十六條第二項中「交付した」の下に「独立行政法人中小企業基盤整備機構又は」を加える。

び認定支援機関」を、「独立行政法人中小企業基盤整備機構及び認定支援機関」に改める。

(小規模企業の事業活動の活性化のための中小企業基本法等の一部を改正する等の法律の一部改正)

第三十九条 小規模企業の事業活動の活性化のための中小企業基本法等の一部を改正する等の法律(平成二十五年法律第五十七号)の一部を次のように改正する。

附則第一条第二号中「第十四条(産業活力の再生及び産業活動の革新に関する特別措置法(平成十一年法律第百三十一号)第三十六条及び第三十八条の改正規定に限る。)、第十五条を削り、「第二十四条」を「第二十五条」に改める。

附則第十四条中産業活力の再生及び産業活動の革新に関する特別措置法第三十六条及び第三十八条の改正規定を削る。

附則第十五条を次のように改める。

第十五条 削除

附則第十八条中「小規模企業者等」を「旧助成法第二条第一項の小規模企業者等(以下単に「小規模企業者等」という。)」に改める。

附則に次の一条を加える。

(産業競争力強化法の一部改正)

第二十五条 産業競争力強化法(平成二十五年法律第 号)の一部を次のように改正する。

附則第十七条第二項中「小規模企業者等設備導入資金助成法」を「小規模企業の事業活動の活性化のための中小企業基本法等の一部を改正する等の法律(平成二十五年法律第五十七号)第九条の規定による廃止前の小規模企業者等設備導入資金助成法」に改める。

附則第三十九条中(平成二十五年法律第五十七号)を削る。

(地方税法の一部改正)

第四十条 地方税法(昭和二十五年法律第二百十六号)の一部を次のように改正する。

附則第五十一条の二第二項及び第五十六条の二第二項中「第十五条第一項第十三号」を「第十五条第一項第十二号」に改める。

(印紙税法の一部改正)

第四十一条 印紙税法(昭和四十二年法律第二十三号)の一部を次のように改正する。

別表第三の文書名の欄中「第十二号並びに第十四号から第十六号まで」を「第十一号、第十三号、第十五号並びに第十六号」に改める。

(東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律の一部改正)

第四十二条 東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律(平成二十三年法律第二十九号)の一部を次のように改正する。

第四十条の四及び第五十二条第一項中「第十五条第一項第十三号」を「第十五条第一項第十二号」に改める。

(所得税法等の一部を改正する法律の一部改正)

第四十三条 所得税法等の一部を改正する法律(平成二十五年法律第五号)の一部を次のように改正する。

第八条のうち租税特別措置法第八十条第二項の改正規定及び附則第一条第六号ハ中「第八十条第二項」を「第八十条第三項」に改める。

(復興庁設置法の一部改正)

第四十四条 復興庁設置法(平成二十三年法律第百二十五号)の一部を次のように改正する。

附則第三条第一項の表に次のように加える。

産業競争力強化法
(平成二十五年法律第 号)

第四百四十条第三項

又は各省の内閣府令

、復興庁又は各省の内閣府令(告示を含む。)、復興庁令

(復興庁設置法の一部改正に伴う調整規定)
第四十五条 この法律の施行の日が国際的な子の奪取の民事上の側面に関する条約の実施に関する法律(平成二十五年法律第四十八号)の施行の日前である場合には、同法附則第六条のうち復興庁設置法附則第三条第一項の表に次のように加える改正規定中「表」とあるのは、「表新型インフルエンザ等対策特別措置法(平成二十四年法律第三十一号)の項の次に」とする。